国民税制研究®

《ISSN 2188-6970》

第10号(2024年12月)

Japan Tax Journal No.10

《目次》

◎巻頭言:急がれるクラウドファンディングの法制と税制の整備~「アメリカクラウドファンディングの法務と税務」を読んで

辻村祥造

≪特集:アメリカのクラウドファンディングの法務と税務≫ ~ブロックチェーン式クラウドファンディングの分析を含めて

【論説】アメリカのクラウドファンディングの法務と税務 ~ブロックチェーン式クラウドファンディングの分析を含めて

石村耕治

中村克己

♦プ۱	コローグ	\cdots 6
第1部	邪 アメリカのクラウドファンディングの基礎	
I	クラウドファンディングのビジネスモデルの分析	• • • 14
II	貸付/融資型(デット/ debt-based)クラウドファンディング	••• 19
	の分析	
Ш	投資型(エクイティ/ equity-based)クラウドファンディング	\cdots 27
	の分析	
IV	ブロックチェーン(分散型台帳)ファンディング/ ICO の興隆	• • • 49
\mathbf{V}	果実提供型(pre-purchase / reward)クラウドファンディング	• • • 78
	の分析	
VI	非営利公益目的 (charity-based) クラウドファンディングの分析	• • • 79
VII	政治資金のクラウドファンディングの分析	\cdots 96
第2音	部 アメリカのクラウドファンディング税務	
I	クラウドファンディング税務の概要	• • • 112
II	クラウドファンディングと税務コンプライアンス	• • • 133
◆ む	すびにかえて	• • • 146

発行 国民税制研究所 (JTI Japan Tax Institute)®

《編集後記》



●巻頭言●

急がれるクラウドファンディングの法制と税制の整備

─ 「アメリカクラウドファンディングの法務と税務」を読んで ─

国民税制研究 10 号では、国民税制研究所 (JTI) の石村耕治代表に、アメリカ合衆国 (アメリカ) におけるクラウドファンディングの法務と税務について包括的な分析をお願いした。最新作が完成した。

*クラウドファンディング (crowdfunding) とは、「クラウド (crowd) = 群衆」という 言葉と「ファンディング (funding) = 資金 調達/募金」という言葉からなる造語である。 私たち税の専門家が慣れ親しんできた *クラウド会計 (cloud accounting) の「クラウド (cloud) 雲/雲状」とは異なる。もちろん *インターネット (ネット)を使う。という意味では、同じ基盤にある。

クラウドファンディング(CF=crowd-funding)とは、やさしくいえば、世の中に、何らかの計画(アイディア/プロジェクト)を提示して、ネットを介して、不特定多数の人たちから少額(小口)の資金調達/募金をする手法を指す。

クラウドファンディング (CF) は、プロジェクトの起案者 (project initiator/creator / organizer) と、起案者を資金的/金銭的にサポートする支援者 (contributors / supporters / backers)とを仲介/連携 (マッチメイキング) /紐づけ(リンク)するインターネット上の仕組み(ハブ/hub)を指す。この仕組みを「デジタルプラットフォーム (digital platform)」、「ポータルサイト (portal site)」などと呼ぶ。この仕組みに密に参加するプレイヤー (当事者)は、基本的に、①起案者、②支援者、③プラットフォーマー (クラウドファンディング業者)の3者である。法的争点や課税上の争点を精査する際には、これら3者がターゲット

となる。

クラウドファンディング (CF) には実にさまざまなタイプ (類型) がある。それらは、大きく①「果実提供型 (reward type) /営利目的プロジェクト/ for profit project)型」と②「無償型 (non-reword type) /非営利・公益目的 not-for-profit / charitable cause)型」に分けることができる。これらをもう少し細かく分けると、①融資型/貸付型 (デット/debt) クラウドファンディング、②証券投資型 (エクイティ/equity) クラウドファンディング、③果実提供型 (prepurchase/reward)クラウドファンディング、④寄附型/募金型 (donation) クラウドファンディングなどを並べることができる。

伝統的な資金調達/募金方法「ファンドレイジング(fundraising)」では、不特定多数の人からの寄附金の支出(受入)、株式・社債の発行、金融機関や政府機関からの融資/借入(貸付)、托鉢、街頭募金などの手法によってきた。これが、ネット全盛時代に入り、大変身をとげた。

資金調達/募金手法は①Webサイト方式や②起案者がSNS (social network system)上に自己のアイディア/計画/プロジェクトをアップロードし、資金調達/募金を求める、さらには③デジタルプラットフォームを介した手法を使うことになる。銀行業や証券業、郵便局などは店舗はいらなくなる。銀行業や保険業などがリアルからネットに急速に移行してきているからだ。クラウドファンディングでは、小口の個人間募金などを除けば、起案者と支援者との間に③デジタル・プラットフォーマー/プラットフォーム業者が介在するのが一般的である。

近年、事業資金調達で、新たなファンディングの手法として注目を浴びているのは、ブロックチェーン(分散型台帳)技術(DLT=distributed ledger technology)を活用したファンディングの手法である。

事業資金調達にあたり、クラウドファンディング(CF)は、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)には、確かに効率的なツールである。しかし、CFでは、デジタルプラットフォームが介在することで手数料がかさむなどの問題がある。ブロックチェーン(分散型台帳)技術に長けたスタートアップ企業などの場合、事業資金調達にブロックチェーン技術が使えれば新たな流れに乗れる。にわかにブロックチェーン型ファンディング/ICOが注目され出した理由である。

そればかりではない。ビットコインやその他アルトコイン(alternative crypt currency)の利用や投資が急速に伸びている。イーサリアム/イーサやリップルをはじめとして、アルトコインは、2022 年統計世界中に 16,000 種を超えるほどあるそうだ。

こうしたデジタル通貨は、「クリプト(crypt」と呼ばれる。クリプト通貨(crypt currency)は、中央銀行が発行・管理する法定通貨(legal currency / tender)と異なり、不換通貨(fiat currency)である。さまざまな様式があるが、その多くは、ブロークチェーン(分散型台帳)技術を基盤としている。ブロークチェーンは、「自律分散システム(ADS=autonomous distributed systems)」(非中央集権型)、つまり特定の中央管理組織をもたない仕組みである。

クリプト通貨/暗号通貨 (crypto currency)」は、「仮装通貨 (virtual currency)」、「暗号資産 (crypto assets)」、「デジタル資産 (digital assets)」と呼ばれる。わが国では現在「暗号資産」、「クリプトアセット」が標準の表記となっている。

私たち小さな島国に住む者は、「税務のデジタル化反対!」のムシロ旗を振っている税 務専門職を含め、ビットコインやイーサなど の *デジタル資産、が世界中に無数にある巨 大な施設でどのように管理・運用されているのかを知らない。*不知。が、わが国の *デジタル赤字。を膨らます大きな原因となっているのは確かだ。

クラウドファンディングのようなネットを活用した「プラットフォーム・エコノミー (platform economy)」が急激な広がりを見せている。これに続く、ブロックチェーン (分散型台帳) 技術 (DLT) を活用したファンディング、新たな「クリプトエコノミー/クリプト経済 (crypt economy)」の開花である。電力バク食いの負の遺産、との指摘もある。

世界のクラウドファンディング市場は、アメリカのリサーチ企業 (imarcgroup.com) の調査によると、2023 年は 135 億ドルだが、2032 年には、429 億ドルを超える規模になると見積もられている。すなわち、2023 - 2032 年の間での成長率 (CAGR) は、11.26%に達する。

一方、アメリカ 1 国におけるクラウドファンディング市場は、アメリカのリサーチ企業 (Morder Intelligence) の調査によると、2024 年は 15 億ドルだが、2029 年には、31 億ドルを超える規模になると見積もられている。すなわち、2024 — 2029 年の間での成長率 (CAGR) は、15.7%に達すると見られている。アメリカでは2023 年時点でおおよそ2,730 万人が暗号通貨を保有している。

ちなみに、わが国のクラウドファンディング市場は、リサーチ企業(矢野経済研究所)の調査によると、2021 年度は、1,642 億円規模と見積もられ、その後も拡大している。

アメリカは、「民活活力(private action)」ファーストの国である。連邦議会は、 先端技術の進化、ブロックチェーン(分散型 台帳)技術、クリプト(crypt)、Web3.0 のようなイノベーションにストップをかけない。むしろ、それを活かす形で、消費者や投資家を保護するために政府規制を模索する。 政府の執行(行政)部門が争う、あるいは司法が便直すれば、立法府(議会)は、解決策 を示すことをいとわない。

わが国では、「ふるさと納税」のような、 *寄附の本質をゆがめる。ような、民間のデジタルプラットフォームを介した *血税分かち合い。の仕組みがはびこる。 *血税の分かち合いに、インセンティブを与え、民意を反映させよう。とする奇策は理解できないこともない。しかし、返礼品(当初、+ポイント)で血税の分かち合いの囲い込み競争をする仕組みはグローバルに有用しないのではないか。まさに島国政治の貧困である。

政治は、クラウドによる血税の分かち合い ではなく、クラウドファンディングプログラ ムに応じて金銭等を提供する支援者に対する 法制や税制整備にもっと傾注すべきである。 この場合、パッチワークではなく、クラウド ファンディング全般に関する法制や税制の整 備を視野に入れないといけない。わが国政府 は、デジタルトランスフォーメーション(DX) やデジタル改革を声高に叫ぶ。だが、クラウ ドファンディング(CF)全般に関する法制 や税制のグランドデザインはまったく視界不 良である。ブロックチェーン(分散型台帳) 技術(DLT)を活用したファンディング、新 たな「クリプトエコノミー/クリプト経済 (crypt economy)」にも果敢にチャレンジ しないと、世界から取り残される。

いずれにしろ、アメリカでは、事業「資金」、 政治献金/選挙資金、非営利公益活動、托鉢 をはじめとしたさまざまな「寄附」、「資金」 集めにクラウドファンディング(CF)が幅 広く活用されている。にもかかわらず、クラ ウドファンディング・プロジェクトに関する 税制のみならず、証券諸法、反トラスト法、 消費者保護法、プライバシー法、政治運動 (実質的な「政治資金公開」) 法などの整備は、 連邦のみならず、諸州においても遅れ気味の ようだ。CF では、プラットフォーマーが詐 欺や不正などに加担することも多い。^{*}プラ ットフォーマーリスク、を失くすためにも、 自主規制や情報開示を核としたデジタルプラ ットフォーマー・サービスの透明化は重い課 題のようだ。政府規制には、民事(行政)罰、

さらには刑事罰が伴う。このことから、過剰な規制によりイノベーションを潰す、あるいは犯罪視することがないように、バランスのとれた立法が求められる。

どうする日本??

2024年12月28日 国民税制研究所(JTI)事務局長 辻村祥造(税理士)

●論説●

アメリカのクラウドファンディング法務と税務

- ブロックチェーン式クラウドファンディングの分析を含めて **-**

Legal and Tax Aspects of U.S. CrowdfundingU.S.Crowdfunding:

Including Blockchain Origin Crowdfunding Analysis

石 村 耕 治 (JTI 代表·白鷗大学名誉教授)

≪コンテンツ≫

プロローグ

- 第1部 アメリカのクラウドファンディング の基礎
- I クラウドファンディングのビジネスモデル の分析
 - 1 ネットを使ったクラウドファンディン グ方法の変遷
 - 2 クラウドファンディングの類型
 - 3 デジタルプラットフォームを使ったクラウドファンディングの手順
 - 4 アメリカの主要なクラウドファンディ ング・デジタルプラットフォーム
- II 貸付/融資型(デット/debt-based) クラウドファンディングの分析
 - 1 クラウドレンディングの興隆
 - 2 代替的クラウドレンディング・プラットフォームの役割分析
 - (1) 既存の金融機関から代替的クラウドファンディングに
 - (2) キャベッジファンディングの事例分析
 - 3 クラウドレンディングと政府規制
 - 4 税法上の過大借入利子への費用控除否 認の法理
 - (1) 過大借入による資金調達と連邦税制
 - ①過大借入利子への費用控除否認の法理の 立法経緯
 - ②財務長官に委任された財務省規則規定事項
 - (2) IRC385条の適用・解釈にかかる裁判例
- Ⅲ 投資型(エクイティ/ equity-based) クラウドファンディングの分析
 - 1 プロ投資家対象の証券の私募と政府規 制の仕組み

- (1) 私募証券への登録免除措置の概要
- (2) レギュレーション D に基づく登録免除 措置とは
- 2 証券投資型(エクイティ/ equity)ク ラウドファンディングと政府規制
- (1) 2012 年 JOBS 法による株式投資型クラウドファンディングの法認
- (2) 法認された証券投資型クラウドファン ディング制度
- (3) クラウドファンディング登録免除取引とは
- (4) クラウドファンディング業者(仲介者) の規制
- (5) 証券投資型クラウドファンディングの ネット犯罪者天国化
- 3 SEC の連邦証券法違反事案処理手続
- (1) 証券法違反の調査
 - ①非正規調査と正規調査
 - ②ウエルズ手続とは
- (2)和解
 - ①和解手続の開始
 - ②和解交渉の法務
- (3) 法執行局からコミッションへの事案処 理原案の勧告
 - ①検察への告発
 - ②民事訴訟の提起
- (4) 行政法審判官 (ALJ) による行政審判
 - ① SEC ALJ 審判手続
 - ② SEC が課す主な行政制裁
 - ③不服申立(申出)前置主義の岩盤が崩れる
- (5) SEC の行政法審判官(SEC ALJ)とは
- (6) 問われる行政審判事案のインサイダー 取引化
- (7) 連邦最高裁、SEC の ALJ 任用方法は違憲

- IV ブロックチェーン式クラウドファンディング / ICO の輿隆
 - **〜新たなタイプのクラウドファンディン** グの台頭
 - ブロックチェーン式クラウドファンディング/ICO とは何か
 - 2 ICO と証券投資型クラウドファンディ ングとの違い
 - 3 ICO 対 IPO
 - (1) IPO からクラウドファンディングへ
 - (2) クラウドファンディングからブロック チェーン式クラウドファンディングへ
 - 4 ICO対 STO
 - 5 ブロックチェーン式クラウドファン ディング/ICO 取引規制強化の動き
 - (1) フィンセン(FinCEN)の資金洗浄対 策としての暗号通貨規制
 - (2) IRS の『仮装通貨ガイダンス』の概要
 - (3) SEC の『デジタル資産の投資契約分析 の枠組み』の概要
 - (4) CFTC による不正な仮装通貨先物取引 規制
 - 6 SEC による暗号通貨/デジタルトークン規制の是非
 - (1) 暗号通貨/デジタルトークンは連邦証 券法上の「有価証券」か
 - (2) SEC での組織的対応
 - (3) SEC 摘発事案に対する司法判断
 - (4) バイナンス社連邦証券法違反事件の分析
 - (5) 暗号通貨関連連邦証券法違反事件の分析
 - 7 ブロックチェーン式クラウドファン ディング/ICO 法制の課題
 - (1) FIT21 法案の骨子
 - (2) 暗号通貨取引に対する政治の動き
- V 果実提供型 (pre-purchase / reward) クラウドファンディングの分析
 - 1 果実提供型クラウドファンディングの実態
 - 2 非投資型クラウドファンディングとの 対比
 - 3 クラウドファンディング判断の課題
- VI 非営利公益目的(charity-based)クラウドファンディングの分析
 - 1 非営利公益寄附金募金プロジェクトキャンペーンの変容
 - (1) 非営利公益目的での募金とは
 - (2) 非営利公益目的でのクラウドファンディングの所在

- 2 デジタル時代の非営利公益募金プロ ジェクトの規制
- (1) 非営利公益目的募金に対する規制の現状
- (2) 州・地方団体による非営利公益募金規 制の課題
- 3 アメリカの非営利公益目的クラウド ファンディング企業の興隆
- 4 非営利公益目的クラウドファンディン グ規制の本格化
- (1) 諸州の寄附者向け公益募金ポータル・ リスク保護対策法制
- (2) 加速する全米州チャリティ担当官協会 (NASCO) の役割
- 5 カリフォルニア州の公益寄附プラット フォーム規制法
- (1) 加州公益寄附プラットフォーム規制法 の適用対象
- (2) 加州新規制法の民間の営利プラットフォーム業者への影響
- 6 FTC の寄附者向け「公益募金ポータル・ リスク」ガイダンス
- 7 宗教団体の募金規制と信教の自由
- (1) 宗教団体の伝統的な募金活動規制と政 教分離原則
- (2) 宗教目的での募金に対する規制は合憲か
- (3) 宗教目的でのクラウドファンディング の課題
- 8 非営利公益・宗教目的での募金とプラ イバシー保護の課題
- 9 個人間贈与型クラウドファンディング の分析
- VII 政治資金のクラウドファンディングの分析
 - 1 金権政治打破の後ろ盾役のクラウドファンディング
 - 2 個人小口献金率の高い連邦議員リスト
 - 3 政治献金専用クラウドファンディング プラットフォーマーの所在
 - 4 政治資金調達クラウドファンディング プラットフォームの危険な使われ方
- 第2部 アメリカのクラウドファンディング 税務
- I クラウドファンディング税務の概要
- 1 貸付/融資型 (debt-based) クラウドファ ンディングにかかる税務
 - (1) クラウドレンディング税務の基本
 - (2) クラウドレンディングと過少資本対策 課税

- 2 証券投資型 (equity-based) クラウド ファンディングにかかる税務
- 3 果実提供型(reward-based)クラウドファンディングにかかる税務
- (1) プロジェクト起案者にかかる課税取扱い
- (2) 果実提供型クラウドファンディングの 「見返り」にかかる課税取扱い
- (3)「みなし収受」原則
- 4 寄附/募金型 (donation-based) ク ラウドファンディングにかかる税務
- (1) 非営利公益(慈善)団体型(charitybased) のクラウドファンディングにか かる税務
- (2) 個人間贈与型(gift-based)クラウドファ ンディングにかかる税務
- (3) 個人間贈与課税除外措置とクラウドファンディング税務
- 5 政治資金のクラウドファンディングに かかる法務と税務
- (1) 連邦の政治資金規制法制を深読みする
- (2) IRS が透明化する政治団体の政治資金 とは
- (3) 2000 年の「527 団体」・「ステルス PAC」規制
- (4) 政治資金税務の実際
- (5) 政治資金のクラウドファンディングに かかる税務

- Ⅲ クラウドファンディングと税務コンプライアンス
 - クラウドファンディングと「見返り」 の課税取扱い
 - 2 クラウドファンディングと法定調書制 度の導入
 - (1) 様式 1099-K の発行・提出
 - (2) 様式 1099-K の受領者
 - (3) 様式 1099-K の読み方
 - (4) 様式 1099-K の訂正と確定申告との関係
 - 3 暗号通貨(クリプト)にかかる報告と 課税取扱い
 - (1) FinCEN への報告
 - (2) IRS の暗号通貨 (クリプト) にかかる 課税取扱基本ルール
 - (3) クリプト→クリプト交換またはクリプト→NFT交換への課税
 - (4) 損出しにかかる損失控除否認規定のデジタル資産売買への適用
 - (5) NFT が「収集品」にあたる場合の税務
 - (6) 非営利公益団体へのデジタル資産での 寄附と税制支援
- 4 バイデン後の連邦議会での暗号通貨(クリプト)課税政策

◆むすびにかえて

◆プロローグ

クラウドファンディング (CF=crowdfunding) とは、「クラウド (crowd) = 群衆」という言葉と「ファンディング (funding) = 資金調達/募金」という言葉からなる造語である¹。やさしくいえば、世の中に、何らかの計画(アイディア/プロジャクト)を提示して、インターネット(ネット)を介して、不特定多数の人たちから少額 (小口)の資金調達/募金をする手法を指す。

「自分はこんな社会問題を解決したい。皆に助けてもらって、何とか大学を卒業したい。」、あるいは、「自分はこうしたモノをつくりたい。サービスをしたい。」世の中には、さまざまなアイディア/計画/プロジェクト(以下、たんに「プロジェクト」という。)を持つ人たちがあふれている。

クラウドファンディング(CF)が発展したのは、こうしたプロジェクトを実現するため、インターネット(ネット)を使って手軽に資金調達/募金できる仕組みをつくろうというのが契機である。その後、クラウドファンディング(CF)は、新たな展開を見ている。とりわけ、アメリカ資本主義の神髄ともいえる「投資(investment)」ツール(道具)としてのクラウドファンディング(CF)の利用拡大がある²。

世界のクラウドファンディング(CF)市場は、アメリカのリサーチ企業(imarcgroup.com)の調査によると、2023 年は 135 億ドルだが、2032 年には、429 億ドルを超える規模になると見積もられている。すなわち、2023-2032 年の間での成長率(CAGR)は、11.26%に達すると見られている3。

[「]クラウド会計 (cloud accounting) の「クラウド (cloud) 雲/雲状」とは異なる。

² See, Hugh H. Makens, *The New Face of Capital Formation, \$\infty\$ SW022 ALI-CLE 155 (2014) .

³ Crowdfunding Market Size, Share, Forecast Report 2024-32 (imarcgroup.com).

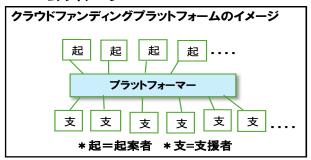
一方、アメリカ 1 国におけるクラウドファンディング(CF)市場は、アメリカのリサーチ企業 (Morder Intelligence) の調査によると、2024 年は 15 億ドルだが、2029 年には、31 億ドルを超える規模になると見積もられている。すなわち、2024-2029 年の間での成長率(CAGR)は、15.7%に達すると見られている 4 。

ちなみに、わが国のクラウドファンディング (CF) 市場は、リサーチ企業 (矢野経済研究所) の調査によると、2021 年度は、1,642 億円規模 と見積もられた 5 。また、わが国では、他国では あまり見かけない「ふるさと納税」を利用したクラウドファンディング (CF) プロジェクト専用 のプラットフォームが展開を見ている 6 。

クラウドファンディング(CF)は、プロジェクトの起案者(project initiator / creator / organizer)⁷と、起案者を資金的/金銭的にサポートする支援者(contributors / supporters / backers)⁸とを仲介/連携(マッチメイキング)/紐づけ(リンク)するインターネット上の仕組み(ハブ/hub)を指す。この仕組みを「デジタルプラットフォーム(digital platform)」、「ポータルサイト(portal site)」などと呼ぶ。この仕組みに密に参加するプレイヤー(当事者)は、基本的に、①起案者、②支援者、③プラットフォーマー(クラウドファンディング業者/中央集権型サーバー)の3者である⁹。法的争点や課税上の争点を精査する際には、これら3者がターゲットとなる。

クラウドファンディング (CF) には実にさま ざまなタイプ (類型) がある。それらは、大きく

【表1】クラウドファンディング(CF)プラットフォー ムのイメージ



①「果実提供型 (reward type) /営利目的プロジェクト/ for profit project) 型」と②「無償型 (non-reword type) /非営利・公益目的 not-for-profit / charitable cause) 型」に分けることができる。もう少し細かくいうと、①融資型/貸付型 (デット/ debt) クラウドファンディング (CF)、②証券投資型 (エクイティ/ equity) クラウドファンディング (CF)、③果実提供型 (pre-purchase / reward) クラウドファンディング (CF)、④寄附型/募金型 (donation) クラウドファンディング (CF) に分けられる。

いずれのタイプ(類型)でも、通例、まず、① 起案者は、ネット上に②プラットフォーマー(クラウドファンディング業者)が立ち上げたデジタルプラットフォーム/ポータルサイト(中央集権型サーバー)を通じて起草したクラウドファンディング(CF)プロジェクトのキャンペーン(募集)を開始する。その後、③支援者は、ネット上にアップロードされたプロジェクトキャンペーンを閲覧し、賛同できれば応募し資金を提供することになる 10。

⁴ https://www.mordorintelligence.com/industry-reports/crowdfunding-marCAGR) ket

⁵ 国内クラウドファンディング市場の調査を実施(2022年) | ニュース・トピックス | 市場調査とマーケティングの矢野経済研究所(yano.co.jp)。

⁶ わが国の場合、ふるさと納税をクラウドファンディング(CF)に活用するプラットフォーム『CAMPFIRE ふるさと納税』 (https://camp-fire.jp/readyfor) や『ふるなびクラウドファンディング』(https://fcf.furunavi.jp/) などが、自治体に新たな資金提供をするプロジェクト、キャンペーン(募金)の展開を見ている。

⁷クラウドファンディング (CF) のプロジェクトをまとめる人には、アメリカでは「project initiator」または「project creator」、「organizer」など、さまざまな呼び名がある。本稿では、タイプないしプロジェクトに応じて、「起案者」、「資金調達者」、「証券発行者」などと邦訳する。

⁸ デジタルプラットフォーム/ポータル(中央集権型サーバー)を介して、「起案者」を金銭的に支援する人達について、アメリカでは「contributors」、「supporters」、「backers」など、さまざまな呼び名がある。本稿では、タイプないしプロジェクトに応じて、「支援者」、「寄附者」、「出資者」、「投資家」などと邦訳する。 ⁹ もちろん、これら3者が、プロジェクトの起案などについて、他者、例えばコンサルタント、弁護士、、会計士、

税務専門職などに相談している場合には、これらの者も関係当事者になりうる。

¹⁰ もちろん、①起草者が、ネット上に自己の Web サイト(ホームページ/ HP)を、立ち上げそこにファンディングプロジェクトのキャンペーンをアップロードし、直接、③支援者に募金を呼び掛けるモデルもある。ただ、信用度の高いプラットフォーマー(クラウドファンディング業者/ CF 業者/中央集権型サーバー)が仲介をしないクラウドファンディング (CF) モデルは、信頼性や効率性などを問われ、概して成功する率は極めて低い。

すでにふれたように、こうした手順で不特定多数者 (crowd / 群衆) から小口の資金調達をするクラウドファンディング (CF) プロジェクトに密に参加するプレイヤー (当事者) は、基本的に、①起案者、②支援者、③プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) の3者である。これら3者に対する具体的な法律の適用や課税は、起案者が立てたプロジェクトキャンペーンの内容や支援者から調達した資金の性格や金額、支援者が提供した資金の性格や金額、起草者や支援者がプラットフォーマーに支払った仲介手数料などによって異なる。

「プラットフォーム経済(platform economy)」が興隆する今日、③デジタルプラットフォーマー(クラウドファンディング業者/以下、たんに「プラットフォーマー」または「フラットフォーム業」ともいう。) 11 は、民間企業、消費者、政府サービス(e-Gov)、メディアなどあらゆる分野で必要不可欠な存在になっている。プラットフォーム経済は、民間市場における個人と個人(P2P)の間の取引や小規模企業の資本形成の促進、さらには政府(行政)サービスの効率化には資する。その一方で、デジタルデバイド(情報技術格差)問題が深刻化し、デジタル/ITに強い者とそうでない者の間の「分断(digital divide)/情報技術格差」を広げている。

民間市場におけるプラットフォーマー(クラウドファンディング業者/CF業者)を介したクラウドファンディング(CF)は、プラスの顔とマイナスの顔を持っている。すなわち、クラウドファンディング(CF)は、不特定多数の者(crowd)から小口の効率的な資金調達にはグラウドファンディング業者/CF業者が濫立しても、オール・オア・ナッング(all or nothing)ルールなどを採り入れているから、質の悪いプロジェクトを「群衆(crowd)の英知」でもって排除できるという制御機能が働くようにも見える。これらはプラスの顔といえる。しかし、現実は、こうした机上のアプローチがうまく機能しているとはいいがたい。プラットフォーマー市場は競争が激化し、、悪貨

は良貨を駆逐する。ような様相を呈している面も 否定できない。いわゆる、プラットフォームリス ク (platform risk)。ゼロを目指し、官民の機関 による適切な規制をしないと、②支援者である不 特定多数の市民・消費者・投資家(crowd)の保 護が後ろ向きになる。不正や詐欺など犯罪の、温 床。になることが危惧される。クラウドファン ディング(CF)のマイナスの顔である。連邦証 券取引委員会(SEC=Securities and Exchange Commission)は、貸付/融資型や証券投資型の クラウドファンファンディング(CF)のプラッ トフォーマー(サーバー)については登録・認定 制度を導入している。

わが国でも、経済のデジタル化に伴いクラウ ドファンファンディング (CF) は拡大している。 基本六法はもとより、古物営業法、金融商品取引 法、商品先物取引法、利息制限法、さらには個人 情報保護法、独占禁止法や不正競争法など、従来 は *対面/オフライン、取引などの正常化・適正 化に向けて適用されてきた諸法を、*ネット空間 /オンライン。取引などにどのように的確に適用 するかが厳しく問われてきている。経済のデジタ ル化で出遅れているわが国ですら、こうした状況 である。経済のデジタル化で世界の先端を走って いるアメリカではなおさらである。その一方で、 イノベーションを潰す過剰の政府規制をどうコン トロールするかも重い政治課題になっている。後 述の 2012 年の JOBS 法の成立や 2024 年 5 月 の FIT21 法案の連邦議会上院通過などは端的な 例である。

アメリカは、市場経済ファーストの国である。イノベーティブな競争を大事にする。営利企業や非営利組織のスクラップ・アンド・ビルトは日常茶飯事である。政府も、ゾンビ企業や組織のスクラップ化を進める一方で、起業家、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)を大事にする政策を推し進める。こうしたアメリカにあっても、スタートアップ企業は、資金調達を縁故やエンジェル投資家などの一部富裕投資家(リード・インベスター/lead investors)に依存する時代が久しく続いた。しかし、インターネットの発展は、不

¹¹ アメリカにおけるデジタルプラットフォーム (中央集権型サーバー) の利活用は、Uber 社や Lift 社のような、スマートフォンと専用アプリで自用車を使ったライドシャア(相乗り運転)サービスや料理宅配サービスで雇用類似の働き方をする人たち向けの就労仲介型プラットフォームのみならず、Amazon 社のような商品販売仲介型プラットフォーム、Airbnb / エアビーアンドビー社のような民泊サービス仲介型プラットフォームなど多岐にわたる。

特定多数者 (crowd) を相手に資金調達キャンペーンを展開する *クラウドファンディング (CF) という新たな革新的な手法を大きく開花させた。

クラウドファンディング(CF)にはさまざまなタイプがある。それらのうち、起業家、スタートアップ企業の資金調達の剣(つるぎ)となるのは、① 貸付型/融資型(デット/ debt-based)クラウドファンディング(CF)や②証券投資型(エクイティ/ equity-based)クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)である。とりわけ、② EFC は、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)/起業家(entrepreneur)の資本形成には重要である。

スタートアップ企業(小規模成長期待企業)/ 起業家が、投資型クラウドファンディング(ECF)で、事業資金を調達するとする。この場合、クラウドファンディング(CF)の起案者(起業家)は、 ①貸付/融資型を使うのが、手っ取り早く、利便性が高い有利選択のようにも見える。しかし、融資型/貸付型(デット/debt)クラウドファンディングか、証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECF)かは、税制要因も織り込んで慎重に選択する必要がある。特段の合理的理由もないのに法人の負債比率(D/Eレシオ、DER=Debt to Equity Ratio)ないし過少資本率(thin capitalization)が高い法人には、連邦税法(IRC)385条の過大借入利子にかかる費用控除否認規定の適用があるからである。

アメリカで、企業が、資金調達のために、株式 や債券などの「有価証券 (securities)」を発行し、 募集(offer)または売出し(sale)をするとす る。この場合は、連邦の証券法 [1933年証券法 (Securities Act of 1933)] (以下「連邦証券法」 ともいう。) や 1934 年証券取引法 [Securities and Exchange Act of 1934)] (以下「連邦証 取法」ともいう。連邦証券法および連邦証取法双 方を一括して「連邦証券諸法」ともいう。)、諸 州の証券法 [blue sky laws] のもと、連邦や州 の規制当局で登録 (register) をし、チェックを 受けなければならない原則になっている。その 一方で、少額の資金を調達する場合には、「私募 (private offering / private placement)」特 例が適用になり、例外的に登録免除となる。とこ ろが、この私募特例/登録免除は、久しくもっぱ ら対面/オフラインで有価証券を募集・売出す場 合に適用されてきた。このため、ネット/オンラ インの有価証券の募集であるクラウドファンディ

ング(CF)が法認されるの かどうかについては、大き な疑問府がついていた。

オバマ政権下、2012年 4月に、連邦議会は、「JOBS Act=Jumpstart Our



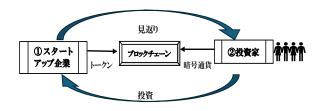
(Public use)

Business Startups Act of 2012 / 新規企業活性化法」(以下「JOBS 法」という。)を成立させた。その後、2015 年 10 月に、連邦証券取引委員会 (SEC) が、JOBS 法に準拠して、クラウドファンディング規則(Regulation Crowdfunding)を発出した。これにより、2016 年 5 月から、アメリカでは証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)が法認された。すなわち、私募特例に基づく証券投資型クラウドファンディング(ECF)は、連邦証券法を典拠に発出されたクラウドファンディング規則 D(Regulation D: Federal exemption)に定める7つのルール(Rules 501-504、Rules 506-508)に従えばお咎めなしになった。

クラウドファンディング規則 D およびルールは、至近では 2020 年に改正された。①起案者(スタートアップ起業者)、②支援者(投資家/出資者)、③プラットフォーマー(クラウドファンディング業者/中央集権型サーバー)の 3 者にとり、より安心・安全で、使い勝手のよいクラウドファンディング(CF)に改善するのが狙いであった。

クラウドファンディング (CF) プロジェクト は、大きく「投資型」と「非投資型」とに分けて 点検することができる。投資型、とりわけ事業資 金調達(fundraising)目的でのクラウドファン ディング (CF) では、これまでの仲介者が介在 する Web2.0 から仲介者のいない Web3.0 へ進 化し、公開鍵(public key)と秘密鍵(private kev) からなる暗号システムを核とするブロック チェーン(分散型台帳)技術(DLT=distributed ledger technology) の活用が大きな広がりを見 せている。すなわち、暗号通貨/クリプト(crypt currency) / 仮装通貨 (virtual currency) / 暗号資産 (crypt assets) をはじめとした新たな タイプのクラウドファンディングの台頭である。 この新規の手法は「ICO」と呼ばれる。「ICO」は、 「Initial Coin Offering /イニシャル・コイン・ オファリング」の略である。「新規暗号通貨募集」 とも邦訳することができる。

ICO /新規暗号通貨募集は、*P2P (peer to



peer)。取引である。つまり、①起案者(スタートアップ企業/起業家)と②投資家/支援者との間での取引である。第三者であるIT企業がネット上に構築したデジタルプラットフォーム(プラットフォーマー/中央集権型サーバー)を介して行われる証券投資型(equity-type)クラウドファインディング(ECF)とは異なる。

クラウドファンディング (CF) は、スタットアッ プ企業/起業家には革新的な企業資金調達手法の ように見える。しかし、デジタルプラットフォー ム (サーバー) が介在することで、仲介手数料が かさむ。プラットフォーマーによる詐欺や不正を 心配しないといけない。ブロックチェーン(分散 型台帳)技術を使った ICO /新規暗号通貨募集 では、サーバーがないタイプが一般的である。発 行者/起案者と投資家/支援者との間の取引処理 はAIやアルゴリズム (algorism)、スマートコ ントラクト (deterministic code) で自動化さ れ、これまでデジタルプラットフォーマー(仲介 者)に支払っていた手数料が要らなくなる。ブ ロックチェーン (分散型台帳) 技術に長けたス タートアップ企業/起業家の場合、事業資金調達 にブロックチェーン技術が使えれば好都合であ る。^{*}プラットフォーマーリスク^{*}が避けられる からである。にわかにブロックチェーン式クラウ ドファンディング (blockchain origin (based) crowdfunding) / ICO / 新規暗号通貨募集が 注目され出した理由である。次々と先端技術が出 現し、イノベーティブな競争が止まらないアメリ カの国情をまざまざと見せつけてくれる。

ブロックチェーン式クラウドファンディング / ICO / 新規暗号通貨募集では、①起案者(スタートアップ企業/起業家)も②投資家/支援者も共に、「ブロックチェーン(分散型台帳)技術」と「トーク

ン」を使う。 を使う。 ただこる。そこ は、① 起ば が提供す



■ビットコインの巨大なクリプト・マイニングファーム (Public use)

る「デジタルトークン」は、「非代替性トークン(NFT=non-fungible token)」で、通貨の機能は持たないものであることである。一方、②投資家(支援者)が提供する暗号通貨(仮装通貨)は、他の通貨と交換できる「代替性トークン(FT=fungible token)」であることである。

ICO/新規暗号通貨募集では、ビットコイン (Bitcoin) やイーサリアム/イーサ (Ethereum / Ether) やテザー (Tether)、リップル (Ripple)、 ソラナ (SOL) のようなアルトコイン (altcoins) を使ったデジタルコイン取引に加え、NFT(non fungible token / 非代替性トークン/デジタル 権利証)取引も絡む。また、デジタルコインやブ ロックチェーン(分散型台帳)トークンは、連邦 証券諸法にいう「有価証券 (securities)」にあた るのかも問われる。「有価証券」または「デジタ ル有価証券」にあたるとするとする。この場合、 規制主体は連邦証券取引委員会(SEC)でよい。 逆に「有価証券 (securities)」または「デジタル 有価証券 (digital securities)」にあたらないで、 「商品(commodity)」ないし「物品(goods)」 にあたるとする。この場合、規制主体は連邦商品 先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission) になる。デジタルコイ ンやブロックチェーン(分散型台帳)トークン取 引については、その規制をめぐり、連邦の証券取 引委員会 (SEC) と商品先物取引委員会 (CFTC) が陣取り合戦を繰り返している。

ただ、*ブロックチェーンの世界、は、「登録・開示」を標準装備とする *証券法の世界、とは、規制対象とする基盤が大きく異なる。まさに「ブロックチェーンは会社ではない(a blockchain is not a corporation)」。SEC が、証券法でデジタルコインやデジタルトークン(ブロックチェーン(分散型台帳)トークン)に規制をかけるやり方には、異論も多い。すなわち、デジタルコインやブロックチェーン(分散型台帳)トークンは一律、連邦証券法にいう「有価証券(securities)」にあてはまり、SEC に登録しないでこの種のトークンを取引することや、交換をすることは、連邦証券法にぶつかり違法になるとする主張は、必ずしもデジタルコイン/クリプト業界では幅広い合意を得られていない。

こうした混乱を解消し、より効率的な投資家保護には、行政(執行)や司法のみならず、ときとしては立法による対応も必要になる。

アメリカは、「民間活力 (private action)」

ファーストの国である。連邦議会も、先端技術の 進化、ブロックチェーン (分散型台帳) 技術、ク リプト (crypt)、Web3.0 のようなイノベーショ ンにストップをかけるのではなく、それを活かす 形で政府規制を加えるのに長けている。執行(行 政) 部門が争う、あるいは司法が硬直すれば、立 法府 (議会) は、解決策を示すことをいとわない。 「デジタル資産 (digital assets)」に関する証券 取引委員会 (SEC) と商品先物取引委員会 (CFTC) との規制権限のすみ分け・調整をはかる法案も出 てきた。連邦議会共和党主導の「FIT21 法案」で ある。正式名称は「21世紀のための金融イノベー ションおよびテクノロジー法 (FIT21=Financial Innovation and Technology for the 21st Act)」(H.R. 4763) という。FIT21 法案は、 2024年5月に超党派の賛成を得て連邦議会下院 を通過している。FIT21 法案は、5章、計43条 からなる。FIT21 法案は、デジタル資産(digital assets) を、①「制限的デジタル資産(restricted digital assets)」と②「デジタル商品 (digital commodities)」に分け、前者①が SEC の管 轄、後者②が CFTC の管轄するデザインを示し ている。また、①と②とを見分ける次のような一 般原則も明らかにしている。すなわち、分散管理 式 (decentralized system) のブロックチェー ン (分散型台帳) 技術を使ったデジタル資産は、 原則としてデジタル商品であり、CFTC の管轄と する。一方、分散管理式以外のブロックチェーン 技術を使ったデジタル資産は、SECの所管とす る。加えて、FIT21 法案は、SEC に対して、デ

ジタル資産の発行者の申請に基づき、①か②かを判定し、認証するように求めている。FIT21法案に対するデ



(Public use)

ジタルコイン (クリプト)業界の賛否は分かれるが、おおむね好意的である。

FIT21 法案によると、暗号通貨(仮装通貨/暗号資産)は、原則として、「有価証券(securities)」ではなく、「商品(commodity)」として法認する方向になる。SECのトップは、FIT21 法案に反対する意向をアナウンスしている。バイデン政権も、消費者や投資家の保護に後ろ向きの法案で、にわかには賛成できないとしている。連邦議会上院での審議は、抜本的な修正を含め、24 年 11

月の大統領および連邦議会議員選挙後に始まる。

アメリカ政治は、ブロックチェーン式クラウドファンディング/ICO取引に対するSECとCFTCの2つの政府機関による規制権限争いを後目に、新たな大口政治献金先として〝暗号通貨長者(crypto and blockchain billionaires)〟に狙いを定めている。デジタルコインを含むデジタル資産による政治献金の受け付けをはじめ、デジタルコイン/クリプト業界との関係を深めている。今後の政治の流れによっては、政治任用のSECやCFTCなどのトップの首の据替による革新的な先端技術を駆使したデジタルコインを含むデジタルトークン交換によるファンディング制度の利活用拡大に大きく舵を切るのではないか。

クラウドファンディング(CF)は、③果実提供型(reward / pre-purchase-based)のものもある。スタートアップ企業/起業者が、ネット上に新製品開発のためのプロジェクトキャンペーンを張り、資金調達にこのタイプのクラウドファンディング(CF)を活用するケースも増えている。支援者には、一般消費者に先駆けて果実として新製品を手にできるということで、人気がある。と同時に、詐欺や不正が絡むプロジェクトも少なくない。消費者や投資家保護を徹底するための警察規制強化も重い課題になっている。支援者が入手した果実に対する課税取扱いの不透明さの払しょくも急がれる。

「寄附大国」のアメリカでは、今日、あらゆる分野で、��寄附/募金型(donation-based)クラウドファンディング(CF)が幅広く利活用されている。このタイプは、さらに@非営利公益型(charity-based)、⑥宗教団体型(churchbased)、⑥個人間贈与型(gift-based)、⑥政治献金型(political contribution-based)などに分けられる。

ネット上にアップロードされる資金調達・募金 プロジェクトキャンペーンに盛られた支援目的も 実に多彩である。特定個人の事故・病気治療・冠 婚葬祭・学業継続などに必要な金銭的な支援を求 めるものから、官民のインフラ改修支援、災害支 援、国際人道支援、人間環境保全支援、政治資金 を求めるものまで多岐にわたる。

また、このタイプのクラウドファンディング (CF) の利活用は、特定個人のみならず、政府 (連邦・諸州・地方団体) 機関や非営利公益団体、宗教団体、政治団体などでも急増している。対面/オフラインでのファンドレイジング中心の時代には、非営利公益団体は、新聞や TV、会報誌など

を使って資金調達・募金プロジャクトキャンペーンを行ってきた。しかし、クラウドファンディング(CF)全盛となった今日、資金調達・募金プロジェクトキャンペーンは様変わりした。ネット/オンライン上に構築された各団体のWebサイトやSNS、非営利公益団体専用のデジタルプラットフォームに資金調達・募金プロジャクトキャンペーンをアップロードするのが常識になった。

非営利公益団体による伝統的な対面/オフラインでのファンドレイジングでは、主に各州の域内にある地方団体が条例(寄附行為規制条例)で警察規制を行ってきた。寄附型/募金型(donation)クラウドファンディング(CF)では、州境や国境のないインターネットを使う。地方団体条例による警察規制の手法では、詐欺的な寄附行為から不特定多数者(crowd)を保護するのは至難である。

非営利公益団体は、いわゆるトンネル機関(導管)として奨学金などを給付する(受配者指定寄附)プロジェクトを実施するものだけではない。プロジェクト実施型(商品・サービス提供・事業型)も多く、経済社会のデジタル化の流れに対応できる限りにおいて、非営利公益団体のリアル空間での箱としての存在意義がなくなることはない。

伝統的な非営利公益目的での資金調達・募金プロジェクトキャンペーンでは、非営利公益団体が、①起案者役や③プラットフォーマー役を担ってきた。しかし、非営利公益目的での資金調達・募金プロジェクトキャンペーンは大挙して、ネット/オンラインに移行している。非営利公益団体の資金調達・募金業務も、効率化・分業化の面からはプロのデジタルプラットマープラットフォーマー(クラウドファンディング業者/CF業者/中央管理型サーバー)の手に委ねるのが常識化している。

いずれにしろ、ネットを使った◆寄附/募金型(donation-based)クラウドファンディング(CF)が飛躍的にエスカレート、頻繁化するなか、ほとんどの非営利公益団体も、クラウドファンディング(CF)による潤沢な資金調達を目指し、急速にデジタル化対応を行った。こうした対応をする場合、マネーロンダリング規制を含む各種の警察規制に加え、課税取扱いを精査しないといけない。具体的には、①起案者(寄附金を非営利公益団体)

への所得課税 [連邦や州・地方団体の所得税] 免除や③支援者(寄附者)への公益



(Public use)

寄附金控除の適用が問われてくる。

クラウドファンディング(CF)は、●寄附/ 募金型(donation-based)だけではない。さま ざまなタイプのクラウドファンファンディング (CF) がある。他のタイプのクラウドファンディ ング(CF)にかかる連邦所得課税取扱いについ ても課題が山積している。2016年に連邦課税庁 (IRS=Internal Revenue Service/内国歳入庁) が、クラウドファンファンディング(CF)にかか る課税取扱いに関する「インフォメーションレター (Information Letter)[Info 2016-0036]」を 発出している(16-0036.pdf(irs.gov))。ただ、 このインフォメーションレターは、ガイダンス(取 扱指針)であり、法的拘束力を有しない。

このインフォメーションレター「Info 2016-0036] では、連邦税法 (IRC=Internal Revenue Code / 内国歳入法典)が、総所得総 算入方式 (all-inclusive income approach / all-inclusive income concept) を基本として いる旨強調している。すなわち、内国歳入法典 (IRC) は、その源泉を問わず、原則としてあらゆ る所得を「総所得 (GI=gross income) に算入 する旨規定している(IRC61条a項)。わが国では、 個人所得税については、所得の類型(区分)ごと に算出した所得額を総計する形で総合課税する仕 組みを採用する (所得税法 23 条~ 35 条)。これ に対して、連邦所得税では、個人についても法人 等と同様に、所得の類型別の課税は行わないルー ルになっている。したがって、非課税 (課税除外) 所得にあたらない限り、総所得に含めて総所得と して課税対象となる。例えば、個人間贈与では、 非課税限度額を超えた場合、贈与者 (donor) が 連邦贈与税 (gift tax) の納税義務者になる。そ の一方で、個人からの贈与により受贈者 (donee) が得た所得は、連邦所得税上は非課税(課税除外) となる (IRC102条a項)。 クラウドファンディ ング (CF) 方式による個人間贈与では、善意の 支援者が不本意な課税を受けないようにするため にも、プロジェクトキャンペーンの起案に際し精 緻なタックスプランニングが求められる。

連邦税法(IRC)上、起案者は、❶貸付/融資型(デット/debt-based)や❷証券投資型(エクイティ/equity-based)を含め、クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)の手法を使って獲得した資金(crowdfunding revenues)を、原則として総所得に算入しないといけない。しかし、総所得に算入しなくともよ

いとなるためには、おおまかにいえば、少なくと も次のような要件を充たす必要がある。

≪連邦税が課されないクラウドファンディング (CF) になる基本要件≫

- ①融資(利子を除く元本)は、返済しないといけ ないことになっていること。
- ②事業体へ出資であり、見返りにその事業体の持 分を得ていること。
- ③贈与は、無私の寛大さでもって何らの見返り/ 反対給付 (quid pro quo) も伴わないでなされ ていること。

アメリカの政治献金/政治資金集めでは、い まやネットを使ったのクラウドファンディング (CF) が常識である。政治資金の透明化、収支 や献金者のネット公開なども進んでいる。連邦 の公職候補者に対する選挙資金の提供について も、連邦選挙運動法(FECA=Federal Election Champaign Act /フィーカ)による一応の 規制がある。しかし、現実は、連邦選挙運動法 (FECA) が適用にならない「ソフトマネー (soft money)」、「スーパーPAC (Super PAC)」と いう〝モンスター〟がアメリカ政界で大暴れして いる。個人はもちろんのこと、個人以外(法人や 労組、非営利公益団体) も、スーパー PAC への 献金は、無制限、青天井である。止まらない、止 められないの *金権政治 (money politics) 、、*金 権選挙、はひどくなる一方である。それは至近の 大統領選挙を見れば、一目瞭然である。スーパー PAC への献金者などの情報は、連邦選挙委員会 (FEC=Federal Election Commission / エフ イーシー)に報告しないといけないことになって いる。しかし、その使い道については、候補者の 選挙運動の直接支援に使えないことを除けば、ほ とんどきつい縛りは皆無である。自分の不倫訴訟 費用を実質的に支配するスーパー PAC から捻出 する大統領候補者まで出てくる。

連邦最高裁は、スーパー PAC による「ジョーンズ候補を落選させよう。スミス候補を当選させよう。」といった言論は規制されて当然である、とする。その一方で、スーパー PAC による「ジョーンズ候補に暗号資産法制を支持するように求め

よう。スミス候補に人工妊娠中 絶禁止を支持するように求めよう。」といった言



(Public use)

論は、規制されるべきではないとする。この要規 制と規制不要の線引きは、一般に「マジックワー ド」基準 (*magic word、test) と呼ばれる。こ の基準によると、公共政策を争点とする言論は、 規制不要となる。また、公職候補者は、さまざま な政策について賛否を議論するのは、言論の自由 である、とされる。加えて、「ステルス PAC」と 揶揄される政策提言型 NPO 「IRC501 (c) 団 体]は、例えば特定の候補者に対して大気汚染を 促進する法案に反対するように求めることや意見 広告 (issue ad) を出すことが許される。スーパー PAC と同様の広報活動ができる。意見広告は、 地上波 TV (4 大ネット) やケーブル TV (数百 局/例えば、CNN や MSNBC、Fox ニューズな ど) に加え、ソーシャルメディアにまでエスカレー トしている。地上波メディアに加え、ネットメディ アには、意見広告を偽装した政治広告 (*sham issue、advocacy ads) が氾濫している。しかし、 政治広告 (political advocacy / political ad) か意見広告 (issue advocacy / issue ad) か不 透明な限界事例が余りにも多い。二大政党制のは ざまで生存する連邦選挙委員会 (FEC=Federal Election Committee /エフイーシー)は、^{*}偽 装意見広告。規制には及び腰である。もぐらたた きで、政治家の反感を買うのは得策ではでない、 と考えるからである。

政治資金が多ければ選挙で勝てるともいえない。しかし、政治資金を募り、候補者はスーパー PACと連邦選挙運動法(FECA)スレスレの連携 を怖れると勝負にならない。先の見えない金権政 治、金権選挙の負の連鎖が続く。

連邦税法 (IRC) では、献金/寄附について、 税額控除(tax credit) 方式ではなく、所得控 除 (income deduction) 方式を採る。これは、 資本主義/市場主義を基本とする国家体制のも と、高所得者に有利な税制インセンティブを織り 込み、できるだけ多くの献金/寄附をしてもら おうという趣旨である。一方で、個人も個人以 外(法人等)も、ほぼすべての政治献金/寄附に ついて、連邦課税所得計算上、所得控除ができな い (IRC162条e項1号B、276条等)。 つま り、納税者は、アフタータックスの資金を政治 に献金/寄附する仕組みになっている。アメリ カでは、寄附金控除制度は、連邦課税庁である内 国歳入庁 (IRS) が寄附金の流れを把握し、透明 化を高めるには必須のツールと見る。宗教団体へ の寄附にも寄附金控除が適用になる。これも、税 務当局(IRS)が寄進・寄附・献金の流れをつかみ、〝浄財〟かどうかを確かめられるようにするためである。政教分離ルールを盾に、〝神様にのみ会計責任を負う〟とする言い逃れを赦さないためでもある。ところが、政治献金/寄附には寄附金控除の適用がない。税務当局(IRS)が、クラウドファンディング(CF)、スーパーPACで集められた巨額の政治資金、選挙資金に監視の目を光らせるのは容易ではない法環境にある。IRSには、公職候補者や現職者から出てきた各種情報申告書(information returns)や納税申告書(tax returns)、連邦選挙委員会(FEC)のネット公開政治資金情報、内部通報者やメディアなどからの情報を拠り所に、税務調査で、政治資金、選挙資金の使途の透明度を高める作業が続く。

第1部 アメリカのクラウドファンディン グの基礎

I クラウドファンディングのビジネスモデルの分析

伝統的な対面/オフライン/書面での資金調達/募金方法は、一般に「ファンドレイジング (fundraising)」と呼ばれた。もちろん、今日でもそう呼ばれている。対面/オフライン/書面中心の時代には、資金調達/募金といえば、不特定多数の人たち (crowd) からの寄附金の支出(受入)、有価証券(株式・社債など)の発行、金融機関や政府機関からの融資/借入(貸付)などが中心であった。

その後、インターネットの普及に伴い、2000 年代前半から、アメリカでは、不特定多数の人たち(crowd)を対象に、ネット/オンライン/デジタルでの資金調達/募金方法が急速に拡大し、「クラウドファンディング (CF=crowdfunding)」 全盛時代に突入した。

1 ネットを使ったクラウドファンディング 方法の変遷

インターネットが普及した当初、クラウドファンディング(CF)は、プロジェクトの起案者が、ネット上に自己の Web サイトを開設し、広く不特定多数の人たちを対象に、資金調達/募金を求める方法が取られた。

その後、民間の営利 IT 企業・業者(プラットフォーマー/ for-profit platformers)が、ネット上に**②**クラウドファンディング(CF)専用のデジタルプラットフォーム(電子止り木/ digital platform / matchmaker)を、次々と開設するようになった ¹²。

【表 2】対面/オフライン募金方法とネット/オンライン募金方法の違い

①伝統的な資金調達/募金方法「ファンドレイジング(fundraising)」

不特定多数の人を対象とした、寄附金の募集、 株式・社債の発行、金融機関や政府機関からの融 資/借入(貸付)など

②インターネットを使った資金調達/募金方法

不特定多数の人を対象とした、寄附金の募集、 株式・社債の発行、金融機関や政府機関からの融 資/借入(貸付)など

● Web サイト方式や ③ デジタルプラットフォーム方式に加え、起案者がインスタグラム (Instagram) やエックス (X) [旧 Twitter]、メタ (Meta) [旧 Facebook] のような SNS (social network system) 上に ②自己のアイディア/計画/プロジェクトをアップロードし、資金調達/募金を求める方法もある。 ③ クラウドファンディ

¹² 紙媒体/オフライン中心の時代には、郵便局 (postal service) や新聞/広報誌などのリアルの媒体が、ファンドレイジング・プロジェクトの起案者と支援者との間を取り持つ重要な役割 (プラットフォーム役/仲介役) を担ってきた。しかし、ネットが普及した今日では、電子メールや Web サイトが代替している。また、民間の IT 企業 (プラットフォーマー/クラウドファンディング業者) がネット空間にデジタルプラットフォーム/ポータルサイト/中央管理型サーバーを構築し、プロジェクトの起案者と支援者との間を取り持つ (仲介者になる) 方向に大きく転換している。起案者や支援者 (ユーザー) が、「リアルの郵便局」や既存のメディアから、「電子/デジタル郵便局」やネットメディアの利用をエスカレートさせているのである。こうした状況に加え、他の多くの分野のユーザーも、アマゾン (物品の通販) やウーバー (ライドシェア/食事宅配)、メルカリ (フリーマーケット)、リクナビ (オンライン求人)、住民票のオンライン交付など官民の幅広いサービスでも、各種デジタルプラットフォーム/中央管理型サーバーの利用を活発化させている。こうした経済社会を「プラットフォーム経済 (platform economy)」とも呼ぶ。

ング (CF) 専用のデジタルプラットフォーム方式の場合、参加するプロジェクト起案者が増えれば、支援者も増える、支援者が増えれば起案者も増えるという相乗効果が期待できる。(もちろん、その逆もあり得る。)

プラットフォーマー(クラウドファンディング 業者/CF業者/中央管理型サーバー)は、ネット空間という州境(国境)のない空間を市場とするビジネスである。市場を独占・寡占し、収益性を高めるのも夢ではない。とはいっても、ユーザー(起案者/支援者)のニーズを的確に取り入れるのは容易ではない。また、市場におけるユーザー間での外部性が高い。クラウドファンディング(CF)は、デジタルID(デジタル本人認証)を含む運営の適正性が確保されないと、不正・虚偽の温床になりやすい体質を持っている。

また、今日、アメリカでは、クラウドファンディング(CF)は、市民(crowd)にとり、納税よりは抵抗感が薄いといわれる。しかし、政治資金/選挙資金獲得などにも多用され、その使途も不透明なことが多いことが指摘されている。こうしたことも、この資金獲得手法について「正義(justice)」を問われる場面を増加させる一因となっている。

2 クラウドファンディングの類型

ざまざまな類型のクラウドファンディング (CF) がある。それらは、大きく①「営利目的プロジェクト/ for profit project)型」と②「無償型 (non-reword type) / 非営利・公益目的 notfor-profit / charitable cause)型」に分けることができる 13。

【表 3】 クラウドファンディング (CF) の類型

- ①営利目的プロジェクト/ for profit project type) 型
- ●貸付/融資型(デット/debt based)クラウドファンディング【例】起案者(借入者)が、クラウドファンディング(CF)専用デジタルプラットフォームなどを使って、支援者に融資/貸付を求め、支援者に利子(果実)を払うケース。消費者間融資(peer-to-peer lending / P2P lending)、クラウド金融(crowdlending)とも呼ばれる。簡易な小口金融には資する。また、

コロナパンデミック期には、オンラインのノンバンク機能を発揮した。しかし、起案者(借入者)の信用度が低く経済破綻するケースも多く、支援者(融資者)保護が後回しになるデメリットもある。プラットフォーマーが起案者(借入者)の信用度チェックを強化すべきとの声も強い。しかし、ネット上で仲介業を展開するプラットフォーマーに、諸州の金融取引規制上のライセンス取得を義務つけるのは至難との意見もある。

- ②証券投資型(エクイティ/ equity-based)クラウドファンディング【例】起案者(株式を発行する会社)が、クラウドファンディング(CF)専用デジタルプラットフォームなどを使って、支援者(投資家)に出資を求め、支援者(投資家)に持分を付与し、配当(果実)を払うケース
- ❸果実提供型 (reward / pre-purchase-based) クラウドファンディング 【例】起案者が、クラウドファンディング (CF) 専用デジタルプラットフォームなどを使って、音楽・映画・芸術作品の製作プロジェクトや家庭用便利機器や健康機器開発プロジェクトに対する資金 (寄附)の提供を求め、「見返り」として、音楽・映画・芸術作品や製作プロジェクト開発製品を支援者に現物提供をするケース
- ②無 償 型 (non-reword type / altruistic type) /非営利・公益目的 non-for-profit / nonprofit / charitable cause) 型
- ●寄附型募金型 (donation-based) クラウドファンディング このタイプは、さらに②非営利公益型 (charity-based) と、⑤個人間贈与型 (gift-based) に細分できる。【例】起案者が自己 [災害・事故・病気・冠婚葬祭・学業継続等] 支援(個人間贈与) や非営利公益 [慈善・宗教・教育等]、官民のインフラ改修・人間環境保全・人権保護などを理由としたプロジェクトを企画し、クラウドファンディング (CF) 専用デジタルプラットフォームなどを使って、支援者に無償の寄附の支出を求めるケース。このタイプのクラウドファンディング (CF) で、支援者は、社会貢献をした、あるいは「世のため、人のため」になることをしたという「見返り/リワード/reword」が得られるに過ぎない。

専用のデジタルプラットフォームなどを使ったさまざまな前記クラウドファンディング (●~④) は、次のように大きく、①投資型 (investment based crowdfunding type) と、②非投資型 (non-investment based crowdfunding type)

¹³ See, Thomas Martin, ⁸Main Types of Crowdfunding Business Models, ⁸ 4 Main Types of Crowdfunding Business Models-StartUp Mindset

に分けることができる。

【表 4】 投資型と非投資型

①投資型クラウドファンディング

- **●**貸付/融資型(デット/ debt-based)クラウド ファンディング
- **②**証券投資型(エクイティ∕ equity-based)クラウドファンディング ¹⁴

②非投資型クラウドファンディング

- **3**果実提供型 (reward / pre-purchase-based) クラウドファンディング
- **④**寄附/募金型(donation based)クラウドファ ンディング

3 デジタルプラットフォームを使ったクラ ウドファンディングの手順

クラウドファンディング (CF) の手順自体は、簡素である。しかし、具体的な手順は、クラウドファンディング (CF) 向けのデジタルプラットフォームを開設しているプラットフォーマー (クラウドファンディング業者) による。すなわち、プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) と起案者 (project initiator / campaign creator) との契約、さらには支援者 (contributors / supporters / backers) の応募状況次第である。

一般的な手順を示すと、次のとおりである。

【表 5】一般的なクラウドファンディング(CF)プロジェクトの手順

- ①起案者である、個人やスタートアップ企業/起業家は、家庭用便利機器開発や特殊なスマートウオッチのような「営利目的プロジェクト/for profit project)」や、さらには被災者支援のような「非営利・公益目的 not-for profit / charitable cause)」の資金調達/募金プロジェクトキャンペーンを作成する。
- ②起案者は、資金調達/募金額と期間(期限)を設定する。
- ③クラウドファンディング用デジタルプラット フォームに期限を設定したうえで資金調達/募金 プロジェクトキャンペーンをアップロードする。

- ④一般に、起案者は、支援者から自己のプロジェクトキャンペーンに十分な賛同が得られ、期限までに資金調達応募額が達成すれば、起案者はその資金を獲得することができる。
- ⑤一方、資金調達応募額が達成できなければ、次のように取り扱うタイプに分かれる 15 。
 - ●オール・オア・ナッシング (all or nothing)型キャンペーンに十分な賛同が得られず、期限までに資金調達応募額を達成できなければ、支援者は支出を求められず、起案者には資金がまったく渡されない (all or nothing)タイプである。このタイプは、人気投票のように機能する心配がある。一方で、犯罪まがいの悪質なキャンペーンで不特定多数 (crowd)の支援者が被害を受けないようにするには、このタイプが推奨されている。また、投資型クラウドファンディングでは、投資家保護にため、このタイプが推奨される。
- ②キープ・イット・オール (keep it all) 型 キャンペーンに十分な賛同が得られず、期 限までに資金調達応募額を達成できなくとも、 起案者に集まった資金が渡される (keep it all) 型がある。フレキシブル・ファンディン グ (flexible funding) ともいう。
- ⑤プラットフォーマーと起案者との間でのクラウドファンディング用デジタルプラットフォーム 利用契約には、次のような特徴がある。
 - ●資金調達応募額の設定(funding goals)

起案者は、達成できる資金獲得目標を設定しないといけない。営利目的プロジェクトで、all or nothing 型のキャンペーンでは、慎重かつ支援者が十分に納得できる内容でないといけない。ちなみに、アメリカでの平均的な成功率は、対象分野(タイプ)にもよるが、2割から最大で4割程度である。

②果実の提供 (rewards)

クラウドファンディング (CF) は、非投資型では、支援者が資金を提供する見返りに、支援額に応じて、起案者が果実や企画・生産した現物(製品)を提供する。スタートアップ企業が、商品のマーケティングの前段階として利用するケースもある。一方、投資型では、支援者の貸付(デット/debt)額に応じて、果実として利子を支払うか、投資(エクイティ/equity)額に応じて、果実として配当を支払う。

❸仲介手数料(Processing Fees / Payment fees) 起案者は、クラウドファンディングプラッ

¹⁴ 投資型クラウドファンディングは、「equity-based crowdfunding」の他、「investment-based crowdfunding」 ともいう。

¹⁵ オール・オア・ナッシング (all or nothing) 型は、政府規制よりも市場競争を通じて質管理 (QC)、交通 整理をしようとするアプローチである。しかし、このアプローチには異論もある。See, Garry A. Gabison, *The Incentive Problems with the All-or-Nothing Crowdfunding Model, ≥ 12 Hastings Bus. L. J. 489 (2016).

トフォームを運営するIT企業(プラットフォーマー/クラウドファンディング業者)に対して、作成したクラウドファンディング資金調達/募金キャンペーンに基づいて獲得した金額に応じて定額の仲介サービス手数料を支払うことになっている。一般に、起案者と支援者を仲立ち/仲介するクラウドファンディングプラットフォームを設定したIT企業(プラットフォーマー/クラウドファンディング業者)は、調達した資金額を起案者に渡す際に天引きする形で支払を受ける。

4 アメリカの主要なクラウドファンディン グ・デジタルプラットフォーム

まさに「プラットフォーム・エコノミー(platform economy)」全盛の時代である。アメリカでは、モノやサービス提供の仲介をするデジタルプラットフォームを運営するアマゾン社(Amazon. com, Inc.)や、ギグワーカーに雇用類似の新たな働き方を仲介するデジタルプラットフォームを運営するウーバー社(Uber Technologies, Inc.)などが、時代の寵児としてもてはやされ、活況を呈している。

プラットフォーム・エコノミーの恩恵を受けているということでは、クラウドファンディング(CF)のマッチング事業の展開をするデジタルプラットフォーム業界も例外ではない。クラウドファンディング業者は、ネット空間に新規のクラウドファンディングプラットフォームを続々と開設している。濫立気味で、いまやその数は数えきれないほどである。ネット空間には国境がない。当然、アメリカのクラウドファンディングプラットフォーム業界は、起案者の資金調達・募金支援でグローバルな展開をエスカレートさせている。以下に、アメリカのいくつかの主要なクラウドファンディング・デジタルプラットフォームについて、類型、対象分野などを紹介する。

【表 6】主要なクラウドファンディング・デジタルプラットフォーム

◆キックスターター (Kickstarter)

【プラットフォームの概要】 [名称] Kickstarter, Inc. [設立] 2009 年 [本拠地] ニューヨーク州 ニューヨークシティ



(Public use)

【プラットフォームの類型】非投資型/果実提供型 (reward / pre-purchase-based) /オール・オア・ナッシング (all or nothing) 型クラウドファンディング・プラットフォーム

【対象分野】自主製作の映画、音楽、芸術、デザインなどのプロジェクトへの資金調達・募金支援の仲介 【提供する果実】支援者が提供する資金は、寄附金と同様の取扱い。支援者はプロジェクトへの資金を提供する見返りとして、起案者から感謝状、Tシャツなどノミナル(名目的)な果実の提供を受けることもある。

【プロジェクト成功実績】36%強。2023年4月 現在、これまで約1,390万人から、3390億ド ルにのぼる資金の提供を受けている。

【**経営実績**】2023 年度の従業者数は 750 人、総収入金額は 950 万ドル

◆インディゴーゴー (Indiegogo)

【プラットフォームの概要】 [名称] Indiegogo, Inc. [設立] 2008 年 [本拠地] カリフォルニア州サンフランシスコ

INDIEGOGO

(Public use)

【プラットフォームの類型】主な対象は①非投資/ 果実提供型(reward / pre-purchase-based)。 従として②投資型(エクイティ/ equity-based) クラウドファンディング・プラットフォーム(ECF) や③寄附/募金型(donation-based)のプロジェ クトも対象。オール・オア・ナッシング(all or nothing)型およびキープ・イット・オール(keep it all)型を併用[つまり、調達額が当初設定され た額に到達しなかった場合は、支援者に資金を全 額返還するか、起案者が9%の仲介手数料を支払 い、集まった額だけ受け取る方法のいずれかを選 択可能〕

【対象分野】新製品開発プロジェクト、セカンダリーマーケット (流通市場) で取引される株式会社への投資

【プロジェクト成功実績】9.5%程度

【**営業実績**】2023 年度の従業者数は 165 人、総収入金額は 1,300 億ドル

◆ゴーファンドミー (GoFundMe)

【プラットフォームの概要】 [名称] GoFundMe, Inc. [設立] 2010年 [本拠地] カルフォルニア州ロッドウッドシティ



(Public use)

【プラットフォームの類型】寄附/募金型 (donation-based) のクラウドファンディング・ プラットフォームで、オール・オア・ナッシング (all or nothing) 型およびキープ・イット・オー ル (keep it all) 型を併用

【対象分野】無償型 (non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的型 (not-for-profit / charitable cause) 型クラウドファンディング [災害・事故・病気・冠婚葬祭・学業継続支援等。例えば、自身の高額の授業料を払えない。自身が患う難病治療に高額の医療費が必要である。このような個人的な事情から、募金のための登録をすると、自身のプロジェクトページを生成できる。目標金額と共に写真やビデオメッセージなどの搭載も可能。募金額が目標金額に達した時点で、ゴーファンドミー (GoFundMe) がその募金額の5%を仲介手数料として徴収する仕組み。分類上は、自助努力型クラウドファンディング。支援者にはプロジェクトにクレジットカード等で献金する際には手数料負担が生じる。]

【プロジェクト成功実績】非営利・公益目的型 (not-for-profit / charitable cause) クラウドファンディング・デジタルプラットフォーマーの最大手。

競合するキックスターター (Kickstarter) やイ ンディゴーゴー (Indiegogo) が、主に営利目的の スタートアップ企業の資金調達に力点を置いてい る。これに対して、ゴーファンドミー(GoFundMe) は、非営利・公益目的型 (not-for-profit / charitable cause) クラウドファンディング向け に傾斜した形でプラットフォームを運営している。 超有名歌手のテイラー・スウィフトが、ゴーファン ドミー (GoFundMe) のプラットフォームを使い、 自血病の少女のために5万ドルの資金を集めたこ とでも名を馳せた。他にもいくつもの心温まる物語 がこのプラットフォームから生まれている。競合す るインディゴーゴー (Indiegogo) も、2014年に 個人が自己の目的のためにクラウドファンディン グできる「インディゴーゴー・ライフ (Indiegogo Life)」と名付けたプラットフォームを開設した。 しかし、ゴーファンドミー (GoFundMe) のまと もな競争相手にはなっていない。

【詐欺プロジェクトの増加】その一方で、ゴーファンドミー(GoFundMe)のクラウドファンディング・プラットフォームに虚偽の物語をアップし、獲得したカネを遊行に費消するなどのフェイクが度々問われる。不正・詐欺的なプロジェクト防止対策も重い課題となっている¹⁶。プラットフォームのコンビニエンス(簡便性)を失わない形でのコンプライアンス強化が求める声が強い。

【**営業実績**】2023 年度の従業者数は 494 人、総収入金額は、2,260 万ドル

◆レンディングクラブ (LendingClub)

【プラットフォームの概要】 [名称] LendingClub Inc. [設立] 2006 年 [本拠地] カリフォルニア州サンフランシスコ。ニューヨーク証券市場 (NYSE) に上場

LendingClub

(Public use)

【プラットフォームの類型】貸付/融資型(デット/debt-based)クラウドファンディング・プラットフォーム/P2P(P2C)クラウドレンディング・プラットフォーム

【事業展開】当初、P2P クラウドファンディングに 対する政府規制が少なかったために、同業の『プ ロスパー (Prosper)』とともに業績を伸ばした。 その一方で、多くの返済不能や詐欺まがいの事例 が露呈した。P2P クラウドファンディングは、預 金とは異なり元本保証がない金融取引であること から、投資に分類される。P2P クラウドファンディ ングプラットフォーマーは、ローンを受けた支払 額を記載した流通証券を投資家の提供する存在で ある。この点に注視して、1934年連邦証券取引 所法4条に基づいて設置されて連邦証券取引委員 会 (SEC) は 2008 年に、1933 年連邦証券法に 基づいて、プラットフォーマーに対して証券取引 ブローカー・ディーラーとして登録をするように 求めた。この方針に反発して、レンディングクラ ブ (LendingClub) と同業のプロスパー (Prosper) は、当初、クラウドファンディング事業を停止し た。しかし、その後、両社は登録に応じ、事業を 再開した。両社は、『フォリオフン (FOLIOfn) 社』 とタイアップし、クラウドファンディング証券の ためのセカンダリーマーケット(流通市場)を構 築し、現在にいたっている。

【営業実績】2013年に、レンディングクラブ (LendingClub) は全米 1位の P2P クラウドファンディングプラットフォーマーとなった。現在では、世界最大の P2P クラウドファンディングプラットフォーマーの地位を獲得している。利率は 5.6% ~ 35.8% 。返済不能率は 1.5% ~ 10%

◆ネットキャピタル(Netcapital)

【プラットフォームの概要】 [名称] Netcapital Inc. [設立] 1984 年 [本拠地] マサチューセッツ州ボストン



(Public use)

 $^{^{16}}$ See, Elizabeth E. Deery, $\,^{\circ}$ The Dark Side of Crowdfunding: Goodwill and Ill Intent, $_{\circ}$ 40 No. 3 GPSolo 47 (May / June, 2023) .

【プラットフォームの類型】株式投資型 (エクイティー equity-based) クラウドファンディング・プラットフォームで、オール・オア・ナッシング (all or nothing) 型およびキープ・イット・オール (keep it all) 型を併用。

【対象分野】起案者である私募会社/スタートアップ企業(小規模成長期待企業)と支援者である投資家から資金投下(投資)を仲介・仲立ちする株式投資型(エクイティ/ equity-based)クラウドファンディング・デジタルプラットフォーム (FP=funding portal) の運営。

ネットキャピタル (Netcapital) は、2016年に、2012年 JOBS 法および 2015年 10月に同法の下で発出された SEC 規則 (SEC Rule)を遵守したクラウド「ファンディングポータル(FP=funding portal)」(Netcapital Funding Portal, Inc.)を、SEC (連邦証券取引委員会)に登録をし、かつ、民間の自主規制機関である金融業規制機構 (FINRA=Financial Industry Regulatory Authority)にも加盟している。また、同社のコンサルティンググループ (Netcapital Advisors) は、ブローカー・ディーラーとしての SEC への登録をし、クラウド投資家への助言、投資家の資金や証券の保有・管理・運用等も行っている。

【プロジェクト成功実績】起案者であるスタートアップ会社の支援者となりたい投資家は、オンラインでネットキャピタル(Netcapital)のクラウド「ファンディングポータル(FP=funding portal)」にアクセスし、自身の判断で最適と思われるスタートアップのプロジェクトをチェックし、いち早く投資(スタートアップの支援)をすることができる。

【営業実績】Netcapital Funding Portal, Inc. を含め、ネットキャピタル (Netcapital) の正確な従業者数は公表されていない。ベンチャー企業 (小規模成長期待企業) のネットキャピタル (Netcapital) の企業実績は乱高下している。2023 年度のネットキャピタル (Netcapital) の総収入金額は、前年度に比べ55%の伸びで、おおよそ850万ドル。2024 年度上四半期では実績は大幅に下落した(Netcapital Announces Third Quarter Fiscal 2024 Financial Results | Business Wire)。

2024年6月現在、アメリカにおけるクラウドファンディング(CF)の主要なプラットフォー

マーは、キックスターター (Kickstarter)、インディゴーゴー (Indiegogo)、ゴーファンドミー (GoFundMe) の3者である。



(Public use)

II 貸付/融資型(デット/debt-based) クラウドファンディングの分析

貸付/融資型(デット/debt-based) クラウドファンディングとは、起案者(借入者)が、クラウドファンディング (lending-based crowdfunding) 専用デジタルプラットフォーム (CRPs=crowdfunding platforms) などを使って、支援者(貸付者)に融資/貸付を求め、支援者に利子(果実)を払う仕組みである。「消費者間融資(peer-to-peer lending/P2P lending)」、「クラウド金融/クラウドレンディング (crowdlending)」、「貸付型クラウドファンディング (loan-based crowdfunding)」とも呼ばれる。本稿では、「クラウドレンディング」という言葉を使う。

1 クラウドレンディングの興降

クラウドレンディングは、①起案者(借入者/borrowers)、②支援者(貸付者/融資者/lenders)、③プラットフォーマー(仲介者/intermediary)の3者がプレイヤーなる仕組みである。具体的なデザインは、一様ではない。一般に、①起案者(借入者)は、自己の信用度や借入期間などに応じて②支援者(貸付者)の利子(interest)【平均で20.6%~11.4%】を支払い、かつ、①や②は、③プラットフォーマー(中央管理型サーバー)に、元本額をベースの既定の手数料(fees)を支払わないといけない仕組みになっている。

スタートアップ企業(起案者)からすると、クラウドレンディングは利便性が高い。なぜならば、資金調達を伝統的な銀行からの借入に頼ると、担保を提供しないといけない。一方、証券投資型のクラウドファンディング(ECF)に頼ると、支援者(出資者)に株式(持分)を提供しないといけない。ところが、不特定多数者(crowd)からの小口の借入ができるクラウドレンディングに頼ると、支援者(貸付者)に利子を支払かつプラットフォーム業者に手数料は支払わないといけないが、担保や株式(持分)を提供しなくともよい。簡潔な手続でスピーディーに資金調達ができる。

クラウドレンディングは、コロナパンデミック期には、既存の金融機関(traditional commercial banks)の機能が低下したため、オンラインのノンバンク機能を発揮した。しかし、起案者(借入者)の与信チェックが甘く支払い不

能になり破綻するケースが続出した¹⁷。リアル(対面) 金融とは異なり、リモート(遠隔)では、支援者(貸付者/融資者)保護が後回しになりやすいからである。

クラウドレンディングは、本来的には、個人間の助け合い精神を広げるオンラインの小口金融(online microfinance / online mutual financing/電子無尽講?)の仕組みである。無審査で簡易な小口金融を促進しようというものである。貸付原資となる支援者(貸付者/融資者)の元本を保証する〝預金/貯蓄〟とは異なり、あくまでも〝投資〟である。

アクセサビリティ・ファーストのクラウドレン ディング推進論に対しては、消費者や投資家保護 や市場の健全育成の視角から、異論・反論がある。 金銭の貸借を証明する借用証書は、法的には債券・ 債務証券(Debt Securities)である。こうした 証券の仲介をするプラットフォーマーは、連邦証券法および SEC(連邦証券取引委員会)の規制を受けるのでよいのかどうかが問われる。執行府・立法府・司法府でも意見が分かれる。支援者である貸付者(lenders)は証券規制当局、起案者である借入者(borrowers)は消費者当局の保護を受けることになるとする見方もあるが、規制は統一すべきであるとの声もある。意見が対立するなか、現在は、クラウドレンディングプラットフォーマー(プラットフォーム業者)は、債券・債務証券(Debt Securities)を仲介しているということで、連邦レベルではSECが規制を継続している。しかし、「フラットフォーム・リスク」を SEC がチェックすることには異論がないわけではない。

コラム 1 方向性が定まらないクラウドレンディングへの政府規制

2008 年 に、SEC (証券取引委員会/Securities and Exchange Commission) は、クラウドレンディングプラットフォーマーである「Prosper Marketplace」(以下「プロスパー」という。)に対して排除措置命令(cease and desist order)を発した。SEC は、プロスパー(Prosper)に対して、貸付者(lenders)が投資するに先立ち SEC への登録を求めた。この SEC の命令を受けて、プロスパー(Prosper) ほか同業のクラウドレンディングプラットフォーマーは、

対応に追われた 18。

2011年の連邦の政府検査院(GAO=Government Accounting Office)は、クラウドレンディングプラットフォーマーに関する報告書を公表した19。そのなかで、2つの選択肢を示した。①支援者である貸付者(lenders)はSECのような証券規制当局、起案者である借入者(borrowers)は消費者当局が保護するデザイン、②双方を統一して、消費者金融保護局(CFPB=Consumer Financial Protection Bureau)のような単一の

¹⁷ クラウドレンディングの起案支援には、クラウドレンディングの知見に欠けるファイナンシャルコンサルタント(企業)や弁護士などの新規参入が続く。これら「名ばかりクラウドレンディング専門家」が、起案者(借入者)であるスタートアップ企業に口あたりのよい起案プロジェクトを作文する。「株式発行資金調達(equity finance)」よりは「借入による資金調達(debt finance)」の方が、支援者(貸し手)への支払利子は税額計算において費用化できるといったアドバイスは適例である。しかし、クラウドレンディング手法を使った練れていない融資/借入プロジェクトの破綻が相次ぐ。支援者(貸し手)であるクラウド(消費者)を被害者にするケースが数多く報告されている。連邦や各州は、こうした負の連鎖にしっかりとした対応策を打ち出せないでいる。悪者淘汰を市場に任せ、クラウド(消費者/投資家)の自己責任を強調する姿勢には異論も多い。See, e.g., Hugh H. Makens, *State Intrastate Crowdfunding, c CX019 ALI-CLE 413 (March, 2016) . わが国でも、コンサルタント企業が起案した見積の甘いスマートシティ構想などが破綻し、責任の所在が不透明との批判がある。記事「デジタル街づくり『実験ありき』で7割成果なし、検証が乏しく事業乱立、安易な企業依存多く(国費解剖)」日本経済新聞2023年1月12日朝刊参照。米日とも、消費者や国民・納税者保護の視点から、影武者のように行動する「コンサルタント企業」の起案/プロジェクトの再評価、セカンドオピニオンの義務づけ、政官産学プロジェクトの透明化、賠償責任を問える法制が求められる。

¹⁸ See, SEC, Prosper Marketplace, Inc., Exchange Act Release No. 8984 WL 4978684 (Nov. 24, 2008). Administrative Proceeding: Prosper Marketplace, Inc. (sec. gov) その後、2012 年の JOBS 法制定、2015 年の SEC の Regulation Crowdfunding (Reg CF) の発出により、クラウドファンディング業者の「ファンディングポータル (FP=funding portal) 登録制度」導入につながり、今日にいたっている(詳しくは【コラム 3】参照)。

¹⁹ See, GAO, Report to Congressional Committees, Person-to-Person Lending: New regulatory Challenges Could Emerge as the Industry Grows, GAO-11-613 (July 2011) at 42 *et seq.* Perma | www.gao.gov

規制機関を立ち上げるデザイン。しかし、GAOの提案に対し、連邦議会は同意することはなかった。その後、2016年に、連邦通貨管理局(OCC=Office of Comptroller of the Currency)は、クラウドレンディングプラットフォーマーを対象とした特定目的ナショナル銀行チャーター(認可証)制度(special purpose national bank charter)導入を提案した²⁰。しかし、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、預金を管理しないフィン

テック企業に対して OCC が特定目的銀行業認可証を発行するには、ナショナル銀行法(National Bank Act)で許されるかどうかは疑問である、との判決を下した ²¹。その後、連邦政府や議会は、新たなクラウドレンディングプラットフォーマーの規制案を示していない。結果、現在も、SEC がクラウドレンディングプラットフォーマーを規制する体制(「ファンディングポータル(FP=funding portal) 登録制度」)が続いている。

プラットフォームマー(プラットフォーム業者)による起案者(借入者)や支援者(貸付者)の信用度チェックを強化すべきとの声も強い。しかし、ネット上で仲介業を展開する弱小のプラットフォームマーも含め一律に、連邦の新法による厳しい登録規制や諸州の金融取引規制上のライセンス取得などを義務づけるのは本末転倒との意見もある。そもそも、クラウド金融/クラウドレンディングは、既存の銀行などから金融排除(financial exclusion)された人たちや零細企業につなぎ融資の機会を与えるのが狙いであるからである²²。

【表 7】 クラウドレンディングの功罪

- クラウドレンディングのメリット
- ・スタートアップ企業の資金調達でのアクセサビリ ティの向上
- ・投資家の投資先の多様化に資す
- ・資金調達手続の簡便・迅速化向上
- ・借入コストの低減に資す

● クラウドレンディングのデメリット

- ・返済不能リスク
- ・利子率リスク
- ・プラットフォームリスク
- ・官民規制強化・法的リスク
- 経済・市場リスク

2 代替的クラウドレンディング・プラット フォームの役割分析

2008 年 の サ ブ プ ラ イ ム 危 機 (the 2008 subprime crisis) 以降、連邦や州による金融機 関に対する政府規制が強化された。

こうした政府規制強化にはプラス効果とマイナ

ス効果がある。最も大きなマイナス効果は、生活 困窮者や零細企業に対する金融排除(financial exclusion)を深刻にしたことである。こうした 金融機関に対する政府規制強化の反動で、ノンバ ンクである P2P(peer-to-peer)タイプのクラ ウドレンディング・プラットフォームへの需要 が増加した。また、コロナパンデミックで、既

存の金融機関の窓口やATM利用のための外出もままならないことも多かった。こうした一連の出来事も、P2Pタイプのクラウドレン



(Public use)

ディング・プラットフォームの利用を広げた。

(1) 既存の金融機関から代替的クラウドレン ディングに

DX化(デジタルトランスフォーメーション)の大波、デジタルエコノミー、シェアリングエコノミーの拡大に伴うあらゆる分野でネット取引が拡大し続けている。加えて、金融サービスのフィンテック化も進む。こうした流れが、P2Pタイプのクラウドレンディングを後押ししている。言いかえると、伝統的な金融制度は、デジタル化時代への乗り遅れが目立っている。「代替的与信ソリューション(alternative credit solutions)」、「代替的融資源(alternative source of funding)」として、P2Pタイプのマーケットプレイス・クラウドレンディング・プラットフォーム(marketplace lending platforms)が台頭し、伝統的な金融制度や金融機関を呑み込みつつあるといえる。

既存の金融機関の衣替えも目立ってきている。

²⁰ See, OCC, Exploring Special Purpose National Bank Charters for Fintech Companies, (2016). Exploring Special Purpose National Bank Charters for Fintech Companies (occ.gov)

²¹ Vullo v. OCC, 378 F. Supp. 3d 271, at 298 (S. D. N. Y. 2019).

²² See, Xavier Walthoff-Born *et al.*, *Equity Crowdfunding:First Resort or Last Resort?, ≥ 33 J.of Bus. Venturing 513 (2018) .

既存の金融機関が、新たに P2P タイプのマーケットプレイスクラウドレンディング・プラットフォームを創設する、あるいは新興の P2P クラウドレンディング・プラットフォームを買収(M&A)するか、パートナーシップを組むケースも目立ってきている。クラウドレンディング・プラットフォームの利用料を確保できるメリットもある ²³。

(2) キャベッジファンディングの事例分析

アメリカン・エキスプレス/アメックス (AMEX=American Express) は、アトラン タに本拠を置くスタートアップ企業「キャベッ ジ社(Kabbage Inc.)」(2008 年設立)の買収 (M&A) した。これが、最たるケースの1つである。 キャベッジ社は、「キャベッジファンディング (Kabbage Funding)」の商標、既存の金融機関 に代わって小口融資 (microfinance) R【2,000 ドル~25万ドル】をする代替貸出プラットフォー ム (alternative crowdfunding P2P platform) である。不特定多数の中小企業 (SMEs=small and medium entities) 向けに無担保のオンラ イン融資サービスを仲介する。キャベッジファン ディングのビジネスモデルは、申し込みから数分 以内に与信審査をし、融資するのキャッチが〝売 り、である。(もっとも、キャベッジファンディン

グのサイトにアクセスし融資を受けるには、事前 審査があり、一定の最低信用スコア(640 credit score)があることなどが要件となっている。実質 的に「瞬時採否」といえるのかどうかは疑わしい。)

キャベッジファンディングは、独自の与信審査システムを開発した。与信審査は、ヒトのよる判断ではなく、融資を希望する企業が公開している SNS や SaaS(software-as-a-service)などからデータを集約し、AI やアルゴリズムを使って行われる。会計クラウドシステムのデータからその企業の財務状態を評価する。決済サービスやEC サイトなどのデータからその企業の売上の推移をチェックし、信用度を測定する。

2020年のアメックス (AMEX) によるキャベッジファンディング (Kabbage Funding) の企業

買収は、スタート アップのキャベッジ ファンディング・ビ ジネスモデルの存続 につながった。と同 時に、オンライン化 で伝統的な金融ビジ





(Public use)

ネスが空洞化するなか、アメックス(AMEX)に 新たな P2P タイプのクラウドレンディング事業進 出の機会を得ることになった。

コラム 2 「ガバメント」の邦訳は「政府」か?「行政」か?

アメリカ合衆国(アメリカ)は、連邦国家である。国家の仕組みは、おおまかにいえば、「連邦(federal)」のもとに、「州(states)」、さらには「地方団体(local government bodies)」の3段の構図にある。州権が極めて強いのが特徴である。わが国のような"名ばかり地方分権国家"ではない。これは、人工妊娠中絶の是非をめぐる議論を見ればわかる。

ネットを使った各種タイプのクラウドファンディングに対する「ガバメント・レギュレーション(government regulations)」についても、こうした分権国家の構図を織り込んで考える必要がある。また、強い州権の存在も無視できない。

イギリス法を継受したアングロアメリカン法 (Anglo-American law) 体系のもとでは、当初、"行政"という概念が不明瞭であった。このことも手伝って、三権分立の対象となる国家権力

(separation of powers) は、「立法府 (executive branch)」、「執行府 (executive branch)」 および「司法府 (judicial branch)」の権力であるとされた(1787年アメリカ合衆国憲法1章~3章)。「行政府 (administrative branch)」の言葉は見当たらない。

司法府においては、訴訟手続は、「民事訴訟手続(civil procedures)」と「刑事訴訟手続(criminal procedures)」に分けられている。行政訴訟という独自のアングルはない。行政訴訟手続は民事訴訟手続のなかでが取られる。いわば、わが国の「旧行政事件訴訟特例法」時代の手続をイメージすると分かりやすい。制裁についても、「民事制裁(civil sanction / penalty)」と「刑事制裁「(criminal sanction / penalty)」に分かれている。もちろん、慣用的に、「行政制裁(administrative sanction / penalty)」という言葉も使われる。しかし、行

²³ See, Brage Humphries, *Funding the Future: Marketplace Lending, Equity Crowdfunding and Bank Lending, ≥ 24 N.C. Banking Inst. 217, at 230 (2020) .

政制裁は、実質的に民事制裁の枠内に取り入れられている。

こうしたことから、"government regulations...、"government agency "という言葉をどう邦訳すべきか、難しい判断を迫られる。一般には、「行政規制」、「行政庁/機関」と邦訳される。「政府規制」、「政府機関」という邦訳はあまり使われない。

確かに、アメリカの "government regulations "government agency" で、わが国の「行政規制(administrative regulations)」、「行政庁/機関(administrative agency)」に近い分野もある。連邦課税庁である内国歳入庁(IRS)が適例である。IRSは、非営利公益目的(charity-based)クラウドファンディングや宗教目的でのクラウドファンディングの分野では、連邦課税手続のみならず、全米規模での非営利公益・宗教団体の統一的な規制に一役買っている。まさに、"government regulations "government agency"の言葉に、「行政規制(administrative regulations)、「行政方人機関(administrative agency)」が適訳となる例といえる。

一方、投資型(equity-based) クラウドファ ンディング(ECF)やブロックチェーン(分散型 台帳)ファンディング、とりわけ STO (security token offering) /有価証券トークン募集の分 野では、連邦証券取引委員会(SEC=Securities and Exchange Commission)が規制の主役で ある。SECは、連邦の独立した準司法的証券法 執行機関(independent quasi-judicial federal security law enforcement agency) である。 SEC は、独立性のない「行政庁/機関」というよ りは、独立性のある「執行機関」あるいは「政府 機関」と邦訳した方がベターな例である。もっとも、 SEC は、連邦行政手続法(APA=Administrative Procedure Act) に準拠して制度化されているお 雇いの行政法審判官(SEC ALJ=administrative law judge)を5人任用し、独立した審判事務 を担わせている。審決(adjudication)、あるい はその前の和解(settlement)に基づき、SEC は、課徴金(fee) や排除措置命令(cease and desist order) のような行政制裁 (administrative sanction)を課す権限がある。ここでいう行政制 裁は、的確に言えば民事制裁(civil penalty)である。

政治資金のクラウドファンディング(CF)については、連邦選挙委員会(FEC=Federal Election Commission /エフイーシー)が規制主体である。しかし、FEC は、政治資金について監視する組織ではあるが、選挙を管理する組織ではない。

判例法で創設された「スーパーパック(super PAC) /特別政治活動委員会」~つまり「正式 名称「独立した支出専用委員会 (independent expenditure-only political action committees) ~に対する献金/ 寄附は、個人はもちろんのこと 個人以外(法人等)ついても、青天井で無制限に できる。これは昨今の金権選挙そのものの大統領 選挙を見れば分かる。現実には、スーパーPAC が、法人/団体から献金を無制限に許容する巨大 な"抜け穴"になっている。FECは、この抜け穴 封じには無力である。FECは、政治資金の「公開」 という面で大きな役割を担う機関である。したがっ て、スーパー PAC を含め政治資金の使途の「公 開」にかかる受忍義務違反があると推認される場 合には、職権探知または一般からの申告(報告) に基づいて調査を開始することができる。違反が あると、民事制裁(過料/課徴金/civil penalty) を課すことができる。FECは、一般的な行政機関 と言うよりは、独立した連邦政府機関(federal government agency) といえる。

献金/寄附をする個人や個人以外(法人等)は、連邦税法(内国歳入法典/IRC)のもと、ほぼすべての政治献金/寄附について、連邦課税所得計算上、所得控除できない(IRC162条e項1号B、276条等)。このことから、IRSは、このスーパーPACの巨大な穴に手を突っ込むことはできない。しかし、IRSは、スーパーPACを含めさまざまな政治資金の使途については、政治家個人の私的流用の有無や、使途先の税務などの自主申告に基づき税務調査、課税処分ができる。

これらのことを総合勘案して見ると、法的な立て付けや機関の権能にもよるが、"government regulations、の言葉は「政府規制」、一方"government agency、の言葉は「行政機関」の邦訳よりも、「政府機関」の邦訳の方が的確な言い回しといえる場合が多い。「ガバメント(government)= 行政」の信仰はいただけない。「行政」の言葉の使い方は至難である。

3 クラウドレンディングと政府規制

ネット上には、大量のオンライン消費者間融資 (P2P lending) がひしめき合っている。激しい競争で、貸出利率も低下する傾向が見られる。しかし、オンラインの消費者間融資では、起案者(借

入者/borrowers)、支援者(貸付者/融資者) 双方の信用度チェックや、高金利貸付や詐欺など 防止は難しい。

現在、連邦におけるデジタルプラットフォーマー規制は、連邦証券取引委員会(SEC)が行い、消費者保護は消費者金融保護

局 (CFPB=Consumer Financial Protection Bureau) と連邦取引委員会 (FTC=Federal Trade Commission) が行っている。

SEC は、クラウドレンディング・プラットフォーマー(クラウドファンディング業者)に対して、有価証券を扱うディーラー登録するか、ファンディングポータル(FP=funding portal)登録を求めている。SEC は、登録したクラウドレンディング・プラットフォーマー(クラウドファンディング業者)に対して、SECへの年次報告書を提出、および目論見書(prospectus)の定期的な更改を求める(詳しくは、本稿後述第1部III2(3)参照)。SEC は、これらの資料を SEC 所管の「電子データ収集・分析・追跡 EGGA(Electronic Data-Gathering, Analysis, and Retrieval)」システムを通じて一般に公開している。

また、州レベルでの規制は、州や地方団体が、銀行業やノンバンキング業を規制する当局が、消費者保護や詐欺防止の視点からそれぞれ独自の視点からクラウドレンディング規制を実施している。

もっとも、ネット空間に大量にアップされる小口のクラウド金融には政府規制や警察規制は及びにくい。小口金融の貸し手も、詐欺にあっても訴訟費用が高くつき、司法救済を求めるのを躊躇する。当然、泣き寝入りも多くなる。

クラウド金融は、ハイリスクでありながらも、 その手続・審査の簡易さが好まれる。消費者間融 資(P2P lending) タイプのクラウドレンディン グが大きく伸びてきている理由である。

伝統的な金融機関は、「仲介(brokerage)」と「与信チェック(maturity and risk transformation)」で重い役割を演じてきた。金融サービスのデジタル化に伴いノンバンクであるクラウドレンディング・プラットフォームが出現した。しかし、この種のデジタルプラットフォームは、当初、たんに借り手と貸し手を結びつける「仲介(brokerage)」する仕組みとしてデザインされた。その後、徐々に進化を遂げ、仲介のみならず、与信評価などあらゆるサービスを提供するビジネスモデルに大きく変容している。言いかえると、金融取引にかかる政府規制に代わり、AIやアルゴリズムを駆使した自動的な自主規制手法で消費者保護まで行えるようになっている。

4 税法上の過大借入利子への費用控除否認 の法理

ファイナンシャルレバレッジ (financial leverage) とは、資金調達に「梃 (leverage)」の原理を応用することを意味する。一言でいえば *外部資金の有効活用、を指す。

法人企業の資金調達は、大きく「他人資本(debt capital)」による場合と、「自己資本(equity capital)」による場合に分けられる。「借入による資金調達(debt finance)」と「株式発行による資金調達(capital finance)」という言い方もする。

「借入による資金調達(debt finance)」には、株式(equity capital)の発行と、担保付社債(bond)や無担保社債(debenture)の発行がある。他人資本(debt capital)または借入による資金調達(debt finance)には、銀行からの借入(融資)に加え、担保付社債(bond)や無担保社債(debenture)の発行がある。社債(debenture,bond)の発行は、株式に転換できる権利が付いた社債/新株予約権付社債/転換社債(convertible securities / convertible instruments)のようなハイブリッド型(hybrid instrument / hybrid security)も多く²⁴、その性格も複雑なことから、他人資本(debt capital / debt investment なのか)、自己資本(equity capital / capital investment)にあたるのかも、しばしば議論になる。

「借入による資金調達 (debt finance)」には、株式 (equity capital) の発行と担保付社債 (bond)や無担保社債 (debenture)の発行がある。いずれのケースも、クラウドファンディング (CF)の方がスタートアップ企業のファイナンシャルレバレッジ (外部資金の有効活用) には資する。

また、法人の経営の健全さを測る指標として資金調達における「レバレッジ比率(leverage ratio)」が問われる。一般に、「レバレッジ比率(leverage ratio)」は、法人の負債比率(D/Eレシオ、Debt to Equity Ratio)、「他人資本÷自己資本」の計算式で算定される。他人資本率が高いと「レバレッジ比率が高い」ということになる。一般に、レバレッジ比率/負債比率が高いほど、法人企業の経営破綻する可能性が高くなるとの見方もある。もっとも、低金利下で期待収益(prospective earnings)が高い経営には、高レ

²⁴ See, James Chen, `What is a Hybrid Security and What are Different Types?, \(\) Investopedia (Jan. 31, 2021).

バレッジ比率企業が似合うとみる傾向がある。

とりわけ、クラウドレンディング (CF) では、クラウド (不特定多数の投資家) から借入による資金調達をする手法である。既存の金融機関からの融資/借入とは異なる、担保なども必要ない。クラウドにはハイリスクではあるが、高い利子率 (ハイリターン) が示されれば、投資家には魅力的に映る。しかし、税制要因も織り込んで慎重に判断する必要がある。

(1)過大借入による資金調達と連邦税制

スタートアップ企業 (小規模成長期待企業) が 起案者となり、投資型クラウドファンディングで、 事業資金を調達するとする。この場合、クラウド ファンディング (CF) の起案者は、貸付型/融 資型を使うのが、手っ取り早く、利便性が高い有 利選択のようにも見える。

なぜならば、法人企業は、借入による資金調達をし、借り手である投資家に利子(interest)を支払えば、連邦法人課税所得計算において、支払利子は費用として控除対象になる。ところが、法人企業は、株主に対する配当(dividend)を支払っても、支払配当は費用として控除できない。

企業資金調達に伴う借入に対する費用控除を無制限に認めれば、他人資本による場合と自己資本による場合との間に、税負担でアンバランスが生じる。租税回避をねらいとする合理的な理由のない過大な借入(excessive debt financing/excessive debt capitalization)をし、連邦法人課税所得計算において過大な費用控除する企業も出てくる。何らかの税法上の対応が必要になる。すなわち、法形式上は借入であっても、借入を仮装しており、実質的には資本(株式)にあたると判断できる場合には、元利金の支払を配当とみなし、連邦法人課税所得計算において利子を費用として控除を否認する法政策もあり得る35。

事実、連邦税法/内国歳入法典(IRC)は、法 人企業の資金調達において、法人の負債比率(D / Eレシオ、Debt to Equity Ratio)が合理的に説明できないほど高いとみなされた場合には、その企業が支払う利子の費用控除を認めていない(IRC385条)。このことから、投資資金を調達するプロジェクト起案者は、IRC385条の過大借入利子への費用控除否認規定の適用がどうなるのかもよく調べて、融資型/貸付型(デット/debt)クラウドファンディングか、証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディングかを選択しないといけない。

法人の負債比率(DER=D/Eレシオ、Debt to Equity Ratio)が合理的かどうか、言い換えれば、連邦法人課税所得計算において負債利子を費用として控除してよいのかが問われたとする。この場合には、伝統的に裁判所が最終判断をくだしてきた。アメリカにおける過大借入利子への費用控除否認の法理は判例法の展開によるところが大きい。

連邦議会は、1969年の税制改正法 (Tax Reform Act of 1969) で、この法理を法制化 (codify) し、内国歳入法典 (IRC) 385条 [会社が払う一定の利子の株式または借入としての取扱い (Treatment of certain interests in corporations as stock or indebtedness)] として挿入した。

否認の方式は、大きく「個別規制」と「総量規制」 に分けることができる。IRC385条は、個別規制 方式を採る。すなわち、法人の個々の借入につい て、その借入が様々な要素をチェックしたうえで、 「借入」か「資本(株式)」かを判断することになる。

① 過大借入利子への費用控除否認の法理の立法 経緯

歴史的に見ると、IRC385条 [会社が払う一定の利子の株式または借入としての取扱い]の元となる規定は、1909年にまで遡る。その後、過大借入利子への費用控除否認規定は、1913年に改正され、一種のセーフハーバーが導入された。この改正では、法人の負債比率(DER=D/Eレシ

²⁵ IRC385 条を、関連会社間に適用あるが「過少資本(thin capitalization)ルール(わが国の租税特別措置 法 66 条の 5)と同類の規定と見る向きもある。もちろん、この条項は、国外・国内を問わず関連会社間の 過少資本対応課税制とも関連する。しかし、IRC385 条は、IRS が、関連会社間融資かどうかにかかわらず、法人の資金調達における負債比率(DER)が、合理的な理由もないのに高いと判断する場合で、納税者がその合理性を十分に立証できないときは、支払利子の費用控除を否認する規定である。個別規制方式を採る。一方、IRC163 条 [利子(Interest)] は、借り手である納税者が、連邦法人課税所得計算において、善意(bona fide)の負債の支払利子につき費用として控除することを認め、そうでない負債の支払利子の費用控除を制限・否認する規定である。総量規制方式の規定である。しかし、負債比率(DER)が問われる事案に対しては、IRC385 条が適用になる。

オ、Debt to Equity Ratio) は 1.5 (借入) 対 1 (出資) までは認められるとした。その後、1918 年の税法改正で、この基準を撤廃し、法的な制限 をなくした ²⁶。

連邦議会が、再度、連邦税法/内国歳入法典 (IRC) に、過大借入利子への費用控除否認規定 を設けたのは、1969 年である。最初に過大借入 利子への費用控除否認規定を設けてから、実に 60年の歳月がたっている。この際の否認の仕方 は、「借入」の法形式で調達した資金が、実質的 には「資本(株式)」ではないのか、逆に、「資本(株 式)」の法形式で調達した資金が、実質的には「借 入」ではないのかといった判定の仕方(アプロー チ)であった。現在のアプローチは異なるが、こ の時代の法制でも、現行規定と同様に、財務長官 に対して、会社が支払う利子が[中略]株式(stock) もしくは借入 (indebtedness)、または一部株式 で一部借入にかかるものとして取り扱うために必 要かつ適切な規則を発出する権限を付与するとす る規定の仕方には変わりがなかった²⁷。

② 財務長官に委任された財務省規則規定事項

IRC385条 a 項は、財務長官に対して、会社が支払う利子が[中略]株式(stock)もしくは借入(indebtedness)、または一部株式で一部借入として取り扱うために必要かつ適切な規則を発出する権限を付与する。

IRC385条は、財務長官が規則として発出を求める主なものとして、次のような項目をあげる。

【表8】個別規制におけるチェック要素

- ①借入に対して固定率の利子を無条件に支払うことを成文で約束しているかどうか。
- ②他の優先、劣後の借入があるかどうか。
- ③法人の負債比率 (DER=D / E レシオ、Debt to Equity Ratio)
- ④法人株式への転換があるかどうか。
- ⑤法人株式の保有と問題とされる利子の保有の関係

財務長官は、IRC385 条 a 項に基づき、2016 年 4 月に、規則案 (Proposed Regulations) を 公表、同年 10 月 13 日に、最終および暫定規則 (Final and Temporary Regulations) を発表した。パブコメ手続を経て、財務省規則 (518 頁) は、1980 年 10 月に正式に発出された [T.D. 9790, Int. Rev. Bull.(Nov. 7, 2016)]。しかし、この財務省規則は、不完全さが問われ、レーガン政権下の連邦議会で論争になった。施行は度々延期され、1983 年に最終的には廃止された [48 Fed. Reg. 50,711 (1983)]。

こうした経緯もあり、現在、IRC385 条 a 項の 適用・解釈は、判例法の基準に委ねられている ²⁸。

(2) IRC385 条の適用・解釈にかかる裁判例

連邦議会が、再度、連邦税法(IRC)に、385条の過大借入利子への費用控除否認規定を設けたのは、1969年である。しかし、裁判例は、それ以前から蓄積してきている。IRC385条a項の適用・解釈は、関連する財務省規則が1983年に廃止されてからも蓄積のスピードを落としていない。385条の過大借入利子への費用控除否認規定の適用・解釈についての裁判例は、膨大な数になる一方である。

これらの裁判例から、多くの税法研究者は、385条の過大借入利子への費用控除否認規定の適用・解釈からあみ出された重要な判断基準を、次のように整理している²⁹。

【表 9】IRC385 条の適用・解釈にかかる裁判例に見る 重要な判断基準

- ①当事者の意思
- ②債権者と株主に関係
- ③債券保有者の経営への参加の程度
- ④会社が外部財源から資金を得る能力
- ⑤法人の負債比率 (DER=D / E レシオ、Debt to Equity Ratio)、過少資本率 (thin capitalization)
- ⑥経営の危機管理
- ⑦借入・資本アレンジメントの形式
- ⑧元利の支払における他の債権者との比較
- ⑨債券保有者の投票権
- ⑩固定利子率
- ⑪返済/償還義務の条件
- ⑫利子支払の税源

²⁶ See, Note, *Debt-Equity Tax Classification Rules, * Fed. Income Tax' n of Corp. & Shareholders Form ¶ 4.02 (Oct. 2023) .

²⁷ See, Thomas D. Greenaway, *et al.*, *A Simpler Dept-Equity Test, ≥ 66 Tax Law. 73, at 75 *et seq.* (2012).

²⁸ See, Matthew T. Schippers, *The Debt v. Equity Debacle: A Proposal for Federal Tax Treatment of Corporate Cash Advances, 64 U. Kan. L. Rev. 527 (2015).

²⁹ See, Paul J. Galanti, *Consequences of excessive debt capitalization, * 8 Ind. Prac., Business Organizations § 13.6 (Nov. 2023 update) .

③償還期日の存在・不存在 ⑭法人が定めた償還期限 ⑮債券保有者の償還オプション ⑯その他

IRC385 条の適用・解釈にかかる裁判例における重要な判断基準を一覧にして見た ³⁰。これらのうち、最も重要視される基準は、⑤法人の負債比率(DER=D / E レシオ、Debt to Equity Ratio)、過少資本率(thin capitalization)である。

著名なラーニッド・ハンド裁判官 (Judge Learned Hand) は、385条の過大借入利子への費用控除否認規定の核心は、「借入 (debt)」を節税目的に使っているかどうかを基準に、「資本(出資)」に再構成できるかどうかにある、と述べる [Gilbert v. Commissioner, 248 F.2d (2d Cir. 1957), ハンド判事の反対意見]。

スタートアップ企業 (小規模成長期待企業) が、投資型クラウドファンディングで、事業資金を調達するとする。この場合、クラウドファンディング (CF) の起案者は、貸付型/融資型を使うのが、手っ取り早く、利便性が高い有利選択のようにも見える。しかし、税制要因も織り込んで慎重に選択する必要がある。IRC385条の過大借入利子への費用控除否認規定の適用の有無などをよく調べて、融資型/貸付型 (デット/debt) クラウドファンディング/クラウドレンディングか、証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング (EFC) かを選択しないといけない。

Ⅲ 投資型(エクイティ/ equity-based) クラウドファンディングの分析

プラットフォーマーは、①投資型クラウドファンディングのプラットフォーム(仲介)運営、とりわけ②証券投資型(エクイティ/ equity-based)クラウドファンディング(ECF)については、金銭的な果実(monetary reward)が伴うことから、従来から政府規制のあり方や課税との関連が深く問われてきている。

1 プロ投資家対象の証券の私募と政府規制 の仕組み

株券 (shares) や債券 (notes / bonds / debenture) のような有価証券 (securities) を 発行して資金(投資)を募る方法には、①「私募 (private offerings / unregistered securities offerings / private placements)」と②「公募 (public offerings)」がある。双方の違いは、わ かりやすくいえば、①「公募」は証券を一般大衆 (不特定多数者) 相手に募集 (offer) または売出 (sell) するケースである。一方、②「私募」は、 公募以外のものである。具体的には、募集・売出 する有価証券投資額が少額であるとか、一定規模 の「適格投資家 (accredited investors)」(いわ ゆるプロ投資家)や機関投資家 (QIBs=qualified institutional buyers) または一定額以上の所 得・純資産を有する投資家を相手に、限定して証 券を募集・売出するケースである³¹。私募の対 象となる一般的・典型的な有価証券(common types of securities) としては、株式会社の普通 株式 (common stock) や優先株式 (preferred stock)、リミテッドパートナーシップ持分 (limited partnership interests)、LLC (合同会 社) の持分 (membership interests in limited liability companies)、さらには、投資用金融商 品である短中期債権 (notes / 償還期限 10 年未 満の債権)、長期債券 (bonds/償還期限が10 年以上の債権)などがある。

「投資 (investments)」は、金利が固定している「貯蓄 (savings)」に比べると、*ハイリターン (potential high rewards)、を期待できる。しかし、同時に、元本保証がなく、*ハイリスク (potential high risks)、でもある。とりわけ、「私募証券 (private placement securities)」ないし「非登録証券 (unregistered securities)」(双方を一括して、「制限証券 (restricted securities)」ともいう。)の場合は、SEC登録その他免除規定に適合していないときには、第三者に転売 (resale) して現金化ができない。言いか

³⁰ なお、それぞれの判断基準は裁判例を分析するとわかりやすい。しかし、本稿では裁判例分析をターゲットとしていない。なお、裁判例を含め詳しくは、See, Brian S. Masterson, *Traditional statutory and judicial tests for resolving debt / equity issue, ≥ Tucker on Tax Planning Real Estate Trans. § 24:4 (March 2024 update).

 $^{^{31}}$ See, Robert. J. Hull *et al.*, *Sample Memorandum to Clients: Private Offering of Securities, *Representing Startups Appendix 6-A (2023-2024 ed.) .

えると、制限証券は、極めて流動性が悪く(highly illiquid)、投資家は、場合によっては永続的に持ち続けることを強いられる。

このことから、「私募」には厳しい政府規制が 必須で、極めて限定的に法認されるべきであると する意見もある。しかし、「公募」手続には、莫 大なコストと時間がかかる。「公募」手続が苦に ならない伝統的な大企業とは違い、公募手続はス タートアップ企業(小規模成長期待企業)や中小 企業には手かせ足かせになる。この点、「私募」は、 こうした手続を踏むことなく、スピーディーな資 金調達を可能にする。このことから、アメリカで は、「私募」は、とりわけ将来の経済成長をけん 引する起業家には必要不可欠な資金調達制度と理 解されている。また、スタートアップ起業や中小 企業と伝統的な大企業との間に存在する資金繰り 格差を解消し、公平かつ民主的な企業資金調達の 仕組みを確立するには、私募の有効活用の道を広 げるべきであるとの主張もある³²。

デジタル市場主義ファーストのアメリカでは、多くのスタートアップ企業は、インターネット (ネット) 上の構築されたクラウドレンディング・プラットフォームその他 AI やアルゴリズムも動員したフィンテック手法で資金調達を行うのが常識になっている。いまや「私募」は、このネット手法での資金調達・投資に必須のアイテムである。

今日、アメリカの証券市場では、9割以上が、私募証券ないし無登録証券(制限証券)の発行といわれる。ということは、小規模のスタートアップ企業のみならず、大規模な公開会社までもが、投資家から資金調達する手法として、私募証券ないし無登録証券(制限証券)を活用している実態が浮き彫りになる。投資家に高度の自己責任を問うヘッジファンド(hedge funds)³³ その他プライベートファンド(private funds)は、制限証券の究極的活用の象徴といえる。

アメリカでは、②「公募」については、1933年連邦証券法(Securities Act of 1933、以下「連邦証券法」ともいう。)が適用になり、厳しい政府規制を受ける。連邦証券法 5 条は,何人も,証券の公募をする場合には、連邦の証券取引委員会(Securities and Exchange Commission。以下「SEC」という。)に登録届出書を提出し、証券登録(registration of securities)をしなければならないとしている 34。

このような厳しい政府規制は、証券取引がたんなる「紙」の売買であることから、怪しげな「公募」で一般の人たちが騙されないようにするためである。証券発行に際して、発行者(issuers)などに対して重要情報を確実に開示させるのが狙いである。政府(官)が先頭にたって、市場の廉潔性を確保し、不実記載や詐欺を防止し投資家を保護しようというわけである。

その一方で、連邦証券法は、公募規制の例外として、同法4条a項2号で、「公募(public offering)を伴わない発行者による取引は5条の規定を適用しない」と定める。すなわち、一定の要件を満たす場合には、「私募(private offering/private placements)」として、登録義務を免除するとしている。ところが、この条文からは、どのような行為が「公募」にあたるのか、逆に、どのような行為が「私募」(公募でない証券/unregistered securities)にあたるのかわかりにくい。

そこで、SEC(連邦証券取引委員会)は、 連邦証券法等に基づいてレギュレーション (regulations) やルール (rules) を発出し、 SECへの登録免除措置の透明化に努めている。

ちなみに、法律のもとで発出される「レギュレーション(regulations)」も、法律やレギュレーションのもとで発出される「ルール(rules)」も、「規則」と邦訳される。紛らわしい場合に、本稿では、それぞれ「規則/レグ/Reg」、「規則/ルール/

³² See, Seth C. Oranburg, *Democratizing Startups, * 68 Rutgers U. L. Rev. 1013 (2016).

^{33「}ヘッジファンド」とは、機関投資家や個人のプロ資産家などから私募の投資信託の形で資金を集め、金融派生商品など複数の金融商品などに分散投資し、高い運用収益をねらうファンド(投資信託/集団投資スキーム)を指す。そもそも「ファンド(投資信託/集団投資スキーム)」とは、「投資家から集めた金銭をひとつの大きな資金にまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用果実が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品」である。わが国の金融商品取引法において、ファンドの持分は、有価証券とみなされ、有価証券等の募集・販売を業としている者は登録または届出(1以上の適格投資家かつ一般投資家49人以下の私募)の対象となる。

³⁴33年証券法5条は、噛み砕いていえば「いかなる者も、登録の発効前に州際通商にかかるいかなる輸送 や通信手段により目論見書等を用いて有価証券を売買した場合には違法とする。」と定めている。See, Hazen's Treatise on the Law of Securities Regulation § 4:16 (Thomson West,8th ed.2023).

Rule」と表記することもある。

(1) 私募証券への登録免除措置の概要

連邦証券諸法に基づく私募証券への私募特例/登録免除措置は多様である。本稿の主たる点検対象であるレギュレーション・クラウドファンディング(Regulation Crowdfunding / Reg CF)[以下「レグ・クラウド」ともいう。]のほか、最も一般的に利用されているレギュレーション D(Regulation D / Reg D)[ルール 504(Rule504)、ルール 506(b)(Rule506(b)およびルール 506(c)(Rule506(c))]の措置がある。加えて、JOBS 法のタイトル IV に基づき、2015年にレギュレーション A(Regulation A / Reg A)を改訂して設けられたレギュレーション A + (Regulation A + / Reg A +) [具体的には、Tier 1 および Tier 2 からなる。]などの措置がある。

これらの私募特例/登録免除措置のうち、後述のレギュレーション・クラウドファンディング(Reg CF)[レグ・クラウド]を含めて、主なものの概要を極めてアバウトに比較してみると、次のとおりである。

【表 10】主な私募特例/登録免除措置の概要

私募タイプ	レグA+ Tier1	レグA+ Tier2	レグ・クラウド	レグ D・各 Rule
募集限度額 (12ヵ月間内)	2,000 万ドル(小 規模 IPO 等の代替)	7,500 万ドル	500 万ドル	Rule504 500 万ドル
募集方法制限	募集 OK。ただし、登録前に予備調 査が必要		あり	Rule 506 (c) なし
発行者の制限	前歴者	前歴者	前歴者	前歴者
投資家の制限	なし	一定の非適格者	一定の非適格者	Rule504 以外は あり
SEC への届出	様式 1-A	様式 1-A	様式 C	様式 D
転売制限	なし	なし	12 か月	あり
州登録義務等	なし	あり	あり	Rule504 以外は あり

*レグD・各ルール [Rule504、Rule506 (b)、Rule506 (c)] に盛られた措置について 詳しくは、後述する。

(2) レギュレーション D に基づく登録免除措置とは

アメリカの証券諸法で設けられている SEC(連邦証券取引委員会)への私募特例/登録免除措置は複数ある。そのなかでも最もよく利用されているのが、「レギュレーション D(Regulation D/Reg D)」(以下「レグ D(Reg D)」という。)措置である。

レグ D (Reg D) は、SEC が、連邦証券法 3 条 b 項 と 4 条 a 項 2 号を根拠に、1982 年に発出した SEC の登録義務が免除される私募証券にかかるセーフハーバー規則である 35 。レグ D (Reg D) は、SEC が 1982 年に発出以降久しく改訂されていなかった。しかし、2020 年末に SEC は、実に 38 年ぶりにルール改訂案を示し、パブコメを求めたうえで改訂を行った 36 。

レグ D (Reg D) は、私募証券の発行者が、いわゆる「プロ投資家 (professional investors) /特定投資家」相手に有価証券の募集・売出する場合に限り、SEC への登録を免除しようというものである。すなわち、有価証券発行者は、レグ D (Reg D) を典拠にして、SEC への証券登録することなしに、いわゆる「プロ投資家 (professional

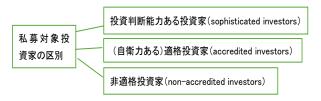
investors)」を相手 に、証券の募集や売 出ができる³⁷。

「プロ投資家」とは、証券法上の保護がなくとも自衛できるとされる(deemed to be able to fend for themselves without securities laws' protection)「適格投資家/認定投資家(accredited investors)」(以下、本稿では「適格投資家」と邦訳する。)や、

³⁵レギュレーション D (Regulation D) は、連邦規則集タイトル 17、パート 230、501 条~ 508 条(17 C.F.R. § 230.501 *et seq*) に盛られている。証券法規制緩和に関しレギュレーション D が果たした歴史的役割について詳しくは、See, Mark A. Sargent, The New Regulation D: Deregulation, Federalism and the Dynamics and Regulatory Reform, 68 Wash. U. L. Q. 225, 22 (1990).

³⁶ See, Lisa C. Thompson, *et al*, *Regulation D-Rule 501: 'Accredited investor' and other definitions。 9A Ariz. Prac., Business Law Deskbook § 27B:39 (2023-2024 ed.). なお、2020 年改正法の立法経緯を含め邦文での研究としては、滿井美恵「米国の証券私募制度における適格投資家の定義改正」比較法研究43号 (2020年)参照。

【表 11】私募対象投資家の区別



「投資判断能力ある投資家/洗練された投資家 (sophisticated investors)」(以下、本稿では「投資判断能力ある投資家」と邦訳する。)をさす。

「投資判断能力ある投資家原則(sophisticated investor doctrine)」は、もともと判例法上の法理である³⁸。レグ D(Reg D)では、この原則にいう「投資判断能力ある投資家」を、Rule 506で、「投資のメリットとリスクを金融および事業項目から判断できる十分な知識と経験を有する」者と定義している(Rule 506(b)(2)(ii))。しかし、今一つピンとこない定義である。投資判断能力ある投資家と判断されるための試験があるわけではない。

また、レグ D (Reg D) の Rule 504 などでは、「非適格投資家 (non-accredited investors)」という言葉を使っている。自衛力がなく適格投資家としてカウントされる純資産や所得、職責、専門職資格、さらには投資判断能力(金融の知識や経験)もない者をさすのであろうか。

どのような投資家を指すのか不透明である。いずれにしろ、非適格投資家は、投資判断能力ある 投資家や適格投資家に比べると、私募証券への投 資機会はきわめて限定される。 一方、「適格投資家」 については、レグ D (Reg D) の Rule 501 で、次のような客観的な基準を定めて定義している ³⁹。

【表 12】レグ D(Reg D)に定める「適格投資家 (accredited investors)」の定義

【純資産 (net worth) 基準】

純資産(配偶者または配偶者と同等の関係にある同居者を含む。)が100万ドル以上の個人(ただし、当該個人が所有する主たる住宅の評価価額を除く。)(Rule 501 (a) (5))

【所得基準】

過去 2 年間の所得実績が 20 万ドル (または配偶者もしくは配偶者と同等の関係にある同居者の合計所得金額が 30 万ドル以上)であり、本年も同等の収入が見込める個人(Rule 501(a)(6))

【職責に基づく基準】

レギュレーション D に基づき発行された証券 の発行者の取締役、執行役員またはゼネラル パートナー (Rule 501 (a) (4))

【専門的知見に基づく基準】

適格投資家としての資質あるものとして、SEC が指定した職業上の証明や任命、認定教育機関から得た資格を有する個人。SEC は、証明、任命、資格の指定にあたり、次の要素を精査するものとする (Rule 501 (a) (10))。

- ●証明、任命、資格は、自主規制機関その他の業界団体が実施する試験により得られる、または認定教育機関が発行したものかどうか(Rule 501 (a) (10) (i))。
- ②必要な試験は、有価証券の投資分野において、個人の見解や投資判断能力を信

国民税制研究 No. 10 (2024)

³⁷レグD (Reg D) は、小規模企業が、厳しい証券募集に関する政府規制や過大な費用負担なしに投資家を 勧誘できるようにするための措置である。しかし、投資家保護の視点からは、レグD (Reg D) カテゴ リーを廃止、または投資判断能力ある投資家の定義の透明化や情報開示の強化 (義務化) などを含め再 点検し、証券法本来の立法趣旨に立ち返って同法のザル法化を防ぐべきとの意見もある。See, Andrew N. Vollmer, *Abandon the Concept of Accredited Investors in Private Securities Offerings, 49 No. 1 Securities Regulation Law Journal (2021).

³⁸「投資判断能力ある投資家原則(sophisticated investor doctrine)」は、1953 年の連邦最高裁判決 [SEC v. Ralston Purina Co., 346 U.S. 119 (1953)] が起源(origin)である。本件で、最高裁は、自衛能力を持つ者(fend for themselves)との取引は公募にはあたらない、とする判断を下した。ただ、判決でいう「金融面での判断能力(financial sophistication)」とは、「投資家独自で情報を収集・分析する能力」をさすのか、それとも「開示された情報を分析する能力」をさすのか、解釈が分かれる。投資家の自衛力は、投資家自身の富や判断能力、損失負担能力などによるのでななく、証券発行者が開示する情報の量や質に大きく左右される、とする見解もある。裁判例でも、私募特例/登録免除措置は、証券発行者が、各投資家(offeree)に情報を十分に開示し、かつ、各投資家が当該情報にしっかりとアクセスできない限り適用されない、とする判断がある [Doran v. Petroleum Management Corp., 545 F. 2d 89 (5th Cir. 1977);Gilligan, Will & Co. v. SEC, 267 F. 2d 461 (2d Cir. 1959)]。See, J. William Hicks, Sophistication, 78 Exempted Trans. Under Securities Act 1933 § 11:103 (2024 Update); SEC, Private Placements under Rule 506, SEC Investor Bulletin (Aug. 17, 2022) . 49 No. 1 Securities Regulation Law Journal (2021) .

³⁹ See, M. Thomas Arnold, *et al*, *Federal exemptions—Regulation D, ≥ 3A Vernon's Okla. Forms 2d, Bus. Org § 4.08 (Nov. 2023 Update).

頼できる形で有効に検証できるかどうか (Rule 501 (a) (10) (ii))。

- ❸これらの証明、任命、資格を有する個人は、 投資に関する利点とリスクを評価するために必要な金融とビジネスに関する十分 な知見と経験を有していると期待ができるのかどうか(Rule 501 (a) (10) (iii))。
- ●個人が有する証明や任命にかかる状況を、 関連する自主規制機関その他の業界団体 が公表しているかどうか(Rule 501 (a) (10)(iv))。

【金融機関】

個

人

●銀行、貯蓄貸付組合、協同組合銀行その他の機関、登録ブローカーまたは登録ディーラー、投資顧問、保険会社、投資会社、小規模企業投資会社、農村投資事業会社、事業開発会社、州政府等が設立した500万ドル以上の残高を有する職員給付プラン、従業者退職所得保障法に基づく銀行、保険会社、登録投資顧問が管理するまたは500万ドル以上の資産を運用する従業者給付プラン(Rule 501 (a) (1))

【投資顧問業】

②投資顧問法に基づき設立された私的投資スキーム (private business development company) (Rule 501 (a) (2))

【非営利公益組織】

3500万ドル以上の総資産を保有する内国歳 入法典501条c項3号に準拠した非営利 公益団体(ただし、もっぱら証券投資を目 的とするものを除く。)(Rule 501 (a) (3))

【信託】

体

●投資判断能力ある個人が500万ドル以上の 総資産を保有する信託(Rule 501 (a) (7))

【適格事業体】

6全出資者が投資判断能力投資家である事業 体 (Rule 501 (a) (8))

【資産保有事業体】

6前記❶・②・③・④・⑤にあてはならない 投資資産が500万ドル以上の事業体。ただ し、もっぱら証券投資を目的とするもので ないこと(Rule 501 (a) (9))。

【資産管理組織】

⑦ 500 万ドル以上の運用資産を有するファミリーオフィス【資産が一定額以上の富裕層を対象に資産管理および運用サービスを提供する組織】(ただし、もっぱら証券投資を目的とするものを除く。)(Rule 501 (a) (12))

【資産管理体】

❸ファミリークライアント【ファミリーオフィス集会】(Rule 501 (a) (13))

ちなみに、レギュレーション D(Reg D)は、限定した私募特例/登録免除措置であり、投資家保護の観点から、次のような制限もある。

【表 13】 証券法上の私募特例/登録免除措置の縛り

- ●あくまでも、証券発行者に限定して (issueronly)適用される登録義務免除の効力があること。
- ②証券発行者は、連邦証券法上の詐欺防止や民事 責任から免責されないこと。
- ❸証券発行者は、その証券発行に適用になるすべての州の証券法の適用を回避できないこと。

レギュレーション D (Reg D) は、私募証券ないし非登録証券 (制限証券/登録免除証券) を、大きくルール 504 (Rule504)、ルール 506 (b) (Rule506 (b))、およびルール 506 (c) (Rule506 (c)) の 3 つのタイプにわけて規制している ⁴⁰。 なお、JOBS 法は、従来のルール 506 (c) (Rule506 (c)) を改正し、募集が適格投資家に限定して行われる場合には、一般勧誘・広告を可能とした。現行のルールにおけるそれぞれの特徴をおおまかにまとめて見ると、次のとおりである。

【表 14】33 年証券法 / レギュレーション D に定める 登録免除証券の特徴

レギュレーション D						
	ル ー ル 504 [小規模]	ルール 506(b) [中規模]	ルール506(c) [私募]			
購入者の 資格制限	適格投資家 +非適格投 資家	1人以上の適 格投資家+ 35人以予資 の 非適格 し、 ただ し、 資 判 資 る 投 資 次 の ま 適 と が と り と り と り と り と り と り く り と り と り と り	適格投資家のみ			
購入者数 制限	なし	あり【90暦日 に35人以下】	なし			
募集方法 制限	あり【一般勧 誘・広告不可】	あり【一般勧 誘・広告不可】	あり【一般勧 誘・広告不可】			
再販の制限	あり	あり	あり			
情報開示	なし	あり【非適格投 資家向けのみ】	なし			
様式Dの 提出	あり	あり	あり			
総発行価 格上限	あり【過去 12か月間で 1,000万ドル】	なし	なし			
発行者の 制限	あり 【投資会社等】	なし	なし			
前科者排除	なし	あり	あり			

募集費用 制限	なし	なし	なし
------------	----	----	----

現在、リアル/オフラインの証券発行による資 金調達を望むスタートアップ企業(小規模成長

期待企業)に最 も好評なのは、 ルール 506 (b) (Rule 506 (b)) に基づく私募で ある ⁴¹。



(Public use)

2 証券投資型(エクイティ/ equity)クラ ウドファンディングと政府規制

証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディングは、従来のベンチャーキャピタル(VC=venture capital)やエンジェル投資(angel investment)⁴² に代わる小口投資のデジタルインフラとして、かなりの伸びを記録している。多様なクラウドファンディングプロジェクトがネット上にひしめきあい、なかには信頼性を疑われるものも少なくない。このため、投資家保護の視点からネット詐欺などへの対策・規制も重い課題となっている。連邦や諸州は、この新たな

デジタルプラットフォームの健全育成の苦労を重ねている。今日、「クラウドファンディング法令 (crowdfunding laws and regulations)」というと、証券投資型(エクイティ/ equity)クラウドファンディングに関する法令(証券関連法令)の代名詞ととらえられるようになってきている。

アメリカで、企業が、資金調達のために、株式 や債券などの「有価証券 (securities)」を発行し、 投資家を募集 (offer) するまたは投資家に売出 (sale) をするとする。この場合は、連邦の証券 法 [1933 年証券法 (Securities Act of 1933)] (以下「連邦証券法」ともいう。) や1934年証 券取引法 [Securities and Exchange Act of 1934)] (以下「連邦証取法」ともいう。連邦証 券法および連邦証券取引法を一括して、以下「連 邦証券諸法」ともいう。)、諸州の証券法 [blue sky laws] のもと、連邦や州の規制当局で登録 (register) をし、チェックを受けなければならな い原則になっている。言いかえると、有価証券の 発行者は、連邦証券取引委員会(SEC=Securities and Exchange Commission)[+諸州の規制機 関(以下同じ)] に登録せずに証券の募集・売出(ブ ローカー・ディーラー業務)をすることを原則禁 止している(連邦証券法5条)。加えて、連邦証 取法は、ブローカーないしディーラー 43 に対して

⁴⁰ See, SEC, Private Placements under Regulation D-Investor Bulletin (Aug. 17, 2022 / Modified: Jan. 11, 2023) . SEC. gov | Private Placements under Regulation D-Investor Bulletin

⁴¹ See, Brage Humphries, *Funding the Future: Marketplace Lending, Equity Crowdfunding and Bank Lending, ≥ 24 N.C. Banking Inst. 217, at 223 (2020) .

⁴² ベンチャーキャピタル(VC)とは、未上場のスタートアップ企業(小規模成長期待企業)/ベンチャー企業) に出資して株式を取得し、将来的にその企業が株式を公開(上場)した際に株式を売却し、大きな値上が り益(キャピタルゲイン)の獲得を狙う投資会社や投資ファンドのことを指す。一方、エンジェル投資は、 創業期のベンチャー企業に対して直接投資することを指す。エンジェル投資家は、ほとんどのベンチャー キャピタル (VC) よりも早い段階で、株式や新株予約権などを取得し、株式上場や吸収合併 (M&A) が行わ れる際に値上がり益(キャピタルゲイン)を得るのが狙いである。ハイリターンが期待できると同時に、多 くのスタートアップは破綻していることからハイリスクも伴う。スタートアップ企業は、VC やエンジェル 投資では、信頼できる富裕な投資家 (lead investors) から資金調達ができる。一方、株式投資クラウド ファンディングでは、信頼性は不確かではあるが、投資では素人の不特定多数の者から簡易に少額の資金 調達をすることができる。See, Benjamin Foster, *Crowdfunding vs Vencure Capital:Funding Choices, (Jam. 8, 2024) Crowdfunding vs Venture Capital: Funding Choices-Launch Crafted; See, Rebecca Lake, *Angel Investing vs. Crowdfunding: How to Raise Money for Your Startup?, \simeq Investopedia (Nov. 23, 2023). なお、これらベンチャーキャピタル (VC) やエンジェル投資を伝統的に支援した玄人投資家を「リー ド・インベスター/投資家 (lead investor)」と呼ぶ。伝統的にスタートアップ企業ないし起業家への大 口投資は、これらリード投資家とそのフォロアーがタイアップして行ってきた。しかし、不特定多数の素 人投資家 (unaccredited investors / crowd) を動員して小口の資金調達ができるクラウドファンディン グの出現は、スタートアップ企業ないし起業家のリード投資家離れを加速させている。このことが、一方で、 スタートアップ企業の破綻率上昇に拍車をかけることにつながっている。この負の連鎖にストップをかけ るべく、リード投資家のクラウドファンディング(CF)分野への進出も目立っている。詳しい分析につい ては、See, David Nows, *Equity Crowdfunding and the Lead Investor, ≥ 24 N.C.J.L. & Tech. 33 (2023).

継続的な開示義務などを課している(15条 d項)。 一般投資家の保護が狙いである。その一方で、少 額の資金を調達する場合には、「私募/私的割当 (private offering / private placement)」(以 下「私募」という。)特例が適用になり、例外的 に登録免除取引 (exempted transactions) と なる (連邦証券法4条 a 項)。ところが、この私 募特例/登録免除は、久しく、もっぱら対面/オ フライン/書面で有価証券を募集する場合に適用 されてきた。このため、ネット/オンラインの有 価証券の募集であるクラウドファンディングに、 この私募特例/登録免除が適用になるのかどうか については、大きな疑問府がついていた。この ことが久しく、❷投資型(エクイティ/ equitybased) クラウドファンディングプラットフォー マー(デジタル仲介者/クラウドファンディング 業者/CF業者)にとっては、業務拡大の重い足 かせとなっていた。

アメリカが、ICT(情報通信技術)や AI(人工知能)、バイオや宇宙などで独走し続けられるのも、成長分野に先行投資できる仕組みが整っているからである。成長分野の育成には、政府補助金や官民協調出資などの選択もある。しかし、市場主義の健全な発展には、民間活力(private action)を最大限に利活用しないといけない。さらに新たな成長分野を見出すためにも、スタート

アップ企業や既存の 中小規模企業に大量 の資本注入がいる。 伝統的な金融機関からだけでなく、不 を多数者(crowd) から小口の出資をあ れるようにするため にも、証券投資型の



(Public use)

クラウドファンディング(ECF)を法認しないと いけない。

(1) 2012 年 JOBS 法による株式投資型クラウンディングの法認

オバマ民主党政権下、連邦議会は、2012年4月に、スタートアップ企業や小規模企業への小口投資家からのクラウドファンディング(オンライン資金調達)を可能にするための政府規制緩和と投資家保護を柱とした「JOBS Act=Jumpstart Our Business Startups Act of 2012 / 新規企業活性化法」(以下「JOBS 法」という。)を成立させた 44。

【表 15】 JOBS 法の主な内容

- ●投資型クラウドファンディング (オンライン資金調達)の正式に法認
- ②スタートアップ企業の新規株式公開 (IPO= Initial Public Offering) や上場維持のコスト 負担の軽減措置
- ❸連 邦 証 券 法 規 則「レギュレーション D」 Rule 506 や Rule 144A に基づく私募や私募証 券の転売時に、一定の範囲 (ルール 506 (c)) 内で一般向け勧誘・広告の解禁
- ●非公開会社に対する継続的開示義務の強化
- **6**その他

(2) 法認された証券投資型プラウドファンディング制度

2012 年 JOBS 法(タイトルIII)は、一定の要件を満たす株式投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディングを正式に連邦証券法上の私募特例/登録免除の対象とし、その存在を法認した(JOBS 法 302 条 a 項)。その後、2015 年 10 月に、連邦証券取引委員会(SEC=Securities and Exchange Commission)が、JOBS 法および同法を挿入した連邦証券法に準拠して、クラウドファンディング規則(Regulation Crowdfunding)を発出した 45。これにより、2016 年 5 月から、アメリカでは証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)

⁴³「ブローカー (broker)」とは、他人の計算で有価証券取引業務をする者を指す(連邦証取法3条a項4号A)。 一方、「ディーラー (dealer)」とは、ブローカーまたは他の手段を使って、自己の計算で[中略]有価証 券の売買業務をする者を指す(連邦証取法3条a項5号A)。

⁴⁴ 研究者からは、JOBS 法の保護法益の不透明さに対する疑問が投げかけられている。See, Michael D. Guttentag, *Protection from What? Investor Protection and the JOBS Act, 13 U.C. Davis Bus.L.J. 207, 253 (2013).

⁴⁵ ちなみに、クラウドファンディング規則 (Regulation Crowdfunding / Reg CF) が発出される前まで、クラウドファンディング・プラットフォームは、レギュレーション D (Reg D) およびレギュレーション A (Reg A) で規制されていた。 See, Brent A. Olson, *Regulation crowdfunding:Overview of the crowdfunding exemption, * 20A3 Minn. Prac., Business Law Destbook \$ 26B:60 (Dec. 2023 Update); Note, *SEC checklist for small entity compliance for crowdfunding intermediaries, * Mod. Corp. Checklists \$ 15:35 (2024).

が正式に法認された。すなわち、私募特例/登録免除に基づく投資型クラウドファンディング(ECF)は、連邦証券法などを典拠に発出されたクラウドファンディング規則(Regulation Crowdfunding / Reg CF)に定めるルールに従えばお咎めなしに業務ができるようになった。

SEC は、2020 年に、クラウドファンディング 規則(Regulation Crowdfunding / Reg CF) の一部改正を行った。

私募特例/登録免除を利用した証券募集を、「クラウドファンディング登録免除取引 (crowdfunding exempt transaction)」という。

(3) クラウドファンディング登録免除取引とは「クラウドファンディング登録免除取引(crowdfunding exempt transaction)」とは、次のようなすべての要件を充たすものをいう。

【表 16】 クラウドファンディング登録免除取引となる要件

- 12 か月間に不特定多数者 (crowd) から調達 する資金の総額が500万ドルを超えないこと。
- ②各投資家が 12 か月間に投資できる額は、年収または純資産のいずれも 10 万 7,000 ドル未満の場合は、2,200 ドルか年収または純資産の 5%のいずれか多い方の額、年収または純資産のいずれかが 10 万 7,000 ドル以上の場合は、年収または純資産のいずれか多い方の 10% (ただし、10 万 7,000 ドルを超えてはならない。)を上限とすること。
- ❸取引は、連邦証券法4条のA第a項の要件を 充たした仲介者 (intermediary) *を介して行 われること。
- ●発行者は、連邦証券法4条のA第a項および クラウドファンディング規則の要件等を遵守す ること。
 - *なお、発行者が利用できる仲介者(クラウドファンディング業者)のファンディングポータル(プラットフォーム)は1つに限定される(規則 100 (a) (3))。

(4) クラウドファンディング業者(仲介者)の 規制

JOBS 法は、クラウドファンディング登録免除取引を仲介するプラットフォーマー(デジタル仲介者/クラウドファンディング業者/intermediary / CF業者)に、SECでのディーラー登録ないしは「ファンディングポータル(funding portal)」の名称でSECに登録する道を拓き、民間の自主規制機関への加盟などを義務

づけた(302条b項)。

また、「ファンディングポータル(funding portal)」、つまり、クラウドファンディングプラットフォームを、*もっぱらクラウドファンディング適用除外取引の仲介業務を行い、投資の助言、投資家の資金や証券の保有・管理・運用等をしない者、と定義した(JOBS 法 304 条/連邦証券法4条a項6号・4条のA第a項1号B/連邦証券取引所法3条h項~12条g項6号)。

加えて、他の SEC ルール (Rule / 規則) では、 プロジェクトの起案者、つまり株式(有価証券) の発行者に詐欺の疑いがある場合には、クラウド ファンディングプラットフォーマー(デジタル仲 介者/クラウドファンディング業者) に対して、 プラットフォームへのアクセスを認めてはならな いとしている (Rule 301)。また、プロジェクト の起案者による資金調達キャンペーンが期限まで に成立しなかった場合に、支援者(投資家)への 返金が確実に行われるようにプラットフォーマー に対して求めている (Rule 303e)。ファンディ ングポータル登録をしたプラットフォーマー(デ ジタル仲介者/クラウドファンディング業者)は、 支援者(投資家)から資金を受け入れることはで きない。このため、プラットフォーマー(デジタ ル仲介者)は、支援者(投資家)に対して、起案 者(株式発行者)の指定金融機関口座に直接入金 するように指示しないといけない。ファンディン グポータル登録をしたプラットフォーマー(デ ジタル仲介者) は、保証金 (fidelity bond) の 積立をしないといけない (Rule 400 f)。プラッ トフォーマー(デジタル仲介者/クラウドファ ンディング業者)には、「オンライン・オンリー (online-only)」のルールが適用される。すなわち、 プラットフォーマーは、対面/オフライン取引に 関わることや、支援者(投資家)へ投資アドバイ スをするなど別途SECへの登録を必要とするサー ビス提供が禁止される。

また、プラットフォーマー(クラウドファンディング業者/CF業者)はプライバシー保護やSECの質問検査に応じるように求められる(Rule 403)。この点については、起案者(証券発行者、とりわけ株式発行者)にも一定の受忍義務が課される(302条b項)。

(5) 証券投資型クラウドファンディングのネット犯罪者天国化

アメリカの私募市場は、証券投資型クラウド

コラム 3 SEC のファンディングポータル(FP=funding portal)規制

IT (インフォメーションテクノロジー) に長けていれば、ネット上にポータルサイト (portal site) やデジタルプラットフォーム (digital platform) を構築し、プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) としてスタートアップ (起業)するのは比較的容易である。プラットフォーム業界では、消えては新たに現れるといったプラットフォーマー業務 (クラウドファンディング業務)で一旗揚げようというスタートアップ企業のスクラップ・アンド・ビルトが続いている。

アメリカの「プラットフォーム経済(platform economy)」は拡大の一途をたどっている。これ とともに、プラットフォーマー(クラウドファン ディング業者/CF業者)は、既存の証券取引所 と同等の機能を担う私募株式の代替的取引システ ム (ATS=alternative treading system) ない しオンライン・ブローカー・ディーラーとしての 役割を増している。2012年の JOBS 法の成立 は、クラウドファンディングに対する大胆な規制 緩和を実施した。実質的にオンラインのクラウド 証券市場(ATS)を法認した。この改革は、ス タートアップ企業や起業家のみならず、クラウド ファンディング業者にも好意的にとらえられてい る。とりわけ、クラウド証券市場の法認は、いま や零細なスタートアップ企業には、手軽に不特定 多数の素人(非適格)投資家(non-accredited investors) から小口の資金調達するためのデジタ ルインフラとして、必要不可欠な存在になってい る。その一方で、民間クラウドファンディング業 者による ATS は濫立気味である。株式発行者で ある信用度が今一で零細なスタートアップや起業 家の資本形成促進と、金融知識が余り豊かでない 素人投資家の保護とを最適化するための法制上の 交通整理が必要との声が強い。悪質なクラウドファ ンディング業者の急増に「プラットフォームリス ク(platform risk)」が急激に高まったからである。 プラットフォーム経済は、P2P (peer-to-peer) 取引の活性化には資する。しかし、適切に規制さ れないと、不正や詐欺など犯罪の"温床"になる 心配がある。アメリカでも、証券法、証取法、利 息制限法など、従来から"対面/オフライン、取 引の正常化・適正化に向けて適用されてきた法律 を、"ネット空間/オンライン、取引にどのように 適用するかが厳しく問われている。

◆1 配資型/貸付型(デット/debt)クラウド

ファンディングや②証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)では、「ポータルサイト」、「プラットフォーム」を運営する「仲介業者/プラットフォーマー/クラウドファンディング業者」の信用度がしばしば厳しく問われてきた。2012年のJOBS 法改正を盛り込んだ連邦証券法や連邦証券取引法、さらにはこれらの法律に基づき連邦証券取引委員会(SEC)が発出したクラウドファンディング規則(Crowdfunding Regulation / Reg CF)では、こうした仲介業者(intermediary)/プラットフォーマー/クラウドファンディング業者/CF業者を法認すると同時に、投資者保護のための規制を加えた。

私募特例/登録免除の適用あるクラウドファンディンド証券を発行する者(crowdfunding issuer)は、プラットフォーマー/クラウドファンディング業者のプラットフォームを介して、投資家を募ることができる。ただし、この場合、プラットフォーマー/クラウドファンディング業者/CF業者は、SECで有価証券のブローカー・ディーラーとして登録しているが、またはSECで「ファンディングポータル(FP=funding portal)」という名称で登録している業者でないといけない。なお、プラットフォーマー/クラウドファンディング業者は、FPとして登録した場合には、ブローカー登録を免除される。

■クラウドファンディング業者登録の選択



また、SEC で登録したクラウドファンディング 業者は、次のような受忍義務を負う 46。

≪① SEC でブローカー・ディーラー登録した場合の義務≫

- ・クラウドファンディング業者は、SEC でブローカー・ディーラー登録した場合、民間の自主規制機関である金融業規制機構(FINRA=Financial Industry Regulatory Authority) に登録・認定を受けないといけない。
- ・クラウドファンディング業者が、SEC でのブローカー・ディーラー登録を望まないが、クラウドファンディング業務をしたい場合には、

⁴⁶ See, Lisa C. Thompson, *et al.*, *Regulation crowdfunding—Funding Portals, ₹ 9A Ariz. Prac., Business Law Deskbook § 27B:30 (2023-2024 ed.) .

SEC で「ファンディングポータル (FP=funding portal)」という名称で登録をしないといけない。

ファンディングポータル(FP)は、限定された 範囲でクラウドファンディング仲介ができる業 者である。したがって、次のような業務をしな いように求められる。

≪ FP (ファンディングポータル) に対する禁止事項≫

- FP は、投資相談に応じるまたは推奨してはならないこと。
- FP は、プラットフォーム上で募集または表示された有価証券の購入、募集または売出に関与しないこと。
- FP は、有価証券の販売額に基づき、プロモーター その他の募集者に報酬を支払ってはならないこと
- FP は、投資家のファンドまたは有価証券の保有・ 処理・取扱いをしてはならないこと。

以上のように、ファンディングポータル(FP)ができる業務は限定されている。 したがって、 クラウドファンディング業者が、 投資相談や有

価証券の購入、募集または売出の業務をしたい 場合には、SECでのブローカー・ディーラー登 録を選択しないといけない。

≪クラウドファンディング業者一般(① SEC でプローカー・ディーラー登録か、② SEC でファンディングポータル(FP)登録を問わない)の仲介者の義務≫

- クラウドファンディング業者は、投資家に教材 (educational materials) を提供すること。
- クラウドファンディング業者は、詐欺にあう危険を少なくする措置を講じること。
- クラウドファンディング業者は、有価証券の発 行者と募集に関する情報を入手できるようにす ること。
- ・クラウドファンディング業者は、募集について プラットフォームと質疑応答できる通信経路を 確立すること。
- クラウドファンディング業者は、フラウドファンドの対象となった有価証券の募集と売出を容易にすること。

ファンディング(ECF)の拡大とともに、めざましい発展を遂げている。一方で、証券投資型クラウドファンディング(ECF)の拡大は、ネット犯罪天国化防止対策では重荷になっている。

アメリカでの私募証券投資型クラウドファン

ディング規制は、起案者(証券発行者、とりわけ 株式発行者)への規制緩和を優先していることか ら、プラットフォーマー(デジタル仲介者/クラ ウドファンディング業者) に傾斜せざるを得ない。 プラットフォーマーは、SEC へのクラウドファ ンディング業者としての FP 登録に加え、民間の 自主規制機関である金融業規制機構 (FINRA) に登録・認定を受けないといけない。SEC は、伝 統的に大企業が発行する公募証券に傾斜する形で その任務を遂行してきた。また、SEC は人員が限 られている。このことから、私募証券投資型クラ ウドファンディング規制にまで手が回らない。株 式発行者とクラウドファンディング業者が組んだ 詐欺まがいのクラウドファンディング (CF) プ ロジェクトには民間の自主規制機関に頼らざるを 得ない。にもかかわらず、民間の自主規制機関は、 金融業規制機構 (FINRA) が1つあるだけである。 私募株式投資型クラウドファンディングでは、地 方のスタートアップ企業が、資金調達のプロジェ クトを組みプラットフォーマー(ファンディング ポータル)を介して、ネット上にアップロードし

クラウドファンディング (CF) を開始すること

も多い。ところが、ネットにアップされたプロ ジェクトキャンペーンは、世界中どこでも閲覧可 能である。資金調達プロジェクトの起案者である 地方のスタートアップ企業の私募株式投資型クラ ウドファンディングを、当該企業の居住州の証券 規制当局がしっかり監視するのは容易ではない。 ニューヨーク州など一部の州を別とすれば、諸州 の証券規制当局が必ずしもデジタル化に強い人材 を揃えているとは限らない。私募株式投資型クラ ウドファンディングは、不特定多数者(crowd) から小口の投資資金をかき集めるには利便性の高 い仕組みではある。このことが、逆に、この仕組 みを悪用したネット詐欺の横行、犯罪者天国化に つながっている。ファンディングポータル (FP) を介した問題事例は、登録クラウドファンディン グ業者にまで発生しており、事態は深刻である。

民間の自主規制機関である金融業規制機構 (FINRA) は、FINRA 規則や証券法令に違反した会員に対する「月例懲戒事案 (Monthly Disciplinary Actions)」をネットで公表している (Monthly Disciplinary Actions | FINRA. org)。また、特記すべき事例については、ニューズリリースでネット配信している。

2022年5月に、FINRAは、連邦証券法上の登録ファンディングポータルであり、FINRAの会員でもある私募株式投資型クラウドファンディングの最大手「ウィーファウンダー (Wefunder)」

や「スタートエンジン(StartEngine)に対する 懲戒事例を公表した ⁴⁷。

報告によると、FINRAは、ウィーファウンダー (Wefunder) に対する 2016 年~ 2021 年までの調査で、発行者の年間資金調達上限額を超える 39件(約2,000万ドル)の事例を発見した。また、登録ファンディングポータルとして護らないといけない法令や規則違反もあった。例えば、調達した資金を直接管理してはいけないのに、投資家からの資金を速やかに発行者に送付しなかった事例が発見された。また、投資家を対象に株式を募集するまたは株式購入を促す何千もの電子メールを送付した事実を発見した。

一方、FINRA は、スタートエンジン(Start-Engine)に対する 2016 年 11 月~ 2018 年 1 月まで調査で、株式発行者との間で虚偽または不正となるような通信を交わし、自己のポータルサイトに不正確な投資者の応募数を掲載した事実を発見した。加えて、株式発行者が作成した不正確なキャンペーン内容をしっかりとチェックしていなかった事実も発見した。具体的には、株式発行者であるスタートアップ企業が開発した家庭用ロボットの機能を過大にPRするビデオをスタートエンジン(StartEngine)のポータルサイトにアップロードするのを許した。また、そのPRビデオにクレイムがあったのに放置した。

ウィーファウンダー (Wefunder) およびスタートエンジン (StartEngine) の両社は、FINNA の調査に基づく指摘事項に同意・和解し、それぞれ、1,400万ドル、35万ドルの課徴金を支払った。

コラム 4 わが国での私募発行およびクラウドファンディングの法的取扱い

ちなみに、わが国にも、アメリカのレギュレー ションD(Reg D)と似たような仕組みがある。 従前の証券取引法などを整備統合し、2007(平 成 19) 年に施行された金融商品取引法(以下,「金 商法」という。)に盛り込まれた「届出特例」であ る。金商法は、有価証券など金融商品(投資ファ ンド)の勧誘を行う業者 48 は、原則として金融庁 に登録をしないといけないことになっている。し かし、少数のプロ投資家(特定投資家)向けに有 価証券などの投資ファンド募集・売出をする場合 は、届出だけで済むという特例がある。この届出 特例では、金融庁への登録ではなく、届出すれば 投資ファンドの私募ができる。少数のプロ投資家 (特定投資家) 向けの有価証券など投資ファンドの 募集業務、正確にいうと「適格機関投資家等特例 業務」をする業者には、使い勝手がよい仕組みで ある。適格機関投資家等特例業務として成立する ためには、投資ファンドの勧誘は、「1名以上の適 格機関投資家」+「49名以下の特例業務対象投 資家(富裕層、セミプロ、密接関係者など)」だけ でないといけない。

このように、届出特例のもと、適格機関投資家 等特例業務を行う者は,登録業者に対して適用さ れる行為規制の多くが適用除外とされる。たとえば、これら登録が免除された業者は、すでにふれたように、投資ファンドを募集・売出する相手は、適格機関投資家1人以上がいれば一般投資家でも49人までは可能である。ところが、悪質業者が、この特例制度を詐欺的な投資ファンド勧誘に利用し、高齢者を中心に多くの一般投資家に被害が出た。こうした被害の再発を防止しようということで、金融審議会で制度改正が検討された。その結果、2015(平成27)年の金商法改正に続く翌年の法施行により、届出特例は維持するものの、こうした業者が有価証券の募集・売出ができる投資家(特定投資家)の範囲について規制を強化した(金商法2条31項等)。

以上のように、わが国の金商法上の届出特例の仕組みは、前記アメリカのレギュレーションD(Reg D)における「認定投資家(accredited investors)」の位置づけによく似ている。届出特例の改廃にあたっては、金融審議会における市場関係者の意見はさまざまであった。個人投資家向けの募集を禁止すべきであるとする声があった。その一方で、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)などへの高まる旺盛な資金需要への円滑

⁴⁷ See, FINRA, News Release: FINRA Fines Wefunder \$1.4 Million for Crowdfunding Rule Violations: StartEngine Capital Separately Fined \$350,000 (May 04,2022) https://www.finra.org/media-center/newsreleases/2022/finra-fines-for-crowdfunding-rule-violations

⁴⁸ わが国の金融商品取引法(金商法)は、金融商品(投資ファンド)取引業を、「第一種金融商品取引業」、「第 一種金融商品取引業」、「投資助言・代理業」および「投資運用業」の4つに分けて規制している。それぞ れに業務を行うには金融庁への登録が必要である。また、自主規制機関への加入、会費や登録免許税の納付、 専門家への手続報酬など多額の費用がかかる。登録が認められるまでの事前審査、その後の正式な申請手続、 さらには開業まで、業態にもよるが、半年から2年もかかるようである。

な供給も重要であり、むしろ投資家の範囲を広げるべきである、との意見もあった。

■ わが国での株式投資型プラウドファンディングの法的取扱い

わが国での株式投資型プラウドファンディングの 法的取扱いについては、2015年5月に、金商法 等の改正および日本証券業協会(JSDA)の自主規 制規則の整備により、「非上場株式の発行を通じた 資金調達を行うための制度」として創設された⁴⁹。

証券投資型クラウドファンディングでは、金融商品を取り扱うため、金商法の規制対象となる。したがって、証券投資型クラウドファンディングを行う金融商品取引業者は、金融商品を募集するためには金融商品取引業者として登録しないといけない。また、証券投資型のうち非上場株式発行(私募)(「株式投資型クラウドファンディング」)は、日本証券業協会の自主規制の対象となる。

ちなみに、株式投資型クラウドファンディングを行う金融商品取引業者(以下「クラウドファンディング業者」という。)として登録を受け、日本証券業協会に加入している証券会社(会員)および株式投資型クラウドファンディング専業業者(特定業務会員)における各社の取扱いは、取扱要領において定められ、ウェブサイト等(プラットフォーム/ホームページ(HP))で公表することになっている。

株式投資型クラウドファンディングは、法令や 自主規制規則により、次のような縛りがかかる。

≪取扱いできる株式に関する制限≫

- クラウドファンディング業者は、株式投資型クラウドファンディングにおいて取り扱う株式とその株式を発行する会社の財務状況、事業計画の妥当性や資金使途等を審査し、適当と認めたもののみを取り扱うものとする。
- 株式投資型クラウドファンディングにより、同一の会社が資金調達を行うことができる金額は、 1年間に1億円未満とする。

≪投資勧誘や投資金額について≫

・株式投資型クラウドファンディングは、クラウドファンディング業者が、自己のウェブサイトを閲覧させる、あるいは電子メールを送信する方法によってのみ投資募集が認められる。すなわち「オンライン・オンリー(online-only)」のルールが適用になる。このことから、電話や訪問による投資募集は禁止される。

・1 人の投資家が株式投資型クラウドファンディングを通じて投資できる金額は、同一の会社が発行する株式につき 1 年間に 50 万円以下とする。

≪クラウドファンディング業者から投資家への情報提供等≫

・クラウドファンディング業者は、株式投資型クラウドファンディング業務により取り扱う株式およびその株式を発行する会社の概要や、資金調達等の内容をそのウェブサイトで公表するものとする。

≪株式投資型クラウドファンでキング取引の特徴≫

- ・クラウドファンディング業者は、投資経験や預 り資産等についての取引開始基準を定め、この 基準を含めた適合性を確認することができた投 資家との間でのみ、株式投資型クラウドファン ディングによる取引を行う。
- ・株式投資型クラウドファンディングにより取得 した株式は、公募・上場株式とは異なり、流通 取引の対象とならず換金性が著しく乏しい。
- ・株式投資型クラウドファンディングによる株式の取得に関し、その申込みの日から8日間は、 申込みの撤回または契約の解除を(クーリング オフ)することができる。
- ・株式投資型クラウドファンディング終了後に、株式発行会社等から投資家に対し会社の事業の状況について、定期的な情報提供をするものとする。

■日米の証券投資型クラウドファンディング規制の比較

	日本	アメリカ
発行者の資金調達 上限	年1億円	年 107 万ドル
投資家の購入上限額	なし	純資産額・所得の 応じて 2,200 ~ 10 万 7,000 ドル
投資額払込条件	なし	All or nothing 方式
銘柄ごと出資制限	年 50 万円	なし
転売制限	なし	原則、取得から 12か月間

その後も、スタートアップ企業(小規模成長期 特企業)などの資金調達手法の多様化、資金供給 の円滑化に向けて、官民のさまざまな検討組織の 旗揚げが続いている。これら様々な検討課題のう

⁴⁹ 日本証券業協会(JSDA)「株式投資型クラウドファンディング制度概要」参照。

ち核となるのは、やはり、非上場(私募)株式投資型クラウドファンディングのあり方であろう。 もちろん、私募株式の流通市場(セカンダリーマーケット)の育成も重い課題である。

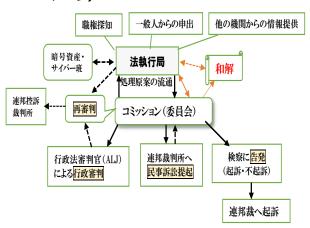
わが国では、規制を緩和し私募株式の新たな投資募集の仕組みを立ち上げても、「机上の空論」で、利用低迷が続き休眠・廃止になるケースも少なくない。また、ネット上に無法なクラウドファンディング業者が濫立し、質の悪いプロジェクトを「群衆(crowd)の英知」でもって排除するという本

来のアプローチがうまく機能しているとはいいがたい。むしろ、濁流をせき止めるダム役を演じる官民の規制機関のデジタル化対応が遅れ、無法者のデジタル攻勢にモグラたたきで応じているような状況である。クラウドファンディングに参加する一般の素人投資家(群衆)の被害は拡大気味である。この国の群衆(crowd)の投資教育水準や規制機関のデジタルカ量を精査し、身の丈に合った私募株式の投資募集の仕組みつくりが求められている。

3 SEC の連邦証券法違反事案処理手続

連邦証券取引委員会 (SEC=Securities and Exchange Commission) (以下「コミッション (委員会)」ともいう。)は、1934年に創設され、連邦の首都・ワシントン特別区に本拠を構える。全米に25の支部を配置する。大統領が政治任用し連邦議会上院の承認を得て任命された5人のコミッショナー (Commissioners) が率いる。SEC内には、現在4つの部門がある。総員、約4,800人(2020年)の職員を抱える組織である。独自の規則制定権 (rule-making power)を持つ。性格的には、連邦の独立した準司法的証券法執行機関 (independent quasi-judicial federal security law enforcement agency) である。

【表 17】SEC連邦証券法違反事案処理手続チャート(イメージ)



アメリカの企業法務では、内国歳入庁(IRS)に加え、SEC 対応も必要不可欠である。わが国には、SEC に似た証券等取引監視委員会(証取委/SESC=Securities and Exchange Surveillance Commission)がある 50。わが国の企業法務では、課税庁対応は欠かせないが、証取委/SESC 対応は余り重要視されていないようにも見える。

(1) 証券法違反の調査

SEC内に設けられた法執行局 (Division of Enforcement) が、連邦証券法違反を調査 (investigation) する最大の部門である (SEC. gov | Division of Enforcement)。1972年に創設された。1000人前後の弁護士・公認会計士・調査官・捜査官の職員を抱える。法執行局は、コミッション (委員会) の監督のもとで、おおむね年 25万件の連邦証券法違反事案 (matters) に対する調査 (investigation) のほぼすべてを取り仕切っている。調査のほとんどは、非公開で実施される。調査手続は、「SEC 調査関係規則 (SEC Rules Relating to Investigations)」などを典拠に実施される。

また、最近増加しているのは、暗号通貨、ブロックチェーン型トークンなどをデジタル証券の取引にかかる調査である。デジタル証券に対する調査を強化するために、SEC は、「暗号資産・サイバー班(Crypto Assets and Cyber Unit)」[旧サイバー班(Cyber Unit)を発展拡大]を立ち上げて、

⁵⁰ わが国の証取委/SESC は内閣府設置法 54 条に規定する「審議会等」の位置付けである(金融庁設置法 6 条 1 項)。証取委の上位機関の金融庁は内閣府の外局である。この種の「審議会」は内閣府の外局たる委員会(独禁法などを運用する公正取引委員会など)に比べて所管庁からの独立性が弱い。その理由は証取委が国家行政組織法あるいは内閣府設置法 49 条の「外局たる委員会」ではないからである。証取委には規則制定権もなく、定員も 401 人と少ない。わが国の産業界は、政府規制に消極的姿勢が目立つ。こうした緩い証券法規制環境は、企業の自由な活動には資する。一方で、こうした緩い法規制環境に慣れ親しんで育った日本企業やその社員が対米進出する場合に、コンプライアンス問題への対応が慣れない重い課題になることも多い。

対応にあたっている。

法執行局は、職権または一般人からの申出、さらには他の政府機関からの情報提供に基づき、連

邦証券法令違反が 疑われる事案の下 調べをする。法執 行部は、調査手法 の透明化・一め に間知するたっ に『執行マニュ



(Public use)

アル (Enforcement Manual)』を公表している (enforcementmanual.pdf (sec.gov))。

SECの法執行局は、さまざまな連邦証券法違反事案に対する調査をする。最も一般的な事案をあげると、次のとおりである。

【表 18】一般的な調査対象連邦証券法違反事案

- ・証券の売出、売出募集に際し、重要な情報の不 正表示や脱漏
- ・ 証券市場での価格操作(相場操縦行為)
- ・顧客の資金や証券の窃盗
- ・顧客を公正に取り扱うブローカー・ディーラー の義務違反
- ·内部者取引 (insider trading)
- ・SEC への無登録での証券の募集・売出
- ・ その他

①非正規調査と正規調査

SEC の法執行局は、証券法違反の調査を開始する。調査対象に選出された事案は、「調査対象事案 (MUI=matter under Inquiry)」と呼ばれる。MUI に対する調査は、大きく①非正規調査 (informal investigation) と、②正規調査 (formal investigation) に分けられる。

【表 19】 非正規調査と正規調査とは

非正規調査(informal investigation)

SEC 法執行局職員は、任意ベースで、ターゲットとした個人や企業に対して、事実確認のため様々な質問検査を実施する。検査事案にもよるが、提供を求めるのは、取引データ、電話記録、会議録、監査記録、銀行記録、内部通信データなど広範にわたる。対面での質疑も含む。任意の非正規調査

で十分なデータや証拠が得られなければ、正規調査にステップアップする。

正規調査(formal investigation)

SEC 法執行局がコミッション(委員会)に対して、 書面で申請し、正規調査命令 (Formal Order of Investigation) を得て開始する調査である。コ ミッション (委員会) は、さらに資料提出や証言 が必要であるもしくは金融記録データが必要であ る51、または双方が必要であると判断したとする。 この場合、コミッション (委員会) は法執行局に 正規調査命令を発する。法執行局は、正規調査命 令が得られれば、被調査者や第三者に行政召喚状 (subpoena) を発して証言を求めるまたは証拠 資料の提出を求めることになる。法執行局の職員 は、指定されれば、コミッション(委員会)の職 員 (Officers of the Commission) の職位で調査 をすることができる。コミッション職員としての 調査では、被調査者に対して宣誓のうえ証言を求 めることができる。

行政召喚状を使った調査の場合、法執行局の職員は、被調査者にアメリカ国内の指定の場所に出頭して証言を求めることができる。被調査者が、SECの法執行部の行政召喚状に応じることは、費用や時間がかかる。交渉により、調整ができないときには、出頭に応じるしかない。

以上のように、法執行局の職員は、事実認定を ねらいに、連邦証券法違反を疑われる企業や個人 に対して、照会、インタビュー、任意に証拠資料 の提出を求める。また、必要な場合には、召喚状 を使い強制的に証言を求める、または帳簿書類を 領置できる。

SEC の法執行局は、調査事案に対する結果が出ると、それを基に処理原案にまとめて、コミッション(委員会)に提示し、原案についてコミッション(委員会)とやり取りをすることになる。しかし、その前に、SEC 実務では、「ウエルズ手続(Wells Process)」が取られる 52。

②ウエルズ手続とは

ウエルズ手続は、大きく「ウエルズ通知(Wells call / Wells notice)」と「ウエルズ対応(Wells submission)」からなる。ウエルズ手続で交わした文書は、公文書として扱われ、後の審判などに使用される。

^{51 1978} 年金融プライバシー権法 (Right to Financial Privacy Act of 1978) は、政府機関は、民間金融機関の顧客情報の収集を制限している。SEC の調査においては、被調査者の受忍義務と顧客のプライバシー保護に慎重なバランスが求められる。

^{52「}ウエルズ手続」、「ウエルズ通知」の名称は、1972 年に当時の SEC 委員長が「SEC の執行慣行と方針」を検討するために設立した委員会のトップを務めた証券法専門ジョン・ウエルズ弁護士の名を冠にしたことに由来する。

【表 20】 ウエルズ手続とは何か

ウエルズ通知 (Wells call / Wells notice)

SEC 法執行局職員が、被調査者に対して、証券 法違反の概要を記載し、かつ、コミッション(委員 会)の承諾が得られればどのような処分が想定され るのかを記載した文書。SEC 法執行局職員は、ウ エルズ通知をした後で、被調査者に対して、詳細な 文書を送付する。被調査者の関与弁護士は、ウエル ズ対応のための文書作成に先立ち、SEC 法執行局 職員と面談し、争点を確認することが多い。事実や 法的争点について異論のある被調査者は、30 日以 内には文書で反論(対応)しないといけない。

ウエルズ対応 (Wells submission)

ウエルズ通知に対する被調査者から SEC への回答。対応内容は、SEC 法執行局がその後の最終処理案の作成、和解交渉をする際の重要な資料せんとなる。関与弁護士は、事案に関する SEC 法執行局の指摘事項に対する的確な文作成能力が求められる。和解案を添付することもある。総 25 頁を超えてはならない。

ちなみに、ウエルズ手続は、SEC のみならず、連邦商品先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission)や金融業規制機構(FINRA=Financial Industry Regulatory Authority)のような自主規制機関などでも幅広く活用されている。

(2)和解

SEC の法執行局は、事案に対する調査結果が出ると、それを基に処理原案にまとめて、コミッション(委員会)に提示し、原案についてコミッション(委員会)とやり取りをする。しかし、現実には、SEC の法執行局は、コミッション(委員会)の処理原案を提示する前に、「セツルメント/和解」手続を開始する。全調査事案の80%~90%程度(年により異なる。)は、被調査者である個人や企業との「和解(セツルメント/ settlement)」で終結している。"徹底抗戦、大好きのわが国とは異なり、アメリカ法務では "和解、や "司法取引(plea-bargaining)、が日常茶飯事である。

なお、反トラスト法(独禁法)を運用する FTC (連邦取引委員会) の事案の「セツルメント/

settlement」では、裁判所の同意が必要である (Tunney Act, 15 U.S.C. 16 (b) \sim (d))。と ころが、SEC の「セツルメント/ settlement」は、裁判所の介在を要しない。コミッション(委員会)と被調査者の間でセツルメントすることになる。 こうした法制から、ここでは * セツルメント $_*$ を「和解」と邦訳しておく 53 。

SEC の法執行局にはセツルメントする権限がない。しかし、実務的には、法執行局が被調査者と詳細にわたり「和解」について被調査者と交渉する。この場合、ウエルズ手続が、SEC 法執行局の調査・処理案の決定に加え、SEC での「和解(セツルメント/settlement)」のベースになる。つまり、ウエルズ手続が「和解」の道を拓くうえで重要な存在となっている。

ウエルズ通知を受けた者が、その通知を無視するとする。この場合は、SEC の法執行局の調査官は、もっぱら自己が収集した資料・証拠に基づいて、事案の処理案を作成し、コミッション(委員会)に勧告することになる。コミッション(委員会)は、勧告を受けて、SEC ALJ (SEC 行政審判官)による行政審判か、連邦地裁への民事訴訟提訴かを決めて、事案を公表することになる。事案を公表されると、調査を受けた個人や企業は「名声/信用」を傷付けることになりかねない。

一方、ウエルズ通知(照会)にしっかり対応し、「和解」にこぎつけられれば、被調査者は、自らの名声/信用を大きく傷つけることもない。「和解」は、裁判例とは異なり、*先例、にはならない。「和解」が幅を利かせる大きな理由である。

①和解手続の開始

SEC の法執行局の調査職員は、いつでも被調査者との和解手続を開始できる。ウエルズ通知には、コミッション(委員会)の事前同意は要らない。調査開始後、被調査者やその関与弁護士が和解を求めてきたとする。この場合、ウエルズ通知をする前でも調査職員は、和解交渉に応じる。しかし、通例、和解の話は、調査終了間際になってから始まる。すなわち、調査職員が被調査者にウエルズ通知をした後に和解の話合いが始まる。もちろん、法執行局からコミッション(委員会)への事案処

^{53「}和解」とは、証券法違反に問われている被調査者ないし被審人が自らの過失や不正を認め、それを是正する措置を取る代わりに、正式な審決(裁決)・命令を回避することを SEC 当局と被調査者ないし被審人とが合意する取引。和解には、司法が介在するタイプと司法が介在しないタイプがある。 See, Darla M. Fera, *Settlement Process, & Money Manager's Compliance Guide ¶ 1041 (as of Sep. 2017).

理原案の勧告がなされた後に和解交渉が始まる場合もある (17 C.F.R. 201.54) ⁵⁴。

標準的和解手続は、SEC の実務規則 (Rules of Practice) 240 [和解] が典拠になる (17 C.F.R. 201.240)。SEC の法執行局の調査職員も、和解をすすめるにあたっては、SEC の実務規則 (Rules of Practice) 240 を遵守しないといけない。和解の申出の正式な手続は、被調査者の関与弁護士ではなく、本人が署名してはじめて開始できる (17 C.F.R. 201.240 (b))。

和解交渉は、通例、その事案の調査している法 執行局の職員弁護士が担当する。事案によっては、 高位の職員が担当することもある。

②和解交渉の法務

和解の結果には、裁判例とは異なり、先例拘束性がない。しかし、法執行局の職員弁護士にとり過去の和解結果は、実質的に先例(SEC の先例)として機能する。

和解交渉では、法執行局の職員弁護士は、SECの先例にこだわりがちである。このため、被調査者の関与弁護士は、和解文書の言葉について、自らの豊富な知見を活かした公正かつ合理的な判断が求められる。

被調査者が大企業の場合、企業内弁護士がたく

さんいる。証券法担当の企業内弁護士は前 SEC 職員弁護士が占める。一方、個人やスタートアッ プ企業の関与弁護士の多くは、必ずしも証券法の 知見に富んでいるとは限らない。和解文書作成交 渉においては、争点遮断効(Issue preclusion /イシュー・プリクルージョン) ないし付随的争 点効 (collateral estoppel / コラタラル・エス トッペル collateral estoppel) の法理 [ある争 点がすでに審理され遮断されている場合には、後 続の他の訴訟においてその争点が遮断されるとす る法原則。既判力に類似する。〕の適否に注意す る必要がある。なぜならば、和解に基づいて行わ れる SEC の法執行の適法性が後に裁判になるこ とも想定しておく必要があるからである。もっと も、和解文書にこうした法原則がストレートに適 用になるかについては見解が分かれる 55。

法執行局の職員弁護士と被調査者(の関与弁護士)の間で、「和解」内容で合意に達すれば、「和解案(proposed settlement)」が作成される。作成された和解案は、コミッション(委員会)が命令(order)を発出して正式に承認しないといけない(17 C.F.R. 201.204(c)(7))。法執行局の職員は、調査事案の概要と和解案を要約した「業務録(Action Memorandum)」を作成し、コミッション(委員会)に提出しないといけない。

コラム 5 SEC の和解の功罪

22018年の連邦証券法(ドット・フランク法) 改正は、SECが、司法の介在なしで処分できる範囲を大幅に拡大した。すなわち、改正後、刑事告発する事案を除けば、司法の介在する分野はきわめて限定的になった。結果、SECでは、法執行局が、「司法」ルートを回避し、「行政審決」と「和解」で決着を図る傾向を一段と強めている。しかし、SECの実務規則(Rules of Practice)に従い行政法審判官(SEC ALJ)のもとで行われる審判手続では、司法手続と比べると、被審人の手続的な権利保護が格段に弱い。

この結果、事案の処理が比較的迅速に進む。 SEC 側にはプラスに働くが、被審人側にはマイナスに作用する面も散見される。とりわけ、SEC は、ドット・フランク改正後、「和解」を多用する方向に舵を切っている。SEC の法執行局による法手続 を開始するための調査の多くは、任意の形で行われる。責任や制裁双方の事案に関しては、ほとんどが「和解」で終わっている。「和解」は、裁判での和解と行政審判での和解がある。しかし、和解が有効であるのには、裁判上の和解であれば、連邦地裁の裁判官から承認をもらわないといけない。一方、行政審判での和解であれば、コミッション(委員会)の承認がいる。行政審判での和解は、ドット・フランク改正前は40%程度、これがドット・フランク改正後は80%程度まで増加したという。

裁判所での和解では、公益保護の視点から手続がきわめて複雑である。これに対して、行政審判での和解では、いかなる正式な外部的な精査も要しない。SECと被審人との間で行わる和解に向けた協議は非公開であり、コミッション(委員会)の承認があってはじめて、明らかになる。SECの

⁵⁴ See, Reid M. Figel, *Defending Clients in SEC Investigations and Enforcement Actions, * Defending Corp. & Indiv. in Gov. Invest. § 7:87 (Dec. 2022 update) .

⁵⁵ See, Harold S. Bloomenthal and Samuel Wolff, *Collateral consequences of SEC settlements, ≥ 1D Going Public Corp. § 17:58.4 (Dec. 2023 update) .

予算的な制約や政治がらみの事案との関与の忌避などから、行政手続による和解が増える一方である。和解は、SEC と企業との「ウイン・ウインの関係(win-win proposition)」だとする見方もある。どうであろうか。

FTC(連邦取引委員会)の反トラスト法(独禁法)

違反事案の和解手続では司法(裁判所)が介在する。一方、SECの和解手続では、司法が介在しない。「公益(public interest)」保護の観点から、「和解」事案が増えることには、SECによる「内部者取引/インサイダートレーディング」の構図にあるのではないかとの批判の声が高まる 56。

(3) 法執行局からコミッションへの事案処理原 案の勧告

SEC の法執行局は、調査事案に対する結果が出ると、それを基に処理原案にまとめて、コミッション (委員会)に提示し、原案についてコミッション (委員会)とやり取りをする。「和解」で事案が終結しない限り、コミッション (委員会)は、おおむね法執行局の処理原案を尊重する。コミッション (委員会)は、承認した事案を、次のいずれかのルートで処理することになっている。

①行政法審判官 (ALJ) ⁵⁷ による行政審判・裁決を求める。[ALJ は、SEC 内に独立した事案 処理 機関 (independent in-house dispute solution forum) として設けられている。一般に、「SEC ALJ」とも呼ばれる。] ②連邦裁判所に預け民事訴訟を提起する。または③連邦検察に告発する。事案は、これらいずれかのルートに振り分けられる(17 C.F.R. 202 (5))。同じ事案を、複数のルートに振り分けることもある。

①検察への告発

SECは、独自の刑事訴追をする権限を持たない独立委員会である。そこで、SECは、刑事制裁が必要と考えられる案件については、連邦検察または州検察に告発し、刑事訴追を求めることになる。検察は起訴すると決めた場合には、第一審として連邦地方裁判所で刑事裁判手続をとることになる。

②民事訴訟の提起

SEC が、事案を、②連邦地方裁判所に預け民事 訴訟を提起するとする。この場合、コミッション (委員会) は、裁判所に対して、次(【表 21】) の ような命令(order)を出すように求める。

裁判所は、命令に違反する者を、裁判所侮辱罪 (court contempt) に処し、かつ、罰金または拘

【表 21】 SEC が裁判所に求める主な救済

- ・差止命令 (injunction): 法やコミッション規 則に反する行為や業務の禁止。不正会計に対す る特別監査、特別監督などを伴うことがある。
- ・課徴金の支払、不正利得吐き出し (disgorgement) の命令
- ・個人の場合、法人の役員もしくは取締役の職務 から禁止または停止

禁刑に処すことができる。

(4) 行政法審判官 (ALJ) による行政審判

SEC が、事案を①行政審査のルートに振り分けたとする。この場合は、コミッション(委員会)は、法執行局に対して、「手続開始命令(Order Instituting Proceeding)」を発出する。一方、被審人には、通知や SEC ALJ またはコミッションで審判を受ける機会が保障される(17 C.F.R. 201.200)。コミッション(委員会)は、手続開始命令(Order Instituting Proceeding)を発出した時に、行政法審査官(SEC ALJ)のうちの1人に、事案を主宰するように委嘱するのが慣わしである(APA556条、SEC Rule of Practice、17 C.F.R. 201.110)。

① SEC ALJ 審判手続

行政法審判官(ALJ)による行政審判は、法執行局(Division)および被審人(defendant)ならびにその代理人弁護士が参加し SEC 内で実施される(in-house forum)が、審判(hearing)は、コミッション(委員会)から独立して、対審式で進められる。

審判が終わると、行政法審判官(ALJ)は、認定した事実や法的判断に加え、具体的な制裁措置の勧告を含めた第一次審決(initial decision)を下す(SEC Rules of Practices、17 C.F.R. 201.360)。

⁵⁶ See, Danné L. Johnson, [↑]SEC Settlement:Agency Self-Interest or Public Interest, [↑] 12 Fordham J. Corp. & Fin. L. 627 (2007) .

⁵⁷ 行政法裁判官という邦訳もある。しかし、司法裁判所の裁判官ではないので、ここでは、「行政法審判官」 と邦訳しておく。

【表 22】 SEC ALJ における審判参加当事者

被審人 (respondent (s))

コミッション(委員会)が開始した行政手続に おいて処断される個人または事業体。被審人は、 弁護士に代理してもらうこともできるが、本人訴 訟(appear prose)も可能。ただし、公選弁護 人制度はなし。

法執行部 (Division of Enforcement)

コミッション(委員会)を代理して SEC の法執 行部の弁護士が争訟代理をする。

第一次審決に対しては、再審人 (respondents) [すなわち、法執行局 (Division) および被審人 (defendant) 双方] が、第一次審決の全部または一部の再審判 (de novo review) を求めてコミッション (委員会) に申し立てることできる。双方が再審判を求めることができるのは、行政法審判官 (ALJ) が主宰して行われる行政審判は、コミッション (委員会) から独立している証である。また、コミッション (委員会) は、職権で (sua sponte) 第一次裁決の再審判 (review) をはじめることもできる (SEC Rules of Practices、17 C.F.R. 201.410-11)。被審人 (defendant) や再審人 (respondents) は、審理や再審理で弁護士を依頼することができる (17 C.R.F. 201,233 (d))。

コミッション(委員会)は、再審判で、行政法 審判官の審決を承認(affirm)する、破棄(reverse) する、または、さらなる審理を求めて差戻し (remand) することができる。

一方、当事者が再審判の申立てをしないとする。加えて、コミッション(委員会)が職権で再審判を開始しないとする。この場合は、行政法審判官(ALJ)が出した第一次審決が確定し、コミッション(委員会)は、第一次審決を、被審人に向けて命令(order)として発出する(17 C.F.R. 201.360 (d))。

② SEC が課す主な行政制裁

連邦証券取引所法 (SEA=Securities Exchange Act of 1934) 15条4項~6号によると、コミッション (委員会) が課すことのできる主な行政制

裁 (administrative sanctions) には、次のような種類がある ⁵⁸。

【表 23】連邦証券法(SA)上の主な行政制裁

- ·排除措置命令 (cease and desist order)
- ・業者登録の停止・取消 [ブローカー・ディーラー 登録または投資顧問登録の停止または取消]
- · 警告 (censure)
- ・自主規制機関からの追放
- ・課徴金の賦課
- ・不正利得吐き出し (disgorgement)

コミッション (委員会) の再審判の審決 (adjudication) に不服な再審人 (defendant) は、連邦控訴裁判所 (U.S. Court of Appeals) 【全米に13 ある管轄権ある適切な裁判所】に訴訟を提起することができる (証取法 (SEA) 25条 a項1号)。

③不服申立(申出)前置主義の岩盤が崩れる

被審人に、司法救済を求める場合には、まず、 行政救済(自主規制機関の救済を含む)を求めるこ とを義務づける原則を、不服申立(申出)前置主 義(doctrine of exhaustion of administrative remedies)という。

連邦の証券規制においては、審判・再審判前置の原則を明文では規定していないものの、裁判例などで広く法認してきた。司法が創造したこの原則は、"現場行政での練れていない混乱の司法への持込み回避、、"行政・執行機関での事務処理における裁量の容認、、"行政の専門技術性の尊重、、"事務の効率的処理、などを理由に、各界が容認してきた。この原則が適用除外となる要件として、司法は、次の2つを掲げている。①行政手続を経ていては、回復困難な損害を防ぐことが至難であることが明らかな場合、そして②明瞭で明らかに制定法または憲法違反がある場合。このことから、不服申立(申出)前置主義の原則の適用除外は、裁判所が、前記①・②のいずれかの要件を充足すると判断する場合に限り、認められる59。

もっとも、すでにふれたように、SEC での事 案の多く(80%~90%)は、裁判前どころか、

⁵⁸ See, J. William Hicks, ⁸SEC Enforcement Actions: Generally, ⁸ 17 Civil Liabilities: Enforcement & Litig. § 2:92 (May. 2024 update) .

⁵⁹ See, Note, *Exhaustion of administrative remedies, \$25A Securities Prac.Fed. & State Enforcement \$ 14:8 (Sep. 2023 update) .

⁶⁰ See,Urska Velikonja, [™]Securities Settlements in the Shadows, [™] 126 Yale L.J.Forum 124 (2016) .

行政法審判官(SEC ALJ)による裁決前の和解 (settlement) で事案が終結している。

不服申立(申出)前置主義の原則が一人歩きし、 半ば強制的な「和解」が不自然な増加を続けている。結果、SECの証券規制が偏頗的になっている と、証券業界やマスコミ、法曹界、法学者などか ら異論が大きくなってきた ⁶⁰。

連邦の事実審裁判所も、不服申立(申出)前置主 義の適用除外の幅を広げる判断を増やしている ⁶¹。

2023 年 4 月 14 日、連邦最高裁は、同日の判決 [Axon Enterprise, Inc. v. FTC, 598 U.S.175 (2023)] で、被審人は、必ずしもすべての行政(救済)手続(agency administrative proceeding)を経ないと司法に提訴できないとはいえない、と判示した。すなわち、SEC の事案処理過程において、審判・再審判前置主義を厳格に適用するのは誤りである、との判断を示したのである。

連邦最高裁は、いまや超保守的・伝統的な価値 観重視や小さな政府志向の判事が多数派を構成し ている。多数派は、2022年6月25日に、人口 妊娠中絶禁止を違憲とするロー 対 ウエイド判決 [Roe v. Wade, 410 U.S. 113(1973)]を覆した。

また、2024年6月28日には、連邦最高裁は、ローバー・ブライト・エンタープライズ 対 レイモンド商務長官他 [Loper Bright Enterprises v.Raimondo,Secretary of Commerce *et al.*, / No. 22-451, 45 F. 4th 359 & No. 22-1219, 62 F. 4th 621, vacated and remanded.— U.S.— (2024)] 事件判決で、1984年に最高裁が出したシェブロン判決 [Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837 (1984)] も覆した。シェブロン判決は、〝法律が曖昧な場合、司法は専門的知見を有する政府(行政)の解釈に従うとするルール〟である。

連邦最高裁多数派は、あらゆる政府規制撤廃に 動き、行政の準司法的な権限を弱体化させ、そ の権限を本来の司法に回帰させようとする。見 方によっては、厳格な三権分立主義の再興に向かっている、ともいえる。各政府機関で、不服申立て前置主義(doctrine of exhaustion of administrative remedies)⁶²の廃止ないし利用制限が積極化する可能性がある。

しかし、連邦最高裁多数派によるシェブロン判決を無効にする判決は、諸刃の剣である。最高裁が、連邦環境保護庁(EPA=Environmental Protection Agency)による環境規を反故にする制撤廃判決を続ければ、加速する地球温暖化、異常気象は止まらなくなる。一方で、司法は行政追従の判決を下す必要がなくなる。SECやIRSなどの行政審判を廃止し、直接裁判所に救済を求めよ、ということにもなりかねない。労働者の権利保護は、行政ではなく、立法でしかできなくなる。新自由主義者(リバタリアン)がバッコし、貧富・格差の拡大に歯止めをかけられなくなることが危惧される。あらゆる社会の場面で不確実性が高まる怖れがある。

(5) SEC の行政法審判官 (SEC ALJ) とは

アメリカの「行政法審判官(ALJ=administrative law judge)」については、わが国では、この分野の研究者以外にはあまりよく知られていない。連邦証券委員会(SEC)の「行政法審判官(ALJ=administrative law judge)」は、連邦行政手続法(Administrative Procedure Act、以下「APA」という。5 U.S.C. 551-559)と各種連邦証券法 ⁶³ に準拠した官職である。SEC のALJ は、一般に「SEC ALJ」とも呼ばれる。現在、SEC は、5 人任用している。

SEC ALJ は、SEC に任用され、SEC のコミッション(委員会)の求めに応じて、連邦行政手続法(APA)や SEC の定めた規則(SEC Rules of Practice)などを典拠に、SEC の行政審判の職務を遂行する ⁶⁴。SEC ALJ は、審判を公正かつ秩序を保って主宰するに必要とされる次のような権限を有する。

⁶⁰ See, Urska Velikonja, ⁸Securities Settlements in the Shadows, ⁸ 126 Yale L.J. Forum 124 (2016) .

⁶¹ See, Note, *Scope of judicial review of SEC administrative sanctions, ≥ 25 Securities Prac. Fed. & State Enforcement § 4:38 (Sep. 2023 update) .

⁶² See, Note, ⁸Exhaustion of administrative remedies, ⁸25A Securities Prac. Fed. & State Enforcement § 14:8 (Sep. 2023 update) .

⁶³ 連邦証券諸法とは、1933 年証券法(Securities Act of 1933)、1939 年信託証書法(Trust Indenture Act of 1939)、1934 年証券取引法(Securities Exchange Act of 1934)、1940 年投資会社法(Investment Company Act of 1940)、1940 年投資顧問法(Investment Advisers Act of 1940)などである。

【表 24】 SEC ALJ が審判にあたり行使できる権限

- ・宣誓させる権限
- ・召喚状を発する権限
- ・証拠提出の順番を決める権限
- ・証人を喚問する権限
- ・審理を指揮する権限
- ・審理前協議をする権限
- ・申立てルールを決める権限
- ・当事者が忌避しない限り、提起された事実や法 的争点に関する結論を含む一次的裁決および命 令を発する権限

SEC には、主席行政法審判官室(Office of Administrative Law Judges)が置かれている。主席行政法審判官は、行政手続法(APA)の下での行政法審判官の職務、およびコミッション(委員会)が主席行政法審判官に委任した職務を遂行する。同時に、主席行政法審判官は、行政手続行為とは別に、主席行政法審判官局の事務を適正に遂行し、かつ、局とコミッション(委員会)との間の橋渡し役をする責務を負う。

コラム 6 わが国でよく知られていないアメリカの行政法審判官(ALJ)の存在

≪ ALJ の憲法上の地位≫

行政法審判官(ALJ=administrative law judge)は、連邦行政手続法(Administrative Procedure Act、以下「APA」という。5 U.S.C. 551-559)に準拠して法認された準司法専門職(quasi-judicial professionals)である。行政法に関する事実審の審判人(trier)もしくは主宰人(presider)または双方を務め、請求や紛争を裁定する。ALJは、被審人(defendant)に対して宣誓のうえ証言を求める、証拠についし質問をする、法的および事実的争点について第一次的な決定(initial decision)をするか、正式決定するように機関に勧告をする。

連邦最高裁は、ALJを職務的に他の事実審裁判所(trial courts)の裁判官と比べたうえで、連邦憲法3条上の存在(Article 3 judge)と判断している。ただ、一般に、ALJは、連邦の執行府(executive branch)に属すると理解されている。しかし、APAは、ALJが機関から独立して決定を下すことまたは決定を下すように機関の勧告ことを法認する。いずれにしろ、行政法審判官(ALJ)制度は、権力分立制度(separation of powers system)にもインパクトが大きい。また、"SEC ALJ"、"SSA ALJ"、"FTC ALJ"、と呼ばれるように、おおむね執行機関で職務を担っている。にもかかわらず、「judge」という言葉を使っていることからくる混乱も少なくないとの指摘もある⁶⁵。

≪ ALJ の権能≫

APA は、命令(order)を作成するプロセス

を「裁決(adjudication)」と規定する(APA551 条6号・7号)。この裁決は、正式裁決(formal adjudication)と略式裁決(informal adjudication) とに分けられる。正式裁決は、機関による聴聞の後、 その「記録に基づいて(on the record)」機関が決 定を行うことを、証券法のような個別法が法認し ている場合の手続である。

一方、個別法において「記録に基づいて」という要件が存在しないとする。この場合には、機関は自由に略式で裁決できる。正式裁決で行われる聴聞は事実審型聴聞(trial-type hearing)の方式を採る。その主宰人(presider)は、①機関、②合議制委員会の場合は1人または複数の委員、③ALJである(APA556条d項)。通例、ALJが主宰人である。ALJは、聴聞の後に第一次決定(initial decision)を行う。この第一次決定について不服申立てがなかった場合、または機関の職権による再審理が行われない場合は、その決定が最終的な機関の決定となる。

≪ ALJ になるには資格試験がある≫

連邦行政手続法(APA)によると、ALJは、 どこかの州で弁護士登録をし、かつ、ALJとなる にふさわしい経験を7年以上有し、連邦人事管理 局(OPM=Office of Personal Management、 以下「OPM」ともいう。)が実施する4時間の筆記・ 口頭試験・人物評定等で得た点数に基づいて任用 する仕組みである⁶⁶。ALJの任用手続は、連邦人 事管理局(OPM)の規則で詳細に定められている。

⁶⁴ SEC の行政手続は、連邦行政手続法(APA)が準拠法である。しかし、APA の規定はきわめて限定的である。 SEC は、連邦証券法 19 条 a 項および連邦証券取引法 23 条 a 項で規則制定権(rule-making authority)を付与されている。SEC はこれらの規定に基づき SEC の行政手続にかかる「実務規則(Rules of Practice)」を発出している。SEC の実務規則(Rules of Practice)は、連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)に匹敵する。ちなみに、連邦行政手続法(APA)について、租税手続との関係を含め詳しくは、石村耕治「アメリカ租税訴訟の理論的課題: 連邦 APA、適正性の推定と立証責任を焦点にして(1)~(6)」月刊税務事例 2021 年 3 月号~2021 年 8 月号参照。

⁶⁵ See, Note, *Administrative Law Judges, ≥ 32 Fed.Prac. & Proc. Judicial Review § 8234 (2d ed., June 2024 update) .

ALJは、任用したその機関の職員である(5 U.S.C. 3105条)。連邦諸機関は総数で、おおよそ 2,000人の ALJ を任期採用している。 OPM は、ALJ の適格者名簿(register)を作成し、かつ、それを維持・管理する。 SSA、SEC ないし IRS のような連邦諸機関は、欲しい人材を OPM の ALJ 候補者リストから採用する。

≪ ALJ 有資格者のリストアップ・スカウトのルール≫

OPM 規則が求める最低限の要件を満たした者は、OPM の行う競争試験の結果に基づき得点が与えられ、合格水準に達した者は有資格者リストに登載される。なお退役軍人で一定の要件を充たす者には加点するという優遇措置がとられる。

新たにALJを任用したいと希望する連邦機関は、この有資格者リストのなかから任用者を選択することになる。ただ、自由に選択することは許されない。任用人員1人に対して OPM から名簿の上位3人の候補者が示され、その中から1名を選択するという「3人の原則」(Rule of Three)がある。(ただし、トランプ政権時代に能力主義に基づくALJ選任制度が停止された。バイデン政権で制度停止が解除されるまで続いた。詳しくは後述する。)

≪ ALJ の身分保障≫

転職社会のアメリカでは、連邦機関は、民間機関と同様に、独自の人材育成よりは、育った人材を採用するのを好む。行政法審判官(ALJ)制度は、連邦諸機関による人材のアウトソーシング、あるいは"武士の士官"の仕組みに近い。しかし、身分保障がしっかりしないと、どこの機関に任用されても、公正かつ正義に基づく独立した職権行使は至難になる。

そこで、連邦行政手続法(APA)には、ALJの資質(QC)や身分保障などについて必要な規定が置かれている。まず ALJ は、独立性が保障される。採用された機関のために調査もしくは訴追職務に従事する職員または代理人の監督に服さないで、職権行使ができる。(APA 554条d項2号)。また、連邦政府の公務員(被用者)に適用される勤務評定制度(performance appraisal)が適用されない(5 U.S.C.4301条2項D項)。ALJ は、法令と OPM の定める規則に従って給与の支給を受けられる。加えて ALJ の免職、停職、減給などの不利益処分については、任用機関は、対象となった ALJ に対して、能力主義保護委員会(MSPB=Merit Service Protection Board)で

の正式の聴聞の機会を与えたうえで、記録に基づき、正当な理由(good cause)が立証された場合でないと、それを行うことができない(5 U.S.A. 7521 条 a 項)。

≪政権交代に左右される ALJ 制度≫

ルシア社 対 SEC 事件 [Lucia Companies, Inc. v. SEC (585 U.S. 237 (2018))] 連邦最高裁判決を受けて、2018年8月に、当時のトランプ政権は、大統領令を発出して、ALJの「競争的サービス (competitive service)」を停止する措置を取った [Exec. Order No. 13843, Excepting Administrative Law Judges from the Competitive Service, 83 Fed. Reg. 32, 755 (July 10, 2018)] ⁶⁷。このため、OPMの Schedule Eの「ALJ 候補者リスト」が停止されるなど、能力主義的な ALJ 選任などの手続が停止された。

ALJの競争的選任制度については、"公正"な 仕組みの確立に向けて OPM が時間をかけて大き く育ててきた。この制度の廃止は、ALJを任用す る機関のトップ好みの人材の選任を可能にする。 学者や連邦諸機関サービスの受給者などから、格 差を助長し、権利救済の公平性を阻害することに つながりかねないと厳しく批判された。社会保障 庁 (SSA=Social Security Administration) は、1 機関で、全米でおおよそ 2,000 人いる ALJ のう ち 1,500 人を超える数を採用している。とりわけ、 SSA のカスタマーには、経済的に困窮し代理人を 雇うのが至難な人や母国語が英語でない人も多い。 SSA の社会保障給付にかかる審判は、対審式より も、書面によることが多くなる。"福祉切捨てファー スト、のトランプ政権が発した大領領令で、大統領 に政治任用される SSA のトップが、政権の意向を 忖度し、恣意的に、受給者の不服申立ての容認に厳 格な ALJ の任用に走ることが危惧された 68。

しかし、その後、2021年1月20日にバイデン政権が誕生した。新政権は、発足したその日に、トランプ大統領令(executive order)を廃止する大統領令を発出した。バイデン大統領令で、競争的選任制度は再び復活した [Exec. Order No. 1 14029、Revocation of Certain Presidential Actions and Technical Amendment, 86 Fed. Reg. 27025 (May 19 2021)]。しかし、新たな問題も生じている、トランプ大領領令とバイデン大統領令との異なる基準の期間内に諸機関が任用した ALJ の身分保障などの取扱いに齟齬が生じているのである。

⁶⁶ ALJ に関する邦語での研究としては、総務省 報告書「アメリカにおける行政救済法等に関する調査研究」 参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/000537361.pdf

⁶⁷ 大統領令について邦文で詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 873 頁以下参照。

(6) 問われる行政審判事案のインサイダー取引化

SEC は、1940 年代から SEC の内部に「行政 法審判官(ALJ=administrative law judge)」を 配置してきている。現在、5人が「行政審判官局 (Office of Administrative Law Judges)」 に 配属されている。SEC は、近年、被審人を、独立 した連邦司法よりも行政手続の審判・再審判ルートに引き込んで終わらせる事案(matter)を劇的 に増やしている。すなわち、SEC は、明らかに、被審人を5人のお雇い行政法審判官(ALJ)で固めた「内部の広場(in-house forum)」に連れ出し裁きを受けさせ、勝利する事案を増やしている。しかし、これでは、『インサイダー取引などを取り締まる組織がインサイダー取引、を常態化されているのと同じと揶揄する声もある 69。

ウオールストリートジャーナル(Wall Street Journal)紙によると、SEC は、2010年から 15年の5年間で、以前の5年間で69%から、90%に勝率を高めたという。加えて、被審人が、行政法審判官から訴えを退けられた審決を受けて SEC に再審判請求をした事案においても、95%が、SEC 側に有利に解決がはかられっているという 70。

リーマン・ショック後に金融システム危機の再発防止を狙いに 2010 年の制定された 2010 年 Dodd-Frank 法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010、以下「ドッド・フランク法」という。)が原因である。同法は、*金融「改革」法、というのが*売り、であるが、SECに、行政法審判官手続で制裁を課せる制裁を増やした。これらの制裁は、法改正前は、司法手続を経ないと課せなかった。こうした司法手続きを軽視する形での厳罰化に対しては、司法界を含めて批判が強い。司法手続を経ない行政制裁で、金融関係者を処断し、失職に追い込み多くの家族の生活を窮地に陥れるのは、法治国家として好ましくない傾向だとする批判の声が大きくなった71。

SEC は、年間おおよそ 25 万件の事案を処理している。SEC 法執行局 (Division) とコミッショ

ン(委員会)は、事案の処理先に、行政法審判官(ALJ)による行政審判ルートを優先して選択している。このルートに乗ると、はじめに、行政法審判官(ALJ)が事案に裁決を下す。被審人が審決に異論を唱え、不服を申し立てれば、5人のSECコミッショナーが再審判し、命令を下す。しかし、審判・再審判のおおよそ95%が、SEC側に有利な判断でフィニッシュする。しかも、そのほとんどが和解(settlements)である [SEC's Rules of Practice 240 (Settlement)]。

こうした結論ありきで、被審人の〝裁判を受ける権利〟を反故にするような仕組みは、痛みの緩和に期待を寄せる人たちの再チャレンジを無意味にする。こうした仕組みに公正さとか正義を見出すのは至難である。

(7) 連邦最高裁、SEC の ALJ 任用方法は違憲

連邦議会共和党筋からは、SECの、いわば「検察官と裁判官」を兼ねているような仕組みはおかしい。SECの審判機能を取り去り、その機能を裁判所に任せようという声があがる。どこかの国で独禁法の監視役を担う公取委から審判機能を取り去り、骨抜き改革をしたのとよく似た動きにつながる声である。確かに、こうした声は、"裁判を受ける権利、を保障し、三権分立をゆるぎないものにするには"正論、ではある。

証券法違反で SEC の摘発を受け、行政審判にかけられて被審人(defendant)となり、制裁を受けた者のなかには、知恵者がいる。制裁を課した SEC の行政法審判官(SEC ALJ)が適正に任用されたおらず、そうした行政法審判官が下した審判結果は違法・無効であると主張して司法(裁判所)に訴えたのである。ルシア社等対 SEC事件 [Lucia Companies, Inc. et al. v. SEC, 585 U.S. 237 (2018)](以下「ルシア社等事件」という。)である。

ルシア社等事件の最終審で、連邦最高裁は、原告・上訴人の主張を認めた。原告・上訴人の審判を担当した SEC の行政法審判官(SEC ALJ)が

⁶⁸ See, Ryan Weitendorf, *Give Grandma Her Day in Court:In Defense of Competitive Selection of Administrative Law Judges for Social Security Administration, ≥ 27 Elder L.J. 455 (2020) .

⁶⁹ See, Lucille Gauthier, *Insider Trading:The Problem with the SEC's In-house ALJs, ≥ 67 Emory L.J. 123 (2017).

⁷⁰ See, Linda D. Jellum, *The SEC's Fight to Stop District Curts from Declaring Its Hearings Unconstitutional, ↓ 101 Tex. L. Rev. 339 (2022).

⁷¹ See, Jean Eaglesham, *SEC Wins With In-House Judges*, *₹* Wall St.J. (May 6, 2015) .

適正に任用されていないと判示した。そのうえで、新たに適正に任用された行政法審判官(SEC ALJ)のもとで再度審判するように命じた。本件の経緯や概要は次のとおりである。

【表 25】 ルシア社等事件の経緯および概要

≪本件の経緯≫

SEC は、1940 年投資顧問法(Investment Advisers Act of 1940)のもとで投資顧問業を営むレイモンド・ルシア(Raymond Lucia)氏と彼の投資会社(Licia Companies, Inc,)(以下「ルシア社等」という。)が行退職投資計画セミナーを開催した。SEC は、そのセミナーで行った報告に、投資顧問業法違反の虚偽表示があることを理由に調査を行なった。SEC は、同社とルシア氏(ルシア社等)を SEC ALJ での審判に付した。SEC は、本件審判をカメロン・エリオット(Cameron Elliot)行政法審判官(ALJ)に委嘱した。

≪本件審決≫

エリオット行政法審判官(ALJ)は、9日間に わたる審理後に、ルシア社等が投資セミナーで誤 解を招く情報を頒布し同法に違反したと認定し、 ルシア社等に30万ドルの民事罰と投資業界にお ける終身にわたる業務禁止などの制裁措置を課す 第一次審決を行った。

≪本件再審決≫

第一次審決に対し、ルシア側は、SEC に対し再審判の申立てをした。そのなかで、エリオット行政法審判官は合憲的に任命されていないので、第一次審決は無効であると主張した。ルシア社等側の主張は次のとおりである、① SEC の行政法審判官 (ALJ) は「合衆国の官職 (officer)」であり、連邦憲法の任命条項 (appointments clause) に従う必要がある。②連邦憲法の任命条項の下では大統領、裁判所または各部局の長が「官職」を任命できる。③エリオット行政法審判官については、これらの任命権者のうちのいずれからも任命されていない。④ SEC は、行政法審判官 (ALJ) 任命を久しく下級職員に委ねており、その結果、エリオット行政法審判官は、憲法上その職務を行う権限を有していない。

コミッションは、再審決で、ルシア社等側の主張を退けた。コミッションは、SECの行政法審判官(ALJ)は「合衆国の官職」ではなく、任命条項に服さない、より責任が軽い単なる「被用者(employee)」であると判断した。

≪公訴理由および連邦控訴審判決≫

この再審決を不服として、ルシア社等側は、コロンビア特別区連邦控訴裁判所(U. S. Court of Appeals for the District of Columbia Circuit)に訴訟を提起した。しかし、同控訴裁判所は、ルシア社等側の主張を退けた。このため、ルシア社等側は連邦最高裁に上訴した。

≪連邦最高裁判決≫

連邦最高裁は、7対2の判断で、ルシア社等側の主張を認めた。 行政法審判官(ALJ)は準司法的な職務を担ったおり、SECの下級職員ではなく、大統領または各部局の長が「官職」を任じないといけないとした。ルシア社等側は、新たに SEC から適切に任命された行政法審判官(ALJ)による新たな審査を受けないといけないとした。適用違憲(as applied unconstitutional)である旨示唆した。他に本件ではふれなかった。

ルシア社等事件判決後、2023 年に連邦最高 裁に上訴された SEC 対 ジャーケシイ [SEC v. Jarkesy (Docket No. 22-859, 2023)] 事件で、被審人のジャーケシイは、陪審裁判に代わり行政 法審判官 (ALJ) の審判を強制されるのは、連邦 憲法修正 7 条で保障された陪審裁判を受ける権利 を侵害される、と訴えた。

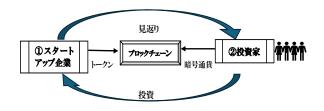
2024年7月に、連邦最高裁は、課徴金を課すような事案についてSEC その他同様の機関 [例えば、連邦取引委員会 (FTC=Federal Trade Commission)や連邦商品先物取引委員会 (CFTC=Commodity Futures Trading Commission)など]で審判を受ける者は、当該機関の審判ではなく、連邦裁判所で陪審裁判を受ける権利がある旨判示した。しかし、本件SEC の事案について合憲かどうかにはふれなかった。この判決に従うと、衡平法上の考えに基づく「不正利得吐き出し (disgorgement)」処分のような陪審裁判の対象とならないものを除き、課徴金の賦課のような処分については、名あて人が望めば、連邦裁判所の民事訴訟で争うルートを保障しないといけないことになる。

IV ブロックチェーン式クラウドファンディング / ICO の興隆

〜新たなタイプのクラウドファンディン グの台頭

アメリカにおける事業資金調達 (business fundraising) で、ブロックチェーン(分散型台帳)技術 (DLT=distributed ledger technology) の活用が広がっている。新たなタイプのクラウドファンディング (CF) の台頭といえる。この新規の手法 (blockchain based (origin) crowdfunding) は「ICO」とも呼ばれる。「ICO」は、「Initial Coin Offering /イニシャル・コイン・オファリング」の略称である。的確な邦訳は難しいが「新規暗号通貨募集」とするのも一案である。

「ICO/新規暗号通貨募集」とは、一言でいえば、 起案者であるスタートアップ企業(小規模成長期 待企業) /起業家が、ブロックチェーン (分散型 台帳)技術を活用しデジタルトークン/デジタル 資産を発行して、不特定の支援者/投資家から資 金を調達/募集する行為を指す。もう少し詳しく いうと、「ICO/新規暗号通貨募集」は、ブロッ クチェーン (分散型台帳) 技術に長けたスタート アップ企業/起業家などが①起案者(発行主体) となり、ブロックチェーン技術を使い新たに独自 開発したデジタルトークン (非代替性トークン) を発行し、それと交換に、②支援者/出資者(投 資家)から「ビットコイン (Bitcoin /暗号通貨 /代替性トークン)」のような既存の暗号通貨(仮 装通貨)で事業資金を調達する手法 (blockchain origin(based) crowdfunding method)である。



すでにふれたように、スタートアップ企業/ 起業家には、IPO/新規株式募集での事業資金 調達手法はテマヒマがかかり過ぎで不向きであ る。代わりに、スタートアップ企業/起業家は、 資金調達元として、ベンチャーキャピタリスト (VC) やエンジェル投資家のような、信頼でき る富裕な投資家/リード・インベスター (lead investors) の存在を重視してきた。しかし、リー ド・インベスターが生殺与奪の権力をふるう仕組 みに反発を感じる起業家もいる。この反発を梃に 新たな資金調達手法として誕生したのが、クラウ ドファンディングである。ただ、クラウドファン ディングでは、資金調達プロジェクトにデジタル プラットフォーマー (仲介者) が介在する。仲介 者は厄介だと感じる起業家もいる。

そこに、自律分散システム (ADS=autonomous distributed systems)」(非中央集権型)のブロックチェーン (分散型台帳) 技術が現れた。イノベーション大好きな国である。早速、この技術を活用したファンディング手法である ICO /新規暗号通

貨募集が登場した。ブロックチェーン(分散型台帳) 技術を使った ICO /新規暗号通貨募集では、起 案者/発行者と投資家との間の取引処理は AI や アルゴリズム (algorism)、スマートコントラク ト (deterministic code) で自動化され⁷²、これ までデジタルプラットフォーマー(仲介者/中央 管理型サーバー) に支払っていた手数料が要らな くなる。ただ、起案者/発行者の身体検査、裏付 けデジタル資産 (asset-backed digital tokens) の第三者評価制度もない。この種の資金調達手法 には、政府規制や民民規制も緩いことから、信頼 性は極めて不確かである。しかし、タートアップ 企業/起業家には、素人の不特定多数の者(投資 家)から資金調達をすることができる。ICO/新 規暗号通貨募集の手法がにわかに脚光を浴びた背 景である ⁷³。

ICO / 新規暗号通貨募集は、ブロックチェーン式クラウドファンディング(blockchain origin (based) crowdfunding)のシステムである。このシステムでは、①起案者(スタートアップ企業/起業家)も②投資家(支援者)も共に、「ブロックチェーン(分散型台帳)技術」と「デジタルトークン」を使う。ただ、違うところもある。それは、①起案者が提供する「デジタルトークン」は、「非代替性トークン(NFT=non-fungible token)」で、通貨の機能は持たないものであることである。一方、②投資家(支援者)が提供する暗号通貨(仮装通貨)は、他の通貨と交換できる「代替性トークン(FT=fungible token)」であることである。

【表 26】 ブロックチェーン技術を使ったデジタル資産 /トークンの分類



ちなみに、連邦議会の法案や資料などを読んで見ると、「デジタル資産/デジタルアセット (digital assets)」という言葉が頻繁に使われている。「デジタル資産」は、ビットコインやイーサリアムのようなブロックチェーン(分散型台

⁷² See, Nick Szabo, Smart Contracts: Building Blocks for Digital Markets, U. Amsterdam (1996). Nick Szabo -- Smart Contracts: Building Blocks for Digital Markets (uva.nl)

⁷³ See, Lin Lin & Dominika Nestarcova, *Venture Capital in the Rise of Crypto Economy: Problems and Prospects, ≥ 16 Berkeley Bus.L.J.533 (2019).

帳)技術を使ったクリプト通貨/暗号通貨(crypt currency) / クリプト(crypt) / 仮装通貨 (virtual currency) [代替性トークン(FT)] に加え、特定のプラットフォームネットワークシステムやプロジェクト内だけで使用される NFT (非代替性) トークン(デジタル権利証)を含む。

ブロックチェーン式クラウドファンディング / ICO とは何か

ブロックチェーン式クラウドファンディング (blockchain origin (based) crowdfunding)、ICO /新規暗号通貨募集への政府規制のあり方が、注目を浴びている。連邦証券委員会 (SEC) が、

事業資金調達(fundraising)でブロックチェーン(分散型台帳)技術を使う企業だけでなく、デジタルトークン売出業界などにも、連邦証券法上の規制をエスカレートさせているからである。これらの業界をサポートする法曹界は、原則としてあらゆるデジタルトークンを有価証券として取り扱おうとする SEC の姿勢に疑問を呈している ⁷⁴。

これまでの分散システムには、中央に管理者(中央サーバー)が存在していた。ところが、公開鍵(public key)と秘密鍵(private key)のペアの電子鍵なる暗号システムを核とする先端技術を総動員したブロックチェーン(blockchain)技術が台頭し、大きな変革が生じた 75 。

コラム 7 ブロックチェーンに使われている主な先端技術とは?

ペアの電子鍵システムを核とするブロックチェーン(分散型台帳)技術にはさまざまなイノベーティブな技術や仕組みが導入されている。主なものをあげると、次のとおりある。ビットコインその他アルトクリプトは、現実空間には存在せず、非公開の参加者(secret member)または秘密鍵(private key)の処理者により共有されている、ブロックチェーン(分散型台帳)として知られている公開の台帳(public ledger)に記載され仮装空間に存在する。

ビットコインが採用するパブリック型チェーン [中央サーバーのないタイプ]を使って説明すると、 次のとおりである。

≪主な先端技術≫

・ハッシュ値

ブロックに格納された取引履歴。このブロックをチェーンでつなぐ仕組み。

・P2P ネットワークシステム

「クライアント=サーバー型」とは異なり、特定のサーバーやクライアントを持たず、ノード(node)と呼ばれる各コンピュータ端末が対等に直接通信するシステム。ビットコインネットワークでは、中央の機関(サーバー)が取引履歴などを集中管理する仕組みではない。むしる、世界中のビットコインソフトのすべてのユーザーで管理する分権的な仕組みである。

・暗号技術

公開鍵方式を応用したデジタル署名、タイム

スタンプなどを使って安全な通信を確保する。 ビットコインは、次の所有者が公開鍵(public key)を提供し、かつ、前の所有者が、秘密鍵 (private key) を使い、所有権が新たな公開鍵 に変更されたことをアナウンスし、公開の台 帳 (public ledger) に記録したときに、移転す る。ユーザーは、ビットコインを、ビットコイ ンソフトウエアを使うことにより他人に移転でき る。ビットコインユーザーは、そのソフトウエア でビットコインワォレットを立ち上げることがで きる。ビットコインワォレットは、将来のビット コイン取引において公開鍵・秘密鍵ペアとして取 り扱われる生成されたメンバーのリストである。 ビットコインは、ビットコインアドレスが付さ れた秘密鍵を知っている者のビットコインアド レスに送付される。「ビットコインネットワーク」 とは、各ビットコインの所有権移転を、タイム スタンプを付して記録し、かつ、あらゆる記録 を改ざんできない公開の記録にし、追跡できる ようにつくられたシステムである。したがって、 システムでは現在の正確な所有者を確認できる。

・デジタルウォレット

デジタルウォレット (digital wallet) は、大きく「ホットウォレット (hot wallet)」と「コールドウォレット (cold wallet)」に分かれる。双方の違いは、ネットに接続されたオンライン常態にあるか、オフラインかどうかである。すなわち、ホットウォレットとは、ビット

⁷⁴ See, Patricia H. Lee, *Crowdfunding Capital in the Age of Blockchain-Based Tokens, ≥ 92 St. John's L. Rev. 833 (2018).

⁷⁵ See, Ali Dhanani & Ryan Dowell, *Introduction to Blockchain Technologies and Smart Contacts, ≈ 57-DEC Hous. Law. 18 (2019) .

コインの安全性を確保するための公開鍵や秘密鍵とリンクし常に外部とつながったままの仕組み。[コインベース(Coinbase)やバイナンス(Binance)のような交換所やサーバーを有するアルトコインの場合は、デザインが異なる。]ー方のコールドウォレットとは、ネットから完全に切り離されたオフラインの常態で、秘密鍵と暗号を使い安全に暗号資産を管理する仕組み。

・ハードフォークとソフトフォーク

ブロックチェーンの仕組みでは、ブロック チェーンが分岐することを「フォーク (fork)」 という。分岐が合流することなく永久に続くも の (permanent diversion) を「ハードフォー ク (hard fork)」 (backward incompatible) という。つまり、技術進化などに伴い、旧バー ジョンのブロックチェーンを利用した仮想通貨 (クリプト)とは別の仮想通貨(クリプト)をデ ザインする、すなわち2つの通貨(クリプト) に分裂する現象が起きる。旧バージョンから新 バージョンに移行することで以前のバージョン とは互換性がなくなり、これは仮想通貨(クリ プト)が以前までの残高を共有することができ なくなることを意味する。このため、全ユー ザーが、分岐後にどちらのブロックチェーンを 使用していくのか選択をしないといけなくなる。 一方、一時的な分岐を「ソフトフォーク(soft fork)」(backward compatible) という。ハー ドフォークの大きな違いは、ソフトフォークで は、新たなルールにより生成された新バージョ ンのブロックは旧バージョンでも有効なブロッ クとなることから、一時的なフォークといえる。

税務上は、旧フォークから新フォークに移行した場合に、課税事象(taxable event)が生じ、ユーザーである納税者は、所得課税の申告が必

要になるかどうかである。

この点について、連邦議会下院には、「フォークト資産にかかる納税者セーフハーバー法案 [HR 3 2 7 3: The Safe Harbor for Taxpayers with Forked Assets Act of 2021] が提出されている [H.R.3273-117th Congress (2021-2022): Safe Harbor for Taxpayers with Forked Assets Act of 2021 | Congress.gov | Library of Congress]。この法案は、仮装通貨(クリプト)が旧フォークから新フォークに移行した場合に、非課税対象事象(non-taxable event)として取扱い、連邦所得税の計算にあたり、ゲインが認識されたとしても、総所得(Gl=gross income)から除外することを目的とするものである 76。

・コンセンサスアルゴリズム

中央集権的な管理者のいないパブリック型 チェーンのビットコインでは、台帳情報をネットワーク上のユーザー全員で共有するため全体 の合意形成が要る。管理者がいなくとも取引の 承認などで合意をする手順が「コンセンサスア ルゴリズム」である。ビットコインで使われる ものは、「プルーフ・オブ・ワーク(PoW=Proof of Work)と呼ばれる。

・スマートコントラクト

契約された行動をプログラム化して、自動的に実行する仕組みがスマートコントラクトである。

≪ブロックチェーンにもさまざまなタイプがある≫

- ①パブリックチェーン [中央サーバー(管理者) のないタイプ。例:ビットコイン]
- ②プライベートチェーン[管理者が存在するタイプ]
- ③コンソーシアムチェーン [複数の管理者が存在するタイプ]

ひとくちにブロックチェーンといっても、さまざまなタイプがある。ただ、どのタイプでも、ネットワークにあるブロックがチェーンでつながれ、すべての参加者が自律してデジタル化された取引履歴をコピーし続けている。すなわち、取引履歴は、*ブロック。に格納され、各ブロックには、ブロックで行われた取引履歴と1つ前のブロックの内容を示す *ハッシュ値、が格納されている。このことから、ブロックチェーンは、同一データを分散して皆で保存する「自律分散システム(ADS=autonomous distributed systems)」(非中央集権型)ないし「分散型自動組織(DAO=Decentralized Autonomous Organi-

zation)」であるのが、大きな特徴の1つとされる。この自律分散システムでは、ハッシュや電子鍵などの暗号技術を使うことから不正や改ざんが至難である。暗号資産(仮想通貨)をはじめとした高い信用度を求められる取引にブロックチェーン技術が利活用される理由である。

事業資金調達に、ブロックチェーン式クラウドファンディングを活用するとする。この場合、プロジェクトの①発行主体(起案者)であるスタートアップ企業は、広義の「デジタル資産」であるブロックチェーン技術を応用した非代替的な「デジタルトークン(digital tokens)」と呼ばれる独自のデジタル権利証をインターネット上で発

⁷⁶ See, L. B. Kazenoff, ≈Taxation of Virtual Currency, ≈ 20210805P NYCBAR 1 (2021) .

行する。このことから、ICO (= Initial Coin Offering / イニシャル・コイン・オファリング) は、「デジタルトークン売出 (digital token sales)」とも呼ばれる。

ただ、言葉の定義上の混乱は続く。ICO は、「有価証券の性格を有するトークン(token)」である場合には「STO(=Security Token Offering / 有価証券トークン募集)」と呼ばれたりする。また、トークンがデジタル有価証券のカテゴリーに属することから「digital security offering / デジタル有価証券募集」とも呼ばれる。

ひとくちにデジタルトークン、デジタル有価証券、デジタル資産といっても、その性格や種類はさまざまである。①ユティリティトークン【特定の製品・サービスにアクセスする権利付与】、②各種非代替トークン(NFT=non-fungible token)【デジタルID、アート作品など資産の所有権や真正性の証明・保証などに偽造不可能な鑑定書ないし所有証明書付きのデジタルデータとしての利用】③セキュリティトークン【トークン化されたデジタル有価証券】、④ガバナンストークン【議決権行使など】、⑤その他不動産などのアセットトークン、ファントークンなど多岐にわたる⁷⁷。

これらのうち、明確に連邦証券取引委員会 (SEC) の所管となるのは、②セキュリティトークン【トークン化されたデジタル証券】である。残りは、連邦商品先物取引委員会 (CFTC) の所管となるのではないか。ところが、SECが、①や③、④にも触手を伸ばし、自己の所管とし登録や報告を求めてくる。SECが、詐欺や不正なトークン取引から消費者や投資家を保護しようとする強い気概を持っているのはよいとしても、「有価証券」ではない「商品」に該当するデジタルトークンにまで触手を伸ばすのは権限踰越ではないかとして起案者/資金調達者との間で争いが絶えない 78。

STO は、有価証券トークン取引であり、SEC の所管となる。このことから、デジタルトークン ないしデジタル有価証券の発行においては、SEC への登録届出書の提出、有価証券の募集または売出にあたり投資家に発行元や内容を説明する目論見書(prospectus)などの交付が必要になる。加えて、伝統的な記帳システムのもとでは、第三者による監査、モニターの仕組みが組み込まれて

いる。しかし、ICO / デジタルトークン取引では目論見書などの交付がない、第三者によるモニターの仕組みもない。このことから、SEC などから、投資家保護の面で懸念の声があがる。しかし、それは誤解かも知れない。なぜならば、一般に、ICO / 新規暗号通貨募集では、①起案者が自己のプロジェクトの詳細を記したホワイトペーパー [ICO whitepapers / 事業の構想やプロジャクトの詳細、トークンの交換方法などを記載した文書]

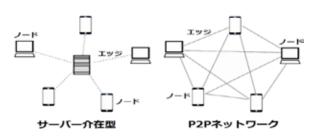
が交付されるからである。また、ブロックチェーンのネットワークシステムでは、取引履歴などは参加者全員で共有する仕組みになっており、第三



(Public use)

者によるモニターは不要だからである。

ICO / 新規暗号通貨募集手続で、①起案者は、ホワイトペーパーの趣旨に賛同した②投資家/支援者に独自のデジタル資産(非代替的なデジタルトークン/NFT)を渡す代わりに、ビットコインのような既存の代替的な暗号通貨(FT)の払い込みを受ける。①起案者は、払込を受けた既存の暗号通貨を暗号通貨交換所(cryptocurrency clearing agency / clearing house)を通じて、ドルや円などの法定通貨と交換することで事業資金を確保できる。加えて、②支援者/投資家は、暗号資産(代替的トークン(FT))と交換に、①起案者/発行主体から受け取った非代替的なデジタルトークン(NFT)を使って、①起案者/発行主体が開発した製品の配付や購買データのようなさまざまな付加的なサービスを受けることができる。



2 ICO と証券投資型クラウドファンディン グとの違い

ICO /新規暗号通貨募集は、*P2P (peer to peer)。取引である。つまり、①起案者 (スター

⁷⁷ See, P. A. Wright, *Definitions and Types of Digital Assets, \$2023 Advanced Fam. L. 11-II (2023).

 $^{^{78}}$ See, Samuel Wolff, *Cryptocurrency, Initial Coin Offerings and Security Token Offerings, $_{\$}$ 40 No. 10 Securities and Federal Corporate Law Report NL 1 (2018) .

トアップ企業/起業家)と②投資家/支援者との間での取引である。第三者であるIT企業がネット上に構築したデジタルプラットフォームを介して行われる証券投資型(equity-type)クラウドファインディング(ECF)とは異なる。特徴的な違いをおおまかにまとめてみると、次のとおりである⁷⁹。

【表 27】ICO / デジタルトークン取引と証券投資型クラウドファンディングとの違い

- ●デジタルプラットフォームを介したクラウドファンディング (CF) とは異なり、ICO /新規暗号通貨募集では、自律分散管理型のブロックチェーン技術を使うことから、理論的にはネットワークシステムのダウンはなく、改ざんも至難 (unchangeable) である。
- ②クラウドファインディング(CF)では、ブロックチェーン技術を使わず、既存の法定通貨(例えば、ドル、円)での取引である。一方、ICO /新暗号通貨募集では、ブロックチェーン技術を使ったクリプト通貨(cryptocurrency)とデジタルトークン(digital token)との交換取引である。
- ③ICO /新規暗号通貨募集では、ブロックチェーン技術に長けた起案者(スタートアップ企業 /起業家)が、起案したプロジェクトに参加した支援者(投資家)から提供を受けた既存の暗号通貨 / クリプトの対価として、起案者が既存のブロックチェーン上に構築した自己の非代替性のデジタルトークンを提供する構図にある。一方、株式投資型(equity type)クラウドファインディング(EDF)では、起案者は、支援者に対して、何らかの「果実」、「見返り(return)」、起案者が法人である場合には、「持分(株式)」、さらには、「配当」する構図にある。
- ④事業資金調達のスケールで見ると、ICO プロジェクトは一般にグローバル (クロスボーダー)である。一方、クラウドファンディングは、一般にドメスティック (1国内、地域限定)である。

3 ICO 対 IPO

「ICO (initial coin offering) /新暗号通貨募集」とは、一言でいえば、企業がデジタルトークン (電子権利証)を発行して、不特定の支援者(投

資家)から資金調達をする行為をさす。

「ICO」と似た言葉に「IPO」がある。「IPO」は、「initial public offering」の略で、伝統的な「新規株式募集」をさす。未公開法人企業の株式を、不特定多数の投資家が購入できるよう市場に売りに出すことをさす。これにより、企業は、特定少数の人たちが所有する会社(同族会社)から、不特定多数の株主によって所有される会社(公開会社)に脱皮できる。

ただ、証券取引所に上場して広く事業資金を募るには、その手続きは極めて煩雑である。その後の規制当局への開示等プライアンス/受忍負担も重い。スタートアップ企業(小規模成長期待企業)には、IPO/新規株式募集は不向きである 80。

とはいえ、スタートアップ企業/起業家であっても、デジタル知見が豊かで、しかもブロックチェーン技術やクリプト通貨(暗号通貨)などに長けていないと、企業資金調達に *ICO/新規暗号通貨募集、を使いこなすのは至難である。

(1) IPO からクラウドファンディングへ

今日、アメリカの証券市場では、IPO /新規株式募集は少ない。9割以上が、私募証券ないし非登録証券(制限証券)の発行といわれる。ということは、小規模のスタートアップ企業のみならず、大規模な会社までもが、投資家からの事業資金を調達する手法として、私募証券ないし無登録証券(制限証券)を活用している実態が浮き彫りになる。

デジタル化の大波に乗り、登場したのが「株式 投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECP)」である。とりわけ、スタートアップ 企業の多くは、インターネット(ネット)上に構 築されたクラウドファンディングプラットフォーム、さらには AI やアルゴリズムなども動員した フィンテック手法で事業資金調達を行うのが常識 になっている。いまや「私募」は、このネット手 法での事業資金調達・投資に必須のアイテムであ る。ところが、アメリカで、株式投資型(エクイティ /equity)クラウドファンディング(ECF)は久 しく、法的に認知されていない存在であった。

⁷⁹ See, Note, *Alternatives to traditional IPOs—Initial coin offerings (*ICOs_{*}), § 9A Ariz. Prac., Business Law Deskbook § 27A:50 (2023-2024 ed.)

⁸⁰ IPO 手続では、会社法専門の弁護士に依頼し、1933 年証券法に基づく書式 S-1 [登録書類 (Form S-1: Registration Statements)] 作成してもらい SEC に提出しないといけない。これに対して、ICO 手続では、自己のプロジェクトの詳細を記したホワイトペーパー [ICO whitepapers / 事業の構想やプロジャクトの詳細、トークンの交換方法などを記載した文書] を任意に作成し、ネットにアップすることで足りる。

しかし、2012年に、当時のオバマ民主党政権下、連邦議会は、2012年4月に、スタートアップ企業や小規模企業への小口投資家からのクラウドファンディング(オンライン資金調達)を可能にするための政府規制緩和と投資家保護を柱とした「JOBS法(JOBS Act=Jumpstart Our Business Startups Act of 2012/新規企業活性化法)」を成立させた JOBS 法タイトルⅢ[第3章]で、一定の要件を満たす株式投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディング(ECF)を、正式に連邦証券法上の私募特例/登録免除の対象とし、その存在を法認した(JOBS法 302条 a 項/Reg. CF)。アメリカの私募市場は、登録免除(私募)証券投資型クラウドファンディングの拡大とともに、新たな発展を遂げている。

登録免除(私募) 証券投資型クラウドファンディングの拡大は、当然、負の効果も伴う。オンライン取引での法令遵守状況の監視の難しさやオンライン犯罪の深刻化である。政府諸機関にとり、フィンテック手法での資金調達の促進と監視・防犯対策とのバランスのとれた舵取りがますます重荷に

なっている。

(2) クラウドファンディングからブロック チェーン式クラウドファンディングへ

すでにふれたように、IPO / 新規株式募集での事業資金調達は、手続が煩雑で、コンプライアンス負担も重い。とりわけスタートアップ企業には不向きである。一方、クラウドファンディング(CF)は、スタートアップ企業には向いている。しかし、デジタルプラットフォーム(中央サーバー)が介在することで、仲介手数料がかさむことや、プラットフォーマーが詐欺や不正などに加担する〝プラットフォーマーリスク〟もある。

ブロックチェーン(分散型台帳)技術(DLT= distributed ledger technology)に長けたスタートアップ企業/起業家の場合、事業資金調達にブロックチェーン技術が使えれば、*プラットフォーマーリスク、を失くすこともでき、好都合である。にわかにブロックチェーンクラウドファンディング/ICOが注目され出した理由である。

コラム 8 「イーサリアム(Ethereum)」、「イーサ(Ether)」は「アルトコイン」??

≪「クリプト・エコノミー」時代到来≫

暗号通貨(crypt currency)/仮装通貨(virtual currency)は、「クリプト(crypt)」/「クリプト通貨(crypt currency)」)と呼ばれる。クリプトの数は、2022年初頭の統計で、世界中に16,000種を超える。これらのほとんどは、世界で最初に開発されたビットコイン(Bitcoin)をモデルにつくられている。今日、「クリプト・エコノミー/クリプト経済」の時代と呼ばれるほど大きく開花してきている。

≪ブロックチェーン式デジタル通貨≫

クリプト通貨(crypt currency)は、中央銀行が発行・管理する法定通貨(legal currency / tender)とは異なり、不換通貨(fiat currency)である。「ディーファイ/ Defi(decentralized finance)アプリ」、「ダオ/ DAO(decentralized autonomous organization)」、「自律分散システム/ダス(ADS=autonomous distributed systems)」(非中央集権型システム)、「非代替的デジタルトークン(NFT=non-fungible token)」、「メタバース(metaverse)」などさまざまな様式がある。しかし、いずれも、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を基盤としている。つまり、クリプト通貨は、「ブロックチェーン式デジタル通貨」である。

≪クリプト通貨、日本では公式には「暗号資産」 と呼ばれる≫

日本銀行券は、日銀法 46 条に基づき発行される法定通貨であり、「法貨として無制限に通用する」。つまり、国家により強制通用力を持つ通貨である。一方、クリプト通貨は、不換通貨であることから、強制通用力はない。このため、決済手段として利用できないこともある。

クリプト通貨(crypto assets)は、「暗号通貨(crypto currency)」、「仮装通貨(virtual currency)」、「暗号資産」とも呼ばれる。いずれも、内容はほぼ同じである。

わが国では、「暗号資産」、「クリプトアセット(crypto asset)」という言い回しが使われる。以前は、「仮装通貨」という言い回しが使われていた。2017年の改正資金決済法2条5項が「仮装通貨」という言葉を使っていたからである。ところが、2018年のG20サミットで、通常の法定通貨と区別するために「暗号資産(クリプトアセット)」の言葉を使うことになった。これを受けて、2018年12月に金融庁が「仮装通貨」を「暗号資産」に名称変更するアナウンスをした。以降、わが国では「暗号資産/クリプトアセット」の言葉が広く使われている。

≪「イーサ」は「アルトコイン」?≫

ビットコイン以外のクリプトは、一般に「alternative coin」、「アルトコイン」と呼ばれる。「イーサリアム(Ethereum)」、「イーサ(Ether)」(以下「イーサリアム/イーサ」ともいう。)は、主要なアルトコインの1つである。ビットコイン(Bitcoin)に次ぐ規模のクリプトである。

イーサリアム/イーサは、P2Pのネットワーク上で、第三者を介せずに、スマートコントラクトで自動的にデジタル化された取引履歴をすべての参加者がブロックチェーン(分散型台帳)に記録し、その記録を分散的に管理・共有する。つまり、ビットコインなど他のクリプトと同様に、特定の中央管理組織をもたない仕組みである。イーサリアム/イーサは、一般にソースコードを開放するオープンソースソフトウェア(OSS)プロジェクトの仕組みである。

■イーサリアムのクリプト・マイニングファーム (Public Use)

イーサリアム/イーサは、ロシア系カナダ人の ヴィタリック・ブテリン(Vitalik Buterin)氏によっ て開発(Ethereum white paper) されたプラッ

スタートアップ企業/起業家が、資金調達プ ロジェクトの①起案者(発行主体)となり、新 たにブロックチェーン (分散型台帳) 技術を 使い独自に開発した非代替的デジタルトークン (NFT) を発行し、②支援者/出資者(投資家) から「ビットコイン (Bitcoin)」や「イーサリア ム/イーサ (Ethereum / Ether)」、「ライトコイ ン (Litecoin)」、「EOS」、「NEO」、「XRP」、「 テ ザー (Tether)」、「ドージコイン (Dogecoin)」 のような既存の暗号通貨(仮装通貨)で払い込ん でもらい事業資金をオンラインで調達する手法 (blockchain-based / origin funding method) は、イノベーションそのものである。ICO /新規 暗号通貨募集は、インターネットを介して世界中 から直接資金調達できる手法でもある。資金調達 プロジェクトの起案者 (スタートアップ企業/起 業家)は、従来のどの手法よりも資金調達コスト を削減できるメリットがある。ICO /新規暗号通 トフォーム。このプラットフォーム内で使用される暗号通貨(仮装通貨)を「イーサ(Ether)」と呼び、単位は「ETH」である。日本では、プラットフォームを意味するイーサリアムと、通貨を意味するイーサを、どちらも「イーサリアム」と呼んでいる。Learn Hub | ethereum.org

≪政治にとり、クリプト通貨業界は美味しい?≫

ビットコインは、発行枚数に上限(2,100万枚)がある。一方、イーサリアム/イーサには上限がない。ビットコインの1単位あたりの価額が急騰し、投機性が強いクリプトの1つである。アメリカでは、消費者保護を旗印にした連邦証券取引委員会(SEC)や連邦商品先物取引委員会(CFTC)、連邦取引委員会(FTC)による暗号(クリプト)通貨への政府規制を強めている。しかし、厳しい締め付けに対するクリプト通貨業界の不満が強い。政治は、クリプト通貨業界に触手を伸ばし始めた。「スーパーPAC」にクリプト通貨での政治献金/選挙資金受付を開始した。これは、政府規制当局には強い政治プレッシャーになる。このイノベーティブな技術を潰さないで、消費者保護のためにクリプト通貨の透明性をどう高めるかの舵取りは至難である。

貨募集は、IPO /新規株式募集と比べても、リア ルの証券取引所に上場するなど煩雑な手続が要ら ないので簡素である。投資家(支援者)に対して 議決権(株主権)なども付与する必要もない。こ れらの点は、スタートアップ企業にとっては魅力 である。ただ、ブロックチェーン (分散型台帳) 技術を使った ICO /新規暗号通貨募集は、すべ てのスタートアップ企業が共有できる資金調達手 法かというと、必ずしもそうではない。ブロック チェーン(分散型台帳)技術を使いこなせないス タートアップ企業には、ICO /新規暗号通貨募集 は * 絵に描いた餅、である。 加えて、素人投資家 (支 援者)にとっても、非代替性トークン(NFT)の 払込を受けるのは、リスクが高い。ネット取引で、 起案者(スタートアップ企業/起業家)の身体検 査や NFT の評価がままならず、詐欺や被害にあ うリスクが伴う。

コラム 9 「暗号通貨(仮装通貨)」と「デジタルトークン」はどう違う

暗号通貨(仮装通貨)は、独自のブロックチェーン上に構築され、円(Yen)やドルのような法定通貨と同じような機能を持っている。一方、デジタルトークンは、既存のブロックチェーン上に構築され、特定のプロジェクトやプラットフォーム

でのみ使われる。法定通貨のような機能は持っていたい。

いない。

Coin Tokens

(Public use)

双方の主な違いは、つぎのとおりである。

暗号通貨(仮装通貨)とデジタルトークンの主な相違

特徴	暗号通貨(仮装通貨)	デジタルトークン
技 術	独自のブロックチェーンを使う、原則、中 央管理者がいない仕組み	既存のブロックチェーン (ビットコインや イーサリアム/イーサ等) のオープンソー ス (プラットフォーム) を間借り使用。発 行者や管理者がいる仕組み
用 途	暗号資産は、代替性トークン(FT=fungible token)とも呼ばれる。これは各トークンが同価値であり、他の同じ種類のトークンと交換できることを意味する。したがって、法定通貨や株式などと同様の機能を持つ。	①ユティリティトークン【特定の製品・サービスにアクセスする権利付与】、②各種非代替トークン(NFT=non-fungible token)【デジタル ID、資産の所有権や真正性の証明・保証などに利用】②セキュリティトークン【トークン化されたデジタル証券】、③ガバナンストークン【議決権行使など】、④その他アセットトークン、ファントークンなど
用途	【+評価】政府規制を受けずに効率的な国際送金が可能(リップルの XPR)。スマートコントラクトで保険等の自動支払が可能(イーサリアム)。 【一評価】今後の政府規制の不確実性やハッキング攻撃などのセキュリティリスクが高い。	【+評価】とりわけ、代替性ありの暗号通貨(仮装通貨)とは異なり、非代替トークン(NFT)は、従来の紙の権利証のデジタル版以上の高い評価あり。 【一評価】スマートコントラクトで生成される各種非代替トークン(NFT=nonfungible token)の投機性、悪徳商法(ポンジースキーム)利用などの懸念あり。発行者や管理者の信頼性がプロジェクトの信頼性を左右する。オープンソース利用に伴うセキュリティリスクあり。今後の政府規制や税務取扱いの不確実性が高い ⁸¹ 。
例	ビットコイン、イーサリアム/イーサ、リップル	各種非代替トークン(NFT=non-fungible token)、ERC-20トークン[イーサリアム /イーサ]

暗号通貨(仮装通貨/代替性トークン)と非代替性トークンは共に、ブロックチェーン技術を使っている。すなわち、技術基盤は同じである。ところが、非代替性トークン(NFT)への人気が高まっている。2021年にテスラとスペース×を経営するイーロン・マスクCEOが、デジタルミュージックをNFTトークンとしてオークションサイトに出品し、高額で入札されたことなどが契機である。

代替不可能で唯一無二の価値が認められるトークンは、単なる "デジタル版の権利証" という見方から、デジタルデータに新たな資産価値 (マジックパワー)を植え付けるツールとの見方が浸透してきている。こうした見方で消費者が架空プロジェクトで詐欺被害にあわないようにするためにも、法制や税制は必死に後追いを続けている。

4 ICO 対 STO

リアルやデジタルの空間で、「コイン(coin)」は〝金銭〟を、そして「トークン(token)」は〝権利証〟、〝ゲームの利用券〟をイメージできるのではないか。ブロックチェーン(分散型台帳)技術(DLT=distributed ledger technology)が世に出た当初、「コイン」と「トークン」という言葉は、

特段の区別もなく、交互に使われていた。その後 双方の言葉は、それぞれの機能や意味を持ち、分

化して行った。分化のもう 1 つの具体例は、「ICO (initial coin offering)」とは別個の「STO (security token offering)」の言葉の出現である。



(Public use)

⁸¹ ちなみに、わが国では 2023 年 1 月 13 日に、国税庁が NFT の税務上の取扱いについて(以降、改訂版を)アナウンスしている。No. 1525-2 NFT や FT を用いた取引を行った場合の課税関係 | 国税庁(nta. go. jp)

すでにふれたように、「STO (security token offering)」の的確な邦訳は難しいが、「有価証券トークン募集」と訳しておいた。いずれにしろ、「STO /有価証券トークン募集」とは、企業がイーサリアム(Ethereum)などのオープンソースのブロックチェーン(分散型台帳)技術を使って発行したデジタル証券/有価証券トークンと交換に、不特定の支援者/投資家からビットコインのような既存の代替的な暗号通貨(FT)の払い込みを受け資金調達をする行為をさす⁸²。

これまでも広く活用されていたのが、STO / 有価証券トークン募集の前身である ICO /新規 暗号通貨募集である。ICO も STO と同様に中央 管理者 (サーバー) のいないブロックチェーン (分 散型台帳) 技術を活用した資金調達手法である。 ICO と STO の大きな違いは、ICO では、発行者 の身体検査や裏付け資産評価がしっかりしていな いことや政府規制や民民規制がしっかりしていな いことである。言い換えると、ICO の利活用が広 がったのは、資金調達にあたり事前審査手続や裏 付け資産(担保)不要などの手軽さが最大の理由 と見ることができる。しかし、ICO の拡大ととも に、その手軽さが、詐欺まがい、不正なプロジェ クトが横行を許すなど、負の側面も多く露呈する ようになった。結果 ICO を的確に規制し、きち んとした事前審査を受けかつ裏付け資産を持つデ ジタル有価証券として扱かおうといことで誕生し たのが STO /有価証券トークン募集の仕組みで ある。つまり、SEC の監督のもとに置かれること で信頼性を確保した資金調達手法といえる。

STO は ICO の反省を踏まえたうえで誕生した新たな資金調達手法であり、投資家(出資者/支援者)は、法律や規制によって保護されている。また STO /有価証券トークン募集はブロックチェーン技術を活用しているため、堅固なセキュリティを期待できる。投資家は、ワイルドな ICOよりも、SEC の監視のもとで信頼性が高い STOに安心して資金を提供することができる。

また、STO / 有価証券トークン募集での資金 調達は、政府規制はかかるが、伝統的な IPO / 新規株式募集と比べても手間や費用がかからずに 行える。加えて、STO はブロックチェーン技術 を活用した、分散型ネットワークでの管理である のに対して、IPO は証券取引所による中央集権的 な管理の仕組みで管理されているからである。そ のためスタートアップ企業/起業家は、時間をか けずに資金調達できる。加えて、IPO とは異なり 小口化も可能、不特定者から募集ができることか ら、資金調達のハードルが低くなる。

こう説明すると、STO / 有価証券トークン募集は、イノベーティブな資金調達手法で、良いとこずくめのように見える。しかし、連邦証券諸法、SEC の規制下で生存することは、実質、IPO / 新規株式募集の規制の枠内で〝同じ穴の狢〟として生存する存在になってしまう。必ずしも歓迎する声ばかりではない。

それに、デジタルトークンといっても、有価証券トークンだけではない。デジタルトークンを使って、不動産や美術品などの現物資産を小口化しても SEC の監視化に置かれるではかなわないという声もある。デジタルトークンの流通市場(secondary markets)が十分に形成されていないこともあり、有価証券トークンを含め進化の過程にあるデジタルトークンに対する評価は固まっていない⁸³。

5 ブロックチェーン式クラウドファンディ ング/ICO 取引規制強化の動き

ICO / 新規暗号通貨募集によるファンディングの負の側面も露わになってきている。超投機的で、仕組みも超複雑、リスクは相当高い。架空のプロジェクト詐欺の横行、デジタルトークンが突然無価値になってしまう。ホワイトペーパーに掲げたプロジェクト(製品化前販売/pre-product sale)が実施されない、約束されていた開発製品やサービスが実際には提供されない。こうした不始末は日常的に起きている。デジタル知見に欠ける素人投資家(支援者)がICO / 新規暗号通貨募集に応じても火傷するリスクは高い。相当の勇

⁸² See, Dafan Zhang, *Security Tokens:Complying with Security Laws and Regulations Provides More Than Token Rewards, *Security Law Review (2019) .

⁸³ See, Sidley Austin *et al.*, *Part 1-The smartest securities on the block:Blockchain-based digital securities look to disrupt securities offerings and the capital markets, § 2023 WL 2437641.

⁸⁴ See, Dirk A. Zetzsche *et al.*, *The ICO Gold Rush:It's a Scam, It's a Bubble, It's a Super Challenge for Regulators, \$ 60 Harv. Int'l L.J.267 (2019) .

気がいる。

ICO /新規暗号通貨募集のリスクが高いのは、 投資家(支援者)だけではない。起案者であるス タートアップ企業/起業家が、代替的資本調達手 法として ICO /新規暗号通貨募集の手法を採用 したものの、あまりにも先端的かつ複雑なデジタ ル技術についていけず、撤退せざるを得なかった 不始末も少なくない。加えて、ICO /新規暗号通 貨募集に便乗した詐欺報道も絶えない。

アメリカで最初にブロックチェーン(分散型台帳)技術による暗号通貨取引の規制に乗り出したのは「フィンセン/金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN=Financial Crimes Enforcement Network)」である。

その後、ブロックチェーン(分散型台帳)技術に基づいた ICO /新規暗号通貨募集は、企業の事業資金調達手法として次第に一般化していった。これとともに、連邦証券委員会(SEC)が、暗号通貨(クリプト)や ICO /新規暗号通貨募集については主務官庁であるとの主張を強めていった。SEC は、民間の自主規制機関である金融業規制機構(FINRA Financial Industry Regulatory Authority)(https://www.finra.org/)とスクラムを組んで、暗号通貨/クリプトや ICO /新規暗号通貨募集、さらには STO /有価証券トークン募集の規制業務を担っている。

暗号通貨(クリプト)は、需要と供給により価格が決まる。したがって、「貨幣(currency)」というよりは「商品(commodity)」と見ることもできる。こうした見方にたって、連邦商品先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission)も、民間の自主規制機関である全米先物協会 NFA=National Futures Association)(About NFA | NFA (futures.

org)) とスクラムを組んで、暗号通貨(クリプト)規制業務を担っている ⁸⁵。加えて、連邦取引委員会(FTC=Federal Trade Commission)も、この分野の政府規制に関与しようとしている。課税取扱いでは内国歳入庁(IRS=Internal Revenue Service)が対応している ⁸⁶。

ちなみに、SEC による規制の基本方針は、すべての ICO / 新規暗号通貨募集を有価証券とみなして規制の対象としたうえで、その後に、有価証券の分類から除外される一定のデジタルトークン/デジタル資産を法令やガイダンスで明確にするというものである。

(1) フィンセン(FinCEN)の資金洗浄対策と しての暗号通貨規制

フィンセン (FinCEN) は、連邦財務省 (Treasury Department) 傘下の資金洗浄 (マネーロンダリング)取締機関である。フィンセン (FIn CEN) は、ブロックチェーン (分散型台帳) 技術を使ったビットコインが出回ってきた当初、金融犯罪収益取締の視点から規制し、必要なガイダンスを発出してきた。

ところが、革新的なブロックチェーン(分散型台帳)技術の利活用が一般化していった。利用範囲も、①ユティリティトークン【特定の製品・サービスにアクセスする権利付与】、②各種非代替トークン(NFT=non-fungible token)【デジタルID、アート作品など資産の所有権や真正性の証明・保証などに偽造不可能な鑑定書ないし所有証明書付きのデジタルデータとしての利用】③セキュリティトークン【トークン化されたデジタル有価証券】、④ガバナンストークン【議決権行使など】、⑤その他不動産などのアセットトークン、ファントークンなど多岐にわたる87。

⁸⁵ ICO /デジタルトークン募集に対する連邦の規制の動向について詳しくは、See, Eric W. Hess, *Bridging Policy and Practice: A Pragmatic Approach to Decentralized Finance, Risk, and Regulation, * 128 Penn St. L. Rev. 347 (2024).

^{*6} ちなみに、わが国の場合は、ICO の規制については、金融庁が所管している。金融庁は、ICO で発行される一定のトークンについては、資金決済法上の仮想通貨にあてはまり、その交換等を業として行う事業者は、内閣総理大臣(各財務局)への登録が必要となる旨アナウンスしている。加えて、ICO が投資としての性格を有する場合には、仮装通貨による購入であっても、実質的に法的通貨での購入と同視されるスキーム/プロジャクトについては、金融商品取引法の対象となると考える旨をアナウンスしている。金融庁「ICO (Initial Coin Offering) について~利用者及事業者に対する注意喚起~」(2017年10月27日発出)。また、金融庁は、2021年7月に「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」を設けて、デジタルトークンの規制のあり方を検討している(https://www.fsa.go.jp/singi/digital/index.html)。なお、STOは、改正金融商品取引法2条2項において「電子記録移転権利・電子記録移転有価証券表示権利等」と定義されている。STO / 有価証券トークン募集については、民間の自主規制機関として(一社)日本STO協会が、金融庁の「認定金融商品取引業協会」の認定を受けている。

こうした実情を踏まえ、フィンセン(FinCEN)は、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を使った「暗号通貨取引を革新的な金融手法である」という新たな認識を示したうえで、暗号通貨の革新的な可能性を損なう暗号通貨の悪用、サイバー攻撃を利用した金融犯罪、ランサムウエア攻撃、そして不正資金洗浄などの不正を一掃することをターゲットとする方向に転換した。

フィンセン(FinCEN)は、実は、暗号通貨(ク リプト) の業界に対し、最初に政府規制をかけた 連邦の機関である。2013年3月に、フィンセ ン(FinCEN)は、「仮装通貨を管理、交換・利 用する者に対するフィンセン (FinCEN) 規則の 適用 (Application of FinCEN's Regulations to Persons Administering, Exchanging, or Using Virtual Currencies)」と題するガイダン スを発出した。このガイダンスは、仮装通貨の生 成 (create)、取得 (obtain)、流通 (distribute)、 交換 (exchange)、受領 (accept)、または送 金(transmit) する者に対する銀行秘密 [開示] 法(BSA=Bank Secrecy Act) [通貨・外国取引 報告法 (Currency and Foreign Transactions Reporting Act of 1970) 等を包括的に言う場 合の通称] のもとで発出された規則 (regulations) の適用・解釈について解説したものである88。 BSA のもと、「金銭サービス事業(MSB=money services business)」を営む者は、FinCENで の登録が必要となる。無登録で金銭サービス事 業(MSB)を営む者は、罰金もしくは5年以 下の拘禁刑または併科に処される。フィンセン (FinCEN) が MSB の執行を所管している。MSB (金銭サービス事業) には、「金銭送金業 (money transmitter)」を含む。

フィンセン (FinCEN) は、「金銭送金業 (money transmitter)」には、法令の適用除外になる場合は別として、その理由を問わず、転換仮装通貨の受領や送金、および、法定通貨または他の転換通貨との交換における転換過仮装通貨の売買が含まれる旨確認する。金銭送金業にあてはまる者は、次のような受忍義務を負う。具体的には①フィンセン/FinCEN での MBS としての登録、②包括的な資金洗浄リスク評価の実施、③当該評価に基

づく資金洗浄防止対策グログラムの実施、④州に よっては、差入保証金義務、⑤記帳・報告・取引 監査義務である。

フィンセン(FinCEN)は、2018年3月に、新たに、暗号資産の性格によっては、ICO/新規暗号通貨募集の対象とする暗号通貨の開発者を、金銭サービス事業(MSB)を営む者とみなし、当該開発者に対し資金洗浄に加え、テロ資金対策の受忍義務を課した⁸⁹。

(2) IRS の『仮装通貨ガイダンス』の概要

内国歳入庁 (IRS) は、2014年に、『FAQ:IRS 仮装通貨ガイダンス (FAQ: IRS Virtual Currency Guidance)』を発出し、「仮装通貨 (virtual currency)」を、連邦所得課税上、「資産 (property)」として取り扱う旨アナウンスしている [IRS. Notice 2014-21, 2014-1 CB 938 (Apr.14,2014)] [Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions | Internal Revenue Service (irs.gov)] (以下「2014FAQ」ともいう。)。

この 2014FAQ は、その後改訂されているが、 現在でも IRS のデジタル資産(仮装通貨/暗号通 貨)課税の基本ルールになっている。

【表 28】IRS の『FAQ: 仮装通貨ガイダンス』の概要

第1条 [目的] 仮装通貨を使った取引に適用される現行の一般課税原則を、FAQ 式で説明。

第2条[背景] IRS は、「仮装通貨(virtual currency)」が、物品やサービスの支払に使われる、または投資目的で保有されていることに注目している。仮装通貨は、デジタルで価値を代理している。状況によっては、合衆国などの硬貨や紙幣と同じように「現実(real)」通貨として使われている。しかし、どの国や地域でも法定通貨(legal tender)とはなっていない。(実際は、中米のエルサルバドルのように、値動きが激しく投機性の高いビットコインを法定通貨(legal tender)にし、世界初の壮大な実験をはじめた国もある。)

仮装通貨で、現実通貨に相当するような価値を 持ち、現実通貨に代わって使われるものは、「転 換 (convertible)」仮装通貨と呼ばれる。ビット コイン (Bitcoin) は、転換仮装通貨の 1 例である。

⁸⁷ See, P. A. Wright, Definitions and Types of Digital Assets, 2023 Advanced Fam. L. 11-II (2023).

⁸⁸ The Bank Secrecy Act | FinCEN. gov

⁸⁹ See, Ian M. Comisky *et al.*, *Cybercrimes, * Tax Fraud & Evasion ¶ 1.10 (2024, Thomson Reuters) .

⁹⁰ See, e.g., Rev. Rul. 2019, 2019-44 IRB 1004 (Oct. 9, 2019).

ビットコインは、U.S.ドルやユーロ、その他の現実または仮装通貨とデジタルで取引されている。 第3条[範囲]原則として、転換仮装通貨の売買もしくは交換、または現実交換経済取引の物品や

もしくは交換、または現実交換経済取引の物品やサービスの対価として支払われる転換仮装通貨の使用は、納税義務を伴う課税に結び付く。このガイダンスは、転換仮装通貨を使用する取引にかかる合衆国連邦税に限定して取り扱っている。

財務省と IRS は、このガイダンスで述べていない仮装通貨にかかる他の課税問題があると考えている。ガイダンスの改定に有用となる一般からのコメントの提出を期待している。

第4条 [FAQ]

Q-1: 仮装通貨は、連邦税上、どのように取り扱われるのか?

A-1: 連邦税上、仮装通貨は資産(property)として取り扱われる。仮装通貨を使った取引には、資産取引に適用される一般課税原則が適用になる。Q-2: 仮装通貨は、外国通貨における取引が連邦税法のもとで利得(gain)または損失(loss)になるかどうかを判断する場合には通貨として取り扱われるか?

A-2: いいえ。現行法上、仮装通貨は、外国通貨における取引が連邦税法のもとで利得または損失を生じる通貨としては取り扱われない。

Q-3: 納税者は、物品またはサービスの対価としては仮装通貨を受け取った場合には、当該仮装通貨を公正な市場価額で計算して総所得に算入しないといけないか?

A-3: そうである。納税者は、物品またはサービスの対価としては仮装通貨を受け取った場合には、当該仮装通貨を受け取った日の合衆国ドルの公正な市場価額で計算して総所得に算入しないといけない。

[邦訳:中略]

Q-7: 納税者が仮装通貨の売買または交換した実現 (realize) した利得または損失はどうような取扱いになるのか?

A-7: 利得または損失の性質は、原則として、仮装通貨がその納税者の管理の下にある資本資産(capital asset)かどうかによる。納税者の管理のもとにある資本的資産である仮装通貨が売買または交換されたときに資本的利得または損失(capital gain or loss)が実現する。例えば、株式、社債その他の投資資産は、原則として資本的

資産である。納税者は、自己の管理のもとにない 資本的資産である仮装通貨を売買または交換した ときは、通常の利得または損失 (ordinary gain or loss)を実現する。取引または事業においてもっ ぱら顧客に販売する目的で保有する棚卸等の資産 は、資本的資産ではない。

[以下、略] 91

ちなみに、2024年5月24日に改訂・発出された IRS の内国歳入マニュアル(IRM=Internal Revenue Manual)9.4.11 [調査業務(Investigative Services)] 重要な変更の(2)では、「IRM にあるすべての「仮装通貨(cryptocurrency)」の言葉(verbiage)は、「デジタル資産(digital asset)」の言葉に改訂される [(2) Updated all *cryptocurrency。 verbiage to *digital asset、 verbiage throughout IRM.] 旨アナウンスしている [9.4.11 Investigative Services | Internal Revenue Service (irs.gov)]。

先端技術に支えらえた暗号通貨(仮装通貨/クリプト)やデジタルトークンのような「デジタル資産(digital assets)」は、さまざまな機能を有している。デジタル資産は、伝統的な資産とは大きく異なる。デジタル資産の持つ機能の多様性を無視して「1つの箱」に入れて一律に「資産(property)」として課税取扱いをするIRSの手法には異論が多い。のちにふれるように、その利用実態に即し、評価手法を含めきめ細かな税務取扱いが必要とであるの声も強い⁹³。

(3) SEC の『デジタル資産の投資契約分析の 枠組み』の概要

IRS に続き、連邦政府諸機関は、波を打つように、暗号資産(仮装通貨)取引や ICO /新規暗号通貨募集の手法を使ったオンラインの事業資金調達プロジェクトを、新たなタイプのクラウドファンディング。として、関与する姿勢を強めている。この面での対応においては、連邦証券取引委員会(SEC)が、ひときわ熱心である。

2019年4月に、SECは、報告書『デジタル

⁹¹ わが国の場合、ビットコインなど暗号資産(仮装通貨)等の売却または使用から出た利益は、雑所得にあたり、 総合課税の対象とされる。分離課税の対象となるFXやオプション取引などからの雑所得とは異なる課税取 扱いがなされる。国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(情報)」(2023年12月25日)参照。

See, Stevie D. Conlon *et al*, `Valuation of Cryptocurrencies and ICO Tokens for Tax Purposes, `2 Est. Plan. & Community Prop. L. J. 25 (2019); Sofya Bakradze, $_{\$}$ To Tax or Not to Tax or How to Tax: Tax Policy and Its Role in Cryptocurrency Adoption, `28 Rich. J. L. & Tech. 340 (2021); See, Eric D. Chason, $_{\$}$ Crypto Assets and the Problem of Tax Classifications, 100 Wash. U. L. Rev. 765 (2023).

資産の投資契約分析の枠組み(Framework for *Investment Contract、Analysis of Digital Assets)』(以下『SEC 報告書』という。)を公表している [SEC.gov | Framework for *Investment Contract、Analysis of Digital Assets]。

連邦証券法は、2条a項1号でいう「有価証券(security)」には、株式や社債、転換社債などに加え、「投資契約(investment contract)」を含む、と規定する。このことから、金融商品的性格を持つICO/新規暗号通貨募集、またはその他デジタル資産の募集、売出もしくは分配が、「有価証券」または「投資契約」にあたるのかどうかが問題の核心となる。つまり、「有価証券」または「投資契約」にあたるとなると、連邦証券取引委員会(SEC)による規制のターゲットとなる。登録義務が生じ、それをしないと民事制裁等の対象となる。

『SEC報告書』は、ICO /新規暗号通貨募集は、「有価証券」または「投資契約」にあたるとの〝官製解釈〟をアナウンスし、自らの執行強化の典拠にしている。しかし、ICO /新規暗号通貨募集業界や同業界をサポートする法曹界は、こうしたSEC の〝官製解釈〟に必ずしも納得していない。SEC の官製解釈を覆すため、司法判断に活路を見出そうとチャレンジする。司法(裁判所)も、「『SEC報告書』は、拘束力を有しない 1 機関の解釈に過ぎない。」と判示しているからである 93。

(4) CFTC による不正な仮装通貨先物取引規制

アメリカにおいては、「商品先物(commodity futures)」という場合には、通貨や金利が伴う金融商品の先物取引が含まれる。これに対して、わが国においては、工業品や農産物を指し、金融商品の先物取引は含まない。まず、こうした違いを認識しておかないといけない。

連邦商品先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission) は、連 邦 商

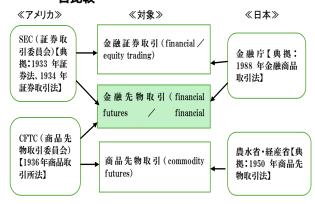
品先物取引所法 (Commodity Exchange Act) のもと、商品先物 取引に加え、暗 号通貨などを含



(Public use)

む金融先物取引(financial futures / financial derivatives)を監督監視する権限を有するとしている ⁹⁴。すなわち、CFTC は、2015 年以降、ビットコインその他のアルトコインのような暗号通貨(cryptocurrency / クリプト)を商品先物取引所法の下で規制の対象となる「商品(commodity)」にあたると解して、自らの規制の対象としている。

【表 29】 現行の金融商品(先物)取引の政府規制の米 日比較



一方、連邦証券取引委員会(SEC)の方も、暗号(仮装)通貨(crypto / virtual currency)やデジタルトークン(ブロックチェーン型トークン)などをデジタル「有価証券(securities)」にあたるとして、規制権限を行使している。このため、暗号(仮装)通貨などの政府規制をめぐっては、SEC と CFTC との間での権限争いが絶えない。

2017年に、CFTC は、先物取引会社とその オーナーが、虚偽表記で顧客をだますつもりで暗 号通貨(仮装通貨)取引を行った疑いで、ニュー ヨーク東部地区連邦地裁に差止と過料の支払を求 めて提訴した。被告側は、CFTC には 1936 年商 品取引所法(CEA=Commodity Exchange Act of 1936) のもとで金融先物取引 (financial futures / financial derivatives) を規制する規 則を制定する権限はないと反論した。しかし、裁 判所は、CFTC には金融先物取引を規制する権 限があるとした。そのうえで、被告が連邦商品先 物取引所法6条1項c号で禁止される不正な暗 号通貨(仮装通貨)取引スキームで故意に顧客を だました、と認定した [CFTC v. McDonnell, 287 F. Supp. 3d 213 (E.D.N.Y. 2018)] 95°. こうした司法判断は、暗号通貨(仮装通貨)取引

⁹³ See, *In re* Bibox Group Holdings Limited Securities Litigation, 534 F. Supp. 3d 326, at 229 (S.D.N.Y. 2021).

⁹⁴ See, Gideon Mark *SEC and CFTC Administrative Proceedings, * 19 U. Pa. J. Const. L. 45 (2016). 邦語による CFTC の組織分析について詳しくは、岡田悟「米国商品先物取引委員会 (CFTC) ~組織、権限、証券規制との関係」レファンレンス 2010 年 12 月号参照。

については、CFTC に規制権限があるとする考え 方にお墨付きを与えることにもつながる ⁹⁶。

連邦議会の証言でも、CFTCのトップは、デジタル商品(digital commodities)については自らに管轄権(CFTC jurisdiction)があると主張する。これに対して、SECのトップは、デジタル(暗号資産)有価証券(digital / crypto asset securities)については自らに管轄権(SEC jurisdiction)があると主張する ⁹⁷。しかし、同一の資産や事業体に対して 2 つの政府機関が規制権限を行使する状況は、決して好ましくない。過剰規制につながり、アメリカデジタル企業の成長にマイナスに働く。

連邦議会には、暗号資産市場の政府規制について、双方の機関の権限分配を明確にするための議員立法案(FIT21)が提出され、超党派の賛成を得て2024年5月末に連邦議会下院を通過している。しかし、後にふれるように、いまだ成立の目途はたっていない 98。

6 SEC による暗号通貨/デジタルトークン 規制の是非

スタートアップ企業が、ICO /新規暗号通貨 募集で、自己が発行するデジタルトークン(NFT) を渡す代わりに、不特定多数の支援者(投資家)か ら「ビットコイン (Bitcoin)」や「イーサリアム (Ethereum)」のような既存の暗号通貨(仮装通貨) の払い込みを受ける旨をホワイトペーパーにまとめ た事業資金調達プロジェクト、ネットにアップした とする。このプロジェクトは、不特定多数の投資家 /支援者を対象に資金を募集する性格のものであ る。しかし、このプロジェクトに応募した支援者に は、起案者から持分(株式等)や議決権、配当が提 供されるわけではない。見返り(return)は、デ ジタルトークン[ブロックチェーン(分散型台帳) 技術を使って発行された非代替トークン (NFT)]、 さらには、ホワイトペーパーに掲げ提供を約束し た販売前の開発予定製品やサービスである。起案 者であるスタートアップ企業は、払込を受けた既 存の暗号通貨を暗号通貨交換所(cryptocurrency clearing agency / clearing house)を通じて、ドルや円などの法定通貨と交換することで事業資金を確保し、充当することになる。

暗号通貨/デジタルトークン(ブロックチェーン型トークン)は、「有価証券(securities)」ではなく、単なるデジタル資産(property)・サービスと見ることもできる。また、暗号通貨交換所も、単なる両替商と見ることもできる。こう見ると、議論は続けられなくなる。証券法に基づく政府規制に疑問府が付きかねない。

政府が、投資家保護のために暗号通貨/デジタルトークン(ブロックチェーン型トークン)への証券法面からの規制が必要と考えたとする。この場合には、暗号通貨/デジタルトークン(ブロックチェーン型トークン)は、*有価証券にあたる。という法解釈が必要になる。

暗号通貨/デジタルトークンの仕組みの根幹を なすのは、ブロックチェーン(分散型台帳)技術 である。ブロックチェーンは、原則的には分散型 ないし非中央集権型のネットワークである。この ネットワークは、中央集権的な仕組みではなく、 特定の企業や個人が管理するものではない。ネッ トワーク参加者全員のものである。また、非公開 情報はほとんどなく、貸借対照表(B/S)や損 益計算書 (P / L)、キャッシュフロー計算書がな い。〝ブロックチェーンの世界〟は、「登録・開示」 を標準装備とする〝証券法の世界〟とは、規制対 象とする基盤が大きく異なる。証券法で暗号通貨 /デジタルトークン(ブロックチェーン型トーク ン) を規制しようとするやり方に、異論・反論が 出てくるのは、ある意味では当り前といえる。仮 に暗号通貨/デジタルトークン (ブロックチェー ン型トークン) について規制が必要だとする。こ の場合には、証券法ではなく、消費者保護や詐欺 防止法などによるのも一案である。

(1) 暗号通貨/デジタルトークンは連邦証券法 上の「有価証券」か

すでにふれたように、連邦証券法は、2条a

⁹⁵ See, Joel M. Androphy, *Cryptocurrency issues, \$2 White Collar Crime \$12:60 (3d ed.2023 update).

⁹⁶ See, Note, *Regulatory authority of Commodity Futures Trading Commission, * 79A C.J.S. Securities Regulation \$ 624 (May 2024 update); *Yuliya Guseva & Irena Hutton, * Regulatory Fragmentation: Investor Reaction to SEC and CFTC Enforcement in Crypto Markets, * 64 B.C.L. Rev. 1555 (2023).

⁹⁷ Oversight of the U.S. Securities and Exchange Commission Before the S. Comm. on Banking, Hous. & Urb. Affs., 117th Cong. 6 (2022) (statement of Gary Gensler, Chairman, SEC).

⁹⁸ Financial Innovation and Technology for the 21st Century Act, H. R. 4763, 118th Cong. (2023).

項1号でいう「有価証券 (security)」には、株式や社債、転換社債などに加え、「投資契約 (investment contract)」を含む、と規定する。このことから、ICO / デジタルトークン販売、またはその他デジタル資産の勧誘、販売もしくは分配が、「有価証券」または「投資契約」にあたるのかどうかが問題の核心となる。つまり、「有価証券」または「投資契約」にあたるとなると、連邦証券取引委員会 (SEC) による規制の対象となる。

暗号通貨/デジタルトークン (ブロックチェーン型トークン) が「有価証券」または「投資契約」にあたるのかどうかについては、1946年の SEC 対 ハウィー事件 [SEC v. W.J. Howey Co., 328 U.S. 293 (1946)] (以下「ハウィー (Hovey) 判決」という。) 連邦最高裁判決で示された基準 (以下「ハウィー (Howey) 基準」による。

【表 30】 ハウィー(Howey) 判決に 3 基準の分析

ハウィー(Howey)判決によると、次の3つの 基準を充足すると、連邦証券諸法にいう「投資契 約 (investment contract)」にあてはまるとする。

- ①「資金の拠出 (an investment of money)」 があること。」
- ②「拠出資金を使った共同事業 (in a common enterprise) をすること。」、そして、
- ③「事業による収益がもっぱら支援者その他資金 拠出者以外の者の労作により期待できること ([be] led to expect profits solely from the efforts of the promoter or a third party)」。

本件判決において、最高裁は、「投資契約」の定義は「弾力的な(flexible)」な概念であると説いている(933 頁)。このことから「投資契約」の言葉が拡大解釈され、独り歩きしがちである。しかも、暗号通貨/トークンに投資している者の大半は、判例がいう「支援者その他資金拠出者以外の者の労作」により「収益が期待できる」と考えていることは明らかである。もっとも、判例は、「もっぱら(solely)」と条件を付している。このことから、事業資金を得るための暗号通貨/トークン取引が必ずしも「収益」獲得目的でないといえる事例も想定される。

SEC は、ハウィー(Howey)基準を典拠に、 事業資金調達(fundraising)でブロックチェーン 技術を使う企業だけでなく、娯楽用の NFT(非代 替性)デジタルトークン販売業界などにも、連邦 証券法の適用、規制の網をかぶせようとしている。 連邦証券法は、集中管理・中央集権型の会社の存在を前提に、登録(登録届出書や目論見書)と 開示を義務づけることを規制目的としている。しか し、分散型ないし非中央集権型のネットワーク上に あるブロックチェーンの世界で、オープンソースの アルゴリズム上で有用なトークンの売買取引に証 券法を適用し規制をかけることは本末転倒であり、 デジタル商品やサービスの流通を不当に制限する ことにつながるだけとする見方もある。ちなみに、 デジタルトークンは通貨(currency)とは異なる。 また、デジタルトークンは、デジタル通貨(digital currency)であると解しても、法定通貨(legal tender)としての地位を得ていない ⁹⁹。

(2) SEC での組織的対応

ICO / 新規暗号通貨募集は、革新的なブロックチェーン技術を応用した事業資本調達方式である。ICO / 新規暗号通貨募集で、価格の急騰・急落や、ICO / 新規暗号通貨募集に便乗した詐欺被害にあうケースも増えてきている。もちろん、ICO / 新規暗号通貨募集に、伝統的な不特定多数者 (crowd)を対象にした有価証券の募集・売出前の登録規制 (IPO) のような仕組みがうまく機能するのかどうかについては大きな疑問符がつく 100。暗号通貨取引は、必ずしも有価証券の取引にあたるとは限らないからである。

連邦証券取引委員会 (SEC) 内には、法執行 局 (Division of Enforcement) が置かれてい る(SEC.gov | Division of Enforcement)。法 執行局は1000人前後の弁護士・公認会計士・調 査官・捜査官の職員を抱える。すでにふれたとこ ろであるが、法執行局は、職権または一般人から の申出に基づき連邦証券法令違反が疑われる行為 の調査し、コミッション(委員会)に対し排除停 止命令 (cease-and-desist order) や登録取消、 被害者の救済などの勧告等を行う。また、法執行 局の調査結果に基づき、コミッション (委員会) は、委員会内に付置されている行政法審判官(SEC ALJ) に審判 (hearing / review) を求める、 または連邦地方裁判所に違法行為の停止や差止命 令を出すように求めることができる。コミッショ ン(委員会)は執行機関であり、刑事訴追をする

⁹⁹ See, Patricia H. Lee, *Crowdfunding Capital in the Age of Blockchain-Based Tokens, ≥ 92 St. John's L. Rev. 833 (2018) .

¹⁰⁰ ちなみに、現行法上、デジタルトークン (digital token) またはブロックチェーン型トークン (blockchain-based / origin token) は、証券取引法のルール/ Rule144 のもとでの規制 (Reg. S) を受けるか、あるいは Rec. CF のもとでのセーフハーバー適用除外となる。

権限を持たない。そこで、コミッション(委員会) はは、刑事制裁が必要と考えられる問題案件につ いては、連邦検察または州検察に刑事訴追を求め ることになる。

SEC は、ICO / 新規暗号通貨募集は「暗号資産証券(crypto asset securities)」にあたるとの前提にたち、積極的な対応を試みている。SECは、2017年に、ICO / デジタルトークンを監視し、悪質な事例に対応する任を担う「サイバー班(Cyber Unit)」を立ち上げた 101。その後、「暗号資産・サイバー班(Crypto Assets and Cyber Unit)」に改組、調査事案を拡大させている。暗号通貨、ブロックチェーン型トークンなどデジタル証券取引の急激な拡大に伴い、投資家などが詐欺的な取引に引っ掛かり被害を受けないようにするのが狙いである。

(3) SEC 摘発事案に対する司法判断

現在、アメリカのオンライン資金調達市場を牽引する主要な暗号通貨/デジタルトークンは 12 を超える。連邦証券取引委員会 (SEC) は、商標名: BTC、ETH、LTC、DOGE のデジタルトークンやテザー社(Tether)の USDC 単位の暗号通貨を除けば、そのほとんどが、「暗号資産証券 (crypto asset securities)」にあたると見る。

SEC は、暗号資産・サイバー班(Crypt Assets and Cyber Unit)と法執行局(Division of Enforcement)がスクラムを組み、詐欺的なデジタルコイン取引を営むデジタル企業や個人を摘発してきた。連邦検察に告発し、刑事訴追もしてきた。ただ、アメリカの司法は、わが国司法とは異なり、行政(執行府) 追従の判断よりも、むしろ、独立した判断を下すのを好む。最近の連邦最高裁は、こうした傾向に拍車をかけるような判決を下している(後記「シェブロン判決」参照)。

SEC は、リップル社が開発したブロックチェーン技術を使った XRP トークン(XRP token)を問題にした。XRP トークン(XRP token)が、連邦証券法(SA)5条のもとで SEC に登録しないと「投資契約(investment contracts)」を結ぶことが許されない政府規制を受ける「証券(securities)」にあたるかどうかを、司法に問うた。

2023 年 7 月 13 日、SEC 対 リップル・ラボズ社他 [SEC v. Ripple Labs, Inc., et al (以下「リップル社」という。)] 事件で、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 (United States District Court of Southern District of New York) は、XRPトークン (XRP token) が、政府規制を受ける「有価証券 (securities)」にはあたらないと判示した [SEC vs Ripple 7-13-23. pdf (uscourts.gov)]。この判決は、必ずしも被告リップル社の主張を全面的に支持したものではない。投資契約量が大きくなると同じ判断にならないことも想定される。SEC は、この判決を検討した結果、SEC は、2023 年 10 月 3 日に、控訴しないことに決めた。

司法が、デジタルトークンやブロックチェーン型トークンは、連邦証券法にいう「有価証券 (securities)」にあたらないとする司法判断が 多くなることも想定される。そうなれば、当然、SEC は暗号資産デジタルトークンを「有価証券」として政府規制するのは難しくなる。

ちなみに、連邦最高裁は、2024年6月28日に、ローバー・ブライト・エンタープライズ 対 レイモンド商務長官他 [Loper Bright Enterprises v. Raimondo, Secretary of Commerce, et al. — U.S.— (2024)] 事件判決で、自らが1984年に出したシェブロン判決 [Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837 (1984)] を覆す判決を下した102。シェブロン判決とは、法律が曖昧な場合、司法は専門的知見を有する政府(行政)の解釈に従うとするルール。を確立したのがである。このルールが無効化されたことから、司法は行政/執行府の判断にとらわれずに、ますます独立して判断をしやすくなったといえる。

(4) バイナンス社連邦証券法違反事件の分析

近年、連邦証券取引委員会(SEC)は、サイバー班、法執行局の調査に基づいて、ICO デジタルトークン(ICO digital tokens)事案について、連邦地方裁判所に提訴し、司法判断を求める姿勢を強めている(SEC.gov | Crypto Assets)。

最も注目されている連邦証券法違反を問う

¹⁰¹ See, Press Release, Sec. Exch. Comm'n, SEC Announces Enforcement Initiatives to Combat Cyber-Based Threats and Protect Retail Investors (Sept. 25, 2017).

¹⁰² See, Amy L. Howe, Supreme Court strikes down *Chevron*, curtailing power of federal agencies (June 28, 2024) , SCOTUSblog

たブロックチェーンクラウドファンディング (blockchain-based crowdfunding) 事案は、「バイナンス社事件 [SEC v. Binance Holdings Limited, *et al.* (No. 1:23-cv-01599 (D.D.C. June 5, 2023))]」である。本件を担当したのは連邦の首都ワシントン D.C. にあるコロンビア特別区連邦地方裁判所 (United States District Court for the District of Colombia) である。

本件で問われている法的争点は、一言でいえば、デジタル証券やブロックチェーン型トークンは、連邦証券法にいう「有価証券(securities)」にあてはまり、SEC に登録しないでこの種の証券やトークンを取引することや、交換所プラットフォームを運営することは連邦証券法違法になるかどうかである。

【表 31】バイナンス社連邦証券法違反事件の概要

≪本件の概要≫

2017年にケイマン諸島で設立登記された「バイナンス合同会社」(バイナンス社/Binance Limited Liability Company (LLC))は、1日の暗号通貨などの暗号通貨取引量が世界最大の暗号資産交換所(crypto asset clearing agency)である。バイナンス社は、同社が運営するバイナンス・ドットコム・プラットフォーム(Binance. com Platform)を通じて暗号通貨のオンライン取引を行っている。

一方、バイナンス社は、合衆国内に BAM マネジメント社(BAM Management Inc.)[デラウエア州法人/ Binance の子会社]と、BAM トレーディング社(BAM Treading Services Inc.)[デラウエア州法人/ BAM Management の完全子会社]を設立し、バイナンス社とタイアップし、合衆国内での暗号通貨取引のプラットフォーム(Binance U.S. Platform)を運営している。

連邦証券取引委員会(SEC)は、バイナンス社およびBAMトレーディング社に、13件の連邦証券法違反で課徴金を課した。そのうえで、両社がSECに無登録で連邦証券法規制の対象となる「証券(securities)」にあてはあまる暗号資産を取引し、そのための流通市場(secondary market)である交換所(取引所)を開設したなどを理由に連邦証券法違反行為の停止を求め、バイナンス社およびバイナンスの創設者シャンポン・ジャオ(Changpeng Zhao / 通称「CZ」)を相手(被告)に、2023年6月5日に、コロンビア特別区連邦地方裁判所に訴えを提起した[SEC v. Binance Holdings Limited, et al. (No. 1:23-cv-01599 (D.D.C. June 5, 2023))]。

本件においては2つの大きな争点があるが、そ のうち、より重要な争点は次のとおりである。

≪証券法違反にかかる SEC (原告) 側主張の要点≫

バイナンス・ドットコム・プラットフォーム (Binance.com Platform) は、2019年にサービスを開始した。そのときに、バイナンス社は、合衆国連邦証券法に触れないように、合衆国の顧客には、バイナンス・ドットコム・プラットフォームを利用できないように対応する旨アナウンスした。しかし、実際には、そのような対応をしていなかった。

すなわち、被告は、連邦証券法上の登録が必要なのにもかかわらず、無登録で自己の運営するプラットフォームを使って、オンラインで合衆国投資家に対して自社の暗号資産証券(crypto asset securities)その他自社の投資スキームの売買、取引の勧誘を行った。バイナンスが運営するプラットフォームを、SEC に登録をしたうえで、交換(exchange)、ブローカー・ディーラー(brokerdealer)および交換所(clearing agency)業務をしないといけないのに、登録をせず、無登録でそうした業務を行ったことは違法である。

≪被告側の申立て≫

原告 SEC が主張するように、仮に自己の運営するバイナンス・ドットコム・プラットフォームを使って、SEC に無登録で、オンラインで合衆国投資家に対して売買、取引の勧誘を行ったと見るにしても、自社の暗号資産証券(crypto asset securities)[商標名(Trading symbols)は、BNB and BUSD SOL, ADA, MATIC, FIL, ATOM, SAND, MANA, ALGO, AXS, and COTI など] その他自社の投資スキーム[商標名は、Simple Earn など] は、連邦証券法にいう「証券(securities)」にはあたらない。つまり、デジタルトークンやブロックチェーン型トークンは、連邦証券法にいう「証券(securities)」にはあたらないので、SECへの登録なしでの交換所プラットフォームを介したオンライン取引は違法ではない。

≪裁判所、争点の1部に判断≫

裁判所は、2024年6月29日に、被告側の反論の1部を認め、商標名BNBやBUSBのデジタルトークン、Simple Earnの投資スキームの取引は、原告SECがいう連邦証券法にいう「証券取引」にはあたらないとした。

2024年7月末までには結審する予定である。

取引され争点となった暗号資産が、連邦証券法にいう「有価証券」、もう少し的確にいえば、「暗号資産有価証券(crypto asset securities)」にあたるのかについては、見解が分かれるところである。今後の裁判所の判断が注目される。

(5) 暗号通貨関連連邦証券法違反事件の分析

SEC は、法執行局 (Division of Enforcement) が 暗号資産・サイバー班 (Crypt Assets and Cyber

コラム 10 暗号通貨長者、バイナンス社創設者 CZ の軌跡

ケイマン諸島籍のバイナンス社(Binance LLC)の創設者シャンポン・ジャオ(CZ/カナダ国籍)は、1977年中国生まれである。文革で失脚した大学教授であった父親とともに一家でカナダへ移民し、マギル大学でコンピュータ科学を専攻し、暗号通貨の知見の豊かな人物に育った。さまさまなITビジネスに携わった後、2005年に中国で暗号通貨取引ビジネスをはじめ、事業を拡大していた。しかし、その後、中国政府が、暗号通貨取引を禁止したことから事業拠点を海外に移した。[さらに、中国人民銀行(中央銀行)は、2020年11月に、「デジタル人民元」の法定通貨発行の実用化に舵を切った。]

CZ は、ICO で調達した 1,500 万ドルを元手に、2017年7月にケイマン諸島に、暗号通貨交換所を運営するバイナンス社を設立し、一時、世界一の取引量を誇った。雑誌『フォーブス』でも取り上げられるほどのIT 業界のトップスター、クラプト/暗号通貨長者(crypto and blockchain billionaires)になった 103。しかし、アメリカ政府から資金洗浄法や証券法違反などの罪で告発された。資金洗浄の罪では、連邦検察との司法取引で、43 憶ドルの罰金を払うことで合意した。 2023年11月に、CZ は、バイナンス社の CEO を退任した。刑事裁判では、4 か月の拘禁刑の言い渡しを受け、服役した。

≪連邦司法省、資金洗浄で訴追≫

バイナンス社と同社 CEO の CZ の各種連邦法

Unit) とスクラムを組み、SEC への無登録でデジタルコイン取引を含む NFT (非代替性トークン)取引をした企業や個人の摘発を進めている。

SEC 法執行局は、無登録で行われたデジタルコイン取引を含む NFT (非代替性トークン)取引の調査・摘発を強化している。その結果、デジタル/暗号資産証券 (digital / crypto asset securities) 関連事案が、行政法審判官 (ALJ)審判に持ち込まれ、さらにはコミッション (委員会)による再審判 (de nova review) に付されることも増えている。もっとも、それらの多くは和解 (settlement) で終結している。

以下に、最近のデジタルコイン取引を含む NFT(非代替性トークン)取引をめぐる連邦証券 法違反事例や和解事例を分析して見る。 違反については、3年以上にわたり、①連邦司法省(DOJ)、②連邦証券委員会(SEC)、③連邦商品先物取引委員会(CFTC)が、捜査し、それぞれが刑事訴追をしている。

①連邦司法省は、2023年11月、バイナンス社と同社 CEOのCZを、イランやキューバなどアメリカが経済制裁を課している国内の顧客と暗号通貨取引をしており、アメリカの連邦マネーロンダリング(資金洗浄)規制法違反を理由に訴追した。CZは、検察との司法取引により、バイナンス社CEOを辞任するとともに、CZは1億5,000万ドル、バイナンス社は43億ドルの罰金を支払うことに同意した。検察は、CZを、訴追し、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所裁判所(Washington Southern District U.S. District Court)に、CZに36か月拘禁刑の実刑判決を下すよう求めていた。裁判所は、2024年4月30日に、CZに4か月の拘禁刑を科す判決を言い渡した。

2024年3月28日には、破綻した暗号通貨交換所FTXの創業者でCEOのサム・バンクマン=フリード(SBF/Sam Bankman-Fried,)に、裁判所は、25年の拘禁刑の判決が言い渡している。CZとSBFは、失脚する前、暗号通貨取引の市場の支配権をめぐり争っていた[Binance founder Changpeng 'CZ' Zhao sentenced to 4 months in prison (cnbc.com)]。CZ とSBFの両者に対する拘禁刑は、あまりにもアンバランスなのではないかとの指摘もある。

【表 32】最近の NFT(非代替性トークン)をめぐる主 な連邦証券法違反(和解)事例

①有名タレントによる NFT(非代替性トークン) 違法取引をめぐる和解事案

SEC はかねてから、有名タレントが無登録でデジタルコイン取引を含む NFT (非代替性トークン)投資を煽る行為に警鐘を鳴らしていた。こうした違法行為に関連する個人や企業への調査・摘発を進めてきた。

≪事案の概要:SEC への無登録での証券のネット 販売事案≫

SEC 法執行局ニューヨーク支局は、暗号資産・サイバー班(Crypto Assets and Cyber Unit)主導のもとで、セレブ女優で、コスメ、ゲームアプリやネットビジネスを手掛ける、キム・カーダシアン(Kim Kardashian)氏が、SEC への無登録で暗号資産(仮想通貨)を違法にネット上で募集 PR していたかどで、調査を行っていた。

¹⁰³ The Richest Crypto And Blockchain Billionaires In The World 2022 (forbes.com)

調査の結果、カーダシアン氏は自身の写真 共有アプリ「インスタグラム」のアカウント で、仮想通貨関連企業のイーサリアムマックス (EthereumMax) が提供するイーマックストーク ン (EMAX tokens) に関する投稿をした際、25 万ドルの報酬を受け取っていたことを開示してい なかった。

同氏は、潜在的な投資家に向けて、イーサリアムマックスのウェブサイトのリンクを添付し「あなたたちは仮想通貨に夢中? (Are you guys into Crypto????)」と投稿していた。同氏は、証券法のもとで宣伝 PR 時に受け取った報酬を開示する義務がある。この不開示は、連邦証券法17条り項に違反する。

≪和解/命令の概要:課徴金+不正利得吐き出し (disgorgement) ≫

SEC は、カーダシアン氏に対し、連邦証券法 8 条 A のもとでの排除措置命令(cease and desist order)の発出を予定していた [33-11116.pdf (sec.gov)]。しかし、同氏から和解の申出があり、SEC は、2022 年 10 月 3 日 に、コミッションはその申出を受諾した旨の命令を発出した [SEC.gov | SEC Charges Kim Kardashian for Unlawfully Touting Crypto Security]。公表された和解(命令)の内容は、次のとおりである。

・証券の販売、販売勧誘に際し、重要な情報の不正表示や脱漏があったことを認め、同氏は100万ドルの課徴金に加え、受け取った報酬と利息を含む26万ドルを支払う。

≪措置命令の概要≫

- ・今後3年間いかなるデジタルコイン取引を含む NFT(非代替性トークン)投資の募集PRをしない。
- ・今後の SEC の調査に協力すること。

②インパクトセオリー社連邦証券法違反(和解) 事案

≪事案の概要≫

メディア・インパクト社(Impact Theory, LLC/以下「インパクト社」という。)は、メディア・娯楽事業を展開する企業である。同社は、2021年10月13日から2021年12月6日までに、「ファウンダーズキー(Founder's Key/創業者の鍵)」と名付けたNFT(以下「キーNFT」という。)の募集および販売を行った。結果、インパクト社は、数百人の投資家から2,999万ドルを集めた。SECは、インパクト社が連邦証券法5条a項から同条c項のもとで必要とされる登録申請および登録免除申請をしないで募集したかどで制裁を課した。

コミッション (委員会) は、インパクト社に対し、 連邦証券法 8 条 A のもとでの排除措置命令 (cease and desist order) の発出を予定していた [33-11116.pdf (sec.gov)]。しかし、同氏から和解 の申出があり、S E C は、2023 年 8 月 28 日に、 コミッションはその申出を受諾した旨の命令を発 出した [33-11226.pdf (sec.gov)]。公表された 和解 (命令) の内容は、次のとおりである。

≪和解命令の概要:課徴金+不正利得吐き出し (disgorgement) ≫

・証券の販売、販売勧誘に先立ち、登録申請および登録免除申請をしないで募集したことを認め、インパクト社は50万ドルの課徴金に加え、審決前利息(prejudgment interest)として48万ドル余り、不正利得吐き出し(disgorgement)として50万ドルを支払う。

≪措置命令の概要≫

- ・インパクト社が保有しまたは管理下に置いているキー NFT をこの命令から 10 日以内にすべて 廃棄すること。
- ・SEC の命令書をインパクト社のウェブサイトや ソーシャルメディア・チャネルに SEC 職員から 反対されない形で命令から 10 日以内に公示す ること。
- ・流通市場でのキー NFT の将来の売買によってインパクト社がロイヤルティ収入を得られるような内容となっているスマートコントラクトその他プログラム・コードをこの命令から 10 日内に修正すること。
- ・以上の措置を完了してから 60 日以内に、当該 措置を講じたことを証明する書面を SEC の法執 行局 (Enforcement Division) に提出すること。
- ・インパクト社は、当該措置を期限まで完了できない場合には、延長申請ができる。延長については、申請理由を精査して SEC の職員が裁量で認めるものとする [33-11226.pdf (sec.gov)]。 [https://www.sec.gov/files/litigation/admin/2024/34-99278.pdf]。

③ストーナーキャッツ2 (SC2) 社連邦証券法違 反 (和解) 事案

≪事案の概要≫

ストーナーキャッツ2合同会社(Stoner Cats 2, LLC / SC2 / 以下「SC2 社」という。)は、有名俳優を使ったアニメ NFT(非代替性トークン)作品のための資金調達をねらいに製品化前販売(pro-product sale)プロジェクトをたてる企業である。

SC2 社は、ストーナーキャッツは、ミラ・クニス、アシュトン・カッチャー、クリス・ロックら有名俳優が医療用マリファナを使用する猫を演じるアニメ NFT (非代替性トークン)シリーズ作品(以下「NFT 作品」という。)を製作するプロジェクトをたてた。SC2社は、NFT 作品を、既存のイーサリアム(Ethereum)/イーサ(Ethe)のブロックチェーンのオープンソース(フラットフォーム)を間借りして製作する計画である。このプロジェクト予算はおおよそ820万ドルである。2021年7月末に、SC2社は、この資金を調達するねらいで、ネットでNFT 作品の製品化前販売(pro-product

sale)を実施した。各 NFT 作品は 800 ドルで、販売後 35 分で完売した。このプロジェクトで、NFT 作品の購入条件として、購入者は、完成品を流通市場で再販もできる旨規定していた。加えて、NFT 作品購入者が再販した場合、購入者はその取引額の 2.5%の報奨金の支払を受けられる旨規定していた。10,000 の取引で 20 万ドル以上の支払になると見積もられていた。

SEC は、SC2 社が NFT 作品の販売、販売勧誘に先立ち、登録申請および登録免除申請をしないで募集したことは、連邦証券法上の登録義務違反ではないかということで調査を開始した。SEC は、不特定多数の者を対象に行った製品化前の NFT 作品ネット販売は、証券の販売にあたると見たわけである。一方、SC2社は、証券ではなく、コンサートチケットその他商品・物品の販売と同等と見て、SECでの登録をしなかった(33-11233.pdf (sec.gov) / SEC.gov | SEC Charges Creator of Stoner Cats Web Series for Unregistered Offering of NFTs)。

本案件で問われている法的争点は、一言でいえば、既存のブロックチェーン(イーサリアム)のオープンソース(フラットフォーム)を間借りして製作したNFT(非代替性トークン)シリーズ作品(暗号資産)を製作するための資金調達を目的に、不特定多数の者を対象に行った製品化前ネット販売は、連邦証券法にいう「証券(securities)」にあてはまるのかどうか。あてはまるとすれば、SEC に登録申請および登録免除申請をしないでこの種のトークンを取引することは連邦証券法違法になるのではないか、ということである。

SEC は、SC2 社のよる NFT 作品の販売、販売 勧誘は、連邦証券法にいう「証券」の販売、販売 勧誘にあたる。SC2 社が、1 つの州を超えておお よそ 820 万ドル相当の NFT 作品の販売、販売募 集に先立ち、登録申請および登録免除申請をしな かったことは、連邦証券法 5 条 a 項~ c 項にふれ、 違法である、と判断した。

コミッション (委員会) は、SC2 社に対し、連邦証券法 8 条Aのもとでの排除措置命令 (cease and desist order) の発出を予定していた [33-11116.pdf (sec.gov)]。しかし、同社から和解の申出があり、SEC は、2023 年 9 月 13 日に、コミッションはその申出を受諾した旨の命令を発出した [33-11226.pdf (sec.gov)]。公表された和解 (命令) の内容は、次のとおりである。

≪和解命令の概要:課徴金+不正利得吐き出し (disgorgement) ≫

- ・SC2 社は、この命令が発出されてから 14 日以内 に SEC に 100 万ドルの課徴金を納付すること。
- ・課徴金額を期限内に納付しない場合には、法定 の経過利子を支払うこと。

≪排除措置命令の概要≫

・インパクト社が保有しまたは管理下に置いてい

- る Stoner Cats NFT を, この命令から 10 日以内にすべて廃棄すること。
- ・SEC の命令書をインパクト社のウェブサイトや ソーシャルメディア・チャネルに SEC 職員から 反対されない形で命令から 10 日以内に公示す ること。
- ・インパクト社が投資家に返金する場合には、その事務を SEC 職員が支援すること。[中略]
- ・インパクト社は、本措置命令を遵守する旨、文書で証明すること。[中略]

≪少数意見≫

SECは、準司法的機能を持つ独立機関である。 SECでの行政審査は、大統領が指名し上院の賛成を得て任命される5人のコミッショナーが行う合議による審査結果に基づく命令(order)は、通例、命令は全員一致で発出される。しかし、本事案件では、5人のコミッショナーのうち2人が、次の理由から反対した。

- ・SC2 社が有名俳優を使って作成したアニメ NFT (非代替性トークン)作品は、1970年代に製作され、販売されたスターウォーズ (Star Wars)作品と変わりがない。デジタル時代の今日では、こうした作品は、NFT (非代替性トークン)で作成・販売されたからと言って、即「証券の販売」とはいえないのではないか。
- ・本案件で問われたアニメ NFT (非代替性トークン) 作品は、「ファンベース」での販売である。こうした販売に証券規制機関が介入するのは、アーティスト、音楽家、映画製作者その他忠実なファン層をつくる努力をしている人たちにマイナスに作用するのではないか。

SEC.gov | Collecting Enforcement Actions: Statement on Stoner Cats 2, LLC

7 ブロックチェーン式クラウドファンディ ング/ICO 法制の課題

アメリカのクリプト経済は拡大し続けている。 デジタル通貨の新規発行と流通市場(primary and secondary market)の確立・整備も次第 に避けられない重い課題となってきている。当然、 政府規制のあり方も問われる。

ビットコインその他アルトクリプトは、現実空間には存在せず、非公開の参加者(secret member)または秘密鍵(private key)の処理者により共有されている、ブロックチェーン(分散型台帳)として知られている公開の台帳(public ledger)に記載され仮装空間に存在する。

ブロックチェーン (分散型台帳) は、技術であり、 会社ではない。また、*ブロックチェーンの世界。 は、「登録・開示」を標準装備とする*証券法の世界。 とは、規制対象とする基盤が大きく異なる。このことから、証券法でブロックチェーン(分散型台帳)技術を活用したデジタル通貨やデジタルトークンに規制をかけるやり方には、異論も多い。もちろん、銀行振込によるビットコインの売買サービスなどを手掛けるコインベース(Coinbase)のように、証券法規制を受け入れ、ナスダック(NASDAG)で登録・上場する暗号資産交換事業者もいる。

しかし、クリプト(デジタルコイン)業界全体を見ると、ブロックチェーン型デジタル通貨が、連邦証券法にいう「有価証券(securities)」にあたるとする SEC の見解には否定的である。仮に否定的な見解に立つとしても、「Wild West」(西部開拓時代)のままでいいというわけにはいかない。投資家保護のためには、闇のオンライン市場で取引・交換が行われないようにするための何らかの対応が要るとの意見もある 104。

現在のところ、SEC は、対処療法に徹している。SEC へのブローカー・ディーラー(broker-dealer)登録などをせずに、クリプトの発行や流通業務をしていることを理由に、オンライン空間での闇営業拠点潰しを続けている。

デジタル通貨市場の活性化をはかるとする。この場合は、現行法制を典拠にした闇営業の拠点潰しだけではダメである。やはり新たな法制による「発行市場/資本調達市場(primary market)」と「流通市場(secondary market)」の双方の育成が不可欠である。

(1) FIT21 法案の骨子

アメリカは、民活活力(private action)ファーストの国である。連邦議会も、先端技術の進化、イノベーションにストップがかけるのではなく、それを活かす形で政府規制を加えるのがうまい。執行(行政)機関による政府規制が行き過ぎる、にもかかわらず司法が硬直すれば、立法府が、政治主導で、投資家保護のために新法を提案し、解決をはかる道を探る心構えができている。

2023年7月に、連邦議会下院に、暗号通貨業界の主張を支持するウェーレン・デビットソンら

5 人に共和党議員主導の「FIT21 法案」、正式名称「21 世紀のための金融イノベーションおよびテクノロジー法(FIT21=Financial Innovation and Technology for the 21st Act)」(H.R. 4763)が提出された。FIT21 は、タイトル I ~ V、計 43 条からなる。

FIT21 法案は、デジタル資産に関する投資家と消費者をバランスよく保護することが主な狙いである。このために、政府規制に関する連邦証券取引委員会 (SEC) と連邦商品先元取引委員会 (CFTC) の権限のすみ分けを明確にするルールを定める。その際に、双方の機関が合同でその任にあたる。これにより、金融イノベーションの妨げにならないようにすることにある。FIT21 法案の骨子と評価は、次のとおりである。

【表 33】 FIT21 法案の骨子と評価

≪ FIT21 法案の骨子≫

- ・FIT21 法案は、デジタル資産 (digital assets)を、「デジタル商品 (digital commodities)」と「制限的デジタル資産 (restricted digital assets)」とに分け、前者を連邦商品先元取引委員会 (CFTC) が規制し、後者を連邦証券取引委員会 (SEC) が規制するデザインになっている。
- ・FIT21 法案では、デジタル資産 (digital asset) が分散管理されたブロックチェーン、またはデジタル台帳 (digital ledger) で運用されている場合には、「デジタル商品 (digital commodity)」として、CFTC が規制するものとする。FIT21 法案は、ブロックチェーンは、いかなる者もブロックチェーンを支配するまたはそれを使用するための片務的な権限を有せず、かつ、発行者もしくはその関連者が当該デジタル資産の20%を超える支配権または当該資産の投票権を有しない場合には、原則として分散管理型に分類する。加えて、FIT21 法案では、デジタル商品 (digital commodity) の現金またはスポット市場に関しては、CFTC が専属的な規制権限を有するものとする。
- ・また、FIT21 法案は、デジタル資産の年間売上 高(過去 12 か月間に 7,500 万ドル以下)、非 認定投資家(non-accredited investors)のみ を募集対象とする場合、開示や受忍義務要件な どについて、この規制の適用除外を規定する。加 えて、FIT21 法案は、「発行市場/資本調達市場

¹⁰⁴ See, Darian M. Ibrahim, ⁸A Tokenized Future: Regulatory Lessons from Crowdfunding and Standard from Contracts, ⁸ 74 Hastings L.J. 45 (2022).

¹⁰⁵ See, J.D. Supra, *House Passes FIT21-What does it say, and what does it mean for digital asset providers? (June 12, 2024) .https://www.jdsupra.com/legalnews/house-passes-fit21-what-does-it-say-and-2921246/

(primary market)」と「流通市場 (secondary market)」での取引要件について定める。

- ・FIT21 法案は、連邦商品先元取引委員会 (CFTC) と連邦証券取引委員会 (SEC) が共同で、用語 を定義し、かつ、二重規制を回避するためのルー ルを定めるように求める。
- ・FIT21 法案は、デジタル資産(digital assets)を次の3つの原則に基づいて SEC と CFTC 規制権限を振り分ける。すなわち(1)デジタル資産の基礎であるブロックチェーンが分散管理式(decentralized system)かどうか、(2)当該資産の取得方法、および(3)当該資産の保有者が発行者(issuer)の関係者(related party)または関連者(affiliate party)(以下、双方を一括して「関係者等」という。)かどうか。
 - (1) の原則/デジタル資産が分散管理式かどうか:原則として、ブロックチェーン技術を使ったデジタル資産は、分散管理型とし、デジタル商品 (digital commodity) として扱い CFTC の管轄とする。一方、分散管理式以外のブロックチェーン技術を使ったデジタル資産は、SEC の所管とする。

FIT21 法案は、SEC に、デジタル資産の発行者の申請に基づき、デジタル資産の発行者のブロックチェーンが「制限的デジタル資産」か、「デジタル商品」かを判定し、認証するように求めている。申請人は、SEC に対して、①使用するブロックチェーンの操作、機能および設定、②発行者と関連者等との結び付き、および③ブロックチェーンの分散管理式が特定者の一方的な支配になることを防ぐ安全対策などの情報を提供しないといけない。SEC は、認証を行うが、申請から 60 日以内に通知がない場合には自動的に認証される。

- (2) の原則/デジタル資産の取得方法: デジタル資産が、発行者の非関係者 (unrelated party) もしくは非関連者 (non-affiliate party)、つまり「エンドユーザー配付 (end user distribution)、または、デジタル商品交換 (digital commodity exchange)を通じて取得されている場合には、CFTCの管轄とする。このことからデジタルトークンも、同様に、デジタル商品交換を通じて取得される場合には、CFTCの管轄とする。一方、デジタル資産ないしデジタルトークンを、発行者の関係者もしくは関連者が、店頭で取得できる場合には、SECの所管とする。
- (3) の原則/デジタル資産の保有者が発行者の 関係者等かどうか: SEC での認証前に、関 係者等が保有するデジタル資産が、制限的 デジタル資産として取り扱われ、認証後に デジタル商品と取り扱われることになった とする。この場合、発行者が保有するデジ

タル資産は、認証前および認証後も、制限的デジタル資産として取り扱うものとする。 FIT21 法案は、「許可された支払用ステーブルコイン(permitted payment stablecoin)」を、制限的デジタル資産またはデジタル商品としての規制の対象から除外する。

・FIT21 法案とハウィー(Howey)判決 3 基準の廃止:連邦最高裁は、1946 年の、いわゆる「ハウィー(Howey)判決」において、3 つの基準を充足する場合には、連邦証券諸法にいう「投資契約(investment contract)」にあたると判示した [本稿【表 30】(64 頁)参照]。SEC は、このハウィー(Howey)判決を典拠に、事業資金調達(fundraising)でブロックチェーン技術を使う企業だけでなく、娯楽用の NFT (非代替性)デジタルトークン販売業界などにも、連邦証券諸法の適用、規制の網をかぶせようとしてきた。

FIT21 法案は、ハウィー(Howey)判決3 基準の廃止を盛り込んでいる。言いかえると、 SEC は、これまでデジタル資産の発行が「投資 契約」に基づいていることを根拠に「有価証券 (securities)」として規制を加えてきた典拠を 失うことになる。

≪ FIT21 法案の評価≫

・FIT21 法案は、暗号通貨規制にやさしい CFTC に分散管理されたデジタル資産に大幅に規制権限を委譲するプランのように見える。しかし、この法案は、十分に分散管理されていない暗号通貨に対しては SEC が規制権限を引き続き維持するデザインである。実質的に、証券とみなされる暗号通貨を商品として販売していると判断され、デジタル資産に対する CFTC と SEC との二重の規制体制の強化につながりかねない、との批判がある。

連邦議会下院は、 2024 年 5 月 22 日に、FIT21 法案 を通過させた ¹⁰⁶。 FIT21 法 案 に は、 共和党 208 人、民 主党 71 人が賛成、



(Public use)

反対は 136 人であった。連邦議会政治では討議 拘束がない。多くの民主党議員が FIT21 の賛成 に回った。

この背景には、24年11月の大統領選と連邦 議会上下両院の選挙がある。従来、連邦議会民主 党は、暗号通貨不正や詐欺が横行している現実を 直視し、政府規制強化を主張し、大統領令を使っ たデジタル資産課税強化策(Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets) ¹⁰⁷ を含む、消費者保護ファーストのスタンスを維持してきた。

しかし、2023 年時点でアメリカではおおよそ 2,730 万人が暗号通貨を保有して現実がある。連 邦議会民主党議員のなかには、トップダウンのデ ジタル課税強化策に反旗を翻す者も少なくない。

FIT21 法案に対するデジタル資産業界(クリ

プト業界/デジタルコイン業界)の賛否は分かれるが、おおむね好意的である。FIT21 法案によると、暗号通貨(仮装通貨/暗号資産)は、原則として、「有価証券(securities)」ではなく、「商品(commodity)」ないし「資産(asset/property)」として法認する方向になる。

コラム 11

FIT21 法案 [21 世紀のための金融イノベーションおよびテクノロジー法案] 逐条要点解説



(Public use)

第1章 定義、規則制定、暫定登録 第101条(1933年証券法の下での定義)

本条は 1933 年証券法の定義を規定する

第102条(商品取引所法の下での定義)

本条は、商品取引所法の定義を規定する。

第103条(本法の下での定義)

本条は、本条のもとでの定義を規定する。

第104条(共同規則制定)

本条は、証券取引委員会(SEC=Securities Exchange Commission)と商品先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission)とが共同で、本法の重要な用語の定義、適正に登録した交換業の監督、混合したデジタル資産取引の監督に関する規則(rule)を制定する旨を規定する。また、本条は、SEC や CFTC が、個人によるセルフカストディ(self-custody)【注:暗号通貨を購入後、取引所ではなく自分のウォレットなどに保管する方法】を制限するいかなる規則(rules)を制定することも禁止している。

第105条(仲介人のCFTCへの登録申請)

本条は、デジタル商品交換業(digital commodity exchange)、デジタル商品ブローカー(digital commodity broker)、またはデジタル商品ディーラー(digital commodity dealer)に対して、CFTCへの登録申請書の提出を求める。申請者は、CFTCに自己の事業に関する情報を提供し、CFTCによる検査を受け、顧客に対し危険情報の開示をし、かつ顧客の資産を分別管理しないといけない。CFTCへの申請書の提出により、規則の制定中、正式登録が完了するまで、申請者はSEC

の執行行為から一定程度解放されることになる。 しかし、申請者は、CFTC または SEC が、虚偽 防止や操作摘発のための執行行為や申請者にデジ タル資産を銘柄表から外すように求めることの妨 げになると解してはならない。最後に、本条は、 申請者が故意に CFTC に対して虚偽表示をするこ とを違法としている。

第106条(仲介人のSECへの登録申請)

本条は、デジタル資産ブローカー (digital asset broker)、デジタル資産ディーラー (digital asset broker)、またはデジタル資産取引システムが、 SEC に対して暫定登録申請書 (provisional registration statement) の提出を求める。申請 者は、SEC に自己の会社に関する情報を提供し、 SEC による検査を受けないといけない。SEC へ の暫定登録申請書の提出により、規則(rule)の 制定中、正式登録が完了するまで、申請者は SEC の執行行為から一定程度解放されることになる。 しかし、申請者は、SEC が、虚偽防止や相場操縦 摘発のための執行行為や申請者にデジタル資産を 銘柄表から外すように求めることの妨げになると 解してはならない。最後に、本条は、申請者が故 意に SEC に対して虚偽表示をすることを違法と している。

第107条(商品取引所法留保規定)

本条は、本法が商品取引所法のもとで規制の対象となるいかなる協定、契約または取引には適用にならない旨規定する。留保(saving)の範囲は、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ、先物証券商品、一定の借入金によるレバレッジ取引などを含む。加えて、本条は、デジタル商品交換業、デジタル商品ブローカー、またはデジタル商品ディーラーとして登録していない者は、その活動をすることを認められない旨規定する。

第108条(国際協調)

本条は、CFTC および SEC に対して、デジタ

¹⁰⁶ fit_for_the_21st_century_act_of_2023.pdf (house.gov).

¹⁰⁷ Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets | The White House

ル資産市場の規制に関して一貫性のある国際標準 を確立するために、外国規制当局と協働するよう に求める。

第109条(実施;発効日)

本条は、CFTC および SEC に対して、本法制定後 360 日以内に本法が求めるすべての規則 (rules) を発出するように求める。

第2章 デジタル資産登録免除措置 第201条(デジタル資産登録免除取引)

本条は、次の要件を充たす場合、デジタル資産 の発行者は、そのデジタル資産の売買について証 券法の適用が免除される旨規定する。

第1号 デジタル資産発行者の過去12か月間の売上が7,500万ドル以下の場合

第2号 デジタル資産発行者からの過去 12か月間の非認定投資家(non-accredited investors)の購入額が、その購入者の年間所得 の10%を超えていない場合、または純利益の 10%を超えていない場合

第3号 特定の購入者が、取引の完了時に 10以上のデジタル資産銘柄を所有することに ならないこと。

第4号 デジタル資産の売却に関する取引が、投資契約の1部であること。

デジタル資産の発行者は、本法の定めに従い、SEC に情報を提出しないといけない。デジタル資産の発行者は、自己のブロックチェーンシステムが分散管理型であると承認された後規定された期間までに年次または年2回の報告書を提出しないといけない。この免除措置のもとでデジタル資産の銘柄の募集または販売に関わるいかなる仲介者も、SECへの登録が求められる。免除措置の対象となるデジタル資産発行者から取得したデジタル資産銘柄は、制限的デジタル資産(restricted digital assets)とみなされる。

第202条(一定のデジタル資産取引要件)

本条は、制限的デジタル資産取引およびデジタル商品取引に従事することが認められた者に適用ある要件を定める。原則として、制限的デジタル資産は、SEC の監督のもとデジタル資産取引システムにかかる取引であり、かつ、CFTC の監督のもとデジタル商品交換業(DCE=digital commodity exchange)にかかる取引であるとされる。関連者は、自己が保有するデジタル資産を販売する場合には、より厳しい制限の対象となる。

第203条(強化された開示要件)

本条は、デジタル資産に対する新たな開示制度 について規定するものである。本条のもと、開示 が求められる情報は、デジタル資産にかかるリス ク面が重視される。ソースコード、プロジェクト の経済性、開発プラン、関連者および重大なリス ク要因など、多岐にわたる。

第204条(一定のデジタル資産の認証)

本条は、デジタル資産がかかわるブロックチェーンが分散型管理であることの認証を受ける手続について規定する。この認証手続により、いかなる者も、自己のブロックチェーンネットワークが本法の要件を充足しているかどうかを SEC に確認を求めることができる。この認証の一環として、いかなる者も、ブロックチェーンネットワークに関する一般的な情報および分散型管理であるための4要素の分析を提出しないといけない。申請後、SEC が停止命令を発出しない限り、30 日経過すれば自動的に認証される。認証されない場合、申請者は、SEC を相手に、コロンビア特別区連邦控訴裁判所に提訴できる。

第205条(発効日)

本条は、本章の規定は、本法の成立から 1 年後に発効し、本章のもとでの規則(rule)制定の発効については、最終規則の発出から 60 日を超えてはならない。

第3章 デジタル資産仲介者の SEC での登録 第301条(デジタル商品その他のデジタル資産 の取扱い)

本条は、デジタル商品および許可された支払用ステーブルコイン(permitted payment stablecoins)は、証券法上の有価証券の定義から除外する。本条は、デジタル資産ブローカー、デジタル資産ディーラー、デジタル資産取引システム、混合デジタル資産取引、および届出登録デジタル資産交換所(notice-registered digital asset clearing agency)を定義する。加えて、デジタル資産取引システムは、取引の「施設(facility)」とみなされない旨定める。

第302条(支払ステーブルコインに対する虚偽 防止権限)

本条は、SEC登録企業に生じた許可された支払 用ステーブルコインに関する SEC の虚偽防止および相場操縦防止権限について規定する。また、本条は、SEC が支払用ステーブルコインのデザイン、構造、発行、払戻、財源、担保その他支払用ステーブルコインの展開については、いかなる権限も有しないことをはっきりと定める。

第303条(デジタル資産取引システムの登録)

本条は、デジタル資産取引システムの登録制度を創設する。

第304条(デジタル資産取引システムの要件)

本条は、デジタル資産取引システムの要件について定める。SECが、表示の順序、公正なアクセ

ス、自動化システムの安全性、検査、報告をはじめとした規則(rule)制定について教示する。

第305条(デジタル資産プローカーおよびデジタル資産ディーラーの登録)

本条は、デジタル資産ブローカーおよびデジタル資産ディーラーの登録制度を創設する。デジタル資産ブローカーおよびデジタル資産ディーラーは、証券会社が加盟する民間の自主規制機関である金一融業規制機構(FINRA)に登録しないといけない旨定める。また、本条は、デジタル資産ブローカーおよびデジタル資産ディーラーは、デジタル商品ブローカーおよびデジタル商品ブローカーとして CFTC に登録しないといけない旨定める。第306条(デジタル資産ブローカーおよびデジタル資産ディーラーの要件)

本条は、デジタル資産ブローカーおよびデジタル資産ディーラーが、資本、記録保存および顧客資金の分離管理などの要件を遵守するように求める。また、本条は、デジタル資産ブローカーまたはデジタル資産ディーラーの顧客が、文書一で意思表示したうえで、ステーキング(staking)【注:デジタル資産の保有者がブロックチェーンネットワークのセキュリティ維持に寄与することで報酬を得ること。】のような、デジタル資産ブローカーまたはデジタル資産ディーラーが提供するブロックチェーンサービスに参加することを選択できる旨規定する。この場合、SECが定めた要件や制限を遵守しないといけない。

第307条(利益相反の関する規則)

本条は、各デジタル資産取引システム、デジタル資産ブローカー、デジタル資産ディーラー、および届出登録デジタル資産交換所が、確実に利益相反(conflicts of interest)をなくす政策を合理的に遂行するように求める。

第308条(連邦規制対象の仲介者にかかる一定のデジタル資産の取扱い)

本条は、州のブルースカイ法登録要件の適用を免除される「連邦規制対象証券 (covered securities)」となるデジタル資産について規定する。

第309条(二重登録)

本条は、SEC 登録仲介者に対し、現金またはスポット市場で募集もしくは募集開始するにあたっては、1 つ以上のデジタル商品を CFTC で登録するように求める。

第310条(付随的活動への適用除外)

本条は、ブロックチェーンネットワークの保守管理のような付随的活動に対しては、SEC 規則(SEC regulation)を適用除外とする旨定める。ただし、SEC の虚偽防止および相場操縦防止権限の行使については、その限りではない。付随的

活動には、制限的デジタル資産に関し提供される補助的なサービス、ブロックチェーンネットワークにおけるユーザーインターフェース(UI)の提供、ソフトウエアの公開や更新、ブロックチェーンネットワークにおけるウォレットサービスなどを含む。

第311条(届出登録デジタル資産交換所の登録 要件)

本条は、届出登録デジタル資産交換所の登録制度を設け、かつ、SECに対して、デジタル資産の特性に応じて届出登録デジタル資産交換所の活動に関する規則(rule)を制定するように求める。

第312条(金融機関による資産保管業務の取扱い)

本条は、連邦政府の規制機関が、州や連邦の金融機関に対して資産保管業務(custody activities)に付されているデジタル資産の公正な価額などを計算書類に計上するように求めることを禁止する。

第4章 デジタル資産仲介者の商品先物取引委員会(CFTC)での登録

第401条(デジタル商品取引に関する CFTC の管轄権)

本条は、一定のデジタル資産について CFTC に対して新たな権限を与える旨規定する。とりわ け、本条は、本法で創設されたデジタル商品交換 業、デジタル商品ディーラー、およびデジタル商 品ブローカーのような、新たな CFTC 登録企業体 が参加するデジタル商品現金またはスポット市場 において CFTC に新たな独占的な規制権限を付与 する。新たな権限は、CFTC の現行のデジタル資 産関連のものを含むあらゆる現金またはスポット 市場の商品取引に関する虚偽防止および相場操縦 防止権限の強化につながる。本条は、混合デジタ ル資産については、CFTC の独占的な管轄権を認 めない。本条は、原則として、混合デジタル資産 取引は、SEC の管轄に服すると規定する。もっと も、混合デジタル資産取引は CFTC と SEC とに 二重登録している事業者が行う。加えて、本条は、 CFTC が、混合デジタル資産取引に従事する SEC に登録しているデジタル資産発行者、その関係者 および関連者に対して、混合デジタル資産取引に 関する帳簿や書類にアクセスすることができる旨 規定する。本条は、CFTC 登録事業者が扱う許可 された支払用ステーブルコイン取引に関する権限 を SEC に付与する旨規定する。本条は、CFTC が支払ステーブルコインのデザイン、発行、払戻、 財源、担保その他支払用ステーブルコインの展開 については、いかなる権限も有しないことをはっ きりと定める。

第 402 条 (先物取引仲介業者の適格デジタル商 品保管人の利用義務)

本条は、先物取引仲介業者(FCM=future commission merchants)に対して、顧客のデジタル商品を適格デジタル商品保管人(QDCC=qualified digital commodity custodian)に保管するように求める。

第403条(デジタル商品の取引証明および認可)

本条は、登録事業者がデジタル商品の取引をする、または CFTC に登録した事業者を通じてデジタル商品の取引する手続について規定する。この手続のもと、登録事業者は、デジタル商品が商品取引所法(Commodity Exchange Act)の要件を充たす旨の証明書(certification)を CFTC に提出するように求められる。証明事項としては、上場要件への適合性、デジタル商品の機能や操作方法の開示などを含む。 CFTC は、80 日以内に、証明事項の適格性、完成度、真正性などをチェックし、問題がなければ認可(approval)することになっている。

第404条(デジタル商品取引業の登録)

本条は、デジタル商品取引業(DCE=digital commodity exchange)の規制と規則(rule)について規定する。登録 DCE は、上場基準、顧客資産の管理、取引監視、資本、利益相反、報告およびシステムの安全管理のような主要な要件を遵守しないといけない。これらの要件に従うと、登録 DCE は、相場操縦の疑いがなく、ソースコード、取引暦、およびデジタル資産の経済性などを開示することのできるデジタル商品に限り、上場することができる。加えて、登録 DCE は、顧客資金の分離管理、小売の顧客へのリスク度開示、コンプライアンス担当者の任命、民間の自主規制機関に加盟し、当該機関の定める規則を遵守していることなど包括的な要件を遵守するように求められる

本条は、登録 DCE の顧客が、文書で意思表示 したうえで、ステーキング(staking)のような、 CFTC が課す要件や制限を取引業者が遵守したう えで提供するブロックチェーンサービスに参加す ることを選択できる旨規定する。

第405条(適格デジタル商品保管人(QDCC))

本条は、適格デジタル商品保管人(QDCC=qualified digital commodity custodian)となる要件を定める。本条のもと、適格デジタル商品保管人(QDCC)は、連邦、州、外国の規制当局による十分な監督および規制の対象となる。加えて、本条は、連邦商品取引所法(Commodity Exchange Act)が、CFTC に対して、CFTC 規制と SEC 規制または外国の規制との間で互換的な決定をする権限を与えている旨確認する。

第 406 条 (デジタル商品ブローカーおよびディー ラーの規制と登録) 本条は、デジタル商品ブローカー(DCB)およびデジタル商品ディラー(DCD)の規制と登録について規定する。登録 DCB および登録 DCD は、業務基準(business conduct standard)、公正取引、顧客への情報開示、顧客資金の分離管理、利益相反、最低資本基準、報告・記帳義務などの要件を遵守しないといけない。本条のもと、登録 DCB および登録 DC の顧客は、文書で意思表示したうえで、CFTC が課す要件や制限を交換業者が遵守したうえで、ステーキング(staking)のような、その交換業者が提供するブロックチェーンサービスに参加することを選択できる旨規定する。加えて、本条のもと、登録 DCB および登録 DCDに、民間の自主規制機関に加盟し、当該機関の定める規則(rule)を遵守するように求める。

第407条 (関連者の登録)

本条は、デジタル商品ブローカー(DCB) およびデジタル商品ディーラー(DCD)の関連者(associated persons) に対して CFTC に登録するように求める。

第 408 条 (商品プールオペレーターおよび商品 取引アドバイザーの登録)

本条は、一定の商品プールオペレーター(CPO=commodity pool operator)に法的規制を加えCFTCの登録対象とするとともに、CPOが商品取引アドバイザー(commodity trading advisor)としてSECでの二重登録する場合の取扱いについて定める。

第409条(付随活動の適用除外)

本条は、ブロックチェーンネットワークの保守管理のような付随的活動に対しては、CFTC 規則(CFTC regulation)を適用除外とする旨定める。ただし、CFTC の虚偽防止および相場操縦防止権限の行使については、その限りではない。本条にいう付随的活動には、制限的デジタル資産に関し提供される補助的なサービス、ブロックチェーンネットワークにおけるユーザーインターフェース(UI)の提供、ソフトウエアの公開や更新、ブロークチェーンネットワークにおけるウォレットサービスなどを含む。

第410条(発効日)

本条は、CFTC に対して、本章制定後、またはデジタル商品交換業、デジタル商品ディーラーおよびデジタル商品ブローカーに登録に関するCFTC の最終規則(final rules)の発効日後360日以内に本章が必要とするすべての規則(rules)を発出するように求める。

第5章 イノベーションおよび技術の進歩 第501条(SECフィンハブの法制度化)

SEC は、2018年に、フィンテック(金融工学)、

イノベーション(技術革新)の成果であるブロックチェーン(分散型台帳)技術の利活用促進を狙いに、「フィンハブ/ FinHub (=Strategic Hub for Innovation and Financial Technology)」と呼ばれるデジタルプラットフォーム/ポータルサイトを立ち上げた。フィンハブ/ FinHub は、SEC のユーザーに対するさまざまな金融サービスの接続ハブとして機能する。同時に、SEC がフィンテック、技術革新が資本市場、市場参加者、投資家に及ぼす影響を分析し、SEC が革新技術に応えた規制、監督をする最適なコンプライアンス政策づくりに役立てることも狙いとしている。

本条は、SECの「フィンハブ/FinHub(=Strategic Hub for Innovation and Financial Technology)」に法的根拠を与えるものである。本条は、SEC(コミッション)がフィンハブ/FinHubを管理・監督する局長(Director)を任命し、当該局長が、コミッションに活動報告をし、かつ、連邦議会に年次報告書を提出するように求めている。

第502条(CFTC ラボ/LabCFTC の法制度化)

本条は、CFTC内部にCFTCラボ/LabCFTCの創設に法的根拠を与えるのが目的である。CFTCラボ/LabCFTCは、フィンテック(金融工学)、イノベーション(技術革新)の情報源確保が目的である。ユーザーがフィンテックに関する新技術、イノベーションの知見を豊富にし、投資家のフォーラムを目指す。加えて、本条は、CFTC(コミッション)がCFTCラボ/LabCFTCを管理・監督する局長(Director)を任命し、当該局長が、コミッションに活動報告をし、かつ、連邦議会に年次報告書を提出するように求めている。

第503条(デジタル資産に関する CFTC・SEC 合同諮問委員会)

本条は、市場のステークホルダーからなる「デジタル資産に関する CFTC・SEC 合同諮問委員会(Joint CFTC-SEC Advisory Committee on Digital Assets)」の創設を求める。合同諮問委員会は、さまざまな任務を負うが、最も重要な任務の1つは、本法のもとで発出する規則(rules)に関して CFTC と SEC 双方に対して勧告を行うことができることである。

第504条(証券取引委員会使命の現代化)

本条は、1933 年証券法、1934 年証券取引法 および 1940 年投資顧問法を改正し、SEC が規 則を発出する際に、「イノベーション」の要因を加 えることを求めるものである。

第505条(分権型の金融の研究)

本条は、CFTC と SEC 双方に対して、分権型

金融(DeFi=decentralized finance)の研究を行 うように求める。研究対象としては、分権型金融 (DeFi) プロトコルの量、範囲、役割、特質およ び利用、分権型金融(DeFi)の長所と欠点、分権 型金融(DeFi)を伝統的な金融市場との統合の仕 方、ならびに伝統的な金融市場との対比において 分権型金融(DeFi)に関わる違法活動の水準と種 類を含む。本条のもと、CFTC と SEC は、年一 回連邦議会に報告する義務を負う。加えて、政府 検査院(GAO=Government Accounting Office) は、分権型金融(DeFi)に関する報告書を作成し、 かつ、年一回連邦議会に報告するものとする。分 権型金融(DeFi)とは、次のようなソフトウエア アプリのシステムであると定義する。(1)中央管 理組織のないブロックチェーン(分散型台帳)技 術を展開するスマートコントラクトにより創設さ れるものであり、かつ、(2)取引を第三者である 仲介者が管理しない、またはその取引にかかるユー ザーのデジタル資産を管理しない、ユーザーの自 己責任の方法において金融取引をするのを認める ものを指す。

第 506 条(非代替(NFT= non-fungible)デジタル資産の研究)

本条は、政府検査院(GAO)に対して、非代替(NFT=non-fungible)デジタル資産の研究を行うように求める。研究対象としては、非代替(NFT)デジタル資産の量、範囲、役割、特質および利用、非代替(NFT)デジタル資産の長所と欠点、非代替(NFT)デジタル資産を伝統的な金融市場との統合の仕方、ならびに伝統的な金融市場との対比において非代替(NFT)デジタル資産に関わる違法活動の水準と種類を含む。本条のもと、政府検査院(GAO)は、非代替(NFT)デジタル資産に関する報告書を作成し、かつ、年一回連邦議会に報告するものとする

第507条(金融市場基盤進歩の研究)

本条は、CFTCとSEC双方に対して、デジタルトークン(デジタル権利証)化された有価証券(tokenized securities)や先物商品(derivative products)の発展を促進するために追加的なガイダンスや規則(rules)が必要かどうかを検討するように求める。加えて、この検討では、規則(rules)をつくることが公正かつ秩序ある金融市場の育成につながるのかどうか、公益に資するのかどうか、そして、投資家保護に資するのかどうかを精査するように求めている。CFTCとSEC双方に対して、報告書を作成し、かつ、年一回連邦議会に報告するように求められている。

連邦証券取引委員会(SEC)のゲーリー・ゲンスラー委員長(Chair Gary Gensler)は、23年5月22日、連邦議会下院を通過したFIT21法案に反対する声明を出した ¹⁰⁸。連邦議会民主党のリベラル派やバイデン大領領は、現行のFIT21法案が十分な消費者保護および投資家保護に後ろ向きであるとして反対の立場を表明している。FIT21法案は議会上院に送られた。しかし、議会上院には、通常は準備されているはずの〝並行法案(companion bills)〟が提出されていない。

【表 34】並行法案の並行審査と調整の仕方



FIT21 法案は、下院から民主党が多数を占める議会上院に送致された。上院農業委員会での審議がいつ始まるのかも不透明である。仮に審議が開始されたとしても、上下両院の間でのキャッチボールが必要である。仮に、上下両院で合意に達しても、大統領は拒否権を発動できる。大統領が拒否権を発動すると、拒否権を覆すには、上下両院において3分の2以上で可決しないといけなくなる。これはハードルが高い 109。

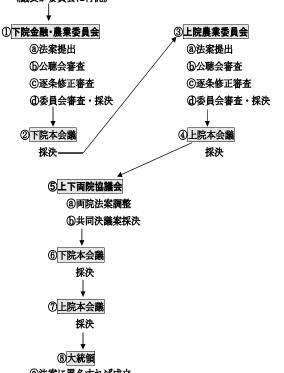
連邦議会上院での審議は、抜本的な修正を含め、 2024年11月の大統領および連邦議会議員選挙 で選出されたトランプ大統領および連邦議会の顔 ぶれで始まる 110。

(2) 暗号通貨取引に対する政治の動き

2024年7月22日、連邦の証券取引委員会 (SEC) は、暗号通貨(仮装通貨)イーサリアム /イーサの現物で運用する各証券取引所での上場 投資信託(ETF=exchange treaded fund)を

【表 35】連邦税法の立法プロセスのあらまし

連邦議会下院にFIT21 法案(下院先議法案)を提出後の審査プロセス 《議長が委員会に付託》



- @法案に署名すれば成立
- ⑤拒否権を発動すれば、下院・上院双方で 2/3以上で可決しない限り、廃案

承認した。同年1月のビットコインETF11銘柄の上場承認に続く2例目となる¹¹¹。これまで、SEC は、仮想通貨(暗号資産)の現物の上場に慎重姿勢であった。SEC当局の方針転換の背景には、共和党が、大統領選挙に向けて同年7月15日に採択した政策要綱で、「民主党による法外な暗号資産に対する政府規制を終わらせる」旨をアナウンスしたことがある。アメリカの投資家は証券会社の口座を通じてイーサリアム/イーサに間接的に投資できるようになった。

2つの政府機関による規制権限争いを後目に、アメリカ政治は、新たな大口献金先として〝暗号通貨億万長者〟に狙いを定めている。デジタルコインを含む NFT による政治献金の受け付けをはじめ、デジタルコイン業界との接触と強めてい

¹⁰⁸ https://www.sec.gov/newsroom/speeches-statements/gensler-21st-century-act-05222024

¹⁰⁹ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 794 頁以下参照。

^{110 2024} 年 7 月、トランプ大統領候補は、デジタル資産業界の支援を得るために、中央銀行デジタル通貨 (CBDC) の開発を中止し、代わりにステーブルコインの拡大を支援する考えを示した。加えて、政府が保有するビットコインを売却せず、「国家戦略的ビットコイン備蓄」をするとも発言している。 See, Cris Cameron, *Trump, Appealing to Bitcoin Fans, Vows U.S. Will Be 'Crypto Capital of the Planet', *New York Times (July 27, 2024).

¹¹⁰ See, David Yaffe-Bellany, ^NU.S. Approves Investment Product Tied to Popular Cryptocurrency Ether, The New York Times (May 23, 2024). Ether Cryptocurrency ETFs Are Approved by the SEC - The New York Times (nytimes.com)

る。2022年11月、世界最大の暗号通貨交換事業者のFTXトレーディングが経営破綻してから、SECは、バイナンス社など暗号通貨事業者を、連邦証券法違反を理由に提訴するなどして、デジタルコインを含む NFT 取引を〝デジタル証券〟とみなして規制を強めてきた。しかし、そもそも破綻した暗号通貨交換事業者、FTXのサム・バンクマン・フリード(Samuel Benjamin Bankman-Fried)創業者は、民主党への大口献金者であった。

SECのトップはトランプ大統領による政治任用のポストである。政治の流れによっては、SECやCFTCなどのトップの据替による暗号通貨交換インフラの整備、さらには革新的な先端技術を駆使したデジタルコインを含むNFT取引によるクラウドファンディング法認に大きく舵を切るのでないか。

V 果実提供型 (pre-purchase / reward) クラウドファンディングの分析

果実提供型 (reward / pre-purchase-based) クラウドファンディングとは、①起案者 (project initiator / creator / organizer) が、②プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) の仲介役 (intermediary) を介して、③支援者 (contributors / supporters / backers) との間で交わされる取引で、①が③に「果実」を提供するモデルである。

果実提供型(reward / pre-purchase-based) クラウドファンディングは、大きく「投資型」と「非 投資型」に分けられる。

「投資型」では、支援者の貸付(デット/debt)額に応じて、、果実、として利子を支払うか、投資(エクイティ/equity)額に応じて、その交換として持分(株式)を提供し、、、果実、として配当を支払う。

一方、「非投資型」では、支援者が資金を提供する *見返り、として、支援額に応じて、起案者が *果実、として企画・生産した現物 (製品)を提供する。具体的には、クラウドファンディング起案者である個人やスタートアップ企業が、クラウドファンディング専用デジタルプラットフォームなどを使って、音楽・映画・芸術作品の製作プロジェクト、家庭用便利機器や健康機器開発プロジェクトに対する資金拠出を求め、完成した作品ないし開発製品の支援者への現物提供をするケースである。もっとも、「果実」として *感謝メー

ルを送付する。だけのケースも少なくない。実質的には、*果実、、*見返り。とはいえない。

ちなみに、通例、果実提供型クラウドファンディングとは、「非投資型」をさす。「投資型」は、「証券投資型(エクイティ/equity-based)」という言い回しが使われる。つまり、別途のタイプに分類される。本稿でも、そうした分け方をしている。

1 果実提供型クラウドファンディングの実態

*民間活力(private action)ファースト。の 国アメリカで生まれ育ったクラウドファンディン グは、さまざまな創意工夫が織り込まれた練れた ビジネスモデルである。クラウドファンディング が大きく羽ばたく契機となったのが、ある果実提 供型プロジェクトの成功体験である。

ハリウッド映画つくりの基本モデルを練り上げた世界初の女性映画監督アリス・ギイの生涯に迫るドキュメンタリー『映画はアリスからはじまった(原題: Be Natural: The Untold Story of Alice Guy-Blache)2018年』の製作費は、クラウドファンディングの形で集められた。おおよそ20万ドルが集まり、プロジェクト起案者は無事映画を完成し販売にこぎつけた。支援者には、官製した映画のDVDが配られた。配付されたDVDは、*果実》にあたる。

この成功例は、スタートアップ資金調達に苦しむ多くの新進気鋭の劇作家や芸術家などに勇気を与えた。もちろん成功例ばかりではない。毎年、数えられない位の果実提供型クラウドファンディングがネットにアップされる。しかし、その多くは、目標額に達することができず、姿を消している。10ドル以下の小口献金が数人、あるいは5,000ドルの支援者が1人という成果に終わったプロジェクトも多い。また、「果実」として〝感謝メールを送付する〟、〝ツイッター[現エックス(X)]にメッセージをアップする〟とするケースも少なくない。当然、支援者は、慎重な判断が求められ、〝フェイクプロジェクト〟に自己責任を問われる。

2 非投資型クラウドファンディングとの対比

一方、②非投資型クラウドファンディングのプラットフォーム(仲介)運営では、金銭的な果実 (monetary reward) が伴わないこと。このことから、株式取引とは異なり、ブローカーないしディ

【表 36】果実提供型クラウドファンディングプロジェクトの想定例

7 1 47/G/AC1/3			
一口募金額	応募口数	総寄附額	成立した場合、支援者に配付される果実
(\$)	(\$)	(\$)	
\$1	303	\$303	「お礼」メール
\$10	304	\$3,430	「お礼」メール+ツイッター(X)で「お礼」
\$35	605	\$21,175	ネットから映画データのダウンロード権
\$1,000	7	\$7,000	製作された映画 DVD 配付
\$5,000	1	\$5,000	製作された映画 DVD 配付
\$100	1,000	\$100,000	製作された音楽アルバムのダウンロード権
\$50	2,000	\$100,000	出版されたアメリカ料理レシピ本の配布
\$10 以上	820	\$88,956	\$10 以上の支援者に製作された音楽アル
			バムのダウンロード権
\$5 以上	235	\$158,255	古民家の再生、再生後、30ドル以上の支
			援者に無償食事会への参加券の配布
\$1,000 以上	80	\$128,580	開発された健康機器を配付
\$100 以上	58	\$7,780	開発された便利グッズの配布
\$1,000 以上	1,371	\$2,528,000	開発された障害者雇用企業向け多言語
			特殊ソフトウエアのダウンロード権

*最近の各種プラットフォーマーの公表プロジェクト例などから イメージして作成

以上のような、想定例からもわかるように、 果実提供型クラウドファンディングでは、②プラットフォーマー(クラウドファンディング業者)の仲介役(intermediary)を介して行われる取引で、①起案者が③支援者から得る〝資金(寄附)〟と、③支援者が①起案者から得る「果実」、「見返り」にかかる課税取扱いが問われる。第2部で詳しく分析する。

ーラー登録など金融仲介業者としてのライセンス は不要である。

しかしながら、

②果実提供型(pre-purchase / reward)クラウドファンディングのプラットフォーム(仲介)運営では、開発した商品やサービス提供が伴うことも多いことから、消費者保護、契約法上の詐欺防止などの法制上の規制の対象となる。

弁護士は、有償・無償を問わず、クラウドファンディングプロジェクトで、起案者に対して法務サービスを提供することはできるが、職業倫理(Professional Rules of Conduct)から、詐欺的なプロジェクトにはかかわることができない。

ただし、報酬を得て、不正・詐欺的なクラウドファンディングプロジェクトで民事、刑事上の責任を問われた起案者や支援者の法務支援をする場合は別である 112 。

3 クラウドファンディング判断の課題

クラウドファンディングは、プロジェクトの起案次第では、投資型なのか、非投資型なのか判断するのか難しいものも出てくる。そうしたものの1つに、「民事訴訟資金クラウドファンディング(civil litigation crowdfunding)」がある。民事訴訟は、①遺失利益や慰謝料などの回復を目指す損害賠償請求のケースと、②差止請求(injunction)や宣言的判決(declaratory judgment)のように非金銭的な目的のケースがある。問題になるのは、①損害賠償請求のケースで、クラウドファンディング・プロジェクトが支援者の支援額に応じて獲得額を配分する形で組まれている場合である。

VI 非営利公益目的クラウドファンディング の分析

非営利公益目的クラウドファンディングとは、②無償型(non-reword type / altruistic type)/非営利・公益目的型(not-for-profit / nonprofit / charitable cause)のクラウドファンディングである。アメリカでは、近年の統計によると、350万人を超える市民が、インターネットを通じて、公益(慈善)寄附金を支出している。一方で、ネット募金/オンライン募金/クラウドファンディングの拡大が詐欺や不正を増大させ、消費者であるクラウドの保護を難しくしている 113。非営利公益目的でのクラウドファンディング(online charitable giving portals / giving portals)をどのように正しい方向に導くのかが重い政策課題になっている 114。

非営利公益型(non-profit / charity typed) クラウドファンディングあるいは寄附型/募金型 (donation) クラウドファンディングは、大きく ②非営利公益団体型(charity-based)のクラウ ドファンディングと⑤個人間贈与型(gift-based)

¹¹² See, Aviva Meridian Kaiser, A Primer:Crowdfunding for Legal Fees, 94-MAR Wis. Law. 18 (2021).

¹¹³ NASCO-Annual-report-22-23.pdf (nasconet.org)

¹¹⁴ See, Lloyd Hitoshi Mayer, *Regulating Charitable Crowdfunding, § 97 Ind. L. J. 1375 (2022).

クラウドファンディングとに分けて点検するとわかりやすい。

1 非営利公益寄附金募金プロジェクトキャンペーンの変容

連邦国家であるアメリカでは、家族法や契約 法、不法行為法、会社法や非営利公益団体法な ど私法分野については、州が立法管轄権を有し ている。このことから、これらの分野の法制は、 それぞれの州により大きく異なる。各法分野で は、模範法典 (model codes) をつくり、全米 規模の統一化を試みてはいる。UCC (=Uniform Commercial Code /統一商法典) のように、 分野によっては、一定の統一化に成功を収めて いる。しかし、非営利公益団体法を取ってみて も、1964年にアメリカ法曹協会(ABA)が 出した模範非営利法人法 (Model Nonprofit Corporation Act) に沿った立法を行った州は少 ない。事実、ニューヨーク州とカルフォルニア州 とを比べて見ても、立法構造は大きく異なる。カ リフォルニア州では、非営利法人を①非営利公益 法人 (nonprofit public benefit corporation)、 ②非営利共益法人(nonprofit mutual benefit corporation)、③非営利宗教法人 (nonprofit religious corporation) に分けて法律を定め、 規律している 115。

非営利公益募金プロジェクトキャンペーン(活動)は、今日、オンライン中心に様変わりしている。しかし、こうしたキャンペーンは、伝統的には久しく対面/オフライン/街頭中心で行われてきた。

伝統的な非営利公益募金プロジェクトキャンペーンは、、州の法令、またはその下にある地方団体(カウンティ、シティ、タウン、ビレッジなど)の条例で規制してきた(以下、地方団体の規制条例を含め、たんに「非営利公益募金規制法」ともいう。)。また、州の場合、規制機関は、州により異なるが、州司法長官(state Attorney General)、州商務省(state Department of Commerce)、またはそれぞれが所管する規制機関である。

非営利公益募金プロジェクトキャンペーンを、公益保護の視点から先駆的に法規制を加えたのは、ニューヨーク州(NY州)である。NY州は、1954年にトンプキンス法(Tompkins Act of 1954)を制定した。その後、同法は改正を重ね、現在は、NY州法典・執行法(N.Y. Consolidated Laws, Executive Law)172

条【公益(慈善)団体の登録(Registration of charitable organizations)】以下に規定されている ¹¹⁶。登録事務を所管するのは、NY 州法務省内(N.Y. State Department of Law)にあるNY 州司法長官・チャリティ局(N.Y. Attorney General's Charities Bureau)である。

非営利公益団体が、NY州法内で募金キャンペー ン(活動)をするとする。この場合、キャンペー ンに先立ち、州司法長官・チャリティ局に登録し ないといけない。加えて、登録した非営利公益団 体は、年次報告書 (Form CHAR500:Carities annual filing)を提出しないといけない。提出 の際には、その団体が、連邦課税庁である内国歳 入庁 (IRS) に提出する様式 990 [所得税を免 除される団体の申告書 (Form 990: Return of Organization Exempt from Income Tax)] のコピーを添付しないといけない。また、募金キャ ンペーン(活動)をする年内に、その活動に専門 的資金調達者(professional fundraiser)、営利 共同事業者 (commercial co-venturer)、資金 調達相談者(fundraising counsel)などが加わ る場合には、それぞれに関する詳細を記載した別 表(schedules)を添付しないといけない(NY 州法典・執行法 7条の A)。

オンライン中心の今日でも、プロジェクト規制における州や地方団体の役割の重さは変わらない。しかし、インターネットは、州境や国境が存在しないグローバルな存在である。このため、非営利公益募金プロジェクトの規制では、次第に連邦の役割も増してきている。

(1) 非営利公益目的での募金とは

非営利公益団体が行う募金「公益(慈善)募金 (charitable solicitation)」とは何か。一般に、「公 益(慈善)募金」については、州法が定義してきた。 しかし、定義は、州により大きく異なる。

例えば、ニューヨーク州法は、「公益(慈善) 団体(charitable organizations)」による「寄 附(contribution)」の「募集(solicit)」など主 要な言葉について、次のように定義する。

【表 37】主要な言葉の意味

- ・「公益 (慈善) 団体 (charitable organizations)」 とは、「博愛 (benevolent)、慈善 (philanthropic)、 愛国 (patriotic)、慈悲 (eleemosynary) を目的 とする [中略] 団体」をさす (NY 州法典・執行 法 171 条の a 第 1 項)。
- ・「寄附 (contribution)」とは、[中略]「金銭

またはいかなる種類もしくは価額の財産の付与 またはその約束」をさす(NY 州法典・執行法 171 条の a 第 2 項)。

- ・「専門的資金調達者 (professional fundraiser)」 とは、独立した請負契約で、報酬を得て、直接 または間接に、非営利公益団体の募金または広 報活動を支援する資金調達事務の専門家。ただ し、非営利公益団体の取締役、理事、執行役、 ボランティア、従業者は除く (NY 州法典・執 行法 171 条の a 第 4 項)。
- ・「専門的募金者 (professional solicitor)」とは、 公益目的等での資金調達をする専門的資金調達 者 (professional fundraiser) が有償で募金業 務のために雇用または委託した者をさす (NY 州法典・執行法 171 条の a 第 5 項)
- ・「営利共同事業者(commercial co-venturer)」 とは、通常、資金調達ないし非営利団体を利する こと以外の営利目的事業に従事していており、か つ、物品の購入もしくは利用、サービス、娯楽そ の他非営利団体を利するための広報をする者を さす(NY 州法典・執行法 171 条の a 第 6 項)。
- ・「資金調達相談者 (fundraising counsel)」とは、 有償で、非営利公益団体の相談に乗る者、または、 非営利公益団体のためにもしくは非営利公益団 体に代わって、この州内で寄附金の募集につい て、企画、管理、広報もしくは支援する者をさす。 ただし、非営利公益団体の執行役、ボランティア、 従業者、非営利公益団体が委任した弁護士、さ らには、もっぱら行政機関ないし連邦税免税団 体から助成金を得るための申請に従事する個人 を除く(NY 州法典・執行法 171 条の a 第 9 項)。
- ・「募金 (solicit)」とは、「いかなる媒体を使うに しろ、明示か黙示かを問わず、直接的または間 接的に、寄附を求めること[以下、略]」をさす (NY 州法典・執行法 171 条の a 第 10 項)。

多くの州では、非営利公益団体が、募金キャンペーン(活動)をする場合、その活動に専門的資金調達者(professional fundraiser)、営利共同事業者(commercial co-venturer)、資金調達相談者(fundraising counsel)などが加わる場合には、それらの者の登録、または報告を求める。

例えば、NY 州の場合、専門的資金調達者 (professional fundraiser)、営利共同事業者 (commercial co-venturer)、資金調達相談者 (fundraising counsel) に登録を求め、様式 CHAR015 [年間保証金:専門的資金調達者用 (Form CHAR015: Annual Bond for Professional Fund Raisers)] などの別表を当局に提出するように求め、その際に、1 万ドルの保証金を積むことを義務づける (NY 州法典・執行法7条の A 第 173 項)。

非営利公益団体の募金プロジェクトキャンペー

ン(活動)が、対面・オフラインから、クラウドファンディング(charitable crowdfunding)またはオンラインファンドレイジング(online charitable fundraising)に大きくシフトしている。例えば、現行 NY 州法のもとでは、非営利公益目的でのクラウドファンディングプラットフォームないしポータルサイトなどは、専門的資金調達者(professional fundraiser)または資金調達相談者(fundraising counsel)にあてはまるのかどうかが問題になる。

こうした問題に、新法を制定し対応する州も見られる。その一方で、現行法の枠内で対応を試みる州も少なくない。

(2) 非営利公益目的でのクラウドファンディン グの所在

非営利公益目的でのクラウドファンディング (charitable crowdfunding) またはオンラインファンドレイジング (online charitable fundraising) とは、不特定多数の者 (crowd)を対象に、ネットを使って、非営利公益目的で、団体、個人またはプロジェクトに対する金銭の寄附を募集することをさす。

伝統的な募金とクラウドファンディングを対比 すると、その違いは、次のとおりである。

【表 38】伝統的な募金とクラウドファンディングとの違い

- ・伝統的な募金: 非営利公益目的での寄附を対面 (街頭・個別訪問等)、電話、郵便、DM で募集 する方法
- ・クラウドファンディング: 非営利公益目的での 寄附を、インターネットを使って募集する方法。

2 デジタル時代の非営利公益募金プロジェ クトの規制

デジタル化の大波を受け、非営利公益目的での 寄附募集方法も、インターネットを使って募集す る方法一辺倒に様変わりしている。

具体的には、大きく①各非営利公益団体のWebページにアップロードされた寄附募集プロジェクトキャンペーンを閲覧させ、「今すぐ寄附を(Donate Now)」ボタンをクリックさせる方式、②インスタグラム(Instagram)やエックス(X)[旧 Twitter]、メタ(Meta)[旧 Facebook]のようなSNSを使う方式(social media fundraising)、③民間プラットフォーマーが立ち上げた非営利公益団体デジタルプラット

フォーム、ポータルサイト (ハブ) を介して募金 するやり方に分けられる。

(1) 非営利公益目的募金に対する規制の現状

1995 年初頭から、マサチューセッツ州、コネチカット州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州は、ネット募金/オンライン募金を規制する政策を実施した。本格化したのは 2000 年代に入ってからである。規制方法としては、一般に「登録制 (registration)」が採用されている。

ひとくちに登録制といってもさまざまなデザインが考えられる。 ①オンライン寄附プロジェクトキャンペーンを実施するに先立ち、規制当局で登録を求める方法がある。また、②非営利公益目的の募金プロジェクトキャンペーンをアップロードする民間プラットフォーマーが立ち上げたデジタルプラットフォーム、ポータルサイトに規制当局で登録を求める方法がある。 ③さらには、非営利公益団体が、自らのWebサイトに募金プロジェクトキャンペーンをアップロードするに先立ち、規制当局で登録を求める方法がある。

こうした方法は、連邦証券法 (Securities Act of 1933) や諸州の証券法 (blue sky laws) の

もとで、すでに実施されている。すなわち、証券の発行者は、私募を、インターネットやクラウドファンディング業者の「ファンディングポータル(funding portal)」介して行う際に、規制当局で登録をしないといけない。ただ、証券投資型クラウドファンディングでは、ハイリスク投資ルールに基づくスタートアップ企業(小規模成長期待企業)、ユニコーン企業 [時価総額 10 億ドル(おおよそ 1,500 億円)以上で未上場の企業]の育成などが目的である。ノーリターン・無償・無私ルールに基づく非営利公益目的のクラウドファンディングとは一味違う不特定多数者(crowd)保護の仕方が求められている。

(2) 州・地方団体による非営利公益募金規制の 課題

非営利公益団体が行う不特定多数者を対象に募金プロジェクトキャンペーンに、詐欺や不正表示が伴うことも多々ある。公益保護の視点から公的規制を行うのは州やその下にある地方団体(カウンティ、シティ、ビレッジなど)の役割である。州や地方団体は、公益保護の視点から、募金プロジェクトの事前登録ないし届出、さらには収受し

コラム 12) アメリカ各州での非営利公益募金登録制度の概要

アメリカの州の数は 50、それに連邦の首都であるワシントン D.C. を加え、51 とされる。すべての州が、非営利公益目的で募金プロジェクトキャンペーンを開始するに先立ち、非営利公益団体が所在する州で登録(その後の収支報告など)を求めているわけではない 117。



【引用 COGENCY GLOBAL 2024】

≪原則として登録を不要とする州/10州≫

デラウエア、アイオア、アイダホ、インディアナ、 ミネソタ、ネブラスカ、サウスダコタ、ユタ、バー モント、ワイオミング

≪限定的な登録制度を敷く州/4州≫

アリゾナ、ミズーリ、テキサス、ルイジアナ

≪厳格な登録制度を敷く州/36 州+ワシントン D.C. ≫

ただし、多くは、宗教団体 [教会 (churches)、シナゴーグ (synagogues) など]、公益病院 (exempt hospitals)、教育機関[大学 (universities, colleges) など] は、募金に先立つ登録は免除。

ちなみに、極めて少数の州を除き、非営利公益団体が、所在する州で登録をしたうえで、対面(街頭、個別訪問など)ではなく、電話、電子メール、DM オンラインで募金を行うことで他の州と関係(connection)または関連(nexus)を有することになる場合には、当該他の州での登録は求められない。また、地方団体(カウンティ、シティ、タウン、ビレッジなど)については、別途、条例などで登録制度を敷いている。州とその州内にある地方団体とは、必ずしも登録制度で採用しているとは限らない。

¹¹⁷ See, Ron Barrett, *Which States Require Charitable Solicitation Registration for Nonprofits?_{\$} COGENCY GLOBAL (May 16, 2024) .

た募金額の使途の開示・報告を求める仕組みを導入している。そのデザインは、州ないし地方団体により、大きく異なる。近年、全米的統一も試みられたが、遅々として進んでいない。

非営利公益団体の募金プロジェクトキャンペー ンに対する規制は、連邦憲法修正1条に規定する 諸権利を保障できてはじめて有効とされる。ちな みに、連邦憲法修正1条は、政教分離原則、信教 の自由、出版の自由、集会の自由、請願権を保障 内容とする。したがって、非営利公益団体の募金 プロジェクトキャンペーンは、これらの権利を不 当に侵害するものでない限り、合憲・合法であり、 必要以上の公権力の介入を受けることはない 118。 一方、州や地方団体には、いかに公益保護が目的で あったとしても、連邦憲法修正1条上の諸権利を反 故にするような不合理な規制は法認されない 119。 また、不合理な規制をする州や地方団体の法律は 無効である 120。州や地方団体は、法律上の受忍 義務を果たさない、あるいは公益に反する募金活 動がある場合には、登録の留保や取消などの行政 制裁を課すことができる。事案によっては司法判 断を求めることになる。詐欺やマネーロンダリン グが絡む事案では、刑事制裁の対象となる。一方、 非営利公益団体は、州や地方団体が定める公益目 的募金規制法が憲法に抵触すると思う場合、ある いは不合理な規制で権利を侵害されたと思う場合 には、州または連邦の裁判所に救済を求めること ができる。

例えば、州ないし地方団体の公益目的募金規制法が、募金プロジェクトキャンペーン内容に、過剰な介入できる裁量権を規制当局に認めていると解されるとする。この場合、その法律が適用になる非営利公益団体は、言論・表現の自由を保障した連邦憲法修正1条を根拠に、法令違憲訴訟を起こしている「21。また、公益目的募金規制法が、募金プロジェクトキャンペーンの登録時の事前チェックにあたり、専門的資金調達者(professional fundraiser)などの個人情報や受け取る手数料などの詳細な情報提供を求めていることを非営利公益団体側が問題にした事例がある。本件で、裁判所は、当該規制法は規制当局の

過剰な介入を放任しているだけでなく、団体の言論・表現の自由を侵害するものでありとし、連邦憲法修正1条とぶつかり、違憲である、との判断をくだしている 122。

このように、アメリカでは、非営利公益団体の募金プロジェクトキャンペーンを行う権利やその権利を規制する当局の権限は、連邦憲法修正1条と深く関わる形で法的議論が展開されている。州ないし地方団体の公益目的募金規制法が千差万別である。このことが、数えられないくらい大量の裁判例の蓄積につながっている。

ちなみに、わが国では、非営利公益団体による 募金規制の要否については、あまり活発に議論されていない。いや、むしろ、不特定多数者を対象 とした対面(街頭、個別訪問等)はもちろんのこと、 オンライン/ネットを使った非営利公益目的での 募金活動についても、"法治"の思考が欠如している。完全に"放置"常態にあると言っても、過 言ではない。この背景には、寄附金控除に対する 国民・納税者の認識度が今一で、ふるさと寄附(納 税)のような対価提供型のいびつな寄附制度がパンデミックのように広がっている問題もあるのではないか。

3 アメリカの非営利公益目的クラウドファ ンディング企業の興隆

ノーリターン・無償・無私ルールに基づき、不特定多数者(crowd)に向けて非営利公益目的での寄附を求めるとする。今日、アメリカでは、対面/オフラインではなく、インターネットを使いオンラインで募金するのが常識になっている。こうしたオンラインの募金方法は、すでにふれたように、「非営利公益目的でのクラウドファンディング(online charitable crowdfunding)」とも呼ばれる。

非営利公益目的のクラウドファンディングでは、募金プログラムの起案者(募金者)は、オンライン仲介者(online intermediary)を使い、不特定多数者(crowd)を対象に、ノーリターン・無償・無私ルールに基づき、支援者(寄附者)に

¹¹⁸ Illinois, ex rel. Madigan v. Telemarking Associates, Inc., 538 U.S. 600 (2003).

¹¹⁹ Heritage Pub. Co. v. Fishman, 634 F. Supp. 1489 (D. Minn. 1986).

¹²⁰ National Federation of the Blind of Colorado, Inc. v. Norton, 981 F. Supp. 1371 (D. Colo. 1997).

¹²¹ People v. French, 762 P. 2d 1369 (Colo. 1988).

¹²² Indiana Voluntary Firemen's Ass'n, Inc. v. Pearson, 700 F. Supp. 421 (S. D. Ind. 1988).

寄附を求めるモデルの選択が一般化している。も ちろん、税制上の支援措置として「公益寄附金控 除」制度があることから、*ノーリターン・無償・ 無私ルール、を常に問う必要が出てくる。

例えば、わが国のふるさと寄附金(ふるさと納 税)を見てみても、このルールから著しく乖離し ている。島国、ローカルではうまく機能している としても、グローバルな視座から再点検が必要な のではないか。

オンライン仲介者 (online intermediary) と しては、SNS、クラウドファンディングサイトそ の他オンラインプラットフォームがサービスを提 供するのが一般的である。こうしたサービスを提 供するプラットフォームは、「公益募金ポータル (online charitable giving portals / giving portals /)」、「非営利募金プラットフォーム (online nonprofit crowdfunding platforms) などと呼ばれる。アメリカにおいては、非営利公 益クラウドファンディングプラットフォーム企業 の数が急速に増加している。デジタル (DX) 化 の大波を受けて、数多くの非営利公益団体が伝統 的な対面の募金からオンライン募金・クラウド ファンディングの手法に大きくシフトしているか らである。

以下に、読者の理解を深めるために、いくつか のプラットフォームを手短に紹介する。

【表 39】主な非営利公益目的クラウドファンディング・ デジタルプラットフォーム

◆ファンドリー (Fundly)



(Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Fundly.com [設立] 2009 年 [本拠地] カリフォルニア州パ ロアルト (Palo Alto) [従業者数] 14人

【プラットフォームの類型】無償型(non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause) 型

【対象分野】教育、宗教などの非営利グループ、個 人のプロジェクトへの資金調達・募金支援の仲介。 【アップロード手順】起案者はプラットフォームへ の映像やビデオなどでプロジェクトキャンペーンを アップロードし、不特定多数者 (crowd) を対象に、 友人や親族を含む支援者から募金できる仕組み。

【仲介手数料】入会手数料や月額定額手数料は不 要。キャンペーンが成功した場合、起案者は得た 金額の4.9%の仲介手数料+クレカの決済手数料 を負担。

◆コーズボックス (Causevox)



【プラットフォームの概要】「名称 Causevox. com [設立] 2010年 [本拠地] ニューヨーク 州ニューヨークシティ 「従業者数]:4人

【プラットフォームの類型】無償型(non-reword type / altruistic type) /非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause) 型、その他イベ ントチケット販売など

【アップロード手順】非営利団体の募金プロジェク ト起案者は、この業者のプロジェクト管理アプリ などを使ってプラットフォームへのキャンペーン をアップロードし、不特定多数者 (crowd) を対 象に支援者から効率的に募金できる。

【仲介手数料】 3コース: ①標準:月額定額手 数料はないが、起案者が得た金額の5%の手数料、 ②インパクト:月額 49 ドルの定額手数料+起案 者が得た金額の4.25%の手数料、③プロ:月額 129 ドルの定額手数料+起案者が得た金額の 4% の手数料。試行期間(5,000ドルの調達額まで)は、 手数料なし。

◆クラシィ (Classy)



(Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Classy.com [設立] 2010年 [本拠地] カリフォルニア州サ ンディエゴ、「従業者数」445人 「大手プラット フォーマー GoFundMe の子会社]

【アップロード手順】起案者は自己の Web サイト にプロジェクトキャンペーンをアップロードし、 かつ、この非営利公益専用のプラットフォームに リンクし、不特定多数者 (crowd) を対象に支援 者から募金できる仕組み。支援者はモバイル端末 から寄附しやすいのが特質(全体の4割を超える 寄附者はモバイル端末から寄附金を支出)

【仲介手数料】 3コース:①入門:月額定額手数料 はないが、起案者が得た金額の5%の手数料、② プロ:月額 499 ドルの定額手数料+起案者が得た 金額の 2%の手数料、③事業者:月額 1,499 ドル の定額手数料+起案者が得た金額の0%~1%の 手数料

◆グローバルギビング (GlobalGiving)

35 GlobalGiving

(Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] GlobalGiving. com [設立] 2002年 [本拠地ワシントン D.C. |[従業者数]未公表:スタートアップ企業

【プラットフォームの類型】無償型(non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause)型。海外開発支援が中心。

【アップロード手順】起案者はプラットフォームへ プロジェクトキャンペーンをアップロードし、支 援者から募金できる仕組み。

【仲介手数料】支援者(寄附者)に対し寄附額の 15%の手数料。多くの支援者は、手数料込みの寄 附よりも、手数料は別途負担とする寄附を希望

◆キューギブ (Qgiv)



(Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Qgiv.com [設立]2007年 [本拠地] フロリダ州レイクランド、[従業者数]90人 [IT企業Bloomerangの子会社] 【プラットフォームの類型】無償型 (non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause) 型。

【アップロード手順】起案者はプラットフォームへ プロジェクトキャンペーンをアップロードし、支 援者から募金できる仕組み。

【仲介手数料】起案者が得た募金額にかかわらず、 標準コースは一律月額 159 ドル 123 。

非営利公益団体が伝統的な対面の募金からオンライン募金・クラウドファンディングにシフトしており、こうした需要を見込んで、起業家がこの分野に進出している。この種に業務は、ITの知見が豊かな者であれば、容易に起業できるからである。ネット市場には、スタートアップから大手プラットフォーマーの子会社まで、非営利公益クラウドファンディング・デジタルプラットフォームがあふれかえっている。M&Aを含め、消えては新たに現れるという過当競争状態にあるといっても過言ではない。

4 非営利公益目的クラウドファンディング 規制の本格化

デジタル (DX) 化の大波を受けて、数多くの 非営利公益団体の募金実務は、伝統的な対面の募 金からオンライン募金・クラウドファンディング の手法に大きくシフトしている。非営利公益目的 クラウドファンディングプラットフォーム(ポータル)での主要なプレイヤーは、起案者(募金者/受配者)+支援者(寄附者)+プラットフォーマー(仲介者)の3者である。オンラインの非営利公益募金プロジェクトでは、伝統的な対面の募金プロジェクトとは違い、プラットフォーマー(仲介者)の役割が重い。プラットフォーマーの競争を通じた絶え間ない革新は、オンラインの非営利公益募金インフラの最適化につながる。しかし、公益保護も大事である。プラットフォーマー(仲介者)の多様な可能性の芽を摘まない形で、非営利公益募金ポータルの信頼性、透明性を高める法的仕組みが要る。

非営利公益目的クラウドファンディング市場にスタートアップがひしめくなか、支援者(寄附者)にとり、非営利公益募金ポータル・リスクも高まっている。諸州は、非営利公益クラウドファンディング規制を本格化させている。

(1) 諸州の寄附者向け公益募金ポータル・リスク保護対策法制

支援者(寄附者)は、導管(トンネル)役の公益募金ポータル/プラットフォームを介し支出した寄附全額が、起案者(募金者/受配者)に提供され、非営利公益プログラムに供されると想定しがちである。しかし、実際は、公益募金ポータルが一定の割合の仲介手数料を差引き、残額が募金者(起案者)の手に渡る仕組みになっている。なかには、定額仲介手数料があり、かつ、寄附金はいったん公益募金ポータルの取引銀行口座に入金され、取引高に応じて上限なく仲介手数料を公益募金ポータルが天引し残額を起案者(募金者)に提供されることになっている契約もある。

献金者にこうした仕組みがよく理解されていないケースも少なくないのが実情である。わが国でも、導管(トンネル)役の非営利公益機関が、公益寄附金(受配者指定寄附金)処理にかかる募集コストを差し引くと、配付できる資金があまりなく、問題視されたこともある。

アメリカでも、同じような問題が、対面/オフライン、オンライン/ネットを問わず、指摘されてきた。「偽善 (hypocrisy)」があっても、それを「赦すこと (forgiveness)」が、「フィランソ

¹²³なお、以上の手数料(仲介料/processing fees)は、2024年6月現在の数値。See, William Hayward, The Ultimate Guide to Crowdfunding for Nonprofits (March 2022). The Ultimate Guide to Crowdfunding for Nonprofits (wholewhale.com)

ロピー/慈善(philanthropy)」精神として大事なのかどうかは定かではない。いずれにしろ、法の支配を優先する立場からは、募集団体(募金者)が起案し募金プロジェクトキャンペーンの正確さに加え、導管(トンネル)役の非営利公益機関ないし公益募金ポータルの募金コスト(収支報告)や使途を含む広告の正確さ・透明性を厳しく問うべきであるとする主張も強い。

(2) 加速する全米州チャリティ担当官協会 (NASCO) の役割

非営利公益寄附金募金プロジェクトが、大きくオンライン、クラウドファンディングにシフトするなか、全米規模での法的規制の標準化に取り組んでいる団体がある。全米各州のチャリティ担当官を会員とする「全米州チャリティ担当官協会(NASCO=National Association of State Charity Officials /ナスコ)」である。

NASCO /ナスコは、早くから、非営利公益目的でのクラウドファンディング(charitable crowdfunding)またはオンラインファンドレイジング(online charitable fundraising)の州レベルでの適正化(法的規制の標準化)規制問題に取り組んできた。そして、2001年に、NASCO 理事会は、標準ガイドライン「チャールストーン原則(Charleston Principles,Final.PDF(nasconet.org))を公表した 124。

もっとも、このガイドラインに準拠した規制法 を定めたのは、テネシーやコロラドなど少数の州 に留まる。

連邦も諸州も〝政治主導大好き〟な国情にある。 執行(行政)グループ主導のプランへの人気は今 一つである。

5 カリフォルニア州の公益寄附プラット フォーム規制法

最近、注目すべき公益寄附プラットフォーム規制法を定めたのはカリフォルニア州(加州)である。2021年10月に、「公益寄附フラットフォー

ム規制法(Regulating charitable fundraising platforms law)」【AB 488:正式名称は「公益目的の受託者 ¹²⁵ および募金者の監督に関する法律(Supervision of Trustees and Fundraisers for Charitable Purposes Act)」】は議会上下両院を通過し、同年 10 月 7 日に、加州のニューサム知事が署名し、2023年 1 月 1 日に施行された。その後、加州司法省(California State Department of Justice)が同法施行規則(regulations)原案作成した。2024年 3 月に規則原案に対するパブコメが済み、最終施行規則が発出され、順次適用されてきている。

(1) 加州公益寄附プラットフォーム規制法の適 用対象

この法律は、加州内において公益目的でオン ラインファンドレイジングを展開する❶公益募 金プラットフォーム (charitable fundraising platforms)、2プラットフォーム公益団体 (platform charity) および 3 受配公益団体 (recipient charitable organization) に対し て、州司法長官室(state Attorney General's office) へのオンライン登録 (registration) お よび報告書のオンライン提出を求めるものであ る。登録および報告書は、州司法長官が所管す る「公益団体およびファンドレイザー登録簿 (Registry of Charities and Fundraisers) に保存される。同登録簿 Web サイトは、 2024年5月29日に、ネット上に開設された (Charitable Fundraising Platforms | State of California -Department of Justice-Office

of the Attorney General)。なお、登録の際には、規則に定められた既定の手数料を支払わないといけない(加州規則典§311)。



(Public use)

公益寄附フラットフォーム規制法をおおまかに 説明すると、次のとおりである。

¹²⁴ 正式名称は、The Charleston Principles Guidelines on Charitable Solicitations Using the Internet /インターネットを使った公益 (慈善) 募金に関するチャールストンガイドライン

¹²⁵ 加州 AB488 (加州議会下院法案) では、各種の公益募金プラットフォーム/ポータルサイトなどを、各種 公益目的の受託者 (a trustee of charitable purposes) とみなして、州司法長官による監督の対象とす る法的デザインである。

【表 40】加州の公益寄附プラットフォーム規制法の概要

≪規制対象≫

●公益募金プラットフォーム(charitable fundraising platforms)

ネット上で公益寄附プロジェクトの起案者(寄附の受け手/受配者)と支援者(寄附者)とを仲介する SNS アプリ、Web サイト、プラットフォーム。規制の対象となる公益募金プラットフォームには、個人、法人はもちろんのこと、人格のない社団その他法的実体を含む。なお、公益募金プラットフォームは、公益目的の受託者(a trustee of charitable purposes)とみなされ、州司法長官による監督の対象となる(加州政府法典12599.9(a)(1)・(2),(b)(1)、加州規則典

- ②プラットフォーム公益団体(platform charity) ネット上に、起案者(受配者)が作成した各 種公益寄附プロジェクトキャンペーンをアッ プロードし、不特定多数者を対象に募金を行 い、集まった寄付金を当該プロジェクト起案 者(受配者)に配付する公益団体。通例、❷プ ラットフォーム公益団体 (platform charity) は、**①**公益募金プラットフォーム (charitable fundraising platforms) とタイアップ (共同) していることが多い。しかし、②プラットフォー ム公益団体 (platform charity) 自身が、SNS アプリを使用する、あるいは Web サイト、プ ラットフォームを構築し、募金キャンペーンを している場合もある。この場合、②当該団体は、 ❶公益募金プラットフォームに分類されること もある。
- ≪グッドスタンディング (法令遵守・適格) 要件≫ 前記②・③にあたる機関 (団体) は、2024年3月26日現在で、公益寄附プラットフォームとして活動するには、次のような「グッドスタンディング (法令遵守・適格) 要件 (good standing requirements)」を備えていないといけない (加州政府法典12599.9 (a) (3))。
- ・連邦課税庁である内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) の免税団体資格を有してい ること。
- ・加州の課税庁であるフランチャイズ租税委員会 (California's Franchise Tax Board)でのグッ ドスタンディング (法令遵守・適格) 要件 (good standing requirements) を充たしているこ と。
- ・加州の公益団体およびファンドレイザー登録簿 に、同州での不適格団体としてリストアップ

(lists of organization that may not operate or solicit in California) されていないこと。

≪①公益募金プラットフォームの登録および報告 要件≫

2024 年 6 月 12 日以降、**①**公益募金プラットフォーム(charitable fundraising platforms)は、次のような登録および年次報告をしないといけない。

- ・いずれの

 ① 公益募金プラットフォーム (charitable fundraising platforms) も、募金を開始するに先立ち、登録をしないといけない。新規登録は、様式 PL-1 [新規登録 (Form PL-1: Initial Registration)] Form PL-1 に記載し、州のオンライン・ファイリング・サービスを通じて、既定の登録手数料を添えて提出しないといけない。文書提出は認められない。
- ・登録更新は、毎年、1月15日までに、様式PL-2[登録更新 (Form PL-2: Registration Renewal)] Form PL-2に記載して行わないといけない。

≪❷プラットフォーム公益団体の登録および報告 要件≫

- ・いずれの②プラットフォーム公益団体(platform charity) も、登録をしないといけない。新規登録は、様式 CT-1 [新規登録 (Form CT-1: Initial Registration)] Form CT-1 に記載し、州のオンライン・ファイリング・サービスを通じて、既定の登録手数料を添えて提出しないといけない。
- ・登録した**②**プラットフォーム公益団体(platform charity) 毎年、1月15日までに様式 RRF-1 [年 次登録更新料報告書 (Form RRF-1: Annual Registration Renewal Fee Report)] Form RRF-1を使って登録更新しないといけない。
- ・登録した**②**プラットフォーム公益団体(platform charity) は、毎年、7月15日までに、年次募金報告書 (Form Pl-4: Annual Fundraising Report)] Form PL-4を使って前暦年の財務状況 (financial activities) を報告 (年次報告)しないといけない。
- ・②プラットフォーム公益団体 (platform charity) と ①公益募金プラットフォーム (charitable fundraising platforms) とが共同行為を行う場合には、その協定をしてから 30 日以内に、州司法長官に様式 PL-3 [プラットフォーム公益団体からの届出書 (Form PL-3: Notification form platform charity) Form PL-3 を使って届け出ないといけない。
- ・③受配公益団体 (recipient charitable organization) は、①や②から寄附金額を受領するだ

けの場合は、州司法長官への登録は必要がない。 ただし、**①**や**②**以外の手法で募金をする場合に は、従来どおりの伝統的な募金活動登録が必要 になる。

≪追加要件≫

●公益募金プラットフォーム (charitable fundraising platforms)、②プラットフォーム公益団体 (platform charity) には、2025年1月1日 以降、次のような追加の受忍義務が生じる。

- ・**1・2**は、自己の名称を使って募金するに先立ち、**3**受配公益団体 (recipient charitable organization) から成文の同意を得ること。
- ・1・2は、募金会計を、自己の他の会計から分離すること。
- **・1・②**は、募金手数料の関する書類を作成する
- ・**①・②**は、寄附者が誤解や混乱を防ぐために、 透明性の高い開示をすること。
- ・**①**・**②**は、寄附者に対して、寄附を受け取ってから5業務日以内に、租税上の寄附金控除用の領収書を送付すること。
- ・①・②は、寄附期間の終わりから法定期限内に 指定の③受配公益団体 (recipient charity) に 寄附金を振り込むこと。
- ・①・②・③は、寄附者に関する情報を共有すること。

(2) 加州新規制法の民間の営利プラットフォーム業者への影響

すでにふれたように、ネット上で公益寄附プロジェクトの起案者(受配者)と支援者(寄附者)とを仲介するデジタルプラットフォーム/ポータルサイト業務には、多くの民間の営利プラットフォーム業者(for-profit charitable fundraising digital platformers)が進出している。市場主義を徹底し、「民間活力(private action)」を使いこなすのはアメリカの国是である。同時に、寄附者の保護には、これら営利の民間プラットフォーマーに対する適正な政府規制も必要になる。

加州の公益寄附プラットフォーム規制法は、① 公益募金プラットフォーム(charitable fundraising platforms)を主なターゲットとしている。初期登録と登録更新+年次報告をベースとした簡素な規制の仕組みである。民間プラットフォーマーが、支援者(寄附者)からプロジェクト起案者(受配者)に配付する金額から天引きする仲介手数料率などについては市場原理に委ねて

おり規制を加えてはいない。したがって、仲介手数料の割合などを含む寄附プロジェクトキャンペーンやプラットフォーマーの財務状況の透明化・開示が狙いである。

とはいっても、非営利公益目的の募金を扱う 営利の民間プラットフォーマーへの影響は決し て小さくない。とりわけ、各州が独自の視点か ら非営利公益目的でのクラウドファンディング (charitable crowdfunding) またはオンライン ファンドレイジング (online charitable fundraising) から規制を加えるやり方では、民間プ ラットフォーマーへのコンプライアンスコストを 高くする。画一を好まないアメリカ精神は革新を うむ。しかし、同時に最適化に向けた道のりをよ り険しくしているようにも見える。

アメリカには献金/寄附行為に対してできるだけ厳しい 法治。を求めるしきたりにある。わが国のような非営利や政治に対する不透明献金/寄附 が 放置。国家とは異なる。アメリカのおける献金に対する法治は、対面/街頭/オフラインから、ネット/オンラインの世界にまで確実に浸透しつつある。とはいっても、献金/寄附に対する法治の徹底には実利が絡み遅々として進まないのも事実である。

6 FTC の寄附者向け「公益募金ポータル・ リスク」ガイダンス

不特定多数者(crowd)である消費者を保護するために、民間の自主規制機関がさまざまな広告ガイドラインを出している。また、各州や地方団体の非営利公益組織担当の規制当局も、公益募金ポータル(中央サーバー)の虚偽表示を規制する広告ガイドラインを出している。加えて、連邦取引委員会(FTC=Federal Trade Commission)も、全米規模での統一的な指針を示すねらいで、寄附者が公益募金ポータルの不正広告や表記に惑わされないように注意喚起するさまざまなガイダンスを出している。FTC が寄附者向けに 2018年6月に公表した「公益募金ポータル・リスク(Online Charitable Giving Portals)」ガイダンスを紹介すると、次のとおりである 126。

¹²⁶ FTC, Online Charitable Giving Portals (June, 2018) https://www.ftc.gov/business-guidance/resources/online-charitable-giving-portals

【表 41】FTC の寄附者向け 「公益募金ポータル・リスク」 ガイダンス

≪透明であること≫

公益募金ポータル (giving portals) は、寄附者に対して透明かつ真実の情報を提供することが重要であり、次のような情報を開示しないといけない。

・誰が寄附された金を配付するのか?

寄附者は、寄附するに先立ち、自分がする寄附がどこに配分されるのかを知らされるべきである。指定公益団体 (designated charities)に誰が資金を配付するのかを、寄附者に知らせないといけない。寄附した資金を、指定公益団体が直接かつ速やかに受け取れない場合、その旨を寄附者にはっきりと知らせないといけない。

・仲介手数料があるのかどうか?

寄附者が行った総額およびそのうちどれくらいの割合が指定公益団体に配分されるのか明確にしないといけない。

・いつ公益団体は寄附金を受け取れるのか?

寄附された資金を指定公益団体が受け取るのにどれくらい時間がかかるのか明確にしないといけない。公益募金ポータルは、指定公益団体への寄附を計画どおり受けることができなかった場合どう対処するのか、こうした事態は通例どれくらい起きてるのか、そして、こうした場合、すでに受け取った寄附はどのような扱われるのか、明確に説明しないといけない。

・寄附者情報は共有されるのか?

寄附者の個人情報が、一般大衆を含む、募金 した団体その他の団体間で共有されるのかどう か、あるいは、寄附者が自己情報の共有を認め るかどうか選べるのかを、寄附者に伝えないと いけない。

≪疑いもなく問題である≫

すでにふれたような重大な情報が、明瞭な文字 で記載されていない場合、あるいは Web ページの 脇や下部に埋もれて記載されている場合には、疑 いもなく問題である。寄附者は、公益募金ポータ ルを通じて寄附をするに先立ちキーとなる情報や 開示内容を閲覧しないといけない。開示が明瞭か どうかを判断するにあたっては、ページの配置や クレイム対応も点検して欲しい。連邦取引委員会 (FTC) は、公益募金ポータル(他のモバイルデバ イスを含む。)向けに、包括的なガイダンス「開示: デジタル広告においてどのように効果的な開示が できるのか (.com Disclosure: How to Make Effective Disclosures in Digital Advertising) を Web サイト上にアップしている。加えて、公 益募金ポータルは、見やすい開示やわかりやすい 文体で開示されているかどうかなどに留意すべき である。

≪真実を話すこと≫

公益募金ポータルは、サイトにアップされたす

べての指定公益団体との関係を明らかにすること。 また、指定公益団体は、どのような評価に基づい てアップする公益募金ポータルを選んだのかを明 らかにすることで、不正表示などの問題を回避す ることができる。

多くの州は、それぞれの州独自の視点から、第 三者が指定された公益団体に関して意見を言える ことと言えないことについて法令で定めている。 このことから、州法について相談を受けることを 忘れないで欲しい。

2018年6月 連邦取引委員会

(FTC=Federal Trade Commission)

7 宗教団体の募金規制と信教の自由

アメリカは、「信仰(religious faith)」や「宗教(religion)」を非常に大事にする国である。全市民の約8割がキリスト教徒である。しかも、カトリックよりもプロテスタントの比率が高い。プロテスタントは多数の教派に分かれている。教会(churches)その他の宗教団体(religious organizations)は、信仰基盤団体(FBO=faith-based organizations)とも呼ばれる。宗教団体が設けた教会は、信仰を同じくする個人や家族を精神的に導き、信仰を同じくする者が一体となって支え合うコミュニティのフォーラムである。

宗教団体が、組織や宗教スタッフを充実させ、持続的な存在としてその使命を全うするには、潤沢な資金と多様な資金源が要る。伝統的に、宗教団体の活動資金は、自助、すなわち主に信徒からの喜捨・献金や収益事業活動からの果実で賄われてきた。アメリカの連邦憲法修正 1 条や諸州の憲法が、政教分離原則(separation of state and church)、聖俗分離原則をうたい、政府が宗教団体に資金や便益を提供するのを禁じているからである。

【資料:アメリカ連邦憲法修正 1 条 [信教、言論、出版、 集会の自由、請願権]】

連邦議会は、国教を樹立し、または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに人民が平穏の集会する権利、および苦情の処理を求めて政府に請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。

アメリカでは、わが国とは異なり、宗教団体に 支出した寄附・献金について、納税者は、所得税 の確定申告で、法定限度まで公益寄附金控除がで きる。これは、寄附金控除の資料せんを使い税務 調査ができるようにし、宗教団体の宗教活動資金 の透明性を高めるためである。こうした公益寄附 金控除のデザインが、宗教団体への寄附・寄進を エスカレートさせる要因になっているようにも見 える。宗教団体財務は、信教の自由が優先され、 とかくブラックボックス化しがちである。アメリ カは、税法上の所得控除を使って、宗教団体の資 金の流れの透明性を高める政策を進める。宗教団 体が「神様にだけ会計責任を負う。」とする姿勢 を赦さない。

(1) 宗教団体の伝統的な募金活動規制と政教分 離原則

宗教団体は、宗教活動のための潤沢な資金を得るには自助努力を重ねるしかない。活発に布教活動(伝道)を行い、信徒の数を増やす必要がある。こうした布教活動の一環として、あるいは布教活動を兼ねた非営利公益プログラムを通じた募金活動は伝統的に、対面(街頭や個別訪問など)や紙媒体、TV などを通じて行われてきた。

各州や地方団体は悪質な寄附行為を防ぎ、公益確保のために、それぞれ独自の視点から非営利公益募金規制法を制定してきた。宗教団体も、広い意味では、非営利公益団体(nonprofit, charity)に含まれる¹²⁷。したがって、詐欺や悪質な募金を防ぐ狙いで実施される非営利公益団体の募金活動に対する州や地方団体の規制は、宗教団体にも及ぶ。他方、一般の非営利公益団体とは異なり、宗教団体には連邦憲法修正1条や各州憲法に規定される「信教の自由」、すなわち、「政教分離原則」、「聖俗分離原則」が適用になる。この原則のもと、「公権力(国家)は宗教に介入してはいけない」し、「宗教は公権力(国家)に介入してはいけない」というルールが確立している。双方のルールは、あたかも1枚のコイン(硬貨)の表裏のような関

係にある。

宗教団体が不特定多数者を対象とした個別訪問 や街頭での募金活動をするとする。この場合、ほ とんどの州や地方団体の規制当局は、非営利公益 募金規制法に基づき、宗教団体に対し、他の非営 利公益団体と同様に、募金プロジェクトキャン ペーンの事前登録ないし届出を求める。しかし、 そもそもこうした事前規制は、憲法が禁止する *公 権力(国家)の宗教活動への介入。にあたらない かどうか疑問の声もある。宗教団体は寄附・寄進 を活動原資としている。宗教団体にとっては、街 頭や個別訪問による募金プロジェクトキャンペー ンを展開するには極自然のことである。したがっ て、そのキャンペーンが大衆をだまし、傷付ける ものではないように、公的機関が宗教活動の中身 をチェックするのが許されるかどうかについて は、賛否が分かれる。「神(仏)様に対してのみ 会計責任を負う」では筋が通らない、とする声が 強くなりつつある。加えて、公的機関が、社会正 義(social justice)を実現するために、事前登録・ 募金結果の報告徴収を求めるのは当り前とする見 方もある。州や地方団体によっては、募集団体で ある宗教団体が寄附プロジェクトの当局への登録 ないし届出時に、連邦税法(IRC)上の免税団体 である旨を証明するコピーの添付を求めるところ もある。真正な宗教団体なのかどうかの判断を、 実質的に連邦課税庁(IRS/内国介入庁)に委ね ているわけである。しかし、問題は、こうした公 的機関の行為は、憲法が保障する「信教の自由」、 「政教分離原則」に違反しないのかどうかである。

非営利公益団体の募金活動に対する州や地方団体の規制は、公益保護のため、詐欺や悪質な募金を防ぐのが狙いである。詐欺や悪質な募金が少ないと思われる場合には、非営利公益募金規制法に事前登録の適用除外を置く例も多い。学校など公的機関が行う募金活動への適用除外が適例であ

^{|27 「}非営利公益(慈善) / nonprofit public (charitable)」の定義・概念は、連邦法、各州の法律、地方団体の条例 (ordinance) により異なる。例えば、ニューヨーク州などの非営利公益法人にかかる立法例では、「公益(慈善) / public (charitable)」は、「博愛 (benevolent)、慈善 (philanthropic)、愛国 (patriotic)、慈悲 (eleemosynary) を指すとする。このことから、「宗教 (religious)」は含まないとする。宗教団体については別法で規律する。一方、連邦税法(IRC=Internal Revenue Code)501条に項3号は、非営利公益(慈善)団体を、もっぱら「宗教 (religious)」、「慈善 (charitable)」、「科学 (scientific)」、「学術 (literary)」、「教育 (educational)「公共安全のための検査 (testing for public safety)」、「国内・国際アマチュアスポーツ競技の振興 (to foster national or international amateur sports competition」、「子供または動物に対する虐待の防止 (prevention of cruelty to children or animals)」を目的とする各種団体をさす、と広くする。詳しくは、石村耕治『アメリカ所得課税法の展開』 (2017年、財経詳報社) 161 頁以下参照。この点について、諸州や地方団体の非営利公益募金規制法では、一般に、規制の対象とする非営利公益団体には、広く宗教団体も含むとし、広くデザインされている。

る。また、宗教団体の礼拝施設などでもっぱら内 部者である信徒を対象とする募金活動への適用除 外もある。もっとも、この適用除外では、世俗憲 法上の政教分離原則が直接の根拠となっているも のと解される。

今日、宗教団体には、自らの信仰の基づいた様々な社会貢献プロジェクトを起案し、自らが橋渡し機関(導管/プラットフォーム役)となり、寄附金を募集し、集めた金銭を各プロジェクトに配付するようなモデルを普及させているところもあ

る。こうした受配 者指定寄附モデル の出現は、信教の 自由・政教分離原 則を理由とする宗 到団体への非営利 公益募金規制法上



(Public use)

の事前登録・報告徴収措置の適用除外の適用をま すます難しくしている。

(2) 宗教目的での募金に対する規制は合憲か

宗教団体が行う寄附プロジェクトの当局への事前登録ないし届出制度は、「政教分離」原則とぶつかるのではないか?こうした疑問に対する回答を求めようということで、事前規制の合法性や憲法適合性については、早くから司法の場で争われてきた 128。

主要な訴訟を分析して見ると、司法の場で争点 になっているのは、布教活動(伝道)や宗教関係 の文書の配布もあるが、それだけでもない。規制 当局による募金担当者の経歴や配布物の内容チェッ クまでする州や地方団体もある。宗教関連配布物の 内容チェックは、言論・出版の自由や信教の自由 の侵害行為につながり、連邦憲法修正 1 条違反に なることはあきらかである。しかし、最も核心的 な争点は、宗教活動目的に費消する金銭や有価財 産の寄附・寄進の特殊性を考慮せずに他の非営利 公益団体と同列に扱い、公益の保護、詐欺や不正 行為防止の視点から宗教団体が起案した寄附プロ ジェクトを事前規制することが、連邦憲法修正 1 条に盛られた信教の自由とぶつからないかどうか である。この点について、先例や重要な裁判例を わかりやすくまとめて見ると、次のとおりである。

【表 42】宗教団体の宗教目的での募金に対する法規制は 合憲かどうか

・キャントウエル 対 コネチカット州事件 [Cantwell v. State of Connecticut, 310 U.S. 296 (1940) 連邦最高裁判決]

本件は、連邦憲法修正1条に規定する「信教の自由」は、修正14条を介して、連邦政府だけでなく州政府による侵害からも保護される旨を確認した先例

加えて、キャンウエル判決は、宗教団体の募金 に関する州の規制法について、次のような4つの ルールを明確にした。

- ①州の規制法は、宗教目的で金銭その他有価財産の寄附の募集にあたり、公務員が事前にその目的が宗教であるかどうかを判断し、その結果に基づいて許可を与えるものであってはならない。
- ②州が、募金活動を規制するのは、原則として 合憲である。
- ③州は、普通かつ差別的ではない法律により、 公道上で不特定多数者を相手とする募金の時 間、場所、方法などを規制することができる。 また、コミュニティの平穏や秩序、安全を確 保する措置を講じることができる。
- ④不正な募金は、宗教の名によっているかどうかにかかわらず、コモンロー上の理由の基づき訴訟の対象になる。言い換えると、宗教を不正の隠れ蓑にはできない。

キャンウエル判決は、連邦最高裁が示した、 宗教団体の募金に関する州や地方団体の募金 規制法の憲法適合性を争う際のランドマーク となる先例である。

・オレゴン州人事部雇用部 対 スミス事件 [Employment Dev., Dept. of Human Resources of Oregon v. Smith, 494 U.S. 872 (1990)]

本件は、ある法律が誰にでも一般的に適用される場合(generally applicable laws)で、特段に特定の礼拝行為を対象としているものでないときには、宗教活動に適用したとしても、直ちに違法・違憲とはいえないとする(facially neutral laws of general applicability)ルールを確立した。このルールは、原則として信教の自由関連事案にも適用されるとした。

ちなみに、本件原告が働いている州の法律は、 違法薬物使用で解雇された者は自動的に失業保険 の受給権も喪失することになっている。先住民の 原告が、先住民教会の礼拝で違法な薬物であるペ ヨーテ(幻覚剤)使用のかどで解雇され、失業手 当受給権も喪失したことから、適用された州法を、

 $^{^{128}}$ See, W. Cole Durham and Robert Smith, *Free exercise prohibition of licensing requirements for religious solicitation, $_{\$}$ 4 Religious Organizations and the Law § 31:38 (2d., 2023 update) .

信教の自由を保障する連邦修正 1 条とぶつかり違 憲であるとして争った事例である。

*

【裁判例1】

州ないし地方団体の公益目的募金規制法が、宗教団体の募金プロジェクトキャンペーンへの事前チェックの段階で、規制当局が教義や宗教かどうかの判断に関与することができる形になっているとする。そして、宗教団体が、こうした法制は信教の自由を侵害すると考えるとする。こうした場合に、宗教団体は、連邦憲法修正1条・同14条を介して裁判所に違憲立法審査を求めることになる。こうした事例で、裁判所は、先例[キャンウエル判決]に依拠し、連邦憲法修正1条に規定する政教分離原則に抵触するとして違憲判断をくだしている129。

【裁判例2】

宗教団体が、首長の許可なしに布教 (伝道) や 募金のため戸別訪問をすることを処罰する地方団 体の公益目的活動規制条例を違憲だとして訴えた。 宗教団体は、先例[キャンウエル判決]に依拠し、 布教や募金活動のための個別訪問に先立ち宗教団 体に登録を求めるのは、連邦憲法修正 1 条のもと で宗教団体の布教や募金、匿名で政治的発言・出 版物の配布する権利を侵害すると訴えた。これに 対して、地方団体側は、先例「オレゴン州人事部 雇用部判決〕に依拠し、登録手続は宗教団体のみ ならず他の非営利公益団体にも一般的に適用され るもので違憲ではない、と反論した。連邦最高裁は、 下級審の条例を合憲とする判断を退け、違憲と判 断した。本件は、政府の許可なしに自由に布教活 動や政治的発言、出版物の配布するのは、連邦憲 法修正1条上の権利であることを確認した重要な 先例である ¹³⁰。

(3) 宗教目的でのクラウドファンディングの課題

近年、デジタル化 (DX) の動きは急である。 宗教団体の寄附募集方法は、対面/オフライン中 心から、インターネット/オンラインを使って募 集する方法一辺倒に様変わりしている。

宗教目的でのクラウドファンディングは、具体的には、大きく①各宗教団体の Web ページにアップロードされた寄附募集プロジェクトキャンペーンを閲覧させ、「今すぐ寄附を(Donate Now)」ボタンをクリックさせる方式、②インスタグラム(Instagram)やエックス(X)[旧 Twitter]、メタ(Meta)[旧 Facebook] のような SNS を使う方式(social media fundraising)、③民間プ

ラットフォーマーが立ち上げた宗教団体向けデジタルプラットフォーム、ポータルサイト(サーバー/仲介ハブ)を介して募金するやり方に分けられる。

国境も州境もないネットを使った宗教目的でのクラウドファンディングには、対面/オフラインでの宗教団体の寄附/寄進に一般的に適用になる州ないし地方団体の公益目的募金規制法のよるローカル規制は及びにくい。ガラパゴス化したローカルな公益目的募金規制法を大きく刷新する州や地方団体も着実に増えてきている。すでにふれたカリフォルニア州の「公益寄附プラットフォーム規制法(Regulating charitable fundraising platforms law /正式名称: Supervision of Trustees and Fundraisers for Charitable Purposes Act)」が1例である。

一方で、すでにふれたように、アメリカでは、 わが国とは異なり、宗教団体に支出した寄附・献 金について、納税者は、所得税の確定申告で、法 定限度まで公益寄附金控除ができる。仲介業者で あるプラットフォーマーは、宗教目的でのクラウ ドファンディングのデザインにあたっては、公益 寄附金控除が利用できるかどうかも重要なポイン トの1つになる。

対面(街頭・戸別訪問など)での宗教目的での 募金プログラムに関しては、これまで重要な判例 法上の法原則が形成されてきた。これら判例法上 の法原則は、オンラインの宗教目的でのクラウド ファンディング手続にどのように適用されるのか も、重い課題である。今後の裁判例の蓄積を待つ 必要がある。

8 非営利公益・宗教目的での募金とプライ バシー保護の課題

非営利公益・宗教目的での寄附やファンドレイジングが、融資型クラウドファンディング(クラウドランディング)や投資型クラウドファンディングと大きく異なることがある。それは、寄附(個

人間贈与を含む。 以下同じ。)の場合 は、必ずしも「顕 名」である必要は なく、「匿名」でも



(Public use)

¹²⁹ Gospel Missions of America v. Bennett, 951 F. Supp. 1429 (C. D. Cal. 1997).

¹³⁰ Watchtower Bible and Tract Society of New York, Inc. v. Village of Stratton, 536 U.S. 150 (2002).

コラム 13 宗教団体などによるクラウドファンディングの利用状況

2017年秋の日曜日の午後、テネシー州ナッシュビル近くにあるバーネットチャペルキリスト教会(Burnette Chapel Church of Christ)では、普段どおりの礼拝が行われていた。一人の男が、駐車場、ついで聖殿で銃を乱射した。牧師夫妻を含む7人が死傷した。その後、数日中に、教会の信徒が行動を起こした。クラウドファンディングの民間デジタルプラットフォーム業者である「GoFundMe.com」に募金プログラムをアップロードした。事件犠牲者の葬儀費用、入院治療費その他必要な費用を賄うためである。即座に

37,000 ドルの寄附が寄せられたという。その後 も寄附が続いた ¹³¹。

今日、こうしたクラウドファンディングは日常 茶飯事になっている。 寄附プロジェクトキャンペーンは、不慮の事故の犠牲者救済、ガン患者の治療 費支援、自然災害での被災者救援など多岐にわたる。 最近の調査によると、アメリカ人のおおよそ 4人に 1人が、クラウドファンディングサイトに アップロードされた募金プロジェクトに寄附金を 支出しているという。

できることである。もちろん、連邦税や州税上の 税制優遇(寄附金控除等)を受ける場合には、「顕 名」である必要がある。加えて、顕名寄附の場合 でも、寄附者の個人情報が、一般大衆を含む、募 金した団体その他の団体間で共有されるのかどう か、あるいは、寄附者が自己情報の共有を認める かどうか選べるのかを、事前に寄附者に伝えない といけないのではないか。

筆者の体験でも、ある国際人道活動をする日本 国内にある公益団体(導管団体)に寄附したとこ ろ、類似の団体から DM が頻繁に届くようになり、 躊躇したことがある。寄附者の個人情報が、本人 の同意なしに共有/使い回されているのであろ う。その団体がいかにナイーブな気持ちで人道的 な活動をしているとしても、"法治。は大事である。 個人情報の保護の "放置。は許されない。

アメリカに場合、民間プラットフォーマーが保有する顧客情報の守秘と開示については、連邦通信保存法(SCA=Stored Communications Act)を点検する必要がある。連邦通信保存法(SCA)は、1986年に制定された電子通信プライバシー法(Electronic Communications Privacy Act / 合衆国法典 18編)2701条以下に盛られている。

通信保存法(SCA)は、IT企業が顧客に関し デジタルアカウントに格納・保有する情報の法令 に基づく開示および任意開示の要件について規定 している。非営利公益・宗教目的での寄附プロジェ クト/クラウドファンディングと寄附者(支援者)の橋渡しをする民間プラットフォーマーは、当然、通信保存法(SCA)の受忍義務を負う。

通信保存法(SCA)の情報開示の枠組みを簡潔に説明してみる。クラウドファンディングを取り扱う民間プラットフォーマーは、保有するデジタルアカウントに格納されている顧客である寄附者(支援者)等の情報を、召喚状、裁判所命令、捜索令状や顧客が税制優遇を受けるなど法令上の義務による場合には、関係機関に開示しないといけない。法執行機関などがマネーロンダリングや詐欺、フェイク情報頒布による名誉棄損などの犯罪対策や刑事司法手続に必要ということが理由である。もちろん、こうした公的機関による手続が不当・違法と思う場合、当事者は司法に訴えて待ったをかけることができる。

一方、通信保存法(SCA)によると、クラウドファンディングを取り扱うプラットフォーマーは、本人の明示の同意を得るか、起案者ではある非営利公益・宗教団体が募金キャンペーンで事前に第三者に開示する旨を表記して募金をしていない限り、寄附者(支援者)など顧客情報の使い回しをしてはいけないことになっている(2701条~2712条)。つまり、こうした条件を充足しない限り、クラウドファンディングを取り扱うプラットフォーマーは、顧客情報(献金者の本人確認情報や寄附額の詳細等)を第三者に任意開示をしてはならない¹³²。

¹³¹ https://apnews.com/article/2f54273e81ab43f7af86109067db5c24

¹³² 非営利公益目的クラウドファンディングプラットフォームへの連邦通信保存法 (SCA) の適用とその限界については、See, Claudia G. Catalano, [®]Prohibited Voluntary Disclosure under Stored Communications Act, 18 U.S.C.A. § § 2701 *et seq.*, [®] 9 A.L.R. Fed. 3d Art. 6 (Originally published in 2016); Gallagher v. United States (N.D. Cal. Oct. 3, 2017).

すでにふれたように、連邦取引委員会 (FTC=Fair Trade Commission) は、2018年6月に公 表した「公益募金ポータル・リスク (Online Charitable Giving Portals)」ガイダンスを公 表した。そのなかで、「寄附者の個人情報が、一 般大衆を含む、募金した団体その他の団体間で共 有されるのかどうか、あるいは、寄附者が自己情 報の共有を認めるかどうか選べるのかを、寄附者 に伝えないといけない。」とアナウンスしている。 言いかえると、FTC のガイダンスでは、非営利 公益目的クラウドファンディングを扱うプラット フォーマーは、募金キャンペーンを自己のプラッ トフォーム/ポータルサイトにアップロードする 際に、オプトイン(opt-in)方式【あくまでも確 認段階で寄附者本人が「共有/使い回し」に同意 した場合にのみ第三者にその本人の情報提供す る】か、それともオプトアウト (opt-out) 方式【寄 附者本人が「共有/使い回し」を拒否しない限り、 第三者にその本人の情報提供する】かを、同サイ トを閲覧する不特定多数者(crowd)に周知する ように求める。

9 個人間贈与型 (gift-based) クラウドファ ンディングの分析

アメリカでは、個人が災害・事故・病気・冠婚葬祭・学業継続支援等を理由に起案したクラウドファンディング(crowdfunding for personal needs and emergencies)が、ネット上にあふれかえっている。いわゆる「自助努力型クラウドファンディング」である。

例えば、自身の高額の大学授業料を払えない。 移民としてアメリカに渡ってきたばかりで生活に 窮しているが、故国に残してきた老親にクリスマ スプレゼントする資金が欲しい。自身が患う難病 治療に高額の医療費が必要である。政治的迫害を 受け裁判で争っており、訴訟費用が必要である。 まさに、募金の理由はさまざまである。

こうした個人的事情に基づくネット/オンライン募金(以下「個人間贈与クラウドファンディング(individual giving crowdfunding)」ともいう。)は、大きく❶ Web サイト方式、❷ SNS 上へのページ開設方式、❸ デジタルプラットフォー

ム (ポータルサイト) 利用方式の 3 つにわかれる (前記【表 2】参照)。

●または②の方式でクラウドファンディングをはじめるとともに、③にリンクされる方法も広がりを見せている。民間のIT専門家であるプラットフォーマーがネット上に開設した❸デジタルプラットフォーム(ポータルサイト)は、閲覧者数も多く、有償で仲介手数料は取られるが、効率的に資金を集められるからである。

個人贈与クラウドファンディング(individual giving crowdfunding)に利活用される **③** デジタルプラットフォーム(ポータルサイト)は、広い意味では、無償型(non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的(nonprofit / charitable cause)型クラウドファンディングに分類される。

アメリカで、ゴーファンドミー(GoFundMe)、ゴーゲットファンディング(GoGetFunding)、ないしファンドリー(Fundly)のような個人間贈与取引に強い民間クラウドファンディングプラットフォーム(personal crowdfunding platforms)にリンクを張る形での個人間贈与クラウドファンディングが流行っている「33。この背景には、民間プラットフォーマーが、他者への思いやりを育むしなやかな社会つくりに向けた個人間贈与を強力に後押しできるノウハウを蓄積していることがある。

【表 43】主な個人間贈与クラウドファンディング・プ ラットフォーム

◆ゴーファンドミー (GoFundMe)



(Public use)

【プラットフォームの概要】 [名称] GoFundMe, Inc. [設立] 2010年 [本拠地] カルフォルニア州ロッドウッドシティ [従業者数] 2023年度の従業者数は494人 [事業目的] 個人間贈与クラウドファンディング・プラットフォームの最大手 [事業売上] 2023年度総収入金額は2,260万ドル。

【プラットフォームの類型】寄附型/募金型 (donation-based) のクラウドファンディング・プラットフォーム/オール・オア・ナッシング (all or nothing) 型およびキープ・イット・オール

¹³³ See, Sarah Graves, ⁸⁵ Best Crowdfunding Sites for Personal Needs & Emergencies, ⁸ moneycrashers. com (July 14, 2023). 5 Best Crowdfunding Sites for Personal Needs & Emergencies (moneycrashers.com)

(keep it all) 型を併用

【対象分野】無償型(non-reword type / altruistic type)/非営利・公益目的 not-for-profit / charitable cause)型クラウドファンディング [災害・事故・病気・冠婚葬祭・学業継続支援等をターゲットとした個人間贈与を仲介するもっともポピュラーなデジタルプラットフォーム(ポータルサイト)の1つ]。

個人的な事情から、少額募金をする者は、自身(または自身の家族ないし友人、グループなど)のプロジェクトページを作成し、目標金額と共に写真やビデオメッセージなどの搭載も可能である。ゴーファンドミー(GoFundMe)は、医療費が高額なアメリカの事情もあり、取り扱うプロジェクトキャンペーンのうち約3分の1が、「医療費」に関する個人間贈与である。募金額が目標金額に達しなくとも、受贈者(起案者)に支払う。その際に、ゴーファンドミー(GoFundMe)が受贈した金額から既定の仲介手数料として天引き徴収する仕組みである。贈与者(支援者)にはプロジェクトにクレジットカード等で贈与(支援)する際には手数料負担が生じる(詳しくは前出【表6】(17頁)参照)。

テイラー・スウィフトが、ゴーファンドミー (GoFundMe) のプラットフォームを使い、白血病の少女のために5万ドルの資金を集めたことでも名を馳せた。他にもいくつもの心温まる物語がこのプラットフォームから生まれている。

【詐欺プロジェクトの増加】その一方で、ゴーファンドミー(GoFundMe)のクラウドファンディング・プラットフォームに虚偽/フェイクのストーリーのアップが増えている。獲得したカネを遊行に費消するなども各地で問われている。不正・詐欺的なプロジェクト防止対策も重い課題となっている ¹³⁴。プラットフォームのコンビニエンス(簡便性)を失わない形でのコンプライアンス強化が求める声が高まっている。

◆ゴーファンドミー (GoFundMe)



FUNDLY (Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Fundly.com [設立] 2009 年 [本拠地] カリフォルニア州パロアルト (Palo Alto) [従業者数] 14人【プラットフォームの類型】無償型 (non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause)型。キープ・イット・オール (keep it all) 型

【対象分野】教育、宗教などの非営利グループ、個 人間贈与プロジェクトの仲介でも、伸びてきている 新興のクラウドファンディング・プラットフォーム 【アップロード手順】起案者はプラットフォームへの映像やビデオなどでプロジェクトキャンペーンをアップロードし、不特定多数者(crowd)を対象に、友人や親族を含む支援者から募金できる仕組み。ファンドリー(Fundly)のプラットフォームのアップロードされたすべての個人間贈与プロジェクトは、自動的にメタ(Meta)[旧フェースブック(Facebook)]にリンクする。ファンドリー(Fundly)は、起案者が、支援者(贈与者)に対する自作のTシャツやマグカップなどの景品配付を容認する。【仲介手数料】入会手数料や月額定額手数料は不要。キャンペーンに成功した場合、起案者(受贈者)は得た金額の4.9%の仲介手数料(ただし、大規模キャンペーンには割引あり)+支援者(贈与者)はクレカの決済手数料を負担する。

◆ゴーゲットファンディング(GoGetFunding)

Go Get Funding (Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] GoGet-Funding.com [設立] 2011年 [本拠地] カリフォルニア州レッドウッド市 (Redwood City) [従業者数] 最大で 9 人

【プラットフォームの類型】無償型 (non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause)型。キープ・イット・オール (keep it all) 型

【対象分野】あらゆる種類の個人間贈与プロジェク トの仲介に特化した新興のクラウドファンディン グ・プラットフォーム。グローバルな展開を模索中。 【アップロード手順】起案者はプラットフォームへ の映像やビデオなどでプロジェクトキャンペーン をアップロードし、不特定多数者 (crowd) を対 象に、支援者から募金できる仕組み。ファンドリー (Fundly) のプラットフォームのアップロードされ たすべての個人間贈与プロジェクトは、自動的にメ タ (Meta) [旧フェースブック (Facebook)] やエッ クス(X) [旧ツイッター (Twitter)] にリンクする。 【仲介手数料】キャンペーンに成功した場合、ゴー ゲットファンディング (GoGetFunding) は、起 案者は得た金額の4%の仲介手数料その他2.9% の手数料+贈与者は PayPal ないし Stripe 決済を した場合に決済毎に30セント手数料を負担する。

◆プラムファンド(Plumfund)



(Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Plumfund. com [設立] 2006 年 [本拠地] マサチューセッツ州ハル (Hull) [従業者数] 74 人:世界最大

¹³⁴ See, Elizabeth E. Deery, *The Dark Side of Crowdfunding:Goodwill and Ill Intent, ≥ 40 No. 3 GPSolo 47 (May / June, 2023) .

のグローバルな個人間贈与プロジェクトの仲介プ ラットフォームに成長

【プラットフォームの類型】無償型 (non-reword type / altruistic type) / 非営利・公益目的 nonprofit / charitable cause) 型。

【対象分野】プラムファンド(Plumfund)は、従来から緊急支援プロジェクトのクラウドファンディングに力を入れてきたプラットフォームである。しかし、近年、あらゆる種類の個人間贈与プロジェクト [例えば、結婚式、新婚旅行、安産祈願パーティ(baby shower)、バックパック旅行などの費用の募金]の仲介にも進出し、他者への思いやりを育むしなやかな社会つくりに向けた縁結び役としての事業を拡大している。競争の軸足を、個人間贈与プログラム取扱いに大きくシフトしつつある。老舗プラットフォーマーが十分に斬り込めていない層へにアプローチを強めている。

【アップロード手順】個人間贈与プロジェクトの起案者は、負担なしで、プラットフォームを利用できる。しかし、プラムファンド (Plumfund) プラットフォームへのアップロード作業は起案者自身でするのが原則である。プラムファンド (Plumfund) は、他の個人間贈与クラウドファンディング・プラットフォームと比べると、他の SNS とのリンクサービスやアップロードのための技術支援サービスが今一つとの声もある。しかし、プラムファンド (Plumfund) プラットフォームのユーザー層は IT に強い、との読みがあるのだろう。

【仲介手数料】プラムファンド(Plumfund)のモデルでは、支援を求めている起案者(受贈者)側には、プラットフォームの利用料負担はない。支援者(贈与者)が贈与額の2.9%の仲介手数料を負担することになっている。現金決済も可能である。PayPal ないしクレカなどを使ったオンライン決済の場合は、決済毎に30セント手数料を負担しないといけない。

以上、スタートアップの民間プラットフォーマーが、個人間贈与クラウドファンディング分野で、あらたなビジネスモデルを開発し、切磋琢磨し、新規事業を磨きあげていくアメリカの実情を見てきた。

当初、プラットフォーマーは、個人間贈与クラウドファンディングで、貸付や投資など他の分野のケースと同様に、資金が欲しいプロジェクトの起案者(受贈者)に仲介手数料を求めてきた。しかし、後発のプラットフォーマーは、広がる格差社会における個人間贈与クラウドファンディングのユーザー層の真のニーズに着眼した。そして、資金を必要とする起案者(受贈者)の負担をなくし、その代わり比較的ふところの豊かな支援者(寄附者)側に負担を求める方向にビジネスモデルを

変えた。この変革により、当然、ユーザー数は大きな伸びを記録した。

急激なデジタルシフトで、ネット上にあふれる プラットフォーマーは、厳しい市場競争の真った だ中にある。個人間贈与クラウドファンディング 分野でも、生き残りをかけて、ユーザーフレンド リーなビジネスモデル開発にしのぎを削っている 姿が浮かび上がる。加えて、デジタル化がプラス に作用し、他者への思いやりを育むしなやかな社 会つくりに向けた個人間贈与を強力に後押しして いる実態も見えてくる。

アメリカにおいて、個人間贈与クラウドファンディングを流行らせているもう1つの理由がある。それは、個人間贈与クラウドファンディングにフレンドリーな連邦の贈与税制(Federal gift tax system)である。

VII 政治資金のクラウドファンディングの分析

アメリカの大統領選挙、連邦議会上下両院の議員選挙キャンペーンでは、巨額の政治資金(big money in politics)が投入される。営利企業からの政治献金/寄附は1907年から禁止されている。労働組合からの政治献金/寄附も、1940年代から禁止されている。このことから、アメリカにおいては、政治献金/寄附は、個人が中心のように見える。ところが、現実には、営利企業や労働組合が政治活動をするための独立分離基金(SSF=separated segregated fund)、いわゆる「PAC(political action committee / 政治活動委員会)」を組織し、その構成員等から個人献金を集めて間接的に寄附することは法認されている。事実、アメリカにおける政治資金の集金システムでは、PACが極めて重い存在になっている。

カネのかかる選挙は、裕福な政治家の出番を増やす。また、裕福でない政治家は、巨額の政治資金集めに走り回わらなければならなくなる。連邦の2大政党政治のもと、大統領選で、2024年だけでも約2,400億ドルが選挙運動に費やされると見積もられている。その70%は、少数の富裕層、企業や労組などからの大口献金である。もっとも、企業と労組からの大口献金といっても、その比率はおおよそ16対1と大きな開きがある。結果、少数の富豪や大企業による政治支配が露骨になる。金権政治(money politics)にストップがかからず、現実の政治にはますます民意は届かなくなっている 135。

コラム 14 ひと目でわかるアメリカ連邦贈与税の仕組み

≪対面/オフラインでの贈与のケース≫

- ●アメリカの連邦贈与税では、贈与する個人側(贈 与者)が負担する。
- ●ただし、次の贈与の場合は、贈与税の課税対象 とはならない。
 - 授業料 (IRC2503 条 e 項)
 - 医療費 (IRC2503 条 e 項)
 - 配偶者への贈与(IRC2523条a項*アメリカ市民の場合)
 - 政治団体への贈与(IRC2501条a項4号)
 - 年間(暦年)の基礎控除額を超えないこと (IRC5203条b項。基礎控除額は毎年、イン フレ調整される。)[2024年は18,000ドル * 255万円/1ドル150円換算]
- 1 年間に 1 人 18,000 ドル [2024年] を超える贈与をしたとする。この場合、贈与者は贈与税申告書 [様式 709:連邦贈与(および世代飛び移転)税申告書(Form709:United States Gift (and Generation-Skipping

Transfer) Tax Return)]を提出しないといけない。ただし、このフォームを提出したからと言って直ちに贈与税負担が生じるわけでない。アメリカでは個人が生涯に渡って贈与できる免税額(lifetime gift tax exemption)の合計が決まっている。2023年の免税額だと1361万ドル [2024年] となる(IRC2505条)。この1361万ドルという生涯贈与税免除額は連邦遺贈税(Federal estate tax)と同じ額で、生涯に渡って贈与する合計額が1361万ドルを超えなければ連邦遺贈税も贈与税も課されないことになる。ただし、生涯免税額1361万ドルを超えた場合は18%から40%の贈与税がかかる。

仮に A が B に高級車を贈与したとする。その価額が 15 万ドルの場合、様式 709(Form 709) には 18,000 ドルの基礎控除を差し引いた 132,000 ドルが加算される。しかし、生涯免税額の 1361 万ドルには遠く及ばないので、この贈与には税金がかからない。

この背景には、連邦司法(連邦最高裁判所)の 姿勢がある。連邦司法は、「政治とカネ」の問題を 「言論の自由」を優先する形で解決を図る判断をエ スカレートさせている。つまり、連邦司法は、違 憲立法審査権を、政治の浄化や政治参加における 「平等」よりも、資本の論理・金力に任せた言論の 「自由」の拡大に向けて行使しているのである。

アメリカの政治資金規制においては、文字どおり終身雇用、しかも選挙で選ばれていない人達で構成される連邦司法(連邦最高裁)が、強大な権力をふるっている。三権の陣頭に立って、民意から大きく乖離し草の根民主主義を遠ざけるような采配を続けている。この点は、わが国とは大きく異なる状況にあるといえる 136。

これまで連邦司法は、選挙資金規制法制において「献金/寄附制限は合憲」、「支出制限は違憲」 というスタンスにあった。しかし、近年、このスタンス、線引きすら、すこぶる曖昧にしてきてい る。連邦司法は、いまや、いかなる献金/寄附制限や支出制限も、それが許されるとすれば、献金/寄附と引き換えに腐敗/汚職の対価(quid pro quo corruption)が供され、それにより極めて重大な政府の利益(compelling state interest)が侵害される場合に限るというスタンスにあるようにも見える。言いかえると、公職候補者が、自己の選挙でいかに巨額の支出をし、政治に参加し発言する強大な自由権を行使したとしても、それが自己の公務遂行において必ずしも腐敗/汚職につながるとはいえない、とするスタンスにある。

◎アメリカの議員や大統領・首長にかかる政 治資金規制の仕組み

アメリカは、議会制民主主義のルールを採用する。統治ステージ別に見ると、①連邦議会、②州

¹³⁵ See, Gregg Barak, [⋄]Trump's dark money gets darker: How campaign finance loopholes help his criminal cases, [⋄] (June 23, 2024). Trump's dark money gets darker: How campaign finance loopholes help his criminal cases | Salon.com

¹³⁶ この分野での邦文の研究報告も多い。内容の正確なものとして、桐原康栄「2002 年選挙運動資金改革法をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁判決」外国の立法 220 号(2004 年 5 月)、大曲薫「アメリカ連邦選挙委員会(FEC)の組織と機能」レファレンス 2007 年 12 月号、間柴泰治「アメリカにおける連邦選挙運動資金の公開制度」レファレンス 2003 年 4 月号、東川浩二「紹介:アメリカ選挙法の最近の動向(2)/選挙資金規正法と表現の自由」選挙研究 42 巻 2 号(2009 年)参照。

議会(首都のワシントン D.C. などを含む)、③ 地方議会(カウンティ・シティ・タウンなど)の 3つに分けられる。ただ、「議会(Legislature)」 の呼び名「Congress」、「General Assembly」、 「General Court」、「Legislative Assembly」と 異なる。①連邦議会は 2 院制、②州議会は、1 院 制のネブラスカ州を除き、おおむね 2 院制である。 ③地方議会はほとんどが 1 院制である。議員は、 ①連邦議会ではフルタイム型、②州議会や③地方 団体議会レベルでは、議員は、フルタイム型とパートタイム型が混在するところも少なくない。

アメリカでは、大統領・首長制(presidential system / single executive system)をとる。したがって、連邦の大統領(President)、州(Governor)・地方団体(Mayer など)の首長は、直接、選挙(住民投票)で選ばれる。この点、わが国の場合は、国は議員内閣制(parliamentary system)、地方は首長制(presidential system)を採る。

アメリカでも、選挙運動の適正化や政治資金の透明化が重い政治課題である。選挙運動の適正化や政治資金の透明化という場合、当然、連邦、州、地方団体レベルで違ってくる。州や地方団体の自治を重んじる国情もあり、規制ルールは千差万別である。(紙幅の都合上、ここでは、的を「連邦」に絞り、「州・地方団体」の選挙運動の適正化や政治資金の透明化にはふれない。)

◇1971年、連邦選挙運動法を制定

連邦憲法修正1条は、「言論の自由」を保障 し、政府が言論に介入することから保護してき た。1970年代まで、連邦は、連邦法で政治活動 にかかる言論や意見広告のかかる言論を規制し てこなかった。しかし、1971年に、連邦議会 は、連邦選挙運動法(FECA=Federal Election Champaign Act) を制定した。同法の通称は 「フィーカ (FECA)」である。また、1974 年には、 連邦選挙運動法 (FECA) を改正して、連邦選挙 委員会 (FEC=Federal Election Commission) が設けられた (現在、職員数 330 人程度)。同委 員会の通称では「エフイーシー (FEC)」である。 FEC はその名称からくるイメージとは異なり、選 挙を管理する組織ではない。選挙に関わる「資金」 の透明化・法令遵守状況の監視にあたる組織であ る。このことから、FECA は、わが国の政治資金 規正法に相当すると見てよい。連邦の大統領や議 員の選挙の規制、すなわち、わが国の公職選挙法

に相当する規制は、各州が行う仕組みになってる。 言いかえると、有権者の登録、投票の管理、開票は、 州および地方団体の選挙管理人が責任を持つ仕組 みになっている。(つまり、アメリカは、わが国 のように国の選挙方法も地方の選挙方法も、国法 (公職選挙法)で一元的に規制する仕組みにはな い。)言い換えると、連邦選挙の〝資金〟規制は〝連 邦〟、選挙管理規制は〝州・地方団体〟が、それ ぞれ責任を持つという仕組みである。

連邦の政治資金規制と選挙運動管理・規制



このような仕組みからわかるように、連邦選挙 運動法(FECA)は、実質、連邦の政治資金を規 制するための基本法である。「政治資金」とは、 政党をはじめとする政治団体、政治家(公職の候 補者)の政治活動のために費消する資金の総称で ある。アメリカにおける政治資金の主要な供給源 (source)には、①党費等、②個人、③企業・労 働組合・非営利公益団体からの献金/寄附収入、 他に④公的資金(public financing)がある。

FECA は、政治資金を透明にするために、各種 政治委員会(political committees / わが国の 政治団体に相当)の登録義務・収支報告書の記載 および定期的な提出義務、寄附限度額の設定、寄 附の質的制限、収支報告書のネット公開方法など について詳細な規定を置いている。こうした連邦 政治資金の規制の仕事を担うのが、連邦選挙委員 会(FEC /エフイーシー)である。FEC は、政治 資金規制のかかる受忍義務違反があると推認され る場合には、職権探知または一般からの申告(報告) に基づいて調査を開始する権限がある。違反があ る民事制裁(過料/ administrative penalty)を 課すことができる。刑事制裁が相当と考える場合 には、連邦検察 (Attorney General) に告発で きる。(1975年に FEC が組織される以前は、連 邦司法省 (DOJ=Department of Justice) が直 接その任にあたっていた。)。ただ、FECは、二大 政党制のはざまで、プレッシャーも多く、常に難 しいかじ取りを迫られ、今日にいたっている。

1974年の連邦選挙運動法 (FECA/フィーカ) の改正では、連邦選挙委員会 (FEC/エフイーシー) の創設に加え、献金 (寄附) や受領した献金 (寄附金) 支出にかかる制限、政治資金の公開等の規定が盛られた。

◇連邦選挙運動法(FECA)の規制の仕組み

連邦選挙運動法 (FECA / フィーカ) の法令は、①合衆国法典「[旧] 2 USC441 条の a および 441 条の b。その後、新法典への移行に伴う[現] 52 USC [FECA] 30116 条 a 項」と、②連邦選挙委員会(FEC / エフイーシー)が発出した規則[タイトル11 連邦規則集 (CFR=Code of Federal Regulations) / 11CFR [FECA 関係規則] 110条以下](以下「FECA 規則」ともいう。)からなる。

連邦選挙運動法 (FECA/フィーカ) は、政治資金と選挙運動費用とを区別しないで、一元的に規制している。営利企業や労働組合 (FECA30118条 a項)、連邦政府またはその機関と契約関係にある者 (person/個人・パートナーシップ・法人・社団・労組等) が、政党・政党の委員会・公職の候補者に献金/寄附することを禁止する (FECA30119条 a項)。加えて、外国に本拠のある者 (FECA30121条 a項) や他人名義による献金/寄附 (18歳未満の者を使った献金/寄附を含む。) も禁止する (FECA30112条/FECA30126条)。

連邦議会の議員候補者は、自己の資金を、指定する主たる候補者運動委員会 (principal (candidate) campaign committee) を通じて管理しないといけない ¹³⁷。

一方で、連邦選挙運動法(FECA)は、営利企業や労組が政治活動をするための独立分離基金(SSF=separated segregated fund)、いわゆる「PAC(political action committee / 政治活動委員会)」を組織することを認めている。例えば、営利法人のPACは、その母体となる営利法人の従業者、取締役、役員や株主等から個人献金/寄附を集め、それを支援する候補者等に献金/寄附(間接寄附)することができる(FECA30118条b項4号i及びii)。営利法人は、PACの管理・運営等を負担できる。ただし、その場合には、当該法人はその旨を開示する必要がある 138。

連邦選挙運動法(FECA)の下での政党・政治委員会の詳細

①主たる候補者運動委員会 (principal (candidate) campaign committee)

FECA30102条e項1号のもとで候補者が指定し (designated) かつ授権した (authorized)

政治委員会 (political committee) を指す (FECA30101条5号)。なお、FECA30102条 e 項 1 号は、連邦公職候補者は、主たる候補者運動委員会 (principal (candidate) campaign committee) を指定したときは、候補者になった後15日以内に連邦選挙委員会 (FEC/エフイーシー)に登録しないといけない。

②授権委員会 (authorized committee)

候補者は、主たる候補者運動委員会とは別途に、政治委員会を指定し、それらに献金/ 寄附の受領や選挙運動支出をすることができる。この委員会を、授権委員会(authorized committee)という(FECA30101条6号)。授権委員会は、複数指定することができる。

③関連委員会(affiliated committee)

ある公職立候補者に関するすべての授権委員会は関連委員会 (affiliated committee) とみなされ (FECA 規則 100.5 (g))、受領できる献金/寄附などは関連委員会トータル (総量)制限がある (FECA 規則 100.5 (g) (3))。

*公職候補者の選挙運動を効率的に推進することは大事である。効率化には、収支は、複数の政治委員会に分散して管理する方が都合がよい。このことから、主たる候補者運動委員会の手足となる複数の政治委員会が収支を管理できるような仕組みを取り入れている。その一方で、全体の収支については、主たる候補者運動委員会に集約して管理できる仕組みにしているわけである。

④政党 (political party)

連邦公職の選挙について候補者を指名し、その選挙の候補者名簿に、その候補者の氏名がその組織の候補者であると記載される社団、委員会、または団体(FECA30101条16号)

⑤政治委員会(political committee)

- ●全国委員会 (national committee):連邦選挙委員会 (FEC) の決まりに従い、政党の規約に基づき、全国規模でその政党の日常業務を行う組織 (FECA 30101 条 14号)
- ②州委員会 (state committee):連邦選挙委員会 (FEC) の決まりに従い、政党の規約に基づき、州規模でその政党の日常業務を行う組織(FECA 30101条15号)。州委員会の下に、地区や地方委員会が置かれている 139。

◇ 1976 年、連邦最高裁、政治献金の支出制限 は合憲

1974年の連邦選挙運動法 (FECA) の改正で

¹³⁷主たる候補者運動委員会 (principal candidate campaign committee) の指定 (designation) 手続について詳しくは、See, Note, *Method of designating principal campaign committee, Fed. Tax Coordinator (2d, June 2024 update) .

¹³⁸ See, Note, ^{*}Campaign practices and corporation rights, ^{*} 9 Fletcher Cyc. Corp. § 4248.70 (May 2024 update) .

¹³⁹ See, Robert E. Harrington, *Federal Campaign Finance Law Basics, * 44 No. 4 Prac. Law. 51 (June 1998) .

盛られた献金(寄附)や受領した献金(寄附金)の支出にかかる制限、政治資金の公開等の規定は、連邦憲法修正1条に規定する「言論の自由」を侵害し違憲であるとして憲法訴訟が起こされた。

1976年のバックリー 対 バレオ [Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1 (1976)] 事件である。本件において、連邦最高裁判所は、公職候補者に対する1,000 ドルの上限、政治活動員会(PAC=Political Action Committee)に対する5,000 ドルの上限を設けるのは最小限度の制限に過ぎず、25,000 ドルの寄附の総量制限についても「献金制限の回避手段を防止する」ためであるとし、いずれも合憲であると判示した。しかし一方で、受領した献金の支出制限については、政府からの補助金を受けている事業者など対するものを除き、連邦憲法修正1条が保障する「言論の自由」を侵害し、違憲と判断した。このため、受領した政治献金の支出に対する制限は撤廃され、現在にいたっている。

司法(裁判所)は、選挙における①「腐敗/汚職」を防止する利益と、②政治に参加し言論(表現)する権利とを比較考量し、①の利益を保護するには、献金/寄附に対する「適切な範囲内(closely drawn)」での献金規制(contribution limits)は必要であるとのスタンスを取る。一方、②献金/寄附金の支出先や金額に対する支出規制(expenditure limits)は、②政治に参加し言論(発言)する自由権や結社の自由権の侵害につながり、連邦憲法修正1条とぶつかるというスタンスである。

政治献金・支出規制に対する米司法の基本的なスタンス

①献金/寄附に対する政府規制 (contribution

≪司法のスタンス≫

献金/寄附に対する規制(contribution limits)、すなわち 金額制限(base limits)や総額制限(aggregate limits)は、適正 な範囲にある(closely drawn)限り、合憲である。

②支出に対する政府規制 (expenditure

≪司法のスタンス≫

献金/寄附の支出/使途に対する規制(expenditure limits) は、政治に参加し発言する自由権(言論の自由)や結社の自由権の侵害につながり、連邦憲法修正1条違反である。

政治献金/寄附・支出規制に対する米司法の近年のス タンス

近年、連邦司法は、いかなる①献金/寄附に 対する政府規制 (contribution limits) や②支 出に対する政府規制(expenditure limits)も、献金/寄附と引き換えに腐敗の対価(quid pro quo corruption)やその外観(appearance of corruption)が現れ、それにより極めて重大な政府の利益(compelling state interest)が侵害される場合に限り、ゆるされるというスタンスにある。

したがって、連邦司法は、公職者が、自己の選挙でいかに巨額の支出をし、政治に参加し発言する自由権を行使したとしても、自己の公務遂行において必ずしも腐敗につながるとはいえないとするスタンスにある。

◇「ソフトマネー」、「ハードマネー」とは何か アメリカの政治資金は大きく、いわゆる「ハー ドマネー (hard money)」と「ソフトマネー (soft money)」分けて、規制されている。

「ハードマネー」、「ソフトマネー」とは

ハードマネー

連邦選挙運動法(FECA/フィーカ)の規制を受ける「選挙運動 費」。連邦の選挙運動(political Campaign/express advocacy) 費用の充てる狙いで寄附を募り、支出される政治資金。俗に「ハードマネー」と呼ばれる。当初、連邦選挙運動法(FECA)は、ハードマネーのみを規制対象としていた。

ソフトマネー

いわゆる「政治広報費」。連邦の選挙運動以外の、「原発に反対」のような政策提言広報(advocacy issues)に充てる狙いで寄附を募り、支出される政治資金。原則として、FECA の規制を受けない。ソフトマネーが、政敵の追落し・ネガティブキャンペーンなどに濫用され、アメリカの金権政治を悪化させている。ただし、「争点広告(issue ad/issue advocacy)」のような内容であっても、実際の選挙に影響を及ぼす場合には、FECA の規制を受ける。FECA は、ソフトマネーの規制強化を試みている。しかし、議会のみならず、司法の抵抗も強く、遅々として進まない状況にある。

連邦選挙運動法 (FECA) は、ハードマネー (選挙運動/ campaign activities 用) の政治献 金/寄附については、個人が支出するものは、法 定限度額まで法認する。一方、法人や労働組合な ど個人以外の政治献金/寄附については、PAC (政治活動委員会) に対するものを除き、禁止 する (旧 FECA 441 条の a、441 条の b / 現 FECA30116条a項)。言いかえると、PACに 拠出されるソフトマネー(争点広告/政策提言 広報 / issue advocacy) に費消する政治献金 ついては、個人以外でも、伝統的な PAC に対 する献金は認められるが法定限度額がある(旧 FECA441条の i / 現 FECA30125条)。これ に対して、判例法で創設された「スーパーパッ ク (super PAC) [正式名称は、「独立した支出 専用委員会 (independent expenditure-only

political action committees)」 に対する寄 附/献金は、個人はもちろんのこと個人以外つ いても、原則として無制限に認められる。つま り、理論的には、ソフトマネーを仮装してハード マネーを公職候補者に供しているケース、他人の 名前を借りてハードマネーを献金しているケー ス([現]52 U.S.C. [FECA] 30122条) など を除き、スーパー PAC が、特定公職候補者と連 携 (coordination)、癒着しておらず独立してい る (independent) 限り、連邦選挙運動法 (FECA) の適用はない。ところが、今日、公職候補者が立 候補する前に自身で PAC の立上げを準備するな ど、PAC と特定公職候補者の連携、癒着がひど いケースが散見される。PAC が公職候補者(陣営) と PAC スタッフとの間で、選挙コンサルタント などの知恵を借りて、巧妙にデザインされている。 実質的には候補者に対し支出される直接献金とほ とんど同じに機能しているケースが数多く報告さ れている。ところが、連邦選挙委員会(FEC)は、 連邦政治活動法 (FECA) に違反する連携事案を 1件の摘発もできていない。

官の選挙資金の監視機関である連邦選挙委員会 (FEC) は、二大政党制のはざまで、その監視機

能を十分に発揮するのは至難な常態にあることがわかる ¹⁴⁰。官の監視機関に代わり、アメリカでは民間の選



(Public use)

挙資金監視団体(campaign finance watchdog groups / NPO)が積極的な役割を演じている。例えば、連邦首都・ワシントン D.C. に本拠を置く選挙資金監視団体(NPO)のキャンペーン法センター(CLC = Campaign Law Center)は、スーパー PAC や各種 501(c)団体と特定候補者との間での不当な連携事案で FEC に対する申告リストを保有している。例えば、公職候補者が、立候補のかなり以前の自分でスーパー PAC を立ち上げるような明白に違法な事例も数多く報告されている。

例えば、CLC は、IRC501 (c) (4) 法人のアイオア・ヴァリューズ (Iowa Values) が連邦議会上院議員共和党所属の選挙候補者の選挙キャンペーンを SNS で行い、メールで個人献金を募っ

ており、連邦選挙委員会(FEC)に登録・報告義務があるのにもかかわらずそれを怠っているとして、2019年8月に、FECに調査を開始するように求めた。しかし、FECは調査を開始しなかった。そこでCLCは、連邦政治活動法(FECA)の規定に基づき客観訴訟(市民訴訟)を提起した。アイオア・ヴァリューズを相手に報告義務を果たすように求めた。アイオア・ヴァリューズ側は、裁判所に、CLCには原告適格なしとして却下するように求めた。コロンビア特別区連邦地裁は、2021年および2023年の判決で、FECの怠慢を指摘したうえで原告適格ありの判断をくだしている[CLC v. Iowa Values, 573 F. Supp. 3d 243 (D.D.C. 2021) / 691 F.Supp.3d 94(2023)]。

2024年4月9日には、CLC(キャンペーン 法センター)が、同じく選挙資金監視団体(NPO)である「シチズンズ・ユナイテッド判決を終焉させる会(End Citizens United)」と共に、テキサス州選出デッド・クルーズ上院議員(連邦議会共和党所属)が、自らと関係が深いスーパーPACに集まった巨額の資金を、2024年連邦上院議員選挙運動に巧妙に流用しており、連邦選挙運動法(FECA)に違反するとして、連邦選挙委員会(FEC)に対し、調査を開始するように申し立てた(filing the investigation request)。

この調査申立事案において、選挙資金監視団体(NPO)は、クルーズ議員が、テキサス州サンアントニオに本拠を置く放送メディア企業(iHeartMedia)と、SNSのプラットフォーム・ポッドキャスト(Podcast)*を使った「デッド・クルーズの評定(Verdict with Ted Cruz podcast)番組の放送契約を交わし、そのための63万ドルの支払は、同議員が連携するスーパーPAC「真実と勇気PAC(Truth and Courage PAC)から拠出することになっていることを問題にした(Watchdog groups say \$630K given by iHeartMedia to PAC,Cruz is illegal (statesman.com))。

*ポッドキャスト (Podcast) とは、「iPod」と「broadcast」が組み合わさった造語。音声データや映像をインターネット上に公開、またはそのサービスを指す。 ポッドキャストアプリをインストールすれば、好きな放送番組を選んで無料で視聴することができる。

¹⁴⁰ See, Trevor Potter, *The Failed Promise of Unlimited, Independent * Spending in Elections, ₹ 45 Hum. Rts. 22 (2020) .

また、一般に、民間 の選挙資金監視団体 (NPO) が問題にするの は、「レッドボクシング (Redboxing) /赤いカ コミ」という手法であ



(Public use)

る。これは、連邦政治活動法(FECA)の規制を かいくぐるために公職候補者とスーパーパックと の巧妙な連携方法をさす。

公職候補者(陣営)がスーパーパックに広告宣伝して欲しい政策や取り込みを狙う特定の有権者の個人情報などを流し、スーパーパック側がその情報を共有し、テレビなど政治広告を作成し、放映する。Webサイトやテレビで広告して欲しい情報/説明を赤い線でカコミを入れていることから、

レッドボクシング/ 赤いカコミ」と呼ばれる ¹⁴¹。選挙資金 監視団体は、レッド ボクシング事案を告 発し、連邦選挙委員



(Public use)

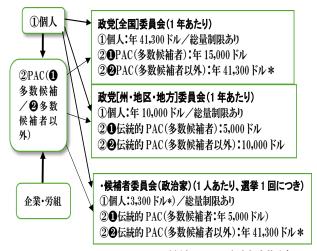
会(FEC)に対し、しばしば調査を開始するように申立てをしている。しかし、FEC は、調査開始には消極的である。

いずれにしろ、スーパーPAC、そこに流れる 巨額のソフトマネーが、アメリカの金権政治をエ スカレートさせている。スーパーPACは、一握 りの富裕層が「隠れ蓑献金者(straw donor)」 となって自分等好みの政治家に大口献金をする ツールにもなっている。しかし、連邦選挙委員会 (FEC) は監視力を十分に発揮できていない。

このことが、連邦選挙運動法(FECA)が禁じる公職候補者とスーパーPACとの間で連携をかいくぐるギリギリの巧妙な手法の横行・放任につながっている。スーパーPACのエスカレートは、草の根の民意を政策に反映させようという伝統的な議会制民主主義を劣化させる。分断・格差を広げ、少数の富裕層や大企業の利益を優先させるような公職候補者の政策が横行する専制主義につながることが危惧される。

連邦選挙運動 [議会・大統領] にかかる連邦選挙運動 法 (FECA) の規制を受ける献金/寄附 (ハードマネー) (2023-24)

*①個人、②伝統的な PAC ①/2



受領者は FEC に収支報告義務あり 連邦選挙委員会(FEC)

*上限額の物価スライドあり(FEC, Contribution limits for 2023-24 elections 参照) 142

連邦選挙運動法の規制外の「スーパー PAC」への政治 献金/寄附 (ソフトマネー)



◇「スーパー PAC」とは何か

ソフトマネーが金権政治の原資になっているとし、2002年に、連邦議会はPACへの献金に制限を設ける法改正をした。しかし、連邦最高裁は、2010年のシチズンズ・ユナイテッド対連邦選挙委員会 [Citizens United v. Federal Election Commission,558 U.S. 310 (2010)] 事件およびスピーチナウ・ドット・オルグ対 FEC事件コロンビア特別区連邦地裁判決 [SpeechNow.org v. FEC (599 F. 3d 686 (D.C. Cir. 2010))] で、*支持する特定公職候補者や政党と連携していない (non-coordinated)

¹⁴¹ See, Kaveri Sharma, *Voters Need to Know: Assessing the Legality of Redboxing in Federal Elections, * 130 Yale L.J.1898 (2021).

 $^{^{142}}$ アメリカに物価スライド税制について詳しくは、石村耕治「アメリカのタックスインデクセーション:アメリカでは常識の『物価スライド税制』(1)~(10)」月刊税務事例 2022 年 12 月号以下参照。

PAC、ないし特定公職候補者や政党に資金提供をしていない PAC への献金制限。は、連邦憲法修正1条が保障する「言論の自由」を侵害し、改正法を違憲と判断した。

この 2010 年のシチズンズ・ユナイテッド 事件最高裁判決が、無制限の献金(unlimited contributions)の受入と無制限の独立した(非 連携の)支出(unlimited independent(=noncoordinated)expenditures)を法認する「スー パー PAC」(Super-PACs / 特別政治行動委員会) 誕生の契機となった。「スーパー PAC」は、正式 には「独立した支出専用委員会(independent expenditure-only committee)」と呼ばれる。

それ以降、伝統的な PAC (traditional PAC) とは別途に創設される。*支持する特定公職 候補者や政党と直接連携していない (noncoordinated) PAC、ないし特定公職候補者や政 党に資金提供をしていない PAC。への献金は無 制限となっている。企業・労組・非営利公益団体は、 公職候補者に直接献金はできない。富裕な個人 も、法定限度額を超えて公職候補者に直接献金は できない。しかし、実質公職候補者と関係のある スーパー PAC に寄附し、スーパー PAC の運営 者はその資金を使って、テレビ CM や SNS など を通じて他候補の政策を中傷するネガティブキャ ンペーンに巨額の資金を投入することも可能であ る。スーパー PAC は、政策提言費に使われてい るとはいうものの、現実には公職選挙の結果に大 きな影響を及ぼしている。

◇「501 (c) 団体」のよる政治広報活動とは

アメリカはボランティア (篤志) 活動が盛んな 国である。こうした活動を積極的に支える組織が 非営利公益団体 (nonprofit charitable organizations) である。数え切れないほどある各種の 非営利公益団体は、社会貢献活動を支え、アメリ 力社会には欠かせない存在である。これら各種非 営利公益団体は、一般に「501 (c) 団体 (501 (c) organizations)」と呼ばれる。これは、連邦 税法 (内国歳入法/IRC) の501条の各号で規 制されていることからくる。具体的には、501 (c) (3) [公益(慈善) 団体 (charity)]、501 (c) (4) [社 会活動団体 (social welfare organizations)]、 501 (c) (5) [労働組合 (labor unions)]、 501 (c) (6) [事業者団体 (business leagues and trade associations)] などである。

IRC は、これら 501 (c) 団体の本来の事業対

する所得課税を免除(課税除外に)している。また、個人や法人がこれら501(c)団体に寄附金を支出した場合には、法的限度まで寄附金控除ができる。ただし、こうした団体が公職候補者の集票活動(electioneering)をしないことが条件である。

政治活動は、大きく、公職候補者の集票活動 (electioneering) と政治広報活動 (influencing legislation) に分けられる。501 (c) 団体は、 集票活動は禁止されるが、政治広報活動は一定の 範囲で法認される。これは、例えば人工妊娠中絶 に賛成する団体や逆に反対する団体は、その団体 目的を実現するには、議会にロビイング(議員へ の働きかけ活動) や政治広報活動が必要になるか らである。ただし、宗教団体 [税法上の 501 (c) (3) 団体] は、その本来の(宗教)活動が課税除 外となるには、集票活動も政治広報活動も禁止さ れる。これは、連邦議会が、501 (c) (3) 団体 に一定の範囲で政治報告活動を認める法改正をし た際に、宗教界が「集票活動+政治広報活動の全 面解禁」を求め徹底抗戦をし、敗北したことが原 因である。

いずれにせよ、現行税法上、501 (c) (3) 団 体には、宗教団体を除き、その本来の活動を促進 する狙いでの一定の政治広報活動支出は法認され ている。もっとも、この課税取扱いとは異なる団 体もある。501 (c) (4) 団体、「社会活動団体 (social welfare organizations)」が1例である。 この 501 (c) (4) 団体は、寄附しても寄附金控 除は認められないが、本来の事業は免税(課税除 外)である。また、本来の事業を促進するための 政治広報活動支出もできる。法令上、支出は青天 井である。しかし、IRS は、ガイダンスで 40% ~50%まで認めるとしている。501 (c) (4) 団 体は、毎年、「様式 990 [所得税免除団体申告書 (Form990: Return of Organization Exempt From Income Tax)]を IRS に提出しないとい けない。その際に、別表Cに、政治広報活動支出 先が、伝統的な PAC、スーパー PAC、527 グルー プなどの場合には、それらの名称、住所、EIN な どを記載しないといけない。

◇「ステルス PAC」と揶揄される「527 団体」 とは

IRC527条 [政治団体 (political organizations)] は、政治活動を本来の業務とする非営利団体である。IRC527条は、1975年に、「政治団体」に対して免税適格を付与するために制定された。こ

の種の政治団体は、内国歳入法典(IRC)527条 のもとで組織されることから「527団体(527 organizations / 527 groups)」あるいは単に 「527 ズ(527s)」と呼ばれる。

527 団体は、IRS が所管する非営利団体である。 したがって、IRS に対してはさまざまな報告など受 忍義務を負う。527 団体は、特定の公職候補者の 選挙運動の支援ができないわけではない。しかし、 それをすると、連邦選挙運動法(FECA)のもとで の連邦選挙委員会(FEC)への届出や報告義務な どさまざまな受忍義務を負わないといけなくなる。

527 団体は、非営利団体の1つであり、1975 年に法制化されてから久しく差ほど注目されな かった。しかし 1990 年代後半から、大統領選や 連邦議員選挙時に急増し、注目され出した。527 団体は、連邦の公職候補者の公共政策問題をメディ アで議論する際に必要な資金(ソフトマネー)を 全米規模で募金できる。527団体は、集めた資金 で、さまざまな政策提言広告(advocacy issues) ができる。しかも、特定の公職候補者の選挙運動 は支援しないように慎重に対応すれば、連邦選挙 運動法 (FECA) のもとでの連邦選挙委員会 (FEC) への届出や報告義務もない。こうした点に目を付 けた人たちが527団体に利用価値を見出したの だろう。527団体が急増するに従い、時には、特 定の公職候補者の選挙公約に賛成または反対する 政策提言広報を大々的行い、527 団体の危ない使 われ方が問われるようになった。俗に「ステルス PAC (stealth PAC)」と呼ばれる。

「527 団体」は、連邦所得税の免税団体として優遇されている。「スーパー PAC」と同じような活動を大々的にしている。にもかかわらず、連邦選挙運動法(FECA)の規制を免れている。連邦選挙委員会(FEC)に対する受忍義務を一切負わない。527団体は、まさに「ステルス PAC(stealth PAC)」と揶揄される存在である。齟齬が生じていた。

◇ 2000 年、連邦議会が IRC527 条を改正

連邦議会は、「ステルス PAC(stealth PAC)」問題への対応を迫られていた。連邦選挙運動法(FECA)の改正も視野に入れて検討を重ねた。しかし、政党間、議員間で利害がからむ連邦選挙運動法(FECA)の改正は至難である。そこで、2000年に、連邦税法/内国歳入法典(IRC)

IRC 上の「政治団体」と FECA 上の「政治委員会」の 定義上の違い

政治団体

連邦税法(IRC)上の定義

「政治団体(political organizations)」とは、「本来の免税目的に向けて、直接または間接に、献金を受けるか、支出するか、もしくは双方のために組織されかつ運営される政党、委員会、社団、基金、もしくは団体(法人であるかどうかを問わない)」と定義する(IRC527 条 a 項)。また、「免税目的(exempt function)」とは、連邦、州または地方団体の公職に、個人を選任、指名、選挙、任命に影響を与えるもしくは影響を与える試みをする目的」と定義する(IRC527 条 e 項 2 号)

政治委員会

連邦選挙法(FECA)上の定義

「政治委員会 (political committee)」とは、①全国、州・地区・地方かを問わず、「すべての委員会、クラブ、社団その他の人の集団 (committee, club, association, or other group of persons)」で、1 暦年中に総計で法定額を超える献金を収受するか、1暦年中に総計で法定額を超える支出をするもの(FECA 30101条4号A及びC)、②独立分離基金 (SSF=separate segregated fund / FECA 30101条4号B)、すなわち PAC (political action committee) やスーパーPAC、527 グループなど。③主たる公職候補者運動委員会等 (principal candidate campaign committee や authorized committees) (FECA 30101条5号及び6号)

527条を改正する形で対応することになった。

具体的には、完全かつ公正な政治的開示法(Full and Fair Political Disclosure Act of 2000)のタイトルの税法改正法を制定した。この改正は、その後、連邦税法(IRC / 内国歳入法典)に、新たに527条i項・j項として盛られた。この改正で、527団体(政治団体)を含む免税団体(27種以上)に、200ドル以上の献金者の氏名および500ドル以上の支出内容をIRS に報告、IRS は広告内容をネット公開することを義務づけた。

したがって、現在、527 団体(政治団体)は、 次のような報告義務を果たすことを条件に、免税 団体と取り扱われることになる。

政治団体に課される連邦税法上の報告義務

●政治団体は、団体を設立してから 24 時間以内に様式 8871 [法典 527 条適格の政治団体通知書 (Form 8871, Political Organization Notice of Section 527 Status)] を IRS に提出すること (IRC527 条 i 項 1 号・2 号)。ただし、常時25,000 ドル未満の年間総収益と見込まれる団体、1972 年 FECA のもとで報告を求める団体、

¹⁴³ See, Donald B. Tobin, *Anonymous Speech and Section 527 of the Internal Revenue Code, § 37 Ga.L. Rev. 611 (2003) .

または IRC527 条 f 項 1 号のもとで課税対象 となる所得のある団体は除く (IRC527 条 i 項 5 号)。

- ②法典適格の政治団体は、毎暦年、様式 8872 [政治団体の献金および支出報告書 (Form 8872: Political Organization Report of Contributions and Expenditures)] を、翌暦年の1月31日までに提出すること(IRC527条i項2号)。
- ❸報告義務違反には、報告しなかった収支額を課税ベースに過料が課される(IRC527条j項1号) 144。

◇ 2006 年、連邦選挙委員会(FRC)が 527 団 体にメス

527 団体の動きがエスカレートし、富裕な個人が多額の寄附をし、さまざまなメディアを使って大々的な政策提言を行い、特定の公職候補者の選挙運動に影響を与える傾向を強めてきた。連邦選挙委員会(FEC)は、かねてから 527 団体の大胆な活動に警鐘を鳴らしていた。2006 年後半に、FEC は、「MoveOn.org Voter Fund」、「League of Conservation Voters 527」および「Swiftboat Veterans and POWs for Truth」の3つの527 団体に対して、おおよそ63万ドルの過料を課した。これらの団体は、連邦選挙委員会(FEC)に定義する「政治委員会(political committee)」にあたり、登録義務を負うのに、それをしていなかったというのが理由である。

連邦選挙委員会(FEC)の取締りに賛成し、「FECの対応は遅きに過ぎた」とする声がある。一方、「FECの行動は、連邦憲

527 ORGANIZATIONS

- ORIGANIZATIONES, THAT UNDER 527 OF THE INTERNAL REVENUE CODE, HAISE AND SPEND MONEY TO ADVANCE POLITICAL CAUSES GEORGE SORIOS SPENT 23 MILLION DOLLARS



(Public use)

法修正 1 条に補償する言論の自由や結社の自由を 侵害するものである」との反対の声もある。

内国歳入法の改正により、527 団体への政府規制は格段に強化された。また、連邦選挙委員会 (FEC) も 527 団体への法執行態勢を強化してきている。このため、使い勝手が悪くなった 527 団体は、「ステルス PAC (stealth PAC)」から「昨日のスーパー PAC (yesterday's Super-PACs)」に変身したとも揶揄される。527 団体を法の抜け道にする全盛時代は過ぎたという見方である。

各種 PAC の法的根拠



◇ 2002 年、連邦議会が FECA 改正、司法は改 正法に合憲判断

連邦選挙運動法 (FECA) は従来、連邦選挙に 直接影響する資金 (ハードマネー) のみを規制の 対象としていた。このため政党は、党勢拡大な ど連邦選挙以外の一般的政治活動に用いるとい う名目であれば、企業や労働組合、富裕層など から無制限に資金を集めることができた。すで にふれたように、連邦選挙運動法 (FECA) の規 制外で流通する政治資金は「ソフトマネー」と 呼ばれ、1996年選挙以降、急速に増加してき た。ソフトマネーは、連邦選挙以外の活動、すな わち、州や地方選挙に関する活動や政党による投 票促進運動、テレビ広告等に充てられてきた。し かし、実際には連邦候補者の氏名等に言及する 広告であっても、当該候補者の当選あるいは落選 を明確に主張するものでない限りは連邦選挙運動 法 (FECA) の規制対象とならないため、候補者 の当落に関する直接的な表現を使わない「争点広 告(Issue Advocacy)」が盛んに流されるよう になった。こうした動きにストップをかけること を狙いに、2002年3月に、連邦議会は、政党 によるソフトマネー調達等を原則禁止するととも に、選挙前の政治広告等に制限を加えることなど を主眼とした連邦選挙運動法(FECA)の改正法 (BCRA=Bipartisan Campaign Reform Act of 2002 / 超党派選挙運動資金改革法)、通称 「マケイン・ファインゴールド法(the *McCain-Feingold law) を通過させた。これにより、 FECA に次のような規制が加えられた。

BCRA(マケイン・ファインゴールド法)の主な改正事項

- ・政党の全国委員会がソフトマネーの調達や拠出 等を行うことを禁止
- ・政党の州や地方委員会が連邦選挙活動に関して ソフトマネーの調達や拠出等を行うことを禁止 (ただし、個人や企業等から年間1万ドルまでの 献金/寄附を受領することは認める。)
- ・連邦候補者および公務員が連邦選挙に関してソ フトマネーの調達や拠出等を行うことを禁止

¹⁴⁴ 税法を、課税除外の政治団体の情報開示に活用することに対する異論もある。See, Donald B. Tobin, *Campaign Finance Disclosure: National Federation of Republican Assemblies, * 97 Tax Notes 407 (2002) .

- ・「選挙運動通信(electioneering communication)」という新しいカテゴリーを設け、選挙前の意見広告も、このカテゴリーで制限する。制限される「選挙運動通信」とは、「特定の候補者に明確に言及して規制期間内になされる放送通信、ケーブル通信および衛生通信」と定義され、「連邦公職への明確に確認できる候補者に言及するもの(relative to a candidate)」で、「本選挙等の前60日間または予備選挙等の前30日間に行われる意見広告」の適用になる。(ただし、非営利公益団体等が一定要件の下で行う選挙運動通信は認められる。)
- ・選挙運動通信の製作または放送のために年間 1万ドルを超える費用を支出する者に対し、そ の金額および氏名等の FEC への届出を義務化
- ・政党がその公認候補者のために行う支出について、当該候補者等と連携して行う連携支出 (Coordinated Expenditures) または候補 者等との連携なしに単独で行う独立支出(Independent Expenditures)のいずれかを選択 して行うことを義務化
- ・個人が連邦候補者等に対して行うハードマネー献金/寄附の上限を引き上げる。例えば、主たる公職候補者委員会(principal candidate campaign committee)に対しては選挙ごと2,000ドル、政党の全国委員会(national party committee)に対しては年間2万5,000ドル(いずれの額も毎年物価スライドあり。)、政党の州・地域・地方委員会(state, district, local party committee)は、年間1万ドルに増額
- ・他人の名前を借りた(through a conduit)献 金/寄附の禁止
- ・18 歳未満の未成年者が政党または連邦選挙候補 者に対して献金/寄附を行うことを禁止
- ・候補者が選挙運動費用を私的に流用することの 禁止
- ・選挙運動費用を自己資金から支出する富裕層 (millionaires)の対立候補者に対し、ハードマネー寄附の上限を緩和

◇ 2003 年、マコーネル 対 連邦選挙委員会 (FEC) 事件判決で、司法は 2002 年改正法に 合憲判断

アメリカにおいては、多額の費用を要するマス・メディア選挙が当り前の様相を呈している。この背景には、選挙運動資金の規制は実質的に政治的言論を制限につながるとする認識がある。BCRA(超党派選挙運動改革法)の主要な規定について、連邦憲法修正第1条の保障する言論の自由を侵害するなどとして、11件もの違憲訴訟が提起された。これらの訴訟は、「マコーネル 対 連邦選挙委員会(McConnell v. Federal Election

Commission) 事件に併合され、2003年5月2日 にコロンビア特別区連邦地方裁判所判決[251 F. Supp. 2d 176 (D.D.C. 2003)]、次いで2003年12月10日には連邦最高裁判所の判決[540 U.S. 93 (2003)」が下された。

連邦最高裁判所は、同日の判決で、2002年超 党派選挙運動資金改革法 (BCRA) の主要な規定 をほぼすべて合憲とする判決を下した。

◇2010年のシチズンズ・ユナイテッド 対 連邦 選挙委員会事件判決で、司法は 2003 年マコー ネル判決の一部を修正、スーパー PAC を創設 その後、連邦最高裁は、2010年のシチズン ズ・ユナイテッド 対 連邦選挙委員会 [Citizens United v. Federal Election Commission, 558 U.S. 310 (2010)] 事件で、2003年のマコー ネル 対 連邦選挙委員会(FEC)判決の一部を修正 し、連邦選挙運動法 (FECA) に規定される支出 制限は 言論の自由を保障する連邦憲法修正 1 条 に違反するとした。*支持する特定公職候補者や 政党と直接連携していない (non-coordinated) PAC、ないし特定公職候補者や政党に資金提供を していない PAC。に対する献金額に限度を設け てはならない旨判示した。この判決を契機に、実 質、司法がデザインした「スーパー PAC」が誕 生した。以来、スーパー PAC への政治献金は無 制限、青天井状態が続いている。連邦選挙委員会 (FEC) も、2 大政党の分断や司法の議会(立法府) への協調姿勢の欠如などのはざまで身動きが取れ ない状態にある。

連邦最高裁は、本件シチズンズ・ユナイテッド (Citizens United) 事件判決で、政治資金の支出 制限は言論の自由を制約するものとの判断したう えで、営利企業・労組などからの政治献金を制限 してきた FECA の一定の条項に違憲判決を下し た。 この判決で、これまで厳しい制約が課せられ ていた営利企業・労組などからの政治資金の提供 が、事実上無制限となった。ただし、青天井となっ た企業の政治資金の対象は、スーパー PAC と呼 ばれる公職候補者自身を支援することができない 政治団体に限られる。この候補者選挙活動制限に 対する反動もある。候補者を支持する地上波や ケーブル TV の CM やソーシャルメディア(SNS) CM では、スーパー PAC に集まった資金を使った 相手候補を中傷する、あるいは攻撃する PR 表現 を急増させていることである。「言論の自由」を根 拠に営利企業に無制限の政治資金提供を認めたこ

コラム 15 シチズンズ・ユナイテッド 対 FEC 事件最高裁判決(2010年)の骨子

シチズンズ・ユナイテッド(Citizens United)は、保守系の504(c)(4)団体であり、当時、年間予算が1,200億ドル程度であった。一部営利法人からの寄附もあったが、その資金のほとんどを個人の寄附で賄っていた。2008年1月に、シチズンズ・ユナイテッドは、ドキュメンタリー映画「ヒラリー(Hillary: The Movie)」作成し、2008年1月に映画館で公開するとともに、DVDでも販売した。この映画は、放映時間は90分程度で、連邦議会上院議員を務め、2008年の大統領選挙の民主党候補のヒラリー・クリントンを攻撃・批判するものである。シチズンズ・ユナイテッドは、ケーブルTV会社から同映画をオンデマンド(単発)方式で配信するための資金として120万ドルの提供の申出を受けた。

シチズンズ・ユナイテッドは、同映画の配信を促進するために、2種類の10秒TV広告および1種類の30秒のTV広告を作成した。シチズンズ・ユナイテッドは、民主党大統領予備選挙の30日前から、同映画のオンデマンド配信をすることを希望した。しかし、TV広告や映画のオンデマンド配信が、連邦選挙運動法(FECA)と抵触するおそれがあった。

連邦選挙運動法 (FECA) 441 条の b (当時) / [現]30116 条 a 項は、営利法人や労働組合が一般会計 (general treasury fund) から連邦の公職候補者に献金することを禁止し、かつ、候補者と独立した支出であっても、明確に特定候補者の当落に言及するための支出を禁止していたからである。さらに、同条項は、2002 年超党派選挙運動改正法 (BCRA) 203 条により改正され、予備選挙前 30 日間および本選挙前 60 日間に、特定候補者の当落に言及する選挙運動通信 (electioneering communication) を禁止する。

すでにふれたように、選挙運動通信とは、「特定の候補者に明確に言及して規制期間内になされる放送通信、ケーブル通信および衛生通信」と定義される。また、BCRA201条は、選挙運動通信が特定候補者と連携していない旨の説明(disclaimer)を表示すること、および、BCRA311条は、選挙運動通信の費用負担者の氏名・住所を開示するように求めている(新FECA30120条)。

シチズンズ・ユナイテッドは、連邦選挙運動法(FECA)違反を問われ制裁を受けることを懸念した。そこで、2007年に、コロンビア特別区連邦地方裁判所に、連邦選挙委員会(FEC)を相手にFECAの該当条項の法令違憲(facially unconstitutional)を主張し、かつ、予備的執行差止および無効宣言を求めて訴えを提起した。同地裁は、2008年に、申し立てた規定は合憲であるとの判断をくだした。また、予備的執行差止および宣言無効の訴えを棄却した[530 F. Supp. 2d 274(D.D.C. 2008)]。そこで、シチズンズ・ユナイテッドは、この判断を不服として連邦最高裁に上訴した。

連邦最高裁は、2010年に、5対4で、次のように判示した [Citizens United v. Federal Election Commission,558 U.S. 310(2010)]。

- ① FECA441 条のb/[現]30116条a項は、 法人の独立選挙支出を制限するが、政治的言 論の禁止であり、連邦憲法修正1条に違反す る。このことから、原審判決を破棄する。
- ② BCRA201 条の説明要件および311 条の費用負担者名の開示要件[現 FECA30120 条]は、憲法が保障する権利侵害にはあたらない。このことから、これらの規定については原審の合憲判決を支持する。

の最高裁判決には良識派から大きな疑問符がつく。 アメリカの選挙は、一部の富裕層や大企業がスーパー PAC に無尽蔵の資金を注ぎ込み、大量の政治 CM で大統領や連邦議会に出馬した対立候補者を叩く汚い金権選挙の様相を強くしている。各種メディアも、政治 CM の放送料という恩恵を受ける立場にある。このことから、金権選挙に対するスタンスははっきりさせないで、荒稼ぎしている。連邦議会は、金権政治にストップをかけようと 努力を重ねている。この努力を次々と無にする連邦最高裁の姿勢には厳しい批判がある。「言論はカネ次第(money is speech)」の判決は、金権政治/金権選挙を助長しているだけで、民意を現実の政治からますます遠のけているのではないか。こんな懸念の声がますます大きくなっている 145。政治献金が多ければ勝てるともいえない。しかし、十分な資金がなければ勝負にならない。先の見えない金権選挙の負の連鎖が続く。

¹⁴⁵ See, Samuel Issacharoff *et al.*, The Law of Democracy:Legal Structure of the Political Process, at 337 (3rd ed. 2007) .

◇ 2022 年、連邦司法は、選挙前の候補者による 選挙運動資金ローンについて自己の主たる候補 者運動委員会からの返金の上限額設定は違憲と 判断

連邦選挙候補者は、BCRA304条、その後 FECAに挿入された 30116条 j 項のもとで、直接献金またはローン(借入)の形で、自己の主たる候補者運動委員会(principal(candidate)campaign committee)へ献金/寄附できる金額は 25万ドルに制限された。このため、候補者が選挙前にした 25万ドルを超える選挙運動のためにした借入(ローン)は、当該候補者運動委員会から還付されないことになる。2022年の FEC 対 デッド・クルーズを上院へ [FEC v. Ted Cruz for Senate, 596 U.S. 289(2022);原審/コロンビア特別区連邦地裁判決 No. 19-cv-809(D.C. Dist. Jun. 3, 2021)] 事件判決では、この支出制限の憲法適合性が争われた。連邦最高裁は違憲であると判断した。

◇ FECA の説明要件・開示要件に対する連邦司 法の判断

わが国では、政治資金規制、つまり「政治とカネ」の問題を、「言論の自由」という視点から考えることは余りない。岸田前首相が、政治資金の透明化が至難なのは言論の自由やプライバシー保護が関わるからだと説明しても、マス・メディアや選挙民は食いついてこない。この点、アメリカにおいては、「政治とカネ」の問題を、「透明性」の確保に加え「言論の自由」の観点からも斬り込む。連邦司法は、「言論の自由」確保の視点から、政治資金の入りや出の政府規制強化には極めて消極的である。この面では、行政規制の撤廃を全面に押し出し、連邦選挙運動法(FECA)の規定について躊躇することなく違憲判決を下す。

一方、連邦選挙運動法(FECA)は、透明性を確保するための、説明要件(disclaimer requirements)や開示要件(disclosure requirements)を定める。連邦司法は、説明規定や開示規定については、どのような判断を下しているのであろうか。

FECA を読んでみても、「説明(disclaimer)」 という言葉は見当たらない。しかし、「文書や募金 の公表および配布 (publication and distribution of statements and solicitations)」(FECA30120条)の規定がある。この規定では、候補者や候補者委員会などは、マス・メディアを使って政治広告をする場合には、その広告の内容に対して誰が責任を負うのかを明記するように求めている。つまり「説明要件 (disclaimer requirements) 規定を置いている。加えて、連邦選挙委員会 (FEC)は、2023年に、ネットを使った通信 (public internet communications) についても説明要件を求める規則を発出した 146。

一方、連邦選挙運動法(FECA)は、政治資金 の開示要件 (disclosure requirements) につ いては、明文で詳細に規定する。政治委員会に対 し、その設立から、活動、解散まですべてのス テージで選挙運動資金に関する電子媒体による報 告を求め、それぞれの法定提出先である連邦議会 上院事務総長(Secretary of the Senate)もし くは下院事務総長 (Clark of the HR) または連 邦選挙委員会 (FEC) が、それらの活動内容を Web サイトで一般に開示している。加えて、選 挙に直接影響を与える活動をする個人や団体等に 対しても電子媒体での一定の報告を求め、選挙 運動資金の動向を Web サイトで一般に開示して いる。連邦選挙運動法(FECA)が提出を義務付 けているのは、指定書(designation)、届出書 (statement)、通知書 (notification) や報告書 (report) など (以下「報告書類」という。) 多岐 にわたる (FECA30103~30105条)。

連邦司法は、連邦選挙運動法(FECA)に定める説明規定や開示規定については、一般に、これらを合憲と判断している。具体的には、すでにふれたバックリー事件 [Burkley, 424 U.S. 1 (1976)]、マコーネル事件 [McConnel, 540 U.S. 93 (2003)]、シチズンズ・ユナイテッド事件 [Citizens United, 558 U.S. 310 (2010)]、さらにはドー 対 リード事件 [Doe v. Reed, 561 U.S. 186 (2010]、インスティチュート 対 FEC 事件 [Independence Institute v. FEC, 216 F. Supp. 3d 176 (D.D.C 2016); 580 U.S. 1157 (2017)] などの先例がある。このことから、連邦司法は、政治とカネの問題について、カネの入りや出の数量規制の強化ではなく、説明要件・開

¹⁴⁶ See, Internet Communication Disclaimers and Definition of *Public Communication, ≈ 87 Fed.Reg. 77467-77480 (Dec.19, 2022). The FEC published the final rule on December 19, 2022, which became effective on March 1, 2023.

示要件を厳格化することで、政治資金の透明性を 高める方向性を目指しているように見える ¹⁴⁷。

◇1966年に成立した大統領選挙運動基金法 (PECFA) とは

1966年に、大統領選挙運動基金法(PECFA= Presidential Election Campaign Fund Act of 1966) が制定された。実際の制度開始は、1971 年法による。PECFA は、大統領選挙に対する 国庫補助制度 (public funding of presidential elections)を創設するものである。連邦選挙委 員会 (FEC) が制度を担う。特定の寄附者によ る影響力を排除し、資金力の乏しい候補者にも意 見表明や立候補の機会を与えることなどを目的に 設けられた。 国庫補助の財源は、納税者が任意 で積み立てる大統領選挙運動基金(Presidential Election Campaign Fund) である。連邦所得 税納税者は、納税申告する際に自己の所得税から 3 ドル(夫婦合算申告の場合は6ドル)を基金に 払い込むよう納税申告書(Form1040)で指定 できる仕組み(☑チェックオフ制度)である。た だし、特定の政党名や候補者名を指定することは できない。

指定された金額は連邦政府の一般会計ではなく特別会計(fund)に組み入れられる。アメリカは高所得者に傾斜する形で税制上のインセンティブを与えるため、公益寄附などでは所得控除の仕組みを広く採用する。これに対して、大統領選挙運動基金制度では、納税者の申告内容には一切影響はないが、一種の疑似税額控除制度ともとれる。つまり、この大統領選挙運動基金制度では、税額控除の仕組みを採用し、公職選挙を多くの有権者の浄財で支えられる公的支援を試みているといえる。底なしの金権選挙をただそうとする重要な指標のようにも見える。ただ、納税者は、献金先を指定できないので、受配者指定寄附制度とは異なる。また、公的資金を受け取るかどうかも候補者の選択によることになっている。高揚感は乏しい。

国庫補助は、次の3つの柱からなる。つまり、 ①予備選挙候補者への支援、②政党の候補者指名 全国大会への支援、および③本選挙候補者への支 援である。ただし、候補者は補助を受けると、支 出制限その他の条件を護らないといけない。この ことから支給を断る者も多い 148。

1 金権政治打破の後ろ盾役のクラウドファンディング

金権政治/金権選挙を打破し、草の根民主主義を回復しないといけない。このためには、政治献金のクラウドファンディング(crowdfunding for political campaign / political contribution crowdfunding) は必須のツールだとする声もある。確かに、自前で豊かな選挙資金を用意できなくとも政治家をめざせる仕組みを練り上げないと、アメリカの金権政治/金権選挙はますますひどくなる。対症療法として、不特定多数者(crowd)に小口の政治資金の支出を求めることを奨励しないといけない。このためには、デジタル/オンラインの民間プラットフォームを積極的活用に活路を見出すべきというわけである。

政治献金のクラウドファンディングは、*限られた富裕層、企業や団体からの大口献金、から、*数多くの人たちからの小口献金、に流れを変えるためのヒントとなる。政治のリーダーには、*富裕層、大企業、大労組などの利益を代弁する。のではなく、*庶民に対して責任を果たす存在である。ように求めることができる。

すでにふれたように、1971年に連邦選挙運動法(FECA/フィーカ)が制定された。FECAは、連邦の選挙資金を規制するための基本法である。ほかに、1975年に、FECAの改正で創設された連邦選挙委員会(FEC=Federal Election Commission)や、連邦課税庁である内国歳入庁(IRC=Internal Revenue Service)がある。前者(FEC)は、政治資金の収入や支出の管理をして透明化することを狙いとする組織である。その名称とは裏腹に、選挙の管理は行わない。一方、後者(IRS)は、政治資金の課否取扱いについて監視する組織である。

連邦選挙であっても、有権者の登録、投票の管理、開票は、それぞれの州の公職選挙を規制する 法律に基づき、州および地方団体の選挙管理人が 責任を持つ。

公職候補者は、政治資金を集めるには、政治 団体 (political organizations) を組織するの が慣わしである。政治団体は、公職候補者や市

¹⁴⁷ See, Report, *Campaign Finance Law: An Analysis of Key Issues, Recent Developments, * and Constitutional Considerations for Legislation (CRS, May 17, 2023) .

¹⁴⁸ FEC, FEC | Public funding of presidential elections

民などが組織できる。組織した場合、会計責任者(treasury)を置いたうえで、連邦選挙委員会(FEC)に、その詳細を記載し届出をしないといけない。また、政治団体は、その収支を定期的にFECに対して報告しないといけない。FECは、その収支報告書をFECのWebサイト(www.fec.gov)で一般に公開している。多くの民間の組織(NPO)も政治資金の収支などをWebサイトで公開している。

個人による政治団体(に対する現金その他の財産の贈与には、その本来の活動(政治活動)に費消される限り連邦贈与税がかからない(ただし、評価性資産が贈与された場合でその処分でゲインが生じるときは別である。)。法人(会社、非営利公益団体、労働組合を含む。)は、政治活動委員会(PAC=political action committee / IRC527条e項1号)に対するものを除き、政治献金が禁止される(52 U.S.C.A § 30118)。しかし、実際には、特別政治活動委員会(スーパー

PAC)が、法人/団体から献金を無制限に許容する巨大な〝抜け穴〟になっている。スーパーPACが、言論の自由を盾にした金権政治を放任



(Public use)

する諸悪の根源と指摘する声もある。

政治家やその候補者によっては、特別政治活動委員会(スーパーPAC)を使った政治献金を一切拒否し、個人献金に大きく依存しようとする者もいる。民意を大事にする姿勢を鮮明にするためためである。アレクサンドリア・オカシオ=コルテス下院議員(Alexandria Ocasio-Cortez)[民主・ニューヨーク州選出]やバーニー・サンダース上院議員(Bernie Sanders)[独立派 [独立派・バーモント州選出]などが適例である。とりわけ、サンダース上院議員の場合は、団体献金を拒否することに加え、小口(200ドル以下)の個人献金に大きく依存している。真の草の根民主主義者として高い人気がある政治家の1人である。

2 個人小口献金率の高い連邦議員リスト

「オープンシークレッツ/ OpenSecrets」は、アメリカの無党派の政治献金調査機関(NPO)

の1つである。オープンシークレッツ/ Open-Secrets」は、2023-24 年では、連邦における総個人政治献金の小口(200 ドル以下)は24.16%、大口が75.84%を占める旨表している 149 。また、連邦議会議員で、小口(200 ドル以下)の草の根政治献金のクラウドファンディングを駆使し、小口献金の比率の高い政治家名を公表している。2023-24 年における連邦議会議員のうち上位 5 人をリストアップすると、次のとおりである 150 。

【表 44】小口個人政治献金割合の高い連邦議会議員トップ5 (2023-24 年)

① バーニー・サンダース上院議員 (Bernie Sanders) [独立派]

総政治献金額:31,619,032ドル、うち小口献金額:20,465,650ドル 割合:64.73% ② J.D. パンス下院議員(J.D. Vance)[共和党]

総政治献金額:1,190,052ドル、うち小口献金額:758,914ドル 割合:63.77%

③ ジョン・フェッターマン上院議員 (John Fetterman) [民主党]

総政治献金額:4,105,381ドル、うち小口献金額:2,602,784ドル 割合:63.40%

④ マット・ゲイツ下院議員(Matt Gaetz)[共和党]

総政治献金額:4,487,903ドル、うち小口献金額:2,775,677ドル 割合:61.85%

⑤ ジム・ジョーダン下院議員(Jim Jordan)[共和党]

総政治献金額:8,569,884ドル、うち小口献金額:5,164,757ドル 割合:60.27%

*連邦選挙管理委員会(2023年1月)公表資料に基づく。

3 政治献金専用クラウドファンディングプ ラットフォーマーの所在

アメリカには、政治献金のクラウドファンディング専用サイトを運営するプラットフォーマーが数多く存在する。また、民主党や共和党もそれぞれ、アクトブルー(ActBlue)、ウインレッド(WinRed)という名の独自のプラットフォームを運営している。

一方で、2大政党制のもとでマンネリ化した金権政治に風穴をあけることも、アメリカ政治の重い課題である。「チェンジ」を合言葉に、新人発掘、支援の特化した政治献金のクラウドファンディング専用サイトを運営するプラットフォームもある。「グッドパーティ・ドット・オルグ(GoodParty.org)」が1例である。このプラットフォームは、AIツールを使った国中のあらゆる公職を目指す候補者の政治資金調達のみならず、民意を反映させたい争点や腐敗の追及など魅力的な選挙キャンペーンの作り方やボランティア動員の仕方などの支援も含む総合的な選挙支援を行っている。

¹⁴⁹ Donor Demographics · OpenSecrets

 $^{^{150}}$ Large Versus Small Individual Donations \cdot OpenSecrets

【表 45】主な政治献金のフラウドファンディング専用 サイト

◆クラウドパック (Crowdpac)

CROWDPAC (Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] Crowdpac.com [設立] 2014年 [本拠地] カリフォルニア州サン フランシスコ、目的:できるだけ多くの無名の新 人が公職に就けるようにその資金集めを支援する 非営利(503(c)(3))のプラットフォーム。

【対象分野】2018年に、クラウドパックは、共和 党の公職の候補を目指す無名の新人に対する支援 を停止した。共和党議員が、人種偏見やヘイトス ピーチに加担することが頻繁化したことが支援を 停止した理由である。

【特徴】 ●起案者(公職候補者)は、クラウドパック(プ ラットフォーマー) と寄附誓約 (giving pledge) を締結する。②寄附誓約では、起案者が正式に公 職に立候補した段階で、仲介者のクラウドパック は総寄附額から既定の手数料を差引くことができ、 かつ、残額を起案者に移転する旨を約する。言い かえると、起案者が期日までに正式に公職に立候 補しなかったときは、支援者(寄附者)に寄附額 は返還される。

【仲介手数料】支援者(寄附者)には手数料なし。 銀行振込 (ACH) を使用して寄附し、起案者が収 受する場合、クラウドパック(プラットフォーマー) の手数料は寄附額の 0.65% である。デビット/ クレジットカードの場合は、寄附額の 3.55% と カードごとに 0.20 ドルである。

◆アクトブルー(ActBlue)

ActBlue (Public use)

【プラットフォームの概要】 [名称] ActBlue Charities Inc [設立] 2004年 [本拠地] マサチューセッ ツ州サムビル [事業目的] 民主党系の PAC (政治 活動委員会) で、政治資金調達クラウドファンディ ングプラットフォーム。連邦税法上の 501(c)(4) 団体。支援者はワンクリック献金が可能。

【仲介手数料】支援者(寄附者)には手数料なし。 銀行振込(ACH)を使用して寄附し、起案者が収 受する場合、クラウドパック (プラットフォーマー) の手数料は寄附額の 3.95% である。デビット/ク レジットカードの場合は、寄附額の3.95%である。 【EEC への報告】ウインレッドは、寄附金額にか かわらず全献金者(支援者)の情報を連邦選挙管 理委員会 (FEC) に報告することになっている。

◆ウインレッド (WinRed)

WinRed (Public use)

【プラットフォームの概要】[名称] WinRed.com [設 立] 2019年「本拠地」マサチューセッツ州サム ビル [事業目的] 共和党全国委員会 (Republican National Committee) が運営するアメリカ共和 党 (American Republican Party / GOP) 系 の PAC (政治活動委員会)で、営利の政治資金調 達クラウドファンディングプラットフォーム。支 援者は、ワンクリック政治献金が可能。【仲介手数 料】支援者(寄附者)には手数料なし。銀行振込 (ACH) を使用して寄附し、起案者が収受する場 合、クラウドパック(プラットフォーマー)の手 数料は寄附額の0.8%である。デビット/クレジッ トカードの場合は、寄附額の3.8%とカードごと に 0.30 ドルである。

【EEC への報告】ウインレッドは、全献金者(支 援者)の情報を連邦選挙管理委員会 (FEC) に報 告することになっている。

【揺らぐ新戦略】2019年に共和党全国委員会 (RNC) およびトランプ政権(当時)は、すべて の共和党員の選挙資金集めキャンペーンは、ウイ ンレッドのプラットフォームを通じて行うように 求めた。2020年には、連邦のみならず、各州お よび地方団体レベルでの共和党員の選挙資金集め キャンペーンにもウインレッドのプラットフォー ムの使用を義務づけた。しかし、この共和党の選 挙キャンペーンにウインレッドプラットフォーム の使用を強制する一元管理政策には、献金者や共和 党員から批判が相次いだ。営利のウインレッドプ ラットフォームの手数料の高さも問われた。ウイン レッドプラットフォームの利用の強制は、共和党の 党是である市場主義ともぶつかるという声もある。 2022年に、司法は、州の検察当局がウインレッ ドの取引慣行を調査することに同意を与えた。共 和党は、ウインレッドのプラットフォームの手数 料の引上げを画策していると報道されている 151。

◆ドナーボックス (donorbox)



【プラットフォームの概要】[名称] donerbox. org [設立] 2014年 [本拠地] カリフォルニア 州サンフランシスコ「事業目的」学校や宗教団体 を含む非営利公益目的専門のクラウドファンディ

¹⁵¹ See, Shane Goldmacher, ≈Top Republicans Balk at WinRed's Plan to Charge More for Online Donations, ≈ The New York Times (April 28, 2023) .

¹⁵² See, [⋄]CONFIRMED:@Donorbox has banned neo-Nazi group Der Dritte Weg from their payment platform_⋄ . Trendsmap (August 14, 2023).

ングプラットフォーム、政治資金調達サービス。 【仲介手数料】政治資金調達プロジェクトキャンペーン利用では、支援者 (寄附者) には手数料なし。銀行振込 (ACH) を使用して寄附し、起案者が収受する場合、クラウドパック(プラットフォーマー)の手数料は寄附額の 2.3% である。デビット/クレジットカードの場合は、寄附額の 4.4%とカードごとに 0.30 ドルである。

【ヘイトクライムで揺らぐプラットフォーマー】 2018年12月、ドナーボックス(donorbox)プラットフォームにヘイトクライムを煽る極右の政治行動の原資調達プロジェクトキャンペーンの掲載を停止しことで揺れた。翌2019年には、ドナーボックス(donorbox)は、ヘイトクライムを煽るキャンペーンをサイトに掲載しない方針(Terms of Services)を明らかにした152。

4 政治資金調達クラウドファンディング・ プラットフォームの危険な使われ方

国の分断に政治資金調達クラウドファンディング・プラットフォームが関わるケースが、北米で頻発している。

フリーダム・コンボイ (Freedom Convoy) 事件が、2022年1月に、アメリカの隣国カナダ で起きた。この事件は、何百台ものトラック運転 手が、カナダの首都、オタワに終結し、国会議事 堂前で集会を開いた。この抗議集会には、何千人 もの歩行抗議集団も加わった。新型コロナウイル ス (COVID-19) のワクチン接種義務化と非接種 者への行動制限に反対するのが狙いとされた。し かし、フリーダム・コンボイは極右の反政府運動 をする組織の性格を強めた。カナダ・アメリカ国 境にかかる橋を封鎖する行動にまでエスカレート した。カナダ政府は国境封鎖による経済への影響 を懸念した。2月11日、オンタリオ州政府は、 非常事態宣言をした。また、早期終息をめざし、 連邦トルドー首相とアメリカのバイデン大統領と が会談した。

こうした極右の政治行動の原資調達には、アメリカのゴーファンドミー/GoFundMe やギブセンドゴー/GiveSendGoのような民間のクラウドファンディングプラットフォームが活用された。フリーダム・コンボイの政治行動のための資金調達のプロジェクトキャンペーンには、カナダ

のみならず世界中の支援者から小口献金が集まった。オンラインで世界中の個人から潤沢な資金を 得て、フリーダム・コンボイによる反政府活動は 勢いを増していった。

ゴーファンドミー/ GoFundMe は、問題の深刻さを理解し、一時的に、フリーダム・コンボイの募金キャンペーンのサイトへの掲載を停止した。その後、募金キャンペーンをサイトから削除した。ゴーファンドミー/ GoFundMe の掲載削除の対応には、フリーダム・コンボイの支援者から激しい批判が集中した。

一方、ゴーファンドミー/ GoFundMe の競争相手であるギブセンドゴー/ GiveSendGo は、異なる対応をした。あくまでも、個人の自由と表現の自由を尊重する旨宣言した。フリーダム・コンボイの募金キャンペーンをサイトに引き続き掲載した。

ちなみに、ギブセンドゴー/ GiveSendGo は、いわゆる「オルトテック(Alt-Tech)」(極右系クラウドファンディングプラットフォーム)派の IT 企業である。

不特定多数者(crowd)から小口の政治資金を集めるためには、クラウドファンディングプラットフォームは便利である。また、草の根民主主義に資することも確かである。しかし、民主主義的な法治を大きく揺るがすクラウドファンディングプラットフォームの危険な使われ方にも、注意する必要がある。

第2部 アメリカのクラウドファンディン グ税制

I クラウドファンディング税務の概要

クラウドファンディング税務あるいはクラウドファンディング課税(以下「クラウドファンディング税務」という。)といっても、伝統的なリアル/オフラインの税務と大きく変わるものでない。基本的な税務ルールは同じである。従来の税務ルールと技術的の変わるところについては、連邦課税庁(IRS=Internal Revenue Service / 内国歳入庁)がガイダンス(取扱指針)を出して

¹⁵³ See, Matthew, *et al.*, *Crowdfunding platforms as conduits for ideological struggle and extremism: On the need for greater regulation and digital constitutionalism, ₹ Policy & Interest (Willy, Seg. 24, 2023)

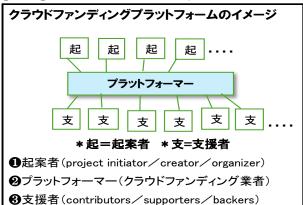
いる。IRS が出すガイダンスではいまだ不十分で はあるが、参考にはなる。

ただ、以下のように、各種のクラウドファンディングに参加するプレイヤー(当事者/納税者)の 顔ぶれは変わる。課税関係や税務も参加するプレイヤーに注視しながら点検する必要がある。

クラウドファンディングには実にさまざまな タイプ (類型) がある。それらは、大きく①「果 実提供型 (reward type) /営利目的プロジェク ト/ for profit project) 型」と②「無償型 (nonreword type) /非営利・公益目的 not-for-profit / charitable cause)型」に分けられる。もう 少し細かく分けると、①貸付/融資型(デット/ debt) クラウドファンディング/クラウドレンディ ング、②証券投資型(エクイティ/equity)クラ ウドファンディング、③果実提供型 (pre-purchase / reward) クラウドファンディング、④寄附/募 金型 (donation) クラウドファンディングに分け られる。最後の④寄附/募金型 (donation) クラ ウドファンディングは、プログラムの起案者が、^(a) 非営利公益団体の場合と、⑥個人間である場合と に細分できる。

これらのタイプのクラウドファンディングプラットフォーム/ポータルサイトに参加するプレイヤー(当事者/納税者)の顔ぶれを再確認すると、次のとおりである。

【表 46】 クラウドファンディング参加プレイヤー



プレイヤー(当事者)の連邦所得税/贈与税上の具体的な顔ぶれ(納税者)を確認すると、次のとおりである。

【表 47】連邦税法上の類型別クラウドファンディング参加者(納税者)の顔ぶれ

- ①貸付/融資型(デット/debt-based)クラウ ドファンディング/クラウドレンディング
 - ❶起案者:事業者(借入者/borrower)
 - 2プラットフォーマー:法人事業者

- ③支援者:主に個人(貸付者/lender)
- ②証券投資型(エクイティ/ equity-based)ク ラウドファンディング
 - ●起案者:法人事業者(株式発行者/issuer)
 - 2プラットフォーマー:法人事業者
 - **③**支援者: 主に個人(出資者/投資家/investor)
- ③果実提供型(reward / pre-purchase-based) クラウドファンディング
 - ❶起案者:事業者
 - 2プラットフォーマー:法人事業者
 - ❸支援者:主に個人
- ④寄附/募金型 (donation-based) クラウドファ ンディング
 - ②非営利公益団体型 (charity-based) のクラウドファンディング
 - ●起案者:非営利団体 (nonprofit charity /受領者/recipient / done)
 - 2プラットフォーマー:法人事業者
 - ③支援者:主に個人(寄附者/donor)
 - ⑤個人間 (gift-based) クラウドファンディング
 - ●起案者:個人(受領者/受贈者/recipient / donee)
 - 2プラットフォーマー:法人事業者
 - ❸支援者:個人・法人(贈与者/寄附者/donor)

アメリカの場合、連邦レベルの一般消費課税 (VAT / GST) がない。このことから、クラウドファンディング課税・税務は、連邦レベルでは、おおむね所得課税/贈与課税上の問題にかかわる。

クラウドファンディングにかかる所得課税法制は、大きく実体税法面と手続税法面とに分けて点検することができる。実体税法面からのクラウドファンディング税務の分析についても、クラウドファンディング全般に共通する取扱いと、各タイプ (類型) の特有な取扱いに分けて点検した方がわかりやすい。

2016年に連邦課税庁 (IRS=Internal Revenue Service / 内国歳入庁) が、クラウドファンファンディング課税・税務に関する「インフォメーションレター (Information Letter) [Info 2016-0036]」を発出している(16-0036.pdf (irs. gov))。 このインフォメーションレターは、クラウドファンディング全般に共通するベーシックな課税取扱いに関するガイダンス(取扱指針)である。ただし、法的拘束力を有しない。

このインフォメーションレター [Info 2016-0036] では、連邦税法 (IRC=Internal Revenue Code / 内国歳入法典) が、総所得総算入方

式 (all-inclusive income approach / allinclusive income concept) を基本としている 旨強調している。すなわち、内国歳入法典 (IRC) は、その源泉を問わず、原則としてあらゆる所得 を「総所得 (GI=gross income) に算入する旨 規定している(IRC61条a項)。わが国では、個 人所得税については、所得の類型(区分)ごとに 算出した所得額を総計する形で総合課税する仕組 みを採用する (所得税法 23 条~35 条)。これに 対して、アメリカの連邦所得税では、個人につい て邦人などの場合と同様に、所得の類型別の課税 は行わないルールになっている。したがって、非 課税 (課税除外) 所得にあたらない限り、総所得 に含めて総所得として課税対象となる。例えば、 個人間贈与では、非課税限度額を超えた場合、贈 与者 (donor) が連邦贈与税 (gift tax) の納税 義務者になる。その一方で、個人からの贈与によ り受贈者 (done) が得た所得は、連邦所得税上 は非課税(課税除外)となる (IRC102条a項)。 クラウドファンファンディング方式による個人間 贈与では、善意の支援者が不本意な課税を受けな いようにするためにも、プロジェクトキャンペー ンの起案に際して精緻タックスプランニングが求 められる。

①貸付/融資型(デット/debt)や②証券投資型(エクイティ/equity)を含め、クラウドファンディング(ECF=equity crowdfunding)の手法を使って獲得した資金(crowdfunding revenues)は、原則として総所得に算入しないといけない。しかし、総所得に算入しなくともよいとなるためには、おおまかにいえば、少なくとも次のような要件を充たす必要がある。

≪連邦税が課されないクラウドファンディングに なる基本要件≫

- ①融資(利子を除く元本)は、返済しないといけないことになっていること。
- ②事業体へ出資であり、見返りにその事業体の持 分を得ていること。
- ③贈与は、無私の寛大さでもって何らの見返り/ 反対給付 (quid pro quo) も伴わないでなされ ていること。

一方、クラウドファンディングにかかる手続税 法面からは、内国歳入庁(IRS)が、ガイダンス (取扱指針)を出している。その種類は、各種イ ンフォメーションレター(information letters) やファクトシート(Fact Sheets)、さらには様 式 1099-K のような情報申告書 (information returns) すなわち法定資料などにまで及ぶ。

1 貸付/融資型 (debt-based) クラウド ファンディングにかかる税務

貸付/融資型 (debt) クラウドファンディング (クラウドレンディング) にかかる税務は、リアル/オフライン貸付/融資の場合と基本は変わらない。したがって、借入者である法人の負債比率 (D/Eレシオ、RER=Debt to Equity Ratio)が、合理的に説明がつかないほど高いとされた場合に借入者の課税所得計算において支払利子の費用控除を否認する税務取扱いは、クラウドレンディングにも適用される。

(1) クラウドレンディング税務の基本

貸付/融資型 (debt) クラウドファンディング (クラウドレンディング) に登場するプレイヤー (納税者) にかかる基本的な課税関係は、次のとおりである。

●起案者:事業者(借入者/borrower)は、❸ 支援者:主に個人(出資者/投資家/investor)に支払ったまたは支払が発生した利子を、❶の課税所得計算上、原則、費用として控除できる(IRC163条j項)。ただし、❶の事業上の支払利子控除額は、当該年(度)の利子所得額に限定され、控除仕切れない額は、翌課税年(度)以降に繰り越すことになる(IRC163条j項)。加えて、課税庁(IRS)が、❶借入者である法人の負債比率(D/Eレシオ、RER=Debt to Equity Ratio)が合理的に説明できないほど高いと判断した場合には、その企業が支払う利子の費用控除を否認することもできる(IRC385条)。

①は、**②**プラットフォーマー:法人事業者に支払った仲介手数料なども**①**の課税所得計算上、原則、費用として控除できる(IRC163条)。

②プラットフォーマー:法人事業者❷は、**①**や **③**から受け取った手数料等は、課税所得の計算に おいて、総所得(GI)に算入しないといけない。

③支援者:主に個人(貸付者/lender) ③は、 ●から収受した受取利子を通常所得に算入し、課税所得を計算することになる(IRC61条 a 項 4 号)。ただし、●から返済を受けた貸付元本は③ の所得にはならない。●が借入債務、元利の支払が不能になった場合、③は、課税所得計算において不良債権(bad debt)を経費(損失)として 処理できる。ただし、当該不良債権が非事業債権 (non-business debt) にあてはまる場合には、控除額は制限される (IRC166条 d 項)。

(2) クラウドレンディングと過少資本対策課税

企業の資金調達は、企業経営にとり最も重要な課題の1つである。無借金経営が一番だとする経営手法がある。その一方で、「ファイナンシャルレバレッジ(financial leverage)」、すなわち、外部資金の有効活用、を熱く説く経営手法もある。

スタートアップ企業(起案者)からすると、ネットを介したクラウドレンディングは利便性が高い。なぜならば、資金調達を伝統的な銀行からの借入に頼るとすると、担保を提供しないといけないからである。また、証券投資型(equity capital type)のクラウドファンディングに頼ると、スタートアップ企業(起案者)は、支援者(出資者)に株式(持分)を提供しないといけない。ところが、不特定多数者(crowd)からの小口の借入ができるクラウドレンディングに頼ると、支援者(貸付者)に利子を支払かつプラットフォーム業者に手数料は支払わないといけないが、担保や株式(持分)を提供しなくともよい。ファイナンシャルレバレッジ(外部資金の有効活用)に資し、簡潔な手続でスピーディーに資金調達ができる。

借入により資金調達をする(debt finance)には、担保付社債(bond)や無担保社債(debenture)の発行も一案である。しかし、いずれも発行手続が大変である。不特定多数者(crowd)を相手にしたクラウドレンディングの方が比較的手続が容易である。また、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)のファイナンシャルレバレッジ(外部資金の有効活用)にも資する。

こうしたことから、スタートアップ企業には、貸付型/融資型クラウドファンディング (クラウドレンディング) を使うのが、手っ取り早く、利便性が高い有利選択のようにも見える。

また、クラウドレンディングの起案者には、借入による資金調達(debt finance)の手法を選べば、起案者(借り手)が支援者(貸し手)に支払う利子は借り手(起案者)側の税額計算においていくらでも費用化できるとする〝迷信〟がある。この点は、税制上のメリットとして独り歩きしが

ちである。実際は支払利子の費用化には見えない 落とし穴(制限)がある。

クラウドレンディングは、税務要因も織り込んで慎重に選択する必要がある。なぜならば、連邦税法(IRC)は、法人企業の資金調達において、法人の負債比率(D/Eレシオ、RER=Debt to Equity Ratio)が合理的に説明できないほど高いとみなされた場合には、課税庁(IRS)は、その企業が支払う利子の費用控除を否認することもできる、としているからである(IRC385条)。

すなわち、IRC385条 [会社が払う一定の利子の株式または借入としての取扱い]では、課税庁(IRS)が、会社が支払った利子を、株式(stock)もしくは借入(indebtedness)、または一部株式で一部借入にかかるものとして取り扱うことを認めている。極言すれば、IRS は、会社が「借入(debt)」の法形式を節税目的に濫用していることなどを理由に、「資本(出資)」に再構成できる。一種の「過少資本(thin capitalization)」対策課税を法認する規定である 154。

このことから、スタートアップ企業が、資金調達に、貸付型/融資型クラウドファンディング(クラウドレンディング) 手法を選択するとする。この場合、クラウドレンディングプロジェクトが、IRC385条[会社が払う一定の利子の株式または借入としての取扱い]に規定する過大借入利子にかかる費用控除否認規定のターゲットにならないかもよく調べる必要がある。そのうえで、融資型/貸付型(デット/debt)クラウドファンディングか、証券投資型(エクイティ/equity)クラウドファンディングかを選択しないといけない。

起案者(納税者)がクラウドレンディングプロジェクトには成功したが、その後の申告で、課税庁(IRS)に負債比率(DER)が高すぎ過少資本にあたると指摘されることが危惧される。指摘され、起案者(納税者)がその合理的な利用を十分に説明(証明)できないと、課税所得計算において貸付に対する支払利子の費用控除が認められなくなる。課税庁(IRS)は、起案者(納税者)の説明に納得しないと、申告内容を否認する更正処分をする。その処分に納得できないということで、課税庁(IRS)相手に争うとなると、多額の争訟費用がかかる。

¹⁵⁴ See, Note, *Debt-Equity Tax Classification Rules, ₹ Fed.Income Tax'n of Corp. & Shareholders Form ¶ 4.02 (Oct. 2023) .

こうした負の連鎖を避けるには、起案者(納税者)にはタックスプランニングを含んだ精緻なクラウドレンディングプロジェクトが求められる。

2 証券投資型 (equity-based) クラウド ファンディングにかかる税務

証券投資型 (equity) クラウドファンディング にかかる税務は、リアル/オフラインの証券投資 の場合と基本は変わらない。

内国歳入法典 (IRC) 351 条 a 項は、次のよう に規定する。

≪ IRC351 条 a 項≫

会社の株式との交換においてもっぱら1人以上の者がその会社に財産(property)を移転し、かつ、その交換後ただちにその者が、その会社を支配(368条 c 項で定義)する場合には、いかなる利得(gain)も損失(loss)も認識されないものとする。

このことから、**③**支援者:主に個人(出資者/ 投資家/investor)が、**①**起案者:法人事業者 (株式発行者/issuer)の証券投資型 (equity) クラウドファンディングプロジェクトキャンペー ンに応募して、金銭 (money)を支払い、**①**の 株式を購入・保有したとしても、いかなる利得 (gain)も損失 (loss)も認識されないことになる。 裁判例によると、IRC351条 a 項にいう「財産 (property)」には、「金銭 (money)」を含むと解 されている ¹⁵⁵。もちろん、**③**が、**①**の証券投資型 (equity) クラウドファンディングプロジェクトから、株式持分以外の何らかの「見返り(rewords)」または「特典(perks)」を受けることも想定される。この場合には、株式持分以外に収受した財産を公正な市場価格で評価し、「利得(gain)」と認識することになっている(IRC351条り項)。

スタットアアップの**①**起案者:法人事業者(株式発行者/issuer)が、経営破綻したとする。この場合、**③**支援者:主に個人(出資者/投資家/investor)は、課税所得計算において(worthless securities)を損失/loss)として経費処理できる(IRC165条g項)。

3 果実提供型 (reward / pre-purchase-based) クラウドファンディングにかかる税務

起案者が、クラウドファンディング専用デジタルプラットフォームなどを使って、音楽・映画・芸術作品の製作プロジェクト、家庭用便利機器や健康機器開発プロジェクトに対する資金拠出を求め、完成した映画・芸術作品(ダウンロード権などを含む。)ないし開発製品を、支援者に現物提供をするケースである。

(1) プロジェクト起案者にかかる課税取扱い プロジェクト起案者の課税取扱いについては、 所得課税と消費課税の面から問われる。

①連邦所得課税

3支援者から ●プロジェクト起案者に *資金 (寄

スタートアップ企業の見返り付き証券投資型(equity)クラウドファンディングプロジェクトの税務事例

海底探査用デジタル地図の作成を手掛ける起業家グループがいる。彼らは●スタートアップ企業のA社(株式発行者/issuer)を立ち上げ、❷クラウドファンディングプラットフォーム(B社)に仲介手数料支払って、証券投資型(equity)クラウドファンディングプロジェクトキャンペーンを開始した。私募で1株50ドルである。●A社は、同社の一定数以上の株式を購入した●支援者/出資者/投資家/investor)には、A社のWebサイトにアクセスし、株式購入数の割合に応じた回数まで好きな海底地図フイルムのデジタルダウン

ロードコピーができる特典をつけた。

¹⁵⁵ See, e.g., E. I. Du Pont de Nemours & Co.v. United States, 471 F. 2d 1211, at 1214 (Ct. Cl. 1973) .

附)、が提供されたとする。この場合、内国歳入法典 (IRC) 61 条は、原則として❶支援者の「総所得(GI=gross income)」に算入するように求める。ただし、連邦税が課されないクラウドファンディングになる基本要件を充たす場合は、別である。

②諸州の消費課税

一方、アメリカ諸州の多くでは、課税ベースを 消費。に求め、州・地方団体の財源を確保するために売上税(sales tax)を導入している。多くは、 単段階の小売売上税(single stage retail sales tax)である。課税ベースや納税義務者など具体的 課税要件はまちまちである。クラウドファンディングにおいて、①起案者が③支援者に一定量(額)以上の「見返り」(例えば、完成した映画・芸術作品(ダウンロード権などを含む。)ないし開発した家庭用便利機器)を提供するとなると、①起案者が「関連(nexus)」を有する州(例えば起案者が株式会社であるとすると、法人の設立登記した州)において、その州の税務当局で売上税上の事業者登録をし、法定税額を申告納付しないといけなくなる。

(2) 果実提供型クラウドファンディングの「見返り」にかかる課税取扱い

果実提供型クラウドファンディングでいう「果実 (reword)」を言い表す言葉として、他に「クイド・プロ・クオ/反対給付/対価 (quid pro quo / something for something)」、「パーク (perk/特典/付随的給付)」、「見返り (return)」などさまざまな言い回しが使われる(その名称は多様であるが、以下、単に「見返り」ともいう。)。

果実提供型クラウドファンディングプロジェクトで、「見返り」が伴うとする。この場合、連邦所得課税面では、起案者側に加え、支援者側でも「見返り」の課否が問われる。

連邦所得課税面では、「見返り」を *課税対象 に取り入れるのか、それとも *少額不追及 として取り扱うのかが問われる。内国歳入庁(IRS)は、連邦財務省とスクラムを組んで、その典拠を示し、法の適用・解釈で、水先案内人を務めている [IRS, Information Letter 2016-0036 (June 24, 2016), 2016 WL 6664847)] 16-0036.pdf (irs.gov)。

本稿第1部の**【表 36】**(79頁)では、「果実提供型クラウドファンディングプロジェクトの想定例」をあげた。想定例を参考にしたうえで、課税問題を点検してみる。

①課税事例分析1

以下のような内容の果実提供型クラウドファンディングプロジェクトが、キープ・イット・オール(keep it all)型/フレキシブル・ファンディング(flexible funding)[キャンペーンに十分な賛同が得られず、期限までに資金調達応募額を達成できなくとも、起案者に集まった資金が渡される(keep it all)型]で実施され、成立したとする。

【表 48】プロジェクト事例 1

一口募金額(\$)	応募口数(\$)	総寄附額(\$)	成立した場合、支援者 に配付される果実
\$10以上	820	\$88,956	\$10 以上の支援者に製 作された音楽アルバム のダウンロード権

本件プロジェクトにおいて、起案者 A は、\$10 以上の資金を提供した支援者に対して、A 自身が製作した音楽アルバムのダウンロード権を付与することになっている。

本件において、個人である支援者 B が、起案者 A に対して 30 ドルの支援をしたとする。そして、支援者 B には、A が製作した音楽アルバムのダウンロード権を付与されたとする。この場合、支援者 B は、自己の連邦所得税額の計算にあたり、音楽アルバムのダウンロード権 (10 ドル)を総所得 (GI)に算入することになる。ダウンロード権は発生したが、期限までに権利を行使しなかったときには、次年度以降の確定申告で調整することになる。

個人である支援者 B が事業者である場合には、自己の連邦所得税額の計算にあたり、10 ドル相当のダウンロード権と資金提供した 10 ドルとを、それぞれ総所得(GI)への挿入(IRC451 条)および控除費用として計上する処理(IRC461 条)も可能ではないか。もっとも、連邦税法(IRC)は、連邦所得税額の計算にあたり、183 条 [営利にあたらない活動(Activities not engaged in for profit)]、つまり「趣味(hobby)」など、で生じた費用の控除を認めない 156。納税者である支援者 B が継続的・反復的にもっぱら事業または

¹⁵⁶ See, Note, *Trade or business defined for purposes of business expense income tax deduction, \$ 47A C.J.S. Internal Revenue § 146 (May 2024 update); Bittker & Lokken, *Activities not Engaged in For Profit, \$ Fed. Tax' n Income, Est.& Gifts ¶ 22.5 (July 2024 update).

取引に従事していたとしても、Bに付与された起案者Aの製作した音楽アルバムのダウンロード権は、Bの自己の〝趣味〟と解される可能性が高い。

②課税事例分析 2

以下のような内容の果実提供型クラウドファンディングプロジェクトが、キープ・イット・オール (keep it all) 型/フレキシブル・ファンディング (flexible funding) で実施され、成立したとする。

【表 49】プロジェクト事例 2

一口募金額(\$)	応募口数(\$)	総寄附額(\$)	成立した場合、支援者 に配付される果実
\$5 以上	235	\$158,255	古民家の再生、再生後、 30ドル以上の支援者に無 償食事会への参加券の配布

本件プロジェクトにおいて、起案者 A は、30 ドル以上の資金を提供した支援者に対して、起案 者 A が再生した古民家に無償食事会への参加券を 配布することになっている。

本件において、個人である支援者 Bが、起案者 A に対して 10 ドルの支援をしたとする。この場合は、支援者 B は、起案者 A から再生した古民家に無償食事会への参加券の配布を受けられないことから、自己に本件にかかる課税問題は生じない。支援者 B が起案者 A に対して提供した 10 ドルは、無私の寛大さでもって何らの対価(quid pro quo)も伴わないでなされていることから、

起案者 A が個人であるとしても、贈与課税(gift tax)の問題は生じない。

(3)「みなし収受」原則

以上のように、いくつかあるクラウドファンディングタイプのなかで、税務上は、果実提供型クラウドファンディングが最も厄介である。原因は、①起案者がクラウドファンディングプロジェクトキャンペーンで資金の拠出を求めた課税年(度)と③支援者が完成した映画・芸術作品(ダウンロード権などを含む。)ないし開発された製品やサービスの提供など「見返り」を受ける課税年(度)との乖離にある。つまり、「課税所得計算において、所得は、①起案者である事業者が資金を収受した課税年(度)に認識されるのか、それとも③支援者が開発された製品やサービスの提供など「見返り」を受ける課税年(度)に認識されるのか、が問われる。

極めてベーシックな税務取扱いに沿うと、①起案者(納税者)が現金主義を取っている場合には、支援金は、③支援者に作品や製品、サービスを提供した課税年(度)の所得として計上することになる(IRC61条a項1号)。一方、①起案者(納税者)が発生主義を取っている場合には、支援金を受け取る権利が発生した課税年(度)の所得として計上することになる 157。

コラム 17

クラウドファンディングプロジェクトの起案と 「みなし収受原則」、 「請求権に基づく現実収受の原則」の所在

アメリカの連邦所得税法(IRC /内国歳入法典)では、課税所得計算において、現金主義(cash basis method, cash receipts and disbursements method)を基本としている。すなわち、現金その他等価物(cash equivalents /以下「現金等」という。)の収受時に総所得(gross income)として認識し、かつ、現金等の支出時に費用を控除(認識)する基準を採用する [IRC451 条 a 項、財務省規則§ 1.451-1 (a)] ¹⁵⁸。先進資本主義国のアメリカが現金主義を基本としていることには驚くかも知れない。しかし、複雑な発生主義(accrual

basis method)ではなく、簡素な現金主義を信奉するのは経済的合理性にかなうと見えなくもない。もっとも、法令では、課税所得計算において、幅広く現金主義の利用を制限(Limitation on use of cash method of accounting)している(IRC448条)。制限される納税者/納税義務主体として、法人(ただしS法人を除く。)、法人パートナーを有するパートナーシップ、タックスシェルターなどをあげる。理論的には現金主義を基本としながらも、現実には、現金主義の適用除外("例外。)が "原則。になっているように見える。

¹⁵⁷ See, U. S. v. Anderson, 269 U. S. 422 (1926) .

¹⁵⁸ ちなみに、連邦税法 (IRC / 内国歳入法典) は、466 条 [税法上の会計処理基準に関する一般ルール (General Rule for Methods of Accounting)] と 451 条 [所得の課税年 (度) 帰属に関する一般ルール (General Rule for Taxable Year of Inclusion)] とにわけて規定している。しかし、双方の規定は、密接に関連している。See, Note, [⋄]C. Tax Accounting Periods and Methods of Accounting, [⋄] 47A C. J. S. Internal Revenue § 92 (May 2024 update) .

≪現金主義とは≫

税法上の現金主義では、納税者は、現金等を 実際に受け取った(actually received)か、ま たは受け取ったとみなされる(constructively receives)か、いずれか早い時期において所得を 認識することになるとする [IRC451 条 a 項;財 務省規則§ 1.451-1(a); IRC466条a項·同 条c項1号;財務省規則§1.451-1(a)]。こ の点について注意すべきことがある。それは、現 金主義会計理論では、現金等を実際に受領した段 階ではじめて収益(収入)を認識することになる ことである。これに対して、税法上は、実際に収 受して(actually receipts) いなくとも、納税者 が制約なく収受できる場合には、その時点で収受 したものとみなされ、所得に算入しないといけな い。このルールを「みなし収受原則 (constructive receipt doctrine)」という 159。財務省規則は、 みなし収受原則が適用になる2つの要件を規定し ている [§ 1.451-1 (a)]。それらは、納税者が 収受する金額を容易に確認可能であることと、実 際に収受に関して制限がついていないことである。

≪発生主義とは≫

発生主義(accrual basis method)では、財務省規則によると、現金等の収受があったかどうかにかかわらず、次の2つの要件を充たした時点で、所得に算入すると規定している [IRC451条b項1号A・466条c項2号;財務省規則§1.451-1(a)]。すなわち、現金等を収受する権利を確定するに必要がすべてに事象(events)が発生し、かつ、収受額が合理的な正確性(reasonable accuracy)でもって測定が可能であることである。一般に「全事象充足基準(all events test)」と呼ばれる [IRC451条b項1号C]。

≪請求権行使に基づく現実収受の原則≫

もっとも、所得の課税年(度)帰属については、 発生主義か現金主義かを問わず、判例法上の「請 求権行使に基づく現実収受の原則(claim of right doctrine)」が適用になる ¹⁶⁰。この原則のもと、 請求権行使により現実に収受した現金等は、収受 金の処分に制限(例えば、契約に基づき他者の代 理人として現金等を収受している。ただし、自己 都合は法的に不可)がついてない限り、その収受 した課税年(度)の所得として税額計算をしたう えで申告しないといけない。ただし、後日その請 求権が存在しないとか、制限がついていることが わかり、その現金等を返還または移転したとして も、さきの課税年(度)の所得税額計算には影響 がなく、返還または移転した課税年(度)におけ る所得税額計算において調整することとする判例 法上のルールである。所得の認識のタイミング (timing of income recognition) に関するルー ルである。すなわち、その所得が課税対象になる かどうか (weather or not) ではなく、その所得 がいつ(when)課税されるかに関するルールで ある。この判例法上の原則に盛られた調整手続に ついては、後に、成文化(codify)され、連邦税 法に挿入されている(IRC1341条)。納税者は、 先に申告した年(度)と、後に訂正申告した年(度) では税率や控除額が異なる場合など一定の条件の もとでは、この規定(IRC1341)に基づき差額の 申告調整ができる。

親が難病の子どもを代理して手術費用を工面す るねらいで個人間贈与プロジェクトを起案した ケースなどでは、親子間の契約関係が明瞭でない ことで、しばしば難しい課税問題に突き当たる。 すなわち、クラウドファンディングの種類やプロ ジェクトキャンペーンの立て方によっては複雑な 課税問題につながる。このことから、プロジェク トキャンペーンの起案においては、プレイヤー(参 加当事者)のうち、誰(個人・法人・その他)が 納税者義務を負うことになるのか。また、納税義 務を負う者は、いつ、どのような制限(条件)の もとで現金等を収受できるのか(タイミング)な どについて丁寧なアレンジが要る 161。サイトを閲 覧するクラウドに対しては、税務上のポイントの わかりやすい説明・アナウンスを含めたユーザー フレンドリーなプロジェクトキャンペーンが求め られる。

果実提供型クラウドファンディングの**①**起案者は、「見返り」として**③**支援者に作品や製品、サービスを提供するとする。この場合、**①**起案者は、**③** 支援者の税務問題にも関心を払わないといけない。

この点の税務についてわかりやすくいうと、**③** 支援者(納税者)は、**①**起案者から、「見返り/ 果実 (reword)」を収受した場合には、納税申告が必要になる。 ③支援者 (納税者) は、課税所得計算にあたっては、収受した果実を公正な市場価額で評価したうえで、その価額を総所得 (GI) に計上しないといけない[財務省規則§1.61-21(a)(5)]。なお、③支援者 (納税者) が ❶起案者から収受

¹⁵⁹ See, Note, [↑]Taxable year of income based on constructive receipt, [↓] 47A C. J. S. Internal Revenue § 91 (May 2024 update) .

¹⁶⁰ See, Note, *Sincome received under claim of right*, *Fed. Tax Coordinator ¶ J-8001 (2d., May 2024 update)* .

¹⁶¹ See, C. Bower & D. Schmidt, *Crowdfunding: Tax Issues and Strategies, §99 Prac. Tax Strategies 20(2017).

した「見返り/果実(reword)」は、キャピタルゲイン(capital gain)か通常所得な(ordinary income)のかが問われる。通例、通常所得として課税されている。例えば、①起案者が、③支援者に対して開発できた製品ないしサービス以外の「見返り/果実(reword)」、例えばスターバックスギフト券、を提供するとする。この場合、当該ギフト券を受け取った③支援者(納税者)は、収受したギフト券を公正な市場価額で評価したうえで、その価額を総所得(GI)に計上しないといけない[財務省規則§ 1.61-21 (a) (5)]。

果実提供型クラウドファンディングプロジェク トの❶起案者は、資金調達キャンペーンに、ファ ンディングが営利事業目的であることをはっきり とうたわないといけない。でないと、課税所得 計算において、経費や損失を総所得(GI)から 控除できないからである。とりわけ、「趣味経費 ルール (hobby loss rules) が適用になること が危惧される。これはすでにふれたところである が、営利 (for profit) 事業と判断されないと、 経費控除が認められても●起案者(納税者)の趣 味所得 (hobby income) の範囲内に限定され る (IRC183条) ¹⁶²。 ちなみに、トランプ政権 下で成立した税制改正法(TCJA=Tax Cuts and Jobs Act of 2017) は、2025 課税年が過ぎる まで、趣味経費控除を含む項目別雑損控除を停止 している 163。

4 寄附/募金型 (donation-based) クラウドファンディングにかかる税務

団体や私人(個人)が、非営利公益(慈善)目的ないし施し/慈悲を求めて、プラットフォームを介してプロジェクトキャンペーンを展開し、不特定多数(crowd)を相手に支援を求めるタイプのクラウドファンディング(CF)である。

支援者は、無私の寛大さでもって何らの見返り (quid pro quo) も求めないで寄附/募金に応じることになる。このタイプのクラウドファンディングにおいて、支援者は、社会貢献をした、あるいは「世のため、人のため」になることをしたという「無形のリワード(見返り)」が得られるに過ぎない。こうしたタイプのクラウドファンディ

ングは、「寄附/募金型(donation-based)クラ ウドファンディングと呼ばれる。

寄附/募金型 (donation-based) クラウドファンディングにかかる税務は、大きく@非営利公益 (慈善) 団体型 (charity-based) のクラウドファンディングにかかるものと⑥個人間贈与型 (gift-based) クラウドファンディングにかかるものと に分けて、点検するとわかりやすい。

(1) 非営利公益(慈善) 団体型 (charity-based) のクラウドファンディングにかかる税務

慈善・宗教・教育の振興、官民のインフラ改修・ 人間環境保全・人権保護など非営利公益(慈善) 目的を達成するために設立された団体(起案者) が、その本来の事業目的実現に向けてプロジェクトを企画し、クラウドファンディング専用デジタ ルプラットフォームなどを使って、支援者に無償 の寄附の支出を求めるケースである。

≪非営利公益団体型クラウドレンディングの主な プレイヤー≫

- ●起案者:非営利公益団体 (nonprofit charity / 受領者 / recipient / done)
- 2プラットフォーマー:法人事業者
- ③支援者:個人・法人(寄附者/donor)

連邦税法(IRC)は、さまざまなタイプの非営利公益(慈善)団体(non-profit charities)の課税取扱いについて規定する。団体の本来の事業を課税除外(免税・非課税)とする一方、収益事業[つまり、本来の事業と関連しない非関連事業所得(UBI=unrelated business income)] に課税をする。また、公益性の高い団体には、公益寄附金控除の対象となる寄附金の受入れ適格を認めている。連邦税法(IRC)上、最も公益性の高い団体は、「501 (c)(3)団体」と呼ばれる。これは、連邦税法(IRC)501条 c 項 3 号を法的典拠とする団体であることからくる。

ちなみに、アメリカ税法(IRC)では、税務 上、法人格のある団体(incorporated organization)と法人格のない団体(unincorporated organization)とを大きく差別することなく取り扱っている。このことから、本稿では、「団体」という言葉を法人格のないものはもちろんのこと

¹⁶² See, Bittker & Lokken, *Activities not Engaged in For Profit, ₹ Fed. Tax' n Income, Est. & Gifts ¶ 22.5 (July 2024 update) .

 $^{^{163}}$ See, Patrick Young, 8 Avoiding the hobby loss trap after the TCJA, 8 The Tax Adviser (Nov. 1, 2018) .

法人格のないものを含めて使うことにする。

「501 (c) (3) 団体」は、アメリカの非営利公益セクターの主役である。IRC501条c項3号は、501 (c) (3) 団体を、「公益増進団体 (public charity)」と「私立財団 (private foundation)」に区分して課税取扱いをする 164。

納税者(支援者)が、非営利公益団体型(charity-based)のクラウドファンディングのプラットフォームを介して、501(c)(3)団体(起案者)に寄附金を支出するとする。この場合、その納税者(支援者)は、課税所得計算において、税法上の分類・タイプに応じて定められた法的限度額まで所得控除、あるいは限度額なしで控除ができる。

このような寄附/募金型(donation-based)クラウドファンディングにかかる税務の典拠となる連邦税法(IRC)上の重要な規定は、次の3つである。

【表 50】寄附/募金型クラウドファンディング税務の 主な法的典拠

・IRC170条 [公益(慈善)等寄附および贈与 (Charitable, etc., contributions and gifts)] 連邦所得税上の公益(慈善)寄附金控除の根拠 規定。寄附金受入団体の種類により、寄附者(納 税者)は、個人の場合、現金か評価性資産かに 応じて、調整後所得(AGI)から50%、30%、 20%の所得控除が可能。納税者の生存中の寄附/ 贈与に適用がある。一方、法人の場合は、課税所 得から10%まで控除可能。

・IRC2522 条[公益(慈善)および同類の贈与 (Charitable and similar gifts)]

連邦贈与税 (gift tax) 上の公益 (慈善) 寄附金 控除の根拠規定。納税者の生存中の寄附/贈与に 適用がある。

・IRC2055 条 [公益、慈善および宗教目的の移 転 (Transfers for public, charitable, and religious uses)]

連邦遺産税 (estate tax) 上の公益 (慈善) 寄附金控除の根拠規定。この控除は、死亡を原因とする贈与にのみ適用がある。公益、慈善および宗教目的の移転は、いかなる限度額もない。つまり、こうした目的で 100%の遺産を寄附した場合でも連邦遺産税はかからない。

これらの規定は、リアル/オフラインか、オンライン/クラウドファンディングを問わず、適用になる。いいかえると、これまでのところ、連邦課税庁(IRS)は、格別、寄附/募金型(donation-based)クラウドファンディングプロジェクトに適

用になる課税取扱いを公けにしていない。

個人納税者や法人納税者が、いずれかの寄附/ 募金型 (donation-based) クラウドファンディ ングプロジェクトに参加して、公益(慈善)目的 で寄附金を支出したいとする。この場合で、公益 寄附金控除を利用しようとするときは、まずプ ラットフォームサイトにアップロードされたプロ ジェクトキャンペーンをよく読む必要がある。つ まり、自己の寄附金の支出先となる非営利公益(慈 善) 団体の税法上のタイプ・所在をよく確認した うえで、課税所得の計算にあたり、どの程度(限 度額)まで所得控除できるのかを確かめないとい けない。寄附者(支援者)は、寄附先(起案者) が公益寄附金控除の対象となる寄附金の受入れ適 格を有する団体から受領証をもらい、確定申告書 にその受領証を添付しないと、課税所得計算にお いて、寄附金控除が認められないからである。

非営利公益団体にかかる連邦公益(慈善)寄附金税制の 仕組み

■ 公益増進団体と私立財団の区分



◇寄附金控除限度額のあらまし

IRC4942条j項3号上の区分

公益増進団体ならびに事業型私立財団および非 事業型私立財団に関する連邦税法(IRC)上の寄 附金控除限度額(170条)のあらましは、図示す ると、次のとおりである。

¹⁶⁴ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 260 頁以下参照。

■ 連邦所得殺上の「公益増進団体」および「私立財団」への寄附金控除限度額

■ 左7月11日がエペ・ス重視をは	作 のひつ。安上 四日 、 日日 日	江下学校区域		
種類	公益増進団体	私立財団		
14		事業型	助成型	
個人の寄附金控除(現金)	60%まで	60%まで	30%まで	
(評価性資産)	原則 30%まで	原則 30%まで	20%まで	
遺贈への控除	全額	全額	全額	
法人寄附金控除限度額	課税所得の 10%まで	陇	同左	
(現金)	課税所得の 10%まで	屁	同左	
投資収益課税	なし	2%	2%	
公益性確保のための各種規制	あり	あり	あり	
税				

- *公益増進団体に支出した寄附金にかかる控除は、公共安全 試験団体(IRC509条 a 項 4 号)には適用なし。
- **個人の寄附金控除は、調整後総所得(AGI=Adjusted Gross Income)をもとに計算される。
- ***引き切れない控除額については7年間繰越できる。

(2) 個人間贈与型 (gift-based) クラウドファ ンディングにかかる税務

個人(起案者)が自己 [災害・事故・病気・冠婚葬祭・学業継続等]支援(個人間贈与)を理由としたプロジェクトを企画し、クラウドファンディング専用デジタルプラットフォームなどを

使って、不特定多数者(crowd)の支援者に無償の寄附の支出を求めるケースである。支援者は、寄附しても公益(慈善)寄附金控除が得られるわけではない。まさに、名実とも、無私の慈愛でもって何らの見返り(quid pro quo)も求めずの寄進に応じることになる。

≪個人間贈与型クラウドレンディングの主なプレ イヤー≫

- ●起案者:個人(受領者/受贈者/recipient/done)
- ❷プラットフォーマー:法人事業者
- ❸支援者:個人(贈与者/寄附者/ donor)

アメリカにおいて、個人間贈与クラウドファンディングを流行らせているもう1つの理由がある。それは、個人間贈与クラウドファンディングにフレンドリーな連邦の贈与税制(Federal gift tax system)があるからである。

コラム 18) 個人間贈与にかかる連邦贈与税の仕組みを深読みする

≪対面/オフラインでの贈与のケース≫

- ●アメリカの連邦贈与税では、贈与する個人側(贈与者)が負担する。
- ●ただし、次の贈与の場合は、贈与税の課税対象 とはならない。
 - 授業料 (IRC2503 条 e 項)
 - 医療費 (IRC2503 条 e 項)
 - 配偶者への贈与(IRC2523条a項*アメリカ市民の場合)¹⁶⁵
 - ・政治団体への贈与 (IRC2501 条 a 項 4 号) 166
 - 年間(暦年)の基礎控除額を超えないこと (IRC5203条b項。基礎控除額は毎年、イン フレ調整される。)[2024年は18,000ドル * 255万円/1ドル150円換算]
- 1 年間に 1 人 18,000 ドル [2024 年] を超える贈与をしたとする。この場合、贈与者は贈与税申告書 [様式 709:連邦贈与(および世代飛び移転)税申告書(Form709: United States Gift (and Generation-Skipping Transfer) Tax Return)]を提出しないといけない。ただし、

このフォームを提出したからと言って直ちに贈与税負担が生じるわけでない。アメリカでは個人が生涯に渡って贈与できる免税額(lifetime gift tax exemption)の合計が決まっている。2023年の免税額だと1361万ドル[2024年]となる(IRC2505条)。この1361万ドルという生涯贈与税免除額は連邦遺贈税(Federal estate tax)と同じ額で、生涯に渡って贈与する合計額が1361万ドルを超えなければ連邦遺贈税も贈与税も課されないことになる。ただし、生涯免税額1361万ドルを超えた場合には18%から40%の贈与税がかかる。

仮にAがBに高級車を贈与したとする。その価額が15万ドルの場合、様式709 (Form709) には18,000ドルの基礎控除を差し引いた132,000ドルが加算される。しかし、生涯免税額の1361万ドルには遠く及ばないので、この贈与には税金がかからない。

≪民間クラウドファンディングプラットフォー フォーマー仲介の贈与ケース≫

¹⁶⁵ 夫婦間贈与では、無制限に控除が認められる。青天井であることから贈与税はかからない。

¹⁶⁶ 個人による政治団体 (political organizations) に対する現金その他の財産の贈与には、その本来の活動に費消される限り贈与税がかからない。法人(会社、非営利公益団体、労働組合を含む。)は、政治活動委員会(PAC=political action committee IRC527条e項1号)に対するものを除き、政治献金が禁止される(52 U.S.C.A § 30118)。See, Marilyn E. Phelan, *Political contributions by corporations, including nonprofit corporations, and labor organizations, 2 Nonprofit Organizations: Law and Taxation § 20:17 (2d, Oct. 2023 update) . また、個人が、政治活動委員会 (PAC) に行った献金は1万ドルまで贈与税がかからない (Rev. Rul. 82–216, IRB 1980–50)。

個人(支援者)が、ゴーファンドミー(GoFundMe) のような民間クラウドフォンディングプラットフォーマー(導管)を仲介して受贈者である個人(起案者)に贈与したとする。この場合に、贈与者(支援者)や受贈者(起案者)が贈与税制上の特典を利用できるのかどうかについては、争いのあるところである。デジタルプラットフォーマー(導管)を介した個人間贈与は、リアル/オフラインの個人間贈与とは"別物"とする見方もある。

- ●ちなみに、個人からの贈与により受贈者が得た 所得は、連邦所得税上は非課税となる(IRC102 条 a 項)。しかし、贈与者(支援者)は、贈与額 について所得課税計算上公益(慈善寄附金)控 除は受けられない。
- ●個人が、他の個人に対してではなく、一定の税 法適格非営利公益(慈善)団体「501(3)(c) 団体」に対して支出した寄附金は法定限度額ま

- で所得控除の対象となる (IRC170条)。 言いかえると、個人は、適格団体以外に寄附金を支出しても、寄附金控除の対象とはならない。 アフタータックスの金銭を寄附することになる。
- ●自分の子の難病治療に高額の医療費が必要であるとのことで、ゴーファンドミー(GoFundMe)を介して、その親が起案者となって個人間贈与クラウドファンディングプロジェクトキャンペーンを展開するとする。こうしたケースでは、親子の間でしっかりした代理人契約を結んでおかないと、新たな贈与が生じかねない。加えて、こうしたケースで、支援者(贈与者)が直接病院に治療費の資金提供をするアレンジが可能であるのかは定かではない。現在までのところIRSの課税取扱い(FAG / Q&A)は出ていない。裁判例の蓄積もなく、税務取扱いは不透明である。

(3)個人間贈与課税除外措置とクラウドファンディング税務

連邦税法(IRC)61条は、その源泉を問わず、 *原則として、あらゆる所得を「総所得(GI=gross income)に算入する旨規定している。言いかえると、例外規定(except as otherwise provided)があれば、それに従う旨規定している。IRC102条 [贈与および相続(Gifts and inheritances)] a 項は、「総所得には、贈与、動産遺贈、不動産遺贈または相続で得た財産の価額を含まない(Gross income does not include the value of property acquired by gift, bequest, devise, or inheritance)と規定している。すなわち、所得税の適用を除外している。しかし、IRCは、「贈与(gift)」とは何かを定義していない。この言葉の定義を、判例法に委ねている。

連邦最高裁判所は、デュバースタイン 対 長官 (Duberstein v. Commissioner)事件判決で、「贈 与 (gift)」を、「無私 (detached) で利害を超えた高潔さ (disinterested generosity)・・・、人間愛、高配、称賛、慈善のような衝動にかられた行動」からの供与である」[363 U.S. 278, at 285 (1960)] という意味付けをしている。異論もあるが ¹⁶⁷、定番の法解釈となっている。ただし、受贈物は、それが「総所得」に該当せず非課税として取り扱われるためには、条件付きである

とか、または、対価の支払を期待して行われるも のであってはならない ¹⁶⁸。

個人間贈与にかかる課税除外適用において展開されている「贈与」概念は、導管(conduits)を介したクラウドファンディングによる個人間贈与にも適用になるのではないか。

5 政治資金のクラウドファンディングにか かる法務と税務

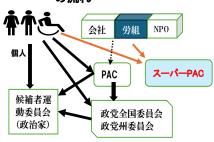
アメリカでは、いまやネットを使った政治資 金のクラウドファンディングは常識である。ま た、政治資金の透明化、収支や献金者のネット公 開なども格段に進んでいる。また、公職候補者に 対する選挙資金の提供についても、連邦選挙運動 法(FECA/フィーカ)による一応の規制がある。 しかし、現実は、連邦選挙運動法(FECA)が適 用にならない「ソフトマネー (soft money)」、 「スーパー PAC (Super PAC)」という〝モンス ター、がアメリカ政界で大暴れしている。個人は もちろんのこと、個人以外(法人や労組、非営利 公益団体) も、スーパー PAC への献金は、無制限、 青天井である。*止まらない、止められない金権 政治 (money politics) はますますひどくなる 一方である。スーパー PAC への献金者などの情 報は、連邦選挙委員会(FEC /エフイーシー)に

¹⁶⁷ See, Jeffrev Kahn, *GoTaxMe:Crowdfunding and Gifts, \$ 22 Fla. Tax Rev. 180 (2018).

 $^{^{168}}$ ちなみに、受贈物にかかる非課税措置は、雇用主から提供されたものは含まない(IRC102 条 c 項)。ただし、当該受贈物が、非課税となる最低量の給与外給付($de\ minimis\ fringe\ benefit$)にあてはまる場合(IRC74条 c 項)、または従業者表彰金員(IRC132条 c 項)にあてはまる場合は別である。

報とこてか使い補運告いといしいて者動しけにる、道はののななな。そに、選直がいいいっしのの候挙接

【表 51】ハードマネーとソフトマネー の流れ



支援に使えないことを除けば、ほとんどきつい縛りなしである。自分の訴訟費用を実質的に支配するスーパー PAC から捻出する大統領候補者まで出てくる。

連邦最高裁は、スーパー PAC による「ジョー ンズ候補を落選させよう。スミス候補を当選させ よう。」といった言論は規制されて当然である、 とする。その一方で、スーパー PAC による「ジョー ンズ候補に減税を支持するように求めよう。スミ ス候補に人工妊娠中絶禁止を支持するように求 めよう。」といった言論は、規制されるべきでは ないとする。この要規制と規制不要の線引きは、 一般に「マジックワード」基準 (magic word test) と呼ばれる。この基準によると、公共政策 を争点とする言論は、規制不要となる。また公職 候補者は、さまざまな政策について賛否を議論す るのは、言論の自由である。加えて、「ステルス PAC」と揶揄される政策提言型 NPO「IRC501 (c) 団体] は、特定の候補者に対して大気汚染 を促進する法案に反対するように求める、意見広 告 (issue ad) を出すことが許される。スーパー PAC と同様の広報活動ができる。意見広告は、地 上波 TV(4 大ネット)やケーブル TV(数百局/ 例えば、CNN や MSNBC、Fox ニューズなど) に加え、ソーシャルメディアにまでエスカレート している。地上波メディアに加え、ネットメディ アには、意見広告を偽装した政治広告(*sham issue advocacy ads) が氾濫している。しかし、 政治広告 (political advocacy / political ad) か意見広告 (issue advocacy / issue ad) か不 透明な限界事例が余りにも多い。連邦選挙委員会

(FEC / エフイーシー)は、*偽装意見広告、規制には及び腰である。もぐらたたきで、政治家の反感を買うのは得策ではでな



(Public use)

いと考えるからではないか。

政治資金が多ければ勝てるともいえない。しかし、政治資金を募り、候補者はスーパーPACと連邦選挙運動法(FECA)スレスレの連携を怖れると勝負にならない。先の見えない金権政治の負の連鎖が続く。

(1) 連邦の政治資金規制法制を深読みする

アメリカにおける「政治資金」の主な供給源 (source) は、①党費等、②個人、③企業・労働組合・ 非営利公益団体からの献金/寄附収入である。他 に④大統領選挙向けの公的資金がある。

すでにふれたように、連邦の政治資金規制に ついては、1971年に制定された連邦選挙運動法 (FECA /フィーカ)がある。FECA は、連邦の 選挙秩序を維持するための基本法である。1974 年には、FECA を改正して、連邦選挙委員会(FEC /エフイーシー)が設けられた。FEC(現在、職 員数 330 人程度) は、政治資金の収入や支出の 管理をし、透明化を狙いとする組織である。FEC はその名称からくるイメージとは異なり、選挙を 管理する組織ではない。政治資金の管理・規制に あたるだけの組織である。このことから、FECA は、わが国の政治資金規正法に相当すると見てよ い。連邦の大統領や議員の選挙の規制、すなわち、 わが国の公職選挙法に相当する規制は、各州が行 う仕組みになってる。言いかえると、有権者の登 録、投票の管理、開票は、州および地方団体の選 挙管理人が責任を持つ仕組みになっている。
つま り、アメリカの場合、連邦選挙の〝資金〟規制は **〝連邦〟、選挙管理規制は〝州・地方団体〟が、そ**

れぞれ責任を持つという仕組みになっている。



各州や地

方団体に、連邦の選挙を管理・規制する組織が存在する。また、州や地方団体の選挙管理組織は、州や地方団体レベルでの政治家・その候補者や政治組織に対するか献金/寄附金規制や選挙管理の任を担っている。州や地方団体の選挙管理組織は、州により大きく異なる。州によっては、政治資金については、一定の公職の候補者に限定して募金を認める。また、募金額に上限を置く州もある。

一般に、州法は、規制の対象とする政治組織について、「政治活動委員会(PAC)」の言葉を使っている。しかし、州によっては異なる言葉を使うとこ

ろもある 169 。「PAC (political action committee)」の他に、「approved political action committee」(アーカンソー州)、「political committee」(ニューヨーク州)、「candidate committee」(ハワイ州)、「political issues committee」(ケンタッキー州)、「campaign committee」(ミ ズー リ 州)、「general purpose committee」(カリフォルニア州)などの言葉が使われている。

連邦選挙運動法(FECA /フィーカ)は、政治 資金を扱う政治委員会(political committee)を 規制する連邦法である。FECA は、「政治委員会」 を次にように定義する(FECA 30101条4項各号)。

【表 52】FECA 上の「政治委員会」の定義

「政治委員会 (political committee)」とは、① 全国、州・地区・地方かを問わず、「すべての委員 会、クラブ、社団その他の人の集団 (committee, club, association, or other group of persons) で、1暦年中に総計で法定額を超える献金を収受 するか、1暦年中に総計で法定額を超える支出を するもの (FECA 30101 条 4 項 A 号・C 号)、 ②独立分離基金 (SSF / FECA 30101 条 4 項 A号・C号): すなわち「PAC (political action committee)」や「スーパー PAC (super PAC)」 「すなわち *支持する特定公職候補者や政党と直接 連携していない (non-coordinated) PAC、な いしそれらに資金提供をしていない PAC。]、527 団体など。③公職候補者運動委員会 (principal campaign committee や授権委員会 authorized committees) (FECA 30101 条 5 項 · 6 項)。

政治委員会は、会計責任者 (treasury) を選任し、 政治資金を得てから 10 日から 30 日以内に会計 責任者の手に委ね、1 件 50 ドル以上の献金につ いては、その者の氏名と住所を記載して記録を 3 年間保存し、1 件 200 ドル以上の支払についてはその領収書を 3 年間保存しないといけない。加えて、会計責任者はそれらの記録を団体に報告し、連邦選挙委員会(FEC /エフイーシー)に報告しないといけない(FECA30101 条以下)。報告内容はネットで公開される。

ほかに政治資金の規制を担う連邦の組織として 内国歳入庁(IRS=Internal Revenue Service) がある。IRS は、本来、政治資金については、寄 附者(献金者)や寄附の受領者(公職候補者や 政治団体)の課否取扱いの任を担う組織である。 加えて、内国歳入庁(IRS)は、内国歳入法典 (IRC)501条c項各号のもとで規制を受ける各 種非営利公益団体(「501(c)団体(501(c) organizations)」)や、IRC527条のもとで組織 される「527団体(527 organizations / 527 groups / 527s)」が行う政治活動の電子届出や 収支報告など政治資金の透明化・ネット公開の事 務を担っている。

ちなみに、連邦税法/内国歳入法典(IRC)は、「政治団体(political organizations)」を、次のように定義する。

【表 53】IRC の「政治団体」の定義

「政治団体 (political organizations)」とは、「本来の免税目的に向けて、直接または間接に、献金を受けるか、支出するか、もしくは双方のために組織されかつ運営される政党、委員会、社団、基金、もしくは団体(法人であるかどうかを問わない)」と定義する(IRC527条 a 項)。また、「免税目的(exempt function)」とは、連邦、州または地方団体の公職に、個人を選任、指名、選挙、任命に影響を与えるもしくは影響を与える試みをする目的」と定義する(IRC527条 e 項 2 号)

コラム 19 「政治委員会」と「政治団体」との関係

「政治委員会(political committee)」は、連邦選挙活動法(FECA /フィーカ)上の概念である。一方、「政治団体(political organizations)」は、連邦税法(IRC /内国歳入法典)上の概念である。双方の関係は、大まかに言えば、次のようになる。連邦の公職に立候補する個人は、個人の主たる候補者運動委員会(principal candidate(campaign)committee)の任を担う政治委員会(political committee)を指定しないといけな

い(FECA30102条)。その個人が候補者になってから15日以内に指定するように求められる(FECA規則§102.12)。1人を超える立候補者主たる候補者運動委員会は、政治委員会として指定できない(ECA30102)また、個人の主たる候補者運動委員会は、定期的に収支報告書をFECに提出しないといけない(FUCA30104条)。

政治委員会(political committee) や政党(political parties) は、税法上は「政治団体 (political

¹⁶⁹ See, Note, ⁸Limits on PAC Contributions to Candidates, ⁸ 0050 SURVEYS 4:50 STATE STATUTORY SURVEYS: Election Law:Campaign Finance Reform (Thomson Reuters, as of Nov. 2023) .

organizations)」とされ、連邦所得税申告書の提出義務を負う(IRC527条)。つまり、政治団体は、IRSに、様式1120-POL [一定の政治団体用連邦所得税申告書(Form 1120-POL: U.S. Income Tax Return for Certain Political Organizations)]を提出しないといけない。

しかし、政治団体は、連邦税法上、免税団体であり、その本来の事業である政治活動(political activity)は、収益事業を除き、課税除外となる。すなわち、政治団体は、投資所得や本来の事業以外に受け入れたまたは本来の事業以外から稼得した所得に課税される。アメリカの場合は、宗教団体を除き、非営利公益団体免税制をとっている。すなわち、連邦所得税上、団体の本来の事業が課税除外になるためには、内国歳入庁(IRS)に申請して免税適格を得る必要がある。

会社や労組が組織した独立分離基金(SSF=

separated segregated fund)、いわゆる「PAC」や「スーパーPAC」は、連邦税法上は政治団体として取り扱われる。このことから、SSF は、政治団体として所得税申告書を提出しないといけない。

各種501 (c) 団体(501 (c) organizations / 501 (c) groups) は、公職立候補者の支援目的で独立分離基金(SSF)を設立できない。しかし、事実上、公職立候補者の支援目的で献金/寄附を受け取る、あるいは支出している場合、その範囲内で政治団体として取り扱われる。投資所得が生じている場合には、それに課税される(IRC527条f項)。ただし、501 (c)(3) 団体の場合は、公職立候補者の選挙活動支援は禁止される。このことから、501 (c)(3) 団体が特定候補に対し過度な選挙活動支援をしているとされるときは、IRS は免税適格(exemption status)取消処分を受けるおそれがある 170。

(2) IRS が透明化する政治団体の政治資金とは

政治団体は、政治的な発言をすることを狙いに 組織されることから、伝統的な非営利組織にも、 営利組織にもあてはまらない。政策提言だけをす る団体(advocacy organization)とも異なる。

1960年代前半まで、連邦課税庁/内国歳入庁 (IRS) は、政治団体は、免税団体であることから、納税申告書を提出する義務がないというスタンスであった。政治団体には課税対象とすべき所得がなく、個人から団体に対する献金も個人間贈与ではないことから課税対象にはならないというのが論拠である。

しかし、1960年代後半に、IRSのスタンスは、政治団体が評価性資産を受け取っている場合や余剰資金がある場合には投資所得があり得るに変わった。これは、政治団体が目下の選挙で使いきれずの余った資金(idle fund)などを投資に回して利ザヤを稼いでいる実態が目立ったからである。もっとも、政治団体が現金の寄附だけを受け、すべて政治活動に費消している場合には、総所得や経費として認識されない旨を明らかにしている。

1975年に、連邦議会は、「政治団体」を明確に定義し、この種の団体に免税適格を付与するために 内国歳入法典(IRC)に「527条」を盛り

込んだ。繰り返しになるが、この種の政治団体は、 内国歳入法典 (IRC) 527 条のもとで組織され ることから「527 団体 (527 organizations / 527 groups)」あるいは単に「527 ズ (527s)」 と呼ばれる。

連邦議会は、内国歳入法典(IRC)527条で、本来の目的が「選挙に影響を与えることにある」団体を「政治団体(political organizations)」とし、免税団体と取り扱う旨規定した¹⁷¹。

ちなみに、内国歳入法典(IRC)は、「免税目的所得(exempt function income)」を、政治的活動からの献金、会費、収益(contributions, membership dues, and proceeds from political fundraisers)」としている(IRC527条 c 項 3 号)。このことから、免税目的所得にあたらない投資収益その他の所得は、その政治団体を営利法人または政治団体を個人とみなしたうえで、課税対象にすることになる。

(3) 2000 年の「527 団体」・「ステルス PAC」 規制

また、2000年に、連邦議会は、完全かつ 公正な政治的開示法 (Full and Fair Political Disclosure Act of 2000) を制定し、連邦税法 (IRC) に、新たに「527条i項~」を設けた ¹⁷²。

¹⁷⁰ See, Marilyn E. Phelan, *Political organizations—In general, ≥ 2 Nonprofit Organizations: Law and Taxation § 20:13 (2d, Oct. 2023 update).

¹⁷¹ See, Bittker & Lokken, *Political Organizations, ≥ Fed. Tax'n Income, Est. & Gifts ¶ 102.5 (March 2024 update).

この改正で、政治団体(political organizations)を含む免税団体に、年間総額 200 ドル以上の献金者の氏名・住所・金額の開示(IRC527条j項3号B)および年間総額 500 ドル以上の支出内容の開示(IRC527条j項3号A)を義務づけた。ただし、連邦選挙運動法(FECA)のもとで「政治委員会(political committee)」として報告義務を負う者は除かれる(IRC527条i項6号/527条j項5号C)。いわゆる〝ダブルブッキングを防ぐ〟ためである。

この改正の背景には、多くの免税団体(27種以上)には連邦政治資金規正法(FECA)の開示要件や報告義務が適用にならないか、あるいは適用になるケースでもそれを遵守していないことが問題となり、連邦議会が対応を迫られていたことがある。とりわけ、「527団体」や「501 (c) (4)団体」または「501 (c) 団体」に対する政策提言向け(issue advocacy)の政治献金は青天井となっており、量的規制が緩かった。にもかかわらず、連邦最高裁判所は、政策提言用政治献金の量的規制や使途規制は、連邦憲法修正 1 条に規定する言論の自由を侵害し、違憲との姿勢を貫いている。こうした政治資金規制強化に消極的な可法判断が、アメリカにおける政治資金規制を難しくしている大きな要因でもある。

とりわけ規制が緩い527団体は「ステルスPAC (stealth PAC)」とも揶揄された。富裕な献金者などが、匿名で特定公職候補者の公約(政策)を支持する、または攻撃するマナーの悪さが厳しく批判されてきた。にもかかわらず、「527団体」の政治広告が投票行動を左右し、公職候補者の当落に影響を与えるためのループホール(抜け道)として好んで濫設・活用された。このため、連邦選挙運動法(FECA)のもとでのFEC(連邦選挙委員会)に報告義務を負わない527団体に対して、IRSに献金者の氏名・住所などを報告するように求め、IRSがネットで公開し透明性を高める方法が選択された。つまり、連邦選挙運動法(FECA)ではなく、連邦税法/内国歳入法典(IRC)の改正で対応したわけである。この点については

すでにふれたところである (前記【コラム 14】 《97 頁》 参照)。

このように、2000年に、連邦議会は、IRC527 条のもとで組織される団体「527団体」、~つま り「政治団体(political organizations)」~の免 税適格要件を厳格にするための法改正を行ったが、 一方で、この改正を嫌って、政治活動支出が認め られている他の 501 (c) 団体、とりわけ「501 (c) (4) /社会行動団体」が抜け道として使われるこ とが危惧された。そこで、各種 501 (c) 団体が 行う「IRC507条e項に定義する『免税事業支出 (exempt function expenditures)』にあたるい かなる活動も、IRC507条f項のもとで課税する ものとする」と規定した (IRC527条f項)。これ により、IRS は、501 (c) (3) 団体などが 501 (c) (4) 団体自体または 501 (c) (4) 団体をダミー として使っている場合で、501 (c) (4) 団体また はダミーを通じて過度な政治活動し、本来の事業 が政治活動に転化していると判断できるときには、 当該団体に対して免税適格の取消処分ができる。

現在、IRC527条のもとで組織された政治団体 (527団体)は、同条i項以下のもとで、次のような報告義務を果たすことを条件に、免税団体と 取り扱われることになる ¹⁷³。

【表 54】政治団体に課される連邦税法上の報告義務

- ●政治団体は、団体を設立してから 24 時間以内に様式 8871 [法典 527 条適格の政治団体通知書 (Form 8871, Political Organization Notice of Section 527 Status)] を IRS に提出すること (IRC527 条 i 項 1 号・2 号)。 ただし、常時 25,000 ドル未満の年間総収益と見込まれる団体、1972 年 FECA のもとで報告を求める団体、または IRC527 条 f 項 1 号のもとで課税対象となる所得のある団体は除く (IRC527 条 i 項 5 号)。
- ②法典適格の政治団体は、毎暦年、様式 8872 [政治団体の献金および支出報告書 (Form 8872: Political Organization Report of Contributions and Expenditures)] を、翌暦年の1月31日までに提出すること (IRC527条j項2号)。
- ❸報告義務違反には、報告しなかった収支額を課税 ベースに制裁がかされる(IRC527条j項1号)¹⁷⁴。

¹⁷² See, Donald B. Tobin, ⁸Anonymous Speech and Section 527 of the Internal Revenue Code, ⁸ 37 Ga. L. Rev. 611 (2003) .

¹⁷³ See, Note, *Reporting and Notice Requirements for Section 527 Organizations, ₹ Tax' n Exempt Org. ¶ 18.11 (March 2024 update) .

¹⁷⁴ 税法を、課税除外の政治団体の情報開示に活用することに対する異論もある。See, Donald B. Tobin, *Campaign Finance Disclosure: National Federation of Republican Assemblies, ≥ 97 Tax Notes 407 (2002).

政治献金は、連邦選挙運動法(FECA)や連邦税法(IRC)による一定の規制を受ける。しかし、法定要件に沿う形で個人が適格政治団体(political organizations)などに対して現金その他の財産を贈与・寄附した場合には、原則として、その本来の活動(政治活動)に費消される限り当該団体には連邦所得税や贈与税がかからない(ただし、評価性資産の贈与を受けてその処分によりゲインが生じる場合には、申告が要る。)。

一方、法人(会社、非営利公益団体、労働組合を含む。)は、伝統的な(通常の)政治活動委員会(traditional / original PAC=political action committee / IRC527条e項1号)に対する政治献金を禁止される(FECA30118条)¹⁷⁵。とはいうものの、現実には、連邦司法(最高裁)が判例法で法認した *抜け道、の特別政治活動委員会(スーパーPAC)の濫設が止まらない。金権政治/金権選挙を加速させる呼び水となっている。スーパーPAC は、少数の富裕個人、大法人などからの政治献金を無制限に許容する巨大な *地下貯蔵庫、になっている。

(4) 政治資金税務の実際

政治資金の税務は、分析する角度により大きく 異なる。①政治資金の献金者である納税者にかかる 税務、②公職候補者や現職者が、提供を受けた資金 を政治目的に費消する、ないし自己資金を政治目的 に費消した場合の税務、さらには、③政治献金の受 領先である政党・政治団体・政治委員会等にかか る税務のように、極めて煩雑である。おおまかな 分析をするにしても、迷路に踏む混む覚悟がいる。

【表 55】政治資金の流れと各納税者の税務

≪政治資金の献金者である納 税者にかかる税務≫

- ・個人
- •個人以外(法人等)

《主な献金受領者の税務》

- •公職者等(政治家•候補者等)
- •大統領選挙運動基金
- •政治委員会/政治団体
- ①政党・政党の委員会等
- ②独立した基金/PAC
- ③公職候補者運動委員会

前記【表 55】政治資金の流れを参照しながら、 連邦税務取扱いをおおまかにまとめてみると、次 のとおりである。

【表 56】献金者から見た政治資金税務の実際

≪献金者である納税者の税務≫個人や個人以外(法人等)

個人や個人以外(法人等)は、以下のリストに掲載した提供先に支出した政治献金/寄附は、連邦課税所得計算上、所得控除できない(IRC162条e項1号B、276条等)。控除対象とならない政治献金/寄附は、次のとおりである。

■費用控除できない政治献金/寄附(先)一覧

- ・現職議員・公職候補者 (incumbents and candidate in public office)
- · 政党 (political party)
- ·運動委員会 (campaign committee)
- ・ニューズレター基金 (newsletter fund)
- ·政党大会会報広告掲載費 (advertisements in convention bulletins)

政党や公職候補者に利益を与えるディナーパーティへの参加費 (admission to dinner party or program that benefits political party or candidate in public office)

- ・政治活動委員会 (PAC=political action committee / Super PAC)
- ・現物寄附(in-kind donation)

納税者は、連邦所得税上の課税所得の計算にあたり、通例、通常かつ必要な事業経費を支払った場合または発生した場合、その額を控除することができる(IRC162条 a 項)。しかし、納税者は、公職候補者の選挙運動に関係する費用を支出したまたは発生したとしても、その額を控除することができない(IRC162条 e 項 1 号 B)。政治的経費にかかる控除否認の原則(Rule on nondeductibility of political expenses)は、実額控除をする個人や個人以外(法人など)にも広く適用される。

《主な献金受領者/公職者の税務》

· 公職者(在職者·候補者)

連邦税法(IRC)上、公職者(在職者・候補者)である納税者は、実額控除において、連邦所得税上の課税所得の計算にあたり、通例、通常かつ必要な事業経費を支払ったまたは発生した場合、その額を控除することができる(IRC162条a項)。しかし、公職者である納税者は、自己が公職候補者である選挙運動に関係する費用を支出したまたは発生したとしても、その額を控除することができない(IRC162条e項1号B)。この政治的経費にかかる控除否認の原則は、実額控除をする個人や個人以外(法人など)にも広く適用される¹⁷⁶。一方、IRC7701条1項26号[取引または事

¹⁷⁵ See, Note, *Political Contributions and Gifts to Nonprofit Organizations, ₹ Fed. Tax'n Income, Est.& Gifts ¶ 121.9 (March 2024 update) .

業 (Trade or Business)] は、「取引または事業 (Trade or Business)」の言葉には、「公職目的の遂行 (the performance of the functions of a public office)」を含む、と定義する。この場合、納税者は、公職に指名されているか、選任されているかどうかどうかは問われない(Rev. Rul. 73-464, 1973-2 C.B. 35) ¹⁷⁷。

≪事例1 (是認)≫

連邦議会議員が、秘書を雇用しており、法律に 規定する給与を超えて手当を支払っているとする。 この場合、当該手当は、当該議員の連邦所得税額 計算上、必要経費として控除できる。

≪事例2(是認)≫

連邦議会議員は、地元選挙民向けのニューズレター、報告書、質疑応答集などを編集・印刷・発行・配布している。また、ニューズレターなどの発行費用を賄うために購読料や寄附金を集めている。この場合、これらの収支は、当該議員の連邦所得税額計算に反映することができる(Rev. Rul. 73-464, 1973-2 C.B. 31)。

≪事例3(是認)≫

連邦議会議員は、公務上2重に住居を確保する必要がある。この場合、自宅を離れて公務を遂行するに必要な、食事代、宿泊代、交通費などは、当該議員の連邦所得税額計算上、必要経費として控除できる (Moss v. U.S. 145 F. Supp. 10 (W.D. S.C. 1956))。この裁判例は、州最高裁判事が関係する事案にも適用される (See, U.S. v. Le Blanc, 278 F. 2d 571 (5th Cir. 1960)。

≪事例 4 (否認) ≫

IRS は、IRC162条 e 項 1 号 B に基づいて、連邦議会議員は、政党の全国大会に出席する費用の経費控除を否認する。理由は、個人の政治目的の経費であるとする。一方、IRS は、連邦議会議員が、全国黒人政治大会の代議員として出席する費用の経費控除を是認する。理由は、当該費用は、個人ではなく代議員としての業務上の経費であるからとする(Charles C. Diggs, Jr. & Janet H. Diggs v. Commissioner of Internal Revenue, 715 F.2d 245 (6th Cir. 1983))。

≪事例 5 (否認) ≫

IRSは、IRC162条e項1号Bに基づいて、ジョージア州の判事補が再任を求めて州最高裁に行った申請費は、裁判官になるための費用であり、裁判官として生じた費用ではないとして、経費控除を否認した(Horace E. And Edith B. Nichols v. Commissioner of Internal Revenue, 511 F.2d 618 (5th Cir. 1975))。

・大統領選挙運動基金

1970年代初めに、大統領選挙運動基金法 (PECFA=Presidential Election Campaign Fund Act of 1966) のもとで、大統領選挙に 対する国庫補助制度 (public funding of presidential elections) が開始された。連邦選挙委員会 (FEC) が制度を担う。この制度は、現在、連邦税 法(内国歳入法典/ IRC)サブタイトル H[9006 条: 適格候補者への支払 (Payments to eligible candidates)] に規定されている。特定の寄附者に よる影響力を排除し、資金力の乏しい候補者にも 意見表明や立候補の機会を与えることなどを目的 に設けられた。 国庫補助の財源は、納税者が任意 で積み立てる大統領選挙運動基金(Presidential Election Campaign Fund) である。連邦所得税 納税者は、納税申告する際に自己の所得税から 3 ドル(夫婦合算申告の場合は6ドル)を基金に払 い込むよう納税申告書 (Form1040) で指定でき る仕組み (☑チェックオフ制度) である。

国庫補助は、次の3つの柱からなる。つまり、 ①予備選挙候補者への支援、②政党の候補者指名 全国大会への支援、および③本選挙候補者への支 援である。ただし、候補者は補助を受けると、支 出制限その他の条件を護らないといけない。この ことから支給を断る候補者も多い。

(1) 予備選挙候補者支援

政党の大統領候補者指名を争う予備選挙における運動資金の国庫補助 (primary matching funds) である。この配分には、各候補者が集めた少額の個人献金と相関させる方式(マッチング・ファンド)を採用する。多くの州にわたり全国的に広く、薄く個人献金を集めた候補者が、それに見合った国庫補助を受給できる仕組みである。1人あたり 250 ドル以下の個人献金を 20 州以上のそれぞれで 5,000 ドル以上 (10 万ドル以上)を集めた候補者に対し、支出限度額の 50%までの枠内で、集めた個人献金の総額と同額が支給される。支出限度額 は、1 千万ドルに物価スライド調整による増額分を加えた額である (IRC9033条 b 項 3 号・4 号)。

(2) 候補者指名全国政党大会支援

2大政党の候補者指名全国大会に対しては、支 出限度額と同額が支給される。支出限度額は、 400万ドルに物価スライド調整による増額分を加 えた額である (IRC9004条 a 項 1 号)。

(3) 本選挙候補者支援

本選挙候補者への国庫補助(general election

¹⁷⁶ See, Note, *Deductibility of Political Campaign Expenses, ≈ Fed. Tax Coordinator ¶ L-2420 (2d., May 2024 update) .

¹⁷⁷ See, Note, ⁸Expenses in connection with obtaining or holding public office, ⁸ 6 Mertens Law of Fed. Income Tax'n § 25:129 (March 2024 update) .

funds) は、各候補者が当該選挙運動のために追加的な寄附を受領しないことなどを条件として、支出限度額と同額が支給される。大政党の場合の支出限度額は、2,000万ドルに物価スライド調整による増額分を加えた額である(IRC9008条b項1号/2U.S.C.A. 4411条b項1号B)。一方、小政党の場合の支出限度額は、1,000万ドルに物価スライド調整による増額分を加えた額である(IRC9008条b項2号/2U.S.C.A. 4411条b項1号A)¹⁷⁸。

·政治委員会/政治団体

政治委員会(political committee s)/政治団体(political organizations)が受領した献金/寄附の税務は、受領先により異なる。具体的には、大きく①政党・政党の委員会、②独立した基金/PAC、③公職候補者運動委員会に分けて点検できる。しかし、連邦税法上の「政治団体」にあてはまる場合には、基本的な課税取扱いはおおむね同じである。



「政治団体」は、IRC527条のもと、「免税目的所 得(exempt function income)」には所得税が課 されない。「免税目的所得」とは、収受した献金そ の他の財産、会費、料金、賦課金、または政治活動 にかかる販売益 (例:ビンゴゲーム収益) の金額で ある (IRC527条c項3号)。ただし、当該所得が もっぱらその団体の免税目的に費消するための集約 された部分に限られる(財務省規則 1.527-3)。ま た、継続的・反復的に行われる通常の取引または 事業としての所得 (ordinary trade or business income)は含まない(財務省規則 1.527-3(d)(1))。 なお、527団体は、IRC511条のもとで501条団 体の非関連取引・事業所得に関する特例規定は適用 にならない。政治団体の免税目的とは、公職また は政治団体の職務に個人を選任、指名、選挙また は指名に影響を与えるもしくは与えようとする過 程において直接に関係するまたは支援する活動を さす (財務省規則 1.527-2 (c))。

一方、政治団体の非免税所得 (nonexempt income) については、その団体を法人とみなして課税される (IRC527条b項)。例えば、主たる候補者運動委員会 (principal (candidate) campaign committee) は、政治団体にあてはまる。すなわち、主たる候補者運動委員会とは、連邦選挙運動法 (FECA) 30102条e項1号のもと

で、候補者が指定し (designated) かつ授権した (authorized) 政治委員会 (political committee) を指す (FECA30101条5号)。主たる候補者運 動委員会の非免税所得 (nonexempt income) に ついては、その団体を法人とみなして課税するこ とになる (IRC527条f項)。つまり、政治団体 は、非免税所得がある場合には、法人税の申告納税 が必要になる。ただし、予定納税 (estimated tax payments) を要しない (財務省規則 1.527-8 (a))。 政治団体であるためには、「組織基準 (organizational test)」を充足しないといけない。すな わち、定款その他組織の基本的なルールを定め た書類には、その団体が「政治目的 (political purpose) である旨を規定していないといけな い。ただし、政治団体は、法人、信託、社団と して正式な特許を得ているとか、または設立さ れているとかは、要件ではない (IRC527条 e 項)。仮にその団体が、法人格を得ていない社団 等であるとする。この場合、IRS は、その団体の 組織時に当該団体の構成員に対して配付された文 書を使って免税適格の有無を判定する(財務省規 則 1.527-2 (a) (2))。例えば、労働組合が組織 した政治団体である「PAC(政治行動委員会/ political action committee)」が適格団体であ り、免税目的所得が課税除外となるかどうかは、 労組が PAC に拠出する献金/寄附が一般会計 (general account) から支出されていないか、そ れとも独立分離した会計 (separate segregated account) から支出されているのかなどをチェッ クする。

政治団体は、免税目的所得を、独立した分離基金(SSF)として、別会計にしないといけない。また、 当該 SSF に計上された資金は、その政治団体の 免税目的にのみ費消できる(財務省規則 1.527-2 (b))。政治団体は、基金(SSF)に収受した会計 記録や基金(SSF)から支出した会計記録を保存 しないといけない(財務省規則 1.527-2 (b) & 1.527-3) 179。

≪ニューズレター基金≫

公職者やその候補は、ニューズレター基金 (newsletter fund) を組織し、かつ、維持することができる。ニューズレター基金は、次頁の2つの要件を充たせば、免税取扱いされる (IRC527 条8項3号)。

ニューズレター基金が以上のような要件を充たす場合は、当該基金は免税となる。目的外で基金が使われた場合には、この基金を組織しかつ維持する公職者や候補者個人の総所得となる(財務省規則 1.527-7 (a)。また、ニューズレター基金を、

¹⁷⁸ FEC, FEC | Public funding of presidential elections

¹⁷⁹ See, Bittker & Lokken, *Political Organizations, ≈ Fed. Tax'n Income, Est. & Gifts ¶ 102.5 (March 2024 update) .

■ニューズレター基金の免税要件

- ①基金が、連邦、州、地方団体の選挙で選ばれる 公職に就いている、選任されているまたはその 候補者である個人に組織されかつ維持されてい ること。
- ②基金が、「もっぱら当該個人のニューズレター の作成や配布目的で」組織されかつ維持されて いること。

公職者の退任や候補者の落選などで廃止するとする。この場合は、残余資金を他のニューズレター基金ないし501 (c) 団体などに移転すれば、課税されない。一方、残余資金を公職者や候補者個人が収受した場合には、当該個人の総所得になる(財務省規則1.527-7 (e))。

≪事実および状況に基づく課否判断≫

ある支出が、免税目的にあてはまるかどうかは、 あらゆる事実と状況に照らして判断することに なっている(財務省規則 1.527-2 (c))。政治団 体が、ある個人の公職選挙運動を支援するとする。 この場合、その団体の活動や支出で、当該個人の 公職選挙ないし指名を促進するためのものは、当 該団体の免税業務にあたると解される(財務省規 則 1.527-2 (c))。当該個人は、必ずしも正式に 出馬を公表した公職候補者である必要はない。すな わち、当該個人が候補者にならなかったという事実 は、当該政治団体が免税目的の活動をしていたかど うかを判断する際には重要な問題にはならないと いうことである。当該個人の直接選挙に関わる活動 と、選挙運動につながる当該候補の支援、選任、指 名、選挙過程に関する活動は、ともに免税目的活 動にあてはまる(財務省規則 1.527-2 (c) (1))。

選任過程に直接的に影響を与えることに関係しない費用、例えば、政治団体の活動に関して直接必要となる費用も、免税目的の支出として処理できる(財務省規則1.527-2 (c)(2))。政治団体の存続を終了すための支払、例えば、政治活動の結果出た負債の支払も、免税目的に関する支払として処理できる(財務省規則1.527-2 (c)(3))。一方で、違法活動にかかわる支出は、仮にその支出が候補者の選任過程に関係するものであっても、免税目的にかかる費用として処理できない(財務省規則1.527-2 (c)(4))。

≪流用された資金への課税≫

原則として、政治団体の支出が、免税目的以外になされ、かつ、「直接または間接の資金が」他の者のためになされた場合には、その者に課税される(財務省規則 1.527-5 (a) (1))。言いかえると、政治団体の支出が、免税目的のためになされた場合には、個人またはその支出をして個人の所得にはならない。IRSの以前の解釈によると、選挙運動資金は、公職者の公務遂行のための費用に充当された場合には、当該公職者の総所得(gross

income)とされた。状況によって、当該費用は、総所得から IRC162条 a 項にいう必要経費として控除できるとされていた(Rev. Rul. 87-119, 1987-2 CB 151)。しかし、連邦議会は、1988年に、税法改正をし、「免税目的」に「公務に関し支出した費用も含む」とした。このことから、選挙運動資金が公職者の公務費用に費消されても、当該公職者の総所得にならないことになった。しかし、公職者が自己の税金を選挙運動資金から支払った場合には、「免税目的」にあてはまらず、公職者の総所得となる。このように、政治団体の免税目的所得が、個人の私的利益に供されている場合には、当該個人の課税所得になる(財務省規則 1.527-5 (a))。

流用が、政治団体自体によってなされる場合も 想定される。例えば、政治団体は、免税目的には 必要がない施設や装備品を購入している場合、そ の額は、当該団体の課税総所得に計上しないとい けない(財務省規則 1.527-5 (a) (1))。

政治団体が、違法活動に関して支出した金額で、 刑事訴訟や民事訴訟で防御に支出した費用への対 応調整課税は必要ではないが、経費控除が認めら れず、課税所得として処理しないといけない(財 務省規則 1.527-5 (a)(2))。

≪残余資金の処理と課税取扱い≫

政治団体が、政治活動で生じたあらゆる費用の支払を終えた後に保有する資金は、当該資金を保有する者により個人的に流用されたと取り扱われる。ただし、「残余運動資金(excess campaign funds)が、将来の免税目的に利用されると合理的に期待できる形で保有されている場合は別である(財務省規則 1.527-5 (c) (1))。

IRC527条 d 項は、次のような形で他の政治団体等に残余運動資金を移転した場合には、個人や政治団体には課税しない取扱いをしている(IRC509条 a 項 1 号・509条 a 項 2 号)。

- ①残余運動資金を、他の政治団体に移転する。
- ②残余運動資金を、501 (c) (3) 団体 [公益増進団体 (public charity)] に移転する。
- ③残余運動資金を、連邦財務省、州または地方団 体政府の一般会計に移転する。

なお、他の団体等に残余運動資金を移転した個人や政治団体は、税額計算において当該額を費用 控除することはできない。

IRC527条 d 項は、残余運動資金の個人的流用にならないようなすべての処理方法をリストアップした「セーフハーバー」を用意していない。注意を払う必要がある。なぜならば、残余運動資金の保有者が死亡した場合、故人の所得税申告に影響が及ぶからである。また、故人(その財産管理人)は、合理的な時間内に IRC527条 d 項のもとで残余運動資金を移転しない限り、総遺産 (grossestate) に含めて遺産税額を計算しないといけな

くなるからである (財務省規則 1.527-5 (c) (2))。 **≪ 501 (c) 団体の政治支出にかかる課税取扱い≫**

いわゆる各種「501 (c) 団体 (501 (c) organizations / 501 (c) groups) は、501 (c) (3) 団体(公 益(慈善)団体)を除き、一定の政治活動をしても、 免税団体(tax exempt organizations)としての課 税取扱いを受けられる。しかし、これらの免税団体 は、公職選挙の指名に関する政治活動をした場合に、 その政治支出は原則として課税対象となる(IRC527 条 c 項 2 号)。とりわけ、これらの免税団体が、会 計勘定から公職候補者の指名や選任のための支出 をした場合、当該団体を政治団体とみなして、純 投資所得 (net investment income) がある場合 のそれに対して課税する。「純投資所得」とは、例 えば、利子、配当、ロイヤルティ、資産の売却・交 換などから生じた利得/ゲインで、費用控除した金 額である(IRC527条f項2号)。 当該課税所得は、「政 治団体課税所得 (political organization taxable income)」と呼ばれる(Rev. Rul. 81-95, 1981 C.B. 322)。つまり、ここでいう政治団体課税所得とは、 純投資所得か、政治目的での支出額か、いずれか 小さい方の額である(財務省規則 1.527-6) ¹⁸⁰。

政治団体課税所得

純投資所得(net investment income) =総所得(gross income)から非免税所得(nonexempt function income)と直接に関連して生じた費用を控除した額。法人と同じ税率で課税する(IRC527条 g 項)。2018年から21%の単一税率で課税(IRC527条 a 項・b 項)。

もちろん、501 (c) 団体は、独立分離基金 (SSF)、つまり「PAC」または「スーパーPAC」を組織して政治支出をすることも選択できる。この場合には、SSF に帰属する所得のみが、内国歳入法典(IRC) 527条のもとでの課税取扱いを受けることになる (財務省規則 1.527-6 (f))。独立分離基金 (SSF) における免税目的の献金/寄附の受入れや政治支出はすべて、特定金融口座から行わないといけない (財務省規則 1.527-2 (b) (1))。独立分離基金 (SSF) の会計責任者は、収支が免税目的のものかどうかを証明できるように、十分な記帳をし、記録を保残しないといけない (財務省規則 1.527-2 (b) (2))。

≪ 501 (c) 団体から独立分離基金 (SSF) への献金/寄附の移転≫

501 (c) 団体は、SSF またはその他に政治団体へ献金/寄附または会費を募ることができる。501 (c) 団体は、受領した献金/寄附または会費を直接かつ直ちに SSF 等移転した場合、501 (c) 団体の免税所得 (exempt income) にかかる支出として取り扱われない。つまり、投資所得

(investment income)として課税取扱いされない。 **≪連邦税法上の「政治団体」の報告義務≫**

すでにふれたように、連邦選挙運動法(FECA /フィーカ)のもとで「政治委員会(political committee)」と定義される団体で、連邦税法 (IRC) のもとで「政治団体(political organization)」にあてはまる場合には、連邦税法上、IRC527条j項・i項の適用を受ける。つまり、IRC527条のもと、政治団体は、すなわちFECA 上の政治委員会(political committee)や政党(political parties)などは、連邦所得税申告書の提出義務を負う(IRC527条)。具体的に、政治団体は、IRS に、様式 1120-POL [一定の政治団体用連邦所得税申告書(Form 1120-POL: U.S. Income Tax Return for Certain Political Organizations)]を提出しないといけない。

加えて、ほとんどの「527条政治団体(527 political organizations)」は、次の2つの報告書を内国歳入庁(IRS)に提出しないといけない。

■ 527 団体の報告義務



≪初期通知 (initial notice) ≫

527 政治団体は、団体を組織してから 24 時間 以内に様式 8871 [法典 527 条適格の政治団体通知 書 (Form 8871, Political Organization Notice of Section 527 Status)] を IRS に提出しないとい けない (IRC527条i項1号·2号)。ただし、常 時 25,000 ドル未満の年間総所得と見込まれる団 体、1972 年 FECA のもとで報告を求められる団 体、または IRC527 条 f 項 1 号のもとで課税対象 となる所得のある団体は除く(IRC527条i項5 号)。IRSにWebサイトから電子通知しないとい けない。時間内に初期通知をしなかった団体は、 それ以前の期間について免税取扱いが受けられな い。IRS は、様式 8871 (Form 8871) を IRS の Web サイトに公開する。1972 年 FECA のも とで報告を求められる委員会 (committee) が、 連邦に加え州や地方での選挙活動をしており、複 数の分離口座を持っている場合は、連邦口座のみ が FECA のもとで報告を求められる。州や地方の 口座については IRC527 団体として IRS に通知 しないといけない (Rev. rul. 2003-49, 2003-20, IRB 903)_o

≪定期報告(periodic reporting)≫

また、527政治団体は、他の連邦法(FECA)

¹⁸⁰ See, Marilyn E. Phelan, *Regulation of political involvement of nonprofit organizations—Political expenditures of Section 501 (c) organizations, ≈ 2 Nonprofit Organizations:Law and Taxation \$ 20:3 (2d, Oct. 2023) .

の適用になる場合を除き、毎暦年、様式 8872 [政治団体の献金および支出報告書 (Form 8872: Political Organization Report of Contributions and Expenditures)] を、翌暦年の1月31日までに提出しないといけない(IRC527条j項2号)。定期報告書の記載事項は次のとおりである。

■支出と献金者の定期報告

[支出 (expenditures)]1暦年中に、団体から 500 ドル以上の支出を受けた者の氏名と住所+各 支出額

[献金者 (contributors)] 1 暦年中に、団体に 200 ドル以上の献金をした者の氏名と住所+各献 金額

*報告書には、支出または献金した個人の職業や 雇用主の名称も記載しないといけない。また、 団体は、月毎報告などを選択することができる。

IRS は、様式 8872 (Form 8872) を IRS の Web サイトに公開する (Rev. rul. 2003-49, 2003-20, IRB 903)。また、各団体はその主たる事務所で一般の閲覧、コピーの提供に応じないといけない (IRC6104条d項)。時間内に受忍義務を果たさなかった団体は、不開示の献金+支払額をベースとした 35%の過料の支払を求められる (IRC527条j項1号)。

≪報告義務違反と宥恕措置≫

様式 8871 [法典 527 条適格の政治団体通知書 (Form 8871)] または様式 8872 [政治団体の献金および支出報告書 (Form 8872)] が、内容が不正確である、あるいは提出期限を過ぎて提出された。これらのミスが起きたことに相当の理由があり、故意によるものではない。こうした場合で、団体が相当の注意義務を払っていると思うときには、IRS は、義務違反を問うのではなく、通知や報告を受理し、補正を求めることで決着を図る方針を明らかにしている (Rev. Rul. 2007-27,2007-14 IRB 887)。

(5) 政治資金のクラウドファンディングにかか る税務

すでにふれたように、政治資金のクラウドファンディングでは、プラットフォームを、民主党や共和党といった政党が直接運営しているケースがある。民主党のアクトブルー/ActBlueや共和党のウインレッド/WinRedが適例である。一方、民間のプラットフォーマーが運営しているケースがある。クラウドパック/Crowdpacが適例である(詳しくは、前記【表 45】《111 頁》参照)。しかも、起案者(政治家や政治活動委員会)と支援者・寄附者をマッチングしているプラットフォーマーが、非営利企業の場合「例えば、民

主党のアクトブルー/ ActBlue] と、営利企業である場合[共和党のウインレッド/ WinRed やクラウドパック/ Crowdpac] がある。加えて、政治家個人が Web サイトを開設して政治資金を募っているケースもある。

≪政治資金クラウドレンディングの主なプレイヤー≫

- ●起案者: 受領者/recipient/done)・PAC(政治活動委員会)等
- 2プラットフォーマー:事業者/政党
- ③支援者:個人・法人(寄附者/donor)

政治資金のクラウドファンディングあるいはWebサイトを使ってオンライン募金のプロジェクトを起案するとする。この場合には、募金規模にもよるが、いずれの方法にとるにしろ、連邦選挙管理委員会政治資金の収支報告書や、内国歳入庁(IRS)への適格政治団体設立届出書(Form8871)や政治資金の収支報告書(Form8872)の提出が必要になる。また、政治資金を募集する州の政治資金規制法の適用についても、点検を忘れてはならない。

II クラウドファンディングと税務コンプラ イアンス

デジタル化に伴いプラットフォーム経済が栄え、クラウドファンディング(CF)があらゆる分野で大きな広がりを見せている。 *民間活力(private action)ファースト、の国で生まれ育ったクラウドファンディング(CF)は、さまざまな創意工夫が織り込まれたビジネスモデルである。この効率的なビジネスモデルのクラウドファンディング(CF)が大きくなり過ぎ、かつ、ネット空間を縦横・傍若無人に走り出し、もはや政府による交通整理は至難と悲観する向きもある。確かに、 *モグラたたき、、*いたちごっこ、の政府規制の仕方には大きな疑問符がつく。

いずれにしろ、クラウドファンディング (CF) に共通する目下の重い課題は「見える化 (transparency)」である。ネット空間で巨大化 するクラウドファンディング取引の「見える化」には、連邦の諸機関、例えば、IRS / 内国歳入庁や SEC / 連邦証券取引委員会、FECA / 連邦選挙委員会など)に加え、諸州の規制当局にもその役割を担うように期待される。しかし、全米レベルで統一的に「見える化」するとなると、連邦にその役割を担わざるを得ない。とりわけ、どの分

野のクラウドファンディング(CF)とも紐づけでき、ハブ(hub)役を担える連邦機関は、内国 歳入庁(IRS)である。当然、クラウドファンディング(CF)の「見える化」全般で、連邦課税庁(IRS)が主導的な役割を果たすように期待される。しかし、このことは、クラウドファンディング(CF)の透明化が、「課税」の「適正化」とタイアップで進むことを暗示する。

内国歳入庁(IRS)が果たす役割は、クラウドファンディング(CF)のタイプ(分野)により大きく異なる。例えば、証券投資型(equity)クラウドファンディング(CF)のように、連邦証券取引委員会(SEC)が大きな役割を果たしている分野がある。一方、非営利公益団体型クラウドファンディングのように、IRSが、たんに課税のみならず、全米レベルでの統一的な政府規制主体としての役割を担っている分野もある。また、政治資金クラウドファンディングでは、現実の政治的プレッシャーで弱腰になりがちな連邦選挙委員会(FEC)に代わり、IRSの存在感が増している。IRSは、クラウドファンディング規制で、今後もっと大きな影響力を発揮すると思われる。

IRS が取るクラウドファンディング (CF) の透明化策は、課税の適正化策と表裏一体となったものである。具体的には、次の2つ (【表 57】) の柱からなる。

1 クラウドファンディングと「見返り」の 課税取扱い

ネット上で交わされる各種クラウドファンディング (CF) における取引における主なプレイヤー (当事者) は、①起案者 ((project initiator / creator / organizer)、②プラットフォーマー(クラウドファンディング業者 / intermediary) および③支援者 (contributors / supporters / backers) の3者である。すなわち、各種クラウドファンディングプロジェクトは、①起案者、②プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) を仲介として、③支援者との間で流通する。クラウドファンディングプロジェクトの最も目立つ特徴は、②プラットフォーマー (クラウドファンディング業者) が介在することである。対面/

【表 57】IRS のクラウドファンディングに透明化策・ 課税適正化策の 2 つの柱

①見返りの有無

各種クラウドファンディング (CF) における ① 起案者 ((project initiator / creator / organizer) が、②プラットフォーマー (クラウドファンディング業者)を仲介役(intermediary) として、③支援者 (contributors / supporters / backers) との間で交わされる取引で、「クイド・プロ・クオ/反対給付/対価 (quid proquo / something for something)」、「パーク (perk / 特典 / 付随的給付)」、「見返り (return / reword)」(様々な言い回しがある。以下、単に「見返り」ともいう。)が認識される場合に、それを、課税対象、と取り扱うのか、それとも、少額不追及、として取り扱うのか。IRS は、連邦財務省とスクラムを組んで、その典拠を示し、法の適用・解釈で、水先案内人を務めている。

②法定調書制度の整備

「見返りの有無」を含むクラウドファンディング取引を的確に把握するために、税務コンプライアンス対応クラウドファンディング取引や個人間贈与のプレイヤー(関係当事者)に報告を求める、法定調書制度を整備すること。

現実空間での取引/流通では、②プラットフォーマーに代わって、銀行・金融機関、証券会社、郵便局などが〝仲介者(intermediary)〟として介在してきた。

連邦税法(IRC / 内国歳入法典)は、総所得総 算入方式(all-inclusive income approach / all-inclusive income concept)を基本として いる。すなわち、内国歳入法典(IRC)は、その 源泉を問わず、原則としてあらゆる所得を「総所 得(GI=gross income)」に算入する旨規定して いる(IRC61 条 a 項)。

わが国では、個人所得税については、所得の類型 (区分) ごとに算出した所得額を総計する形で総合課税する仕組みを採用する (所得税法 23条 ~35条)。これに対して、連邦所得税では、個人についても法人等と同様に、所得の類型別の課税は行わないルールになっている。したがって、アメリカ連邦所得課税では、非課税(課税除外)所得にあたらない限り、総所得に含めて課税対象にすることができる。つまり、厳格に解すると、連邦所得課税では、課税除外とされない限

¹⁸¹「徴税コストの適正化」、「徴税人材活用の効率化」には「少額不追及」政策を広げるのも一案である。まさに *the small amounts subject to tax resulting in an inefficient allocation of tax enforcement resources。 は正論である。

り、課税対象と認識されるものがあれば、総所得 (GI=gross income) に含める必要がある。

各種クラウドファンディングプロジェクトで交 わされる取引で、「クイッド・プロ・クオ/反対 給付/対価 (quid pro quo / something for something)」、「パーク(perk /特典/付随的給 付)」、「見返り(return / reword)」(多様な言 い回しがあるが、以下、単に「見返り」ともいう。) が認識されるとする。この場合は、一応、「見返り」 は〝課税対象〟に含めないといけない。その見返 りを、宥恕し *少額不追及 として取り扱うのか どうかは、連邦財務省や IRS による課税取扱い次 第ともいえる。もちろん、この場合、見返りの適 正な価額評価、さらには市民の少額募金活動への 課税当局の過度な介入の是非も精査しないといけ ない。徴収強化でコスト負担と増差額との収支バ ランスも考えないといけない。また、徴収強化で 侵害される保護法益も織り込んで考える費用があ る。課税権力のよる個人納税者のプライバシー侵 害は人権侵害である。プライバシー保護は、民主 主義国家として重く受け止めないとといけない価 値である。

事実、IRS は、連邦財務省とスクラムを組んで、クラウドファンディング課税取扱いで、典拠を示し、法の適用・解釈で、水先案内人を務めている [IRS, Information Letter 2016-0036 (June 24, 2016), 2016 WL 6664847) / 16-0036.pdf (irs.gov)]。ただ、クラウドファンファンディング (CF) にかかる〝新顔〟の課税対象について、プロジェクトスキームが複雑なこともあり、IRS や連邦財務省の対応が後手に回りがちである。

また、クラウドファンディングプロジェクトでは、個人間贈与も少なくない。通例、「個人間贈与」では、非課税限度額を超えた場合、贈与者(donor)が連邦贈与税(gift tax)の納税義務者になる。その一方で、個人からの贈与により受贈者(done)が得た所得は、連邦所得税上は非課税(課税除外)となる(IRC102条 a 項)。この点に関しては、「贈与(gift)」を法的に定義した司法の判断は重い存在である。連邦最高裁判所は、内国歳入長官 対 デュバースタイン事件 [Commissioner v. Duberstein, 363 U.S. 278 (1960)] 判決で、「贈与は、無私の寛大さでもって何らの見返り/

反対給付(*quid pro quo*)も伴わないでなされていること。」の基準を示している。

クラウドファンファンディング (CF) を使った個人間贈与では、善意の支援者が不本意な課税を受けないようにするためにも、クラウドファンファンディング起案者が、プロジェクトキャンペーンの起案に際して精緻タックスプランニングが求められる。

2 クラウドファンディングと法定調書制度 の導入

内国歳入庁(IRS)は、クラウドファンディング(CF)に関する税務コンプライアンス対応を強めている。クラウドファンディング取引や個人間贈与のプレイヤー(関係当事者)に、様式1099-K[カード決済および第三者決済ネットワーク取引調書(Form1099-K: Payment Card and Third Party Network Transactions)]を使うように求めている。

この様式 1099-K は、オンラインのマーケットプレイスにおいてクレジットカード会社やデビットカード会社、さらには PayPal、Venmo、Stripe のような第三者決済ネットワークシステム (TPPS=third party network system) [決済代行機関 (PSE=payment settlement entity) ともいう。以下、双方を一括して「TPPS / PSE」ともいう。] を通じて処理された取引を関係当事者や IRS・州税務当局に報告するための情報申告書 (information return) である。

様式 1099-K は、ウーバー社(Uber Technologies, Inc.)のような就労仲介型デジタルプラットフォーマー(labor intensive digital platformer)との契約により、アプリ(Apps.)やスマートフォン(スマホ)、自用車(自転車、電動車、自動車など)を使って、ライドシェアや食事宅配などで雇用類似の働き方をするギグワーカー向けの法定調書として使われる 182 。

(1) 様式 1099-K の発行・提出

クラウドファンディング (CF) のプラットフォーマー (PF) またはその TPPS / PSE (決済代行機関等) は、毎暦年、次の場合に、様式1099-K を、当該金銭等を収受する者に発行す

¹⁸² 石村耕治「アメリカの給与にかかる源泉徴収手続(8)」税務事例 2024 年 6 月号参照。

るとともに、IRS に提出しないといけないことになっている。[IRC6050 条 W;財務省規則 § 1.6050W-1]。

【表 58】様式 1099-K の発行・提出要件

- ・1 暦年に 600 ドル以上の金額の支払をした場合 (IRC6050 条 W 第 e 項)
- ・クラウドファンディング(CF)のプロジェクトキャンペーンの支援者が、支援の見返りととして何らかの金員ないしサービスを収受している場合

現在、調書の発行は、PFまたはTTPS/PSEが、1暦年に600ドル以上の金額の支払をした場合、その金銭等を収受した者に対して様式1099-Kを作成し、送付するように義務づけている。様式1099-Kは、受領者へは、翌年の1月31日まで発行しないといけない。一方、IRSには電子フォーム1099-Kの場合は3月31日まで、文書の場合は2月28日までに提出しないといけない。

2020 課税年までは、IRS (内国歳入庁) は、PF またはTTPS / PSE に対して、クラウドファンディングプロジェクトで、200 以上の取引または寄附 (贈与) があり、総額で2万ドル (基準値 / threshold) を超える者に対してのみ調書 (様式1099-K) の発行・送付を義務づけていた。その後、2021 年 3 月 11 日に署名、成立した「2021 年アメリカ救済計画法(American Rescue Plan Act)」により、2021 年 12 月 31日後(22 年 1 月 1 日以降)から、現行の600ドルの基準値(threshold)に引下げられた。

ちなみに、州によっては、所得税を導入しており、この種の調書(Form1099-K or equivalents)について異なる基準値(thresholds)を採用しているので、注意を要する。

2024年6月現在、全米おおよそ半数の州+ワシントン D.C.が、連邦の様式 1099-K と類似する調書制度を導入している。多くの場合、連邦/州合同報告(CF / SF=Combined Federal / State Filing)プログラムを導入している。一方、いくつかの州では、独自の基準値(thresholds)を設定している。例えば、ニュージャージー州は 1,000ドル、アーカンソー州は 2,500ドルである。一般に州所得税を導入していない 9 州[アラスカ、フロリダ、ネバダ、ニューハンプシャー、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ワシントン、ワイ

オミング]では、この種の調書を州の所管当局に提出する必要がない、しかし、フロリダ州やテネシー州のように、州所得税を導入していないのにもかかわらず、州売上税(state sales tax)上、この種の調書の提出を求めるところもある 183。

(2) 様式 1099-K の受領者

クラウドファンディングプロジェクトの起案者であるスタートアップ企業(小規模成長期待企業)もしくは受贈者、または投資家が、PFまたはTTPS / PSE が発行した様式 1099-K を受け取ったとする。この場合、受領者(recipients / payees)は必ず所得税の納税義務を負うとは限らない。しかし、受領者が、納税義務があるのにもかかわらず、適正な申告をしなかったとする。この場合には、IRS の税務調査の対象となる。

申告納税制度 (self-assessment system) のもと、様式 1099-K の受領者は、納税義務があると判断した場合、連邦所得税の確定申告をしないといけない。その際に、自己の納税申告書に様式 1099-K を添付しないといけない。ただし、様式 1099-K に記載された当該取引や寄附 (贈与) が非課税 (課税除外) にあたるときなどは別である。様式 1099-K の受領者は、自分で考えるか、自分の十分な知見がない場合には、必要に応じて税務専門職の支援を求めないといけない。

納税者(受領者)が使用する確定申告書は、個人か個人以外かで異なる。個人の場合も、給与所得者か、個人事業者かで異なる。なお、電子申告(e-tax)が義務づけられている場合には、電子フォーム 1099-K で添付しないといけない。

ちなみに、PFではなく、TTPS / PSE が発行した様式 1099-K に発行者の名称または決済金額が記載されていないことがある。この場合、受領者は、様式 1099-K に記載された電話番号(電子フォーム 1099-K の場合は電子メールアドレス)で詳細について尋ねることができる(IRS Fact Sheet, FS-2022-20, March 2022)。

(3) 様式 1099-K の読み方

様式 1099-K [カード決済および第三者決済 ネットワーク取引調書] は、4 枚つづりになって いる。①コピーA (Copy A): IRS サービスセ ンター提出用 [For IRS center] 、②コピー1

¹⁸³ KPMG report:Form 1099-K and state reporting issues (August 23, 2022) .

(Copy 1): 州税務当局提出用 [For State Tax Department]、③コピーB (Copy B): 受領者保存用 [For Payee]、および④コピー2 (Copy 2): 州所得税申告用である。

以下は、PF または TTPS / PSE が記載して発行・提出する③のサンプルである。記載事項について解説すると、次のとおりである。

【表 59】様式 1099-K / コピー B (Copy B): 受領者 保存用の記載事項の解説

FEETITE name, introducing address, city or finant, style of panalities, country, 79° or foreign postal (order, and languages on	PLEIFS W.	DARW INDEED	Payment Card and	
	CARTES TIN	1099-K	Third Party Network Transactions	
	14 Gross emalers of payment standards party retropis francations	See aroun 75.5		
		For spendar year.	Transactions	
	Michael Rad Pleasailt Partnerfilling	2 Ministers category	Copy o	
Check to include if (5,17) et a (an) Check to include the controlle	5		For Payer	
Farmer Support Filts Farmer and	3 fauntier of payment framewhere.	Federal scores to erbhest	This is important to effection and a	
CPTyOner first parts		\$	heng funnhed h	
ZATET nate	24,741,015	SK Fidelivery	the Eth. Hysiq de	
	\$	5	required to the a	
	Sk Water	Set Fort	jamenty on other	
Street eatoms (article) great test	5	\$	cary two may by impreed anyon.	
	De May	St. Strike	Sandan Proprie	
	\$	\$	Transition and the	
	Sq.i-N	58 Asipot	Will deligned the Public	
City or town, stare or process, equality, and 29 or foreign probal code	5	5	Tasket bee	
a francisco de la contracta de	\$ Departue	Scioloter.	100	
PSCS runs and lengthurse number	5	\$		
	St Soverier	S Describe		
	\$	6		
ACCUSE THE SHE RECURRED	6 15ds	F Share constitution	S S	

- ・決済代行機関 (PSE) 情報 PF (プラットフォーマー) または PSE (決済代行機関) の名称・氏名、住所、電話番号 (電子フォームの場合は電子メールアドレス)、PSE の種別など
- ・受領者情報 受領者 (recipients / payees) の 名称・氏名、住所、電話番号 (電子フォームの場 合は電子メールアドレス)、顧客口座番号
- ・決済者や受領者の納税者番号(TIN) プライバシー保護のため、社会保障番号(SSN)ないし個人納税者番号(IITN)の下4桁のみを記載
- ・ボックスla 暦年中に決済した総額
- ・ボックス 1b 暦年中に PSE (決済代行機関) で 決済した総額
- ・ボックス 2 TTPS (決済代行システム) の事業 者分類
- ・ボックス3 取引の数
- ・ボックス 4 裏打ち源泉徴収税(BWT=backup withholding tax)の額
- ・ボックス 5a-5l TTPS からの暦年中の各月の処 理額
- ・ボックス 6-8 決済額にかかる州や地方団体の 源泉所得税額

(4) 様式 1099-K の訂正と確定申告との関係

受領した様式 1099-K [カード決済および第三者決済ネットワーク取引調書] の記載内容に誤りがあるとする。この場合、受領者は、発行元のプラットフォーマー (PF) またはその TPPS / PSE (決済代行機関等) に連絡して訂正を求める

ことができる。受領者が個人である場合、訂正さ れた様式 1099-K を入手したときには、確定申告 書[様式 1040 など]に、様式 W-2[源泉徴収 票] や修正様式 1099-K を添付して納税申告をし ないといけない。すでに確定申告をした後に修正 様式 1099-K を入手した場合には、法定申告期限 (延長された期限を含む。) 内であれば、訂正申 告 (amended return) をすることになる。確定 申告の法定期限後であれば、修正申告をすること になる。もっとも、連邦税法(IRC)には、修正 申告に関する明文の規定はない。このため、修正 申告(アメリカ税法では、増額、減額双方の場合 を修正申告という。) の是非は司法判断に委ねら れている。裁判所は、修正申告を認めるかどうか は IRS の裁量権内にあるとの判断を示している」 Dowell v. Commissioner, 464 U.S. 386, at 394 (1984)].

3 暗号通貨(クリプト)にかかる報告と課 税取扱い

ブロックチェーン(分散型台帳)技術(DLT= distributed ledger technology)を基盤として暗号通貨(クリプト)などデジタル資産(digital assets)の利活用がエスカレートしている。この分野では 2009 年のビットコイン(Bitcoin)が先駆けである。ビットコイン以外の暗号通貨(クリプト)を、「アルトコイン(altcoin)」という。今やアルトコインは、グローバルに見ると、イーサリアム(Ethereum)、ライトコイン(Litecoin)、リップル(Ripple)をはじめとして優に 10,000を超える。

中米のエルサルバドルのように、値動きが激しく投機性の高いビットコインを法定通貨(legal tender)にし、壮大な実験をはじめた国もある。この国では、銀行口座を持たない貧困層も多い。銀行口座なしでも、デジタルウォレットを使ってビットコインを出し入れ・外国の下稼ぎ先から送金ができることから、国情にあっているとの声もある。IMF(国際通貨基金)は、同国の「ビットコインシティ」構想を止めるように求めている。

中国では、民間の暗号資産(仮想通貨)などデジタル通貨の発行・流通を禁止した。同国の人民銀行(中央銀行)は、2020年11月に、「デジタル人民元」の法定通貨発行の実用化に舵を切った。デジタル通貨政策のあり方が問われる。民間ファースト(private action)の市場主義国家

型か、監視ファーストの権威主義国家型か、わが 国でも他人事ではいられない。「デジタル円」は、 この国の形を変える危ない選択のように見える。

デジタル資産は、その用途などにより、「デジタルトークン(digital token)」、「デジタル有価証券(digital securities)」とも呼ばれる。ひとくちに、デジタル資産といっても、その性格や種類、利用方法はさまざまである。①ユティリティトークン【特定の製品・サービスにアクセスする権利付与】、②各種非代替トークン(NFT=nonfungible token)【デジタル ID、アート作品など資産の所有権や真正性の証明・保証などに偽造不可能な鑑定書ないし所有証明書付きのデジタルデータとしての利用】③セキュリティトークン【トークン化されたデジタル有価証券】、④ガバナンストークン【議決権行使など】、⑤その他不動産などのアセットトークン、ファントークンなど多岐にわたる 184。

今日デジタル資産は、投資目的に広く利用されるようになっているが、資金洗浄(マネーロンダリング)などに悪用されることも多い。適正な課税や投資家保護や資金洗浄防止のための警察規制が重い課題になっている。規制には、政府規制と民民規制がある。政府規制には、主に、連邦財務省(Treasury Department)傘下のフィンセン/金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN= Financial Crimes Enforcement Network)(以下「フィンセン (FinCEN)」という。)、連邦証券取引委員会(SEC=Securities and Exchange Commission)、連邦商品先物取引委員会(CFTC=Commodity Futures Trading Commission)があたっている。また、課税については内国歳入庁(IRS=Internal Revenue Service)があたっている。

(1) FinCEN への報告

アメリカで最初にブロックチェーン(分散型台帳)技術を使った暗号通貨取引の規制に乗り出したのはフィンセン(FinCEN)である。フィンセン(FinCEN)は、連邦財務省傘下の資金洗浄(マネーロンダリング)取締機関である。フィンセン(FinCEN)は、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を使ったビットコインが出回ってきた当初、金融犯罪収益取締の視点から規制し、必要なガイ

ダンスを発出してきた。

さきにふれた様式 1099-K [Form 1099-K] は、内国歳入庁 (IRS) が税務目的で導入する支払調書である。フィンセン (FinCEN) は、資金洗浄規制を狙いに法定調書制度を導入している。様式 114 [外国銀行・金融機関口座報告 (Form 114: FBAR=Report of Foreign Bank and Financial Account)] や様式 8938 [特定外国金融資産計算書 (Form 8938: Statement of Specified Foreign Financial Assets)] である。様式 114 や様式 8938 は、合衆国納税者で外国銀行に銀行口座を保有している場合、それらの口座内容や金額収支の開示を求めるものである。

暗号通貨(仮装通貨/クリプト)は、SEC の見解によると「有価証券(securities)」である。一

方、IRS の見解によると「資産 (assets)」である。暗号値/クリフィ (仮装所有者は、FinCEN)に様式 114 [Form 114] を提いかれる。 まで式 8938 で式 8938 は、 基準値



■ Form 144 (Public use)

(thresholds) を超える場合には受忍義務を負う ことになる ¹⁸⁵。

(2) IRS の暗号通貨(クリプト)にかかる課税 取扱基本ルール

すでにふれたように、ブロックチェーン(分散型台帳)技術の使い方はさまざまである。アメリカでは、「ICO/新規暗号通貨募集」ないし「STO/有価証券トークン募集」に広く使われはじめている。この使い方は、新たなタイプのクラウドファンディング(CF)の誕生につながっている。

暗号通貨(クリプト)、すなわちビットコイン その他イーサリアムやリップルのようなアルトコ インは、需要と供給により価格が決まる。した

¹⁸⁴ See, P. A. Wright, *Definitions and Types of Digital Assets, $\gtrsim 2023$ Advanced Fam. L. 11-II (2023) .

¹⁸⁵ See, Eduardo K. Meyohas, *Stronger Enforcement Targeting Tax Evasion through Cryptocurrency will likely be an Effective Strategy for the IRS, * 2024-SPG Inside Basis 5 (2024) .

がって、^{*}有価証券 (securities)_{*} というよりは ^{*}商品 (commodity)_{*} ないし ^{*}資産 (asset / property)_{*} と見ることもできる ¹⁸⁶。

すでにふれたように、内国歳入庁(IRS)は従前から、ビットコインその他のアルトコインは、原則として〝有価証券〟ではなく、〝資産〟であるとの見解を採っている。つまり、暗号通貨/クリプトは、棚卸資産として保有する納税者を除き、資本性資産(capital asset)であり、1年以上保有した場合は、長期キャピタルゲインまたはロスとして課税取扱いをしてきた 187。

内国歳入庁 (IRS) は、2014年に、『FAQ:IRS 仮装通貨ガイダンス(FAQ: IRS Virtual Currency Guidance)』(以下「2014FAQ」ともいう。)を 発出し、「仮装通貨 (virtual currency)」を、連 邦所得課税上、「資産 (property)」として取り 扱う旨アナウンスしている [Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions | Internal Revenue Service (irs.gov)]。この 2014FAQは、その後改訂されているが ¹⁸⁸、現在 でも IRS の仮装通貨課税の基本ルールを示すガイダ ンスである。仮装通貨の名称はその後変更され、暗 号通貨 (cryptocurrency)、さらにはデジタル資 産 (digital asset) とも呼ばれている [Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions | Internal Revenue Service (irs.gov) / 9.4.11 Investigative Services | Internal Revenue Service (irs.gov)]。税界からは、デジタル資産に対する 議会による包括的な課税法の制定を求める声も大 きくなっている。しかし、現段階では、おおむね 連邦財務省の開局である内国歳入庁(IRS)によ る行政対応に留まる。

IRS は、この 2014FAQ で、連邦課税上、仮装通貨(暗号資産/デジタル資産)を、「資産

(property)」として取り扱うことを明らかにする。例えば、【FAQ2】、【FAQ38】、【FAQ43】では、次のようにアナウンスする。

【表 60】 IRS の 2014FAQ での仮装通貨課税基本ルール

[FAQ2]

仮装通貨は資産 (property) として取扱い、かつ、 資産取引に適用ある一般的な課税諸原則が仮装通 貨を使った取引に適用される。

[FAQ38]

納税者が、仮装通貨にかかる複数のデジタルウォレット、口座、またはアドレス(以下「ウォレット等」という。)を持っている場合で、1つのウォレット等から他のウォレット等に仮装通貨を移転した場合には、いかなる課税も生じない。

[FAQ43]

納税者は、仮装通貨の売買をはじめとした資本的資産の取引をした場合、様式 8349 [資本性資産の売買その他の処分(Form 8949: Sales and Other Dispositions of Capital Assets)] およびキャピタルゲインや控除対象キャピタルロスを簡略化・記載した様式 1040 の別表 D [キャピタルゲインおよびロス(Form 1040 Schedule D: Capital Gains and Losses)] を IRS に提出しないといけない。

暗号通貨(クリプト)に対する課税取扱いにおいては、クリプトの売買時期が重要な要素になる。状況によっては、売買に関する「様式 1099-K」などの法定調書の発行が必要になる。もちろん、納税者は、様式 1099-K の交付を受けたかどうかに関係なく、様式 1040[個人所得税申告書(Form 1040: Individual Income Tax Return)] シリーズの申告書を提出し、自己の納税義務を果たさないといけない。

税務上問題になるのは、従業者 (employee) または独立契約者/一人親方 (independent

¹⁸⁶ See, Paul C. Nylen, *Imposing a Deadline on the IRS: Artificial Intelligence Tries to Beat 'Starcraft While the IRS Tries to Regulate Virtual Currency, § 52 Akron L. Rev. 945 (2018).

[「]FAQ: IRS 仮装通貨ガイダンス (FAQ: IRS Virtual Currency Guidance)』を発出し、「仮装通貨 (virtual currency)」を、連邦所得課税上、「資産 (property)」として取り扱う旨アナウンスしている [Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions | Internal Revenue Service (irs.gov)]。この 2014FAQ は、その後改訂されているが、現在でも IRS のデジタル資産課税の基本ルールになっている。ちなみに、2024年5月24日に改訂・発出された IRS の内国歳入マニュアル (IRM=Internal Revenue Manual) 9.4.11 [調査業務 (Investigative Services)]重要な変更の(2)では、「IRM にあるすべての「暗号通貨 (cryptocurrency)」の言葉 (verbiage) は、「デジタル資産 (digital asset)」の言葉に改訂される [(2) Updated all *cryptocurrency* verbiage to *digital asset*、verbiage throughout IRM.] 旨アナウンスした [9.4.11 Investigative Services | Internal Revenue Service (irs.gov)]。わが国は *仮装通貨→暗号資産*、アメリカは *仮装通貨→暗号通貨→デジタル資産*、両国とも技術の進化に伴う的確な言葉選びが続く。

¹⁸⁸ See, *e. g.*, Rev. Rul. 2019, 2019-44 IRB 1004 (0ct. 9, 2019) .

contractor)が提供した役務の対価として、給与または報酬が暗号通貨(クリプト)で支払われる場合である。この場合、その支払(移転)は、税務上、暗号通貨/クリプトの売買として取り扱われる。暗号通貨(クリプト)は、公正な市場価額で移転したものとして計算し、原則としてキャピタルゲインまたはロスが認識される。

また、支払先が従業者である場合、雇用主は、支払った暗号通貨(クリプト)の公正な市場価額を基に雇用税(employment taxes)、すなわち源泉所得税(FITW=Federal income tax withholding)や給与税(ファイカ税/FICA taxes=payroll taxes)【連邦社会保障税(social security tax)+メディケア税(Medicare tax)】などの天引き徴収をしないといけない。雇用税の雇用主負担分についても支払った暗号通貨(クリプト)の公正な市場価額を基に税額を計算し、納付する必要がある。

独立契約者/一人親方 (independent contractor) に報酬を暗号通貨 (クリプト) を支払った場合も、支払者側も受領者側である独立契約者/一人親方も、連邦申告所得税、自営業税/セカ税 (self-employment tax/SECA税)【連邦社会保障税+連邦メディケア税】、予定納税 (estimated tax) など必要な申告・納税にあたっては、暗号通貨 (クリプト) を公正な市場価額で移転したものとして税額を計算する必要がある。

暗号通貨(クリプト)取引・交換を業としていない納税者が、自己が保有する暗号通貨(クリプト)と他者が保有する異なる暗号通貨(クリプト)と交換するとする。この場合の交換は、課税事象(taxable event / タックサブル・イベント)となる。各当事者はそれぞれ買手と売手になる。それぞれが、実現したゲインまたはロスがある場合には、公正な市場価額で計算したうえで申告・納付しないといけなくなる。

トランプ税制改革法(TCJA/減税・雇用法)は、内国歳入法典 1031条を2018年1月1日以後に行われた同種の資産交換に対し特例措置を定めた。しかし、この資産の同種交換特例は、不動産の交換にのみ適用になる。このことから、暗号通貨(クリプト)の交換には適用がない。

一方、難しい計算をし報酬として新たなブロックを獲得する暗号通貨(クリプト)のマイニング(採掘/生成)することを業としている納税者(マイナー/miner)の場合は、事業所得者になる。このことから、暗号通貨(クリプト)を受領した日の公正な市場価額が総所得

(GI=gross income) となる。事業上発生した通常かつ必要なマイニングにかかったエネルギー費用(ordinary and necessary energy costs)は、総所得(GI)から控除できる。また。マイナー(miner)は、暦年の自営業所得(net self-employment earnings)が 400 ドルを超える場合には、申告所得税と一緒に 15.3%の自営業税/セカ税(self-employment tax/SECA tax)を申告しないといけない [IRC6017条/財務省規則 1.6017-1 (a) (1)]。この場合、マイナー(miner)は、様式 1040 別表 SE [自営業税 (Form 1040 Schedule SE: Self-Employment Tax)]を使って申告をすることになる。

(3) クリプト→クリプト交換またはクリプト→ NFT 交換への課税

クリプト(暗号通貨)は、現金で売買される のが一般的であり、ほとんどの場合、課税事象 (taxable event / タックサブル・イベント) と なるのは明瞭である。例えば、暗号通貨(クリプト) 取引・交換を業としていない納税者がビットコイ ン (単位 BTC) を 2024 年 3 月 8 日に 38,000 ドルで購入し、2024年3月29日に48,000ド ルで売却したとする。このケースでは、納税者 は、10,000 ドルの短期キャピタルゲインが生じ る。なぜならば、連邦所得税では、資産購入の翌 日から保有期間が1年未満は短期キャピタルゲイ ン【毎年物価スライドされる金額と納税資格によ るが、10%、12%、22%、24%、35%または 37%の税率で】超過累進課税、1年以上は長期キャ ピタルゲイン【毎年物価スライドされる金額と納 税資格によるが、0%、15% または20%の税率 で】超過累進課税されることになっているからで

あるクリプト(暗号通貨)と他のクリプトまたはNFT(非代替トークン)との交換も一般的に行われている。しかし、課税事象(taxable event)にあたるかどうかは極めて不明瞭である。例えば、納税者がビットコイン(単位 BTC)を 2024年3月8日に38,000ドルで購入し、2024年3月29日に、公正な市場価額48,000ドルで15のイーサ(Ether)(単位 ETH)と交換したとする。このケースでは、納税者は、10,000ドルの短期キャピタルゲインが生じる。なぜならば、ビットコイン(単位 BTC)とイーサ(Ether)(単位 ETH)との交換は、課税事象が生じる交換取引だからである。その後、15のイーサ(Ether)(単

位 ETH) の価額が 50,000 ドルに上昇したとする。そこで、納税者は、15 のイーサ (Ether) (単位 ETH) を NFT (非代替トークン) と交換したとする。この交換は課税事象となり、納税者は、2,000 ドルの上昇額の短期キャピタルゲインを得たことになる。

仮に、納税者が2か月後に収得した NFT を、15ETH(この時点で、15ETH は、54,000ドルに価額が上昇しているとする。)の対価で売却したとする。このケースは課税対象交換にあたり、4,000ドルの短期キャピタルゲインが生じる。言いかえると、いかなる現金のフローがないのにもかかわらず納税義務が生じることになる。この種の短期キャピタルゲインは他の所得に含まれ通常所得(ordinary income)として、金額によっては、最高で37%+投資所得にかかる3.8%のメディケア税で課税されることになる。

(4) 損出しにかかる損失控除否認規定のデジタ ル資産売買への適用

内国歳入法典(IRC)は、1091条【株式または有価証券ウォッシュセールスからの損失(Loss from wash sales of stock or securities)】があった場合の損失控除の否認(disallowance of loss deduction)規定を置いている。

この規定のもと、納税者が、損失掃出し(損出し) 行為、すなわち、含み損のある株式銘柄を節税対 策として損失を確定する目的だけで売却し即買い 戻す行為、をした場合、その損失の控除は認められない。この損出しにかかる損失控除否認の適用 要件は、納税者が、ある株式の売買の前後 30 日間、当日を含むと 61 日間、に同じ株式に関する 短期売買(short sale)をしたかどうかである(IRC 1091 条 a 項)。短期売買をし、「損失掃出し行為 (Wash Sale)」をしていると、そこで発生した損 失(loss) は、他の取引から得た利得(gain)と 相殺することはできない。

クリプト(暗号資産)は、IRC1091条【損出しにかかる損失控除否認規定】にいう「株式(stock)」または「有価証券(securities)」にはあたらない。したがって、理論的には、クリプト(暗号資産)などデジタル資産が関係する損出し売買(wash sale)にはIRC1091条の損失否認規定は適用にならない。しかし、デジタル資産にこの否認規定が適用にならないとすると、法の抜け穴(loophole)になるとの声がある。連邦議会、財務省やIRS は対応を検討している。

【表 61】損出しにかかる損失控除否認事例

- ●納税者 A が、含み損を抱えている B 社の株式を 保有している。
- ②納税者Aは、B社の株式をかつて1株 \$40 で 購入している。
- **③**納税者 A は、損失掃出し(損出し)をするため に B 社株 500 株を 1 株 25 ドルで売却した。

(5) NFT が「収集品」にあたる場合の税務

デジタル資産、とりわけアート作品や取引カードのような NFT (非代替性トークン) は、税務上、「収集品 (collectibles)」として取り扱われる。収集品は、最高でも 20%の税率で課税される他の資産に比べ冷遇されている。キャピタルゲインには 28%で課税されるからである [Investments in collectibles in individually directed qualified plan accounts | Internal Revenue Service (irs. gov)]。

「収集品(collectibles)」は、IRC408条 m 項で、アート作品を含む「有形資産(tangible personal property)」と定義する。デジタル資産が、「有形 (tangible)」か「無形(intangible)」かは議論のあるとこである。具体的には、事実と状況により判断される。例えば、ソフトウエアのように、状況によっては有形と判断される。

連邦財務省とIRS は、2023年3月21日に、NFTが「収集品」にあたる場合のガイダンスを発出した [Treatment of certain nonfungible tokens as collectibles Notice 2023-27]。このガイダンスは、IRC408条m項2号 [収集品]にあてはまる項目、アート (arts / 技芸作品)、古物 (antiques)、貴金属 (metals)、宝石 (gems)、切手 (stamps)、硬貨 (coins)、アルコール飲料 (alcoholic beverages) その他 IRS が指定した有体動産などを「収集品」にあたるとする。このガイダンスでは、収集品は、原則としてキャピタルゲイン課税の適用対象とならない旨確認している。加えて、NFT が関係する権利または資産が IRC408条m項2号 [収集品] にあてはまる場

合には、当該 NFT は収集品として課税取扱いをする旨確認している。このことから、例えば、アート作品の所有権を証明する NFT は、IRC408条 m項2号にいう「収集品」にあたり、当該 NFT は収集品として課税取扱いされる。

(6) 非営利公益団体へのデジタル資産での寄附 と税制支援

すでにふれたように、アメリカでは、適格非営利公益団体に対する寄附は、不動産や株式、アート作品など〝評価性資産〟で支出されるケースが多い。この場合、寄附者は法定限度額まで公益寄附金控除を受けることができる(詳しくは、前記【コラム18】《122頁》参照)。近年の傾向としては、不動産やアート作品のような現物資産ではなく、ジタルトークン(NFT)化したデジタル資産を寄附するケースが増えてきている。

個人納税者は、適格非営利公益団体(IRC501 (c) 団体)にビットコインその他のトークンのようなデジタル資産で非現金寄附(non-cash donation)をしたとする。この場合、支出した評価性資産の適正な評価額の法定限度額(30%、20%)まで公益寄附金控除(所得控除)することが認められる。ただし、この場合、寄附者である納税者は、証明手続をクリアし、必要な情報申告書を添付したうえで確定申告をしないといけない。

ひとくちにデジタルトークン(NFT)といってもさまざまなタイプがある。そのなかの1つに、各種非代替トークン(NFT=non-fungible token)【デジタルID、アート作品など資産の所有権や真正性の証明・保証などに偽造不可能な鑑定書ないし所有証明書付きのデジタルデータとしての利用】がある。

IRS は、2014FAQ で は、仮 装 通 貨 や デ ジ タルトークン (NFT) など デ ジ タル 資産 の 寄 附 を、現物 資産 と 同等 に、 非 現 金 寄 附 (non-cash contribution) 。 として 取り 扱っている ¹⁸⁹。 その うえで、2014FAQ の 36 および 37 では、 寄 附 者 や 寄 附 を 受 け 入れた 非 営 利 公 益 団 体 に、 次 の よ う な 情報 申 告 を す る よ う に 求 め て い る。

【表 62】 IRS の 2014FAQ での情報申告の概要

[FAQ36]

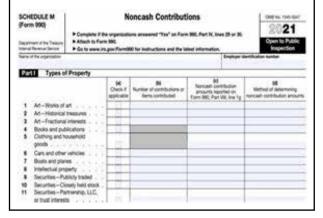
非営利公益団体は、寄附者が仮装通貨にかかる

250 ドル以上の所得控除を受ける場合にその旨を確認できる証明書を発行するものとする。

一方、非営利公益団体は、寄附者が 5,000 ドル以上の公益寄附金控除をする場合に様式 8283 で 証明できるように交付する様式 8283 に署名するように求めないといけない。寄附者の署名は、非営利公益団体が非現金資産を受領した旨を証明するだけであり、寄附する非現金資産の価額評価を 証明するものではない(IRC6050 条の L)。

[FAQ37]

非営利公益団体は、様式990[所得税を免除される団体の申告書(Form990)と別表M(Schedule M)を提出しないといけない。加えて、非営利公益団体は、寄附者が寄附金控除の対象となる仮装通貨の寄附を受けてから3年以内に現金に換えるなど処分した場合には、様式8282[寄附者の情報申告者(Form8282:Donee Information Return)]をIRSに提出するとともに、そのコピーを寄附者にも交付しないといけない。



以上のように、個人が現金以外の評価性資産 (appreciated property) の形で寄附金を支出し、その額が500ドルを超える場合で、当該寄附者が公益寄附金控除を受けるときには、当該寄附を受け取った団体が発行した様式8283 [非現金公益(慈善)寄附(Form 8283: Noncash Charitable Contributions)] を確定申告書に添付しないといけない 190。

寄附者である納税者は、非営利公益団体に対して、こうしたデジタルトークンなどデジタル資産を寄附した場合、法定限度額(30%、20%)まで公益寄附金控除(所得控除)を受けることができる。加えて、適格非営利公益団体に対する非現金寄附(non-cash contribution)の場合、寄附者には、キャピタルゲインにかかる所得税がかからない、さらには贈与税や遺産税もかからないようにタッ

 $^{^{189}}$ See, Note, 8 Guidance to charities that receive donations of virtual currency, $_{8}$ 1 / 15 / 2020 IRA Fed. Tax Update.

クスプランニングができるメリットもある ¹⁹¹。

ただし、寄附者である納税者は、非現金寄附(non-cash donation)の場合で、250ドル以上の公益 寄附金控除の適用を受けるには、次のような証明 要件(substantiation requirements)を充たさ ないといけない。

【表 63】非現金寄附が税制支援の対象となる証明要件

- ・寄附者である納税者は、寄附先である適格非 営利公益団体から様式 8283 [非現金公益(慈 善)寄附 (Form 8283: Noncash Charitable Contributions)] から交付を受けること。
- ・寄附するデジタルトークン (NFT) などデジタ ル資産の適格評価 (qualified appraisal) を受 けること。
- ・納税者は、自己の様式 1040 [個人所得税申告書 (Form1040:Individual Income Tax Return)] に、交付を受けた様式 8283 (Form 8283) を 添付すること。

8283	Noncash Charitable Contributions Abot on a man form SSI to your is not on for about a lotal absorbing or one SSI to discontinuous property. So to were in your formSSI to contactions and to least internation.				discover Superior to 150		
Regulatives of the Triespay Stantal Reserve Service							
prompt spines in lars to	and the second					Identifying rambe	
Note: Figure the amount	t of year contribute	e delication bell	on surrainting the	Name, Date yo	ur tex return instru	ctions	
Section A. Consted Sir a grou securites	Property of \$5,0 p of similar forms and certain other on on Donated P	for which you properly even	claimed a dedu if the deduction	ction of \$5.00 is more than	S or less Also I \$1,000 See no	tion only an item of publicly traded fractions.	
1 200	t When oil place of the Sine opposite		SET Amount properly is a velocity oper nethrology, place the true. Also exist the velocity devolution contain passes from 1986-C is altertual.			(a) Description and condition of devalued program from various, other the year resign should, and integral for excepting and other property and national series.	
		THE	män	m			
		ппп	min	ш			
¢		1111	mån	шш			
0		m	шійн	ш			
		hou	THE REAL PROPERTY.	111111			
	Correct at a deduc	clory for an here	a State or west or	n do not have	to complete colum	on in fit and its	

なお、納税者は、寄附する資産にもよるが、従来からの現物資産については、適格評価(qualified appraisal)を、評価基金の評価標準委員会(Appraisal Standards Board of the Appraisal Foundation)[Appraisal Standards Board (appraisalfoundation.org)] に依頼する仕組みになっている [財務省規則 1.170-17]。

連邦法上は、IRS 所管事項にかかる業務 (practice before the IRS / Treasury Department) を禁止されていない者であれば、評価人を務めることが可能である [31 U.S.C 330 (c)]。しかし、現実には、デジタルトークン (NFT) などデジタル資産の適格評価について知見や経験が豊富で

信頼できる適格な評価人(qualified appraiser)を見つけることは至難である。しかも、評価報告書は、寄附者が寄附金を支出する日から 60 以内のものであり、かつ、寄附者が寄附金控除を求めた確定申告書の提出期限(または延長された期限)内のものでないといけない。

しかも、IRS は、50,000ドル以上のアート作品を非営利公益団体に寄附する申告書に添付された評価報告書に関する税務調査は、IRS 長官のもとに設けられた「アート諮問パネル(Art Advisory Panel)」で精査することになっている [A Look at the Secret Panel That Helps the IRS Value Artworks So Collectors Don't Cheat (artnet.com)]。このパネルは、長官からの諮問を受けて答申することになっているが、開催は年2回である。デジタルトークン(NFT)化されたアート作品などデジタル資産の適格評価の仕組み整備が急がれている 192。

4 バイデン後の連邦議会での暗号通貨(クリプト)課税政策

アメリカは、民間活力(private action)ファーストの国である。次々と出現する先端技術、イノベーションにストップをかけるのではなく、それを活かす形で政府規制を加えるのがうまい。執行(行政)機関による政府規制が行き過ぎる。にもかかわらず司法が硬直的な判断を続けたとする。こうなると、立法府が、政治主導で、軌道修正のための新法を提案し、解決の道を探るのが常道である。

ところが、大きな政府、増税大好きのバイデン 民主党政権は、常道を反れてしまっている。近年 のイノベーションの大きな成果の1つでもあるブ ロックチェーン技術を使った暗号通貨(クリプト) 政策には後ろ向きのように映る。暗号通貨不正や 詐欺が横行している現実にだけ目を向け、さらな る政府規制強化を主張する。暗号通貨(クリプト) を新たな増税源とする主張で、議会民主党のクリ プト政策はさらに劣化してしまっている。

2021年1月に誕生したバイデン政権は、2022年3月9日に、「デジタル資産の責任ある発展

¹⁹⁰ IRS Publication 526 Charitable Contributions.

¹⁹¹ See, S. J. Schlesinger *et seq.*, *Review of Charitable Planning for Cryptocurrency, ≥ 33 Tax'n Exempt's 35 (2022).

 $^{^{192}}$ See, Eric N. Mann *et al.*, *Charitable deductions:donating cryptocurrency and NFTs for tax purpose, $_{\times}$ 2022WL 2910832 (2022) .

を保障するための大統領令 (Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets)を発出した。このなかに暗号通 貨(クリプト)課税政策を盛り込んだ [Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets | The White House]。トッ プダウンで出されたバイデン政権の暗号通貨(ク リプト) 課税政策は課税強化の色合いが強く、議 会上下両院から超党派の支持が得られなかった。 2023年以降も、同じ内容のクリプト課税政策の 発出が続いた。至近では、2025 財政年予算に 向けて、2024年3月11日に、「グリーンブッ ク (Green Book) ¹⁹³ のなかで、「デジタル課税 (Modernize Rules, Including those for Digital Assets)」政策(217~229 頁)をアナウンスし ている。その概要は、次のとおりである ¹⁹⁴。

【表 64】バイデン政権の 2024 年デジタル課税政策の概要

●デジタル資産へのマイニングエネルギー個別所 費課税の新設

デジタル資産を生成するマイナー (miner) は、大量の電気を費消する。そこで、マイナーが申告したデジタル資産のマイニングに費消した電気量をベースに30%の個別所費税 (excise tax)を課税する。初年度は10%、次年度は20%、その後は30%とする。狙いは、マイニング活動の抑制と環境インパクトへの規制課税である。

②デジタル資産へのウオッシュセール否認原則の 拡大適用

すでにふれたように、内国歳入法典 (IRC) は、納税者が、損失掃出し(ウオッシュセール /wash sale/損出し)行為、すなわち〝含 み損のある株式銘柄を節税対策として損失を確 定する目的だけで売却し即買い戻す行為。をし た場合、その損失の控除は認められない(IRC 1091条)。この損出しにかかる損失控除否認 の適用要件は、納税者が、ある株式の売買の前 後30日間、当日を含むと61日間、に同じ株 式に関する短期売買 (short sale) をしたかど うかである (IRC 1091 条 a 項)。 短期売買を し、「損失掃出し行為 (Wash Sale)」をしてい ると、そこで発生した損失 (loss) は、他の取 引から得た利得 (gain) と相殺することはでき ない。しかし、デジタル資産は、IRC1091条【損 出しにかかる損失控除否認規定】にいう「株式」 (stock)」または「有価証券(securities)」にはあたらない。したがって、現行法上、デジタル資産が関係する損出し売買(wash sale)にはIRC1091条の損失否認規定は適用にならない。デジタル資産にこの否認規定が適用にならないとすると、法の抜け穴(loophole)になる。この抜け穴を封じるため、IRC1091条の損失否認規定をデジタル資産が関係する損出し売買(wash sale)にも拡大して適用する。

| ❸デジタル資産への有価証券ローン原則の拡大適用

内国歳入法典 (IRC) 1058条のもと、納 税者は、次の要件を充たす有価証券貸借取引 (security loan) については、ゲインやロスは 認識されないことになっている。@貸手が貸し 出した有価証券と同一の有価証券が返還される こと。⑥貸手に賃借料等が支払われること。⑥ 貸出期間中、貸手の有価証券の損失リスクや利 益を得る機会が減少しないこと。①その他財務 長官が定める要件を充足すること。この原則を、 デジタル資産ローンにも拡大して適用する。こ のことは、IRC1058条の適用上、デジタル資 産は「有価証券」として取り扱うことになるこ とを意味する。また、RC1058条にいうデジタ ル資産ローンと取り扱われることは、納税者は、 IRC6045条 [ブローカーの申告 (return of Brokers)]が必要となる売買ではなくなる。

❹デジタル資産「交換」情報申告の強化

一定の金融機関で合衆国内に事務所を置き、かつ外国人保有の口座を維持している場合に、当該金融機関にその収支の報告を義務づける。報告内容には、合衆国デジタル交換所を含むブローカー、パートナーシップの外国人所有者に関する情報などを含む。ブローカーは、顧客やその実質的な外国所有者のデジタル資産の売買を含む、総売上その他財務長官が求める情報を報告するように求められる。目的は、デジタル資産を使った租税逋脱の機会を減少につながるように、合衆国がそのパートナー国との間で取引に従事している合衆国納税者に関する相互情報交換を促進することにある。

❺外国デジタル資産口座情報申告の強化

2010年に制定された「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA=Foreign Account Tax Compliance Act)」は、内国歳入法典 (IRC) 6038条のDに編入されて現在にいたっている。FATCAのもと、いかなる個人も、1つ以

¹⁹³ Treasury Department, General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2025 Revenue Proposals (March 11, 2024) [General-Explanations-FY2025.pdf (treasury.gov)].

¹⁹⁴ See, Walter Zinenko, *President Biden's Budget Proposal Would Bring Big Changes for Digital Assets, (April 9, 2024) https://www.eisneramper.com/insights/tax/budget-proposal-digital-assets-0424/

上の特定外国金融資産総額で5,000ドル以上価額の権益を保有する場合、自己の個人所得税申告書に一定の情報を記載し、報告するように求められる。現行法では、特定外国金融資産とは、@外国金融機関に維持されている金融口座、⑤外国金融機関に維持されている金融口座にない一定の特定外国資産である。FATCAを改正し、新たな⑥資産カテゴリーを設ける。この新たなカテゴリーとは、⑥外国デジタル資産交換所または外国デジタル資産サービスプロバイダーにより維持されているデジタル資産口座である。

⑥デジタル資産の時価評価原則の適用

内国歳入法典 (IRC) 475条は、有価証券のディーラーに対して、期末で保有する有価証券を実際の市場価額で計算し、時価で評価し直し、当期の損益を計上するように求める。この原則を時価評価原則 (mark-to-market rule) という。この原則をデジタル資産にも適用する。この原則が適用になると、ディーラーは、保有するデジタル資産を、期末に売却したものとみなし、ゲインまたはロスを認識しないといけなくなる。また。ゲインまたはロスは、原則として通常所得として取り扱われる。

2023 年時点でアメリカではおおよそ 2,730 万人が暗号通貨を保有する。アメリカのクリプト業界 (デジタルコイン業界) が大きく育ってきている証拠でもある。こんな実情を無視して、バイデン大統領がトップダウンで毎年クリプト課税強化策を打ち出してくる。議会民主党の議員のなかには反旗を翻す者も少なくない。クリプト業界からは「議会民主党No!」の烙印を押されかねないからである。

2023 年 7 月に、連邦議会下院に、暗号通貨業界の主張を支持するウェーレン・デビットソンら 5 人に共和党議員主導の「FIT21 法案」、正式名称「21 世紀のための金融イノベーションおよびテクノロジー法(FIT21=Financial Innovation and Technology for the 21st Act)」(H.R. 4763)が提出された。FIT21 は、タイトル I \sim V、計 43 条からなる(詳しくは【コラム 11】《72 頁》参照)。FIT21 法案には露骨な課税強化策は盛り込まれていない。

FIT21 法案は、デジタル資産に関する投資家 と消費者をバランスよく保護することが主な狙い である。このために、政府規制に関する連邦証券 取引委員会(SEC)と連邦商品先元取引委員会 (CFTC) の権限のすみ分けを明確にするルールを 定める。その際に、双方の機関が合同でその任に あたる。これにより、金融イノベーションの妨げ にならないようにすることにある。

連邦議会下院は、2024年5月22日に、FIT21 法案を通過させた ¹⁹⁵。FIT21 法案には、共和党 208人、民主党71人が賛成、反対は136人であっ た。連邦議会政治では討議拘束がない。多くの民 主党会員議が FIT21 に賛成に回った。

この背景には、24年11月の大統領選と連邦議会上下両院の選挙があるからである。連邦議会民主党は、バイデン提案のクリプト課税強化策とは一定の距離を置き始めている。

連邦議会は、以前から、デジタルコイン/デジタル資産の認知に奔走している。例えば、2022年7月26日には、連邦議会上院に、超党派の「仮装通貨課税公正法(S4608: VCTFA=Virtual Currency Tax Fairness Act)が提出されている 196。この法案は、パット・トウーミー上院議員(Pat Toomey /共和党・ペンシルバニア州選出)とキルステン・シネマ上院議員(Kyrsten Sinema /民主党・アリゾナ州選出)の共同提案によるものである [S.4608 - 117th Congress (2021-2022): Virtual Currency Tax Fairness Act | Congress.gov | Library of Congress]。

すでにふれたように、連邦課税庁 (IRS/内 国歳入庁) は、2014FAQ (Notice 2014-21) [9.4.11 Investigative Services | Internal Revenue Service (irs.gov)] で、仮装通貨(ク リプト)を *通貨 (currency)、ではなく、*資 産 (property)。として取り扱う旨アナウンスし ている。このため、現行税法に従うと、1杯のコー ヒーの支払の際に、ビットコインやイーサリアム などのクリプト (暗号通貨/仮装通貨) を使うと なると、その度に課税事象(taxable event)が 生じることになる。厳密にいえば、その都度キャ ピタルゲインやロスの計算が必要になる。これで は、クリプト(暗号通貨)は日常生活には使えない。 この法案 (S4608:VCTFA) では、日常生活でク リプトを文字どおり *通貨、として使えるように しようというものである。年間のゲインが50ド ル以下「もう少し正確にいうと、個人による取引 で、仮装通貨の処分からのゲインが50ドル以下]

¹⁹⁵ fit_for_the_21st_century_act_of_2023.pdf (house.gov).

See, R. J. Hart et~al., *Recent legislative proposals and IRS guidance on the taxation of digital assets, \approx 4 Tax-Advantaged Securities § 1A:16 (2024 update) .

の場合は、総所得(GI)の計算上、キャピタルゲインまたはロスに算入しないとする(適用除外とする)ものである。なお、この基準額(50ドル)は毎年物価スライド調整される。

2022年2月には、連邦議会下院に、前記上院法案 (S4608:VCTFA) と同様の超党派法案 (H.R. 6282) が提出されている。この法案 (H.R. 6282) では、適用除外の基準額を 200 ドルにしている [H.R.6582 - 117th Congress (2021-2022): Virtual Currency Tax Fairness Act of 2022 | Congress.gov | Library of Congress]。

2022年6月7日には、連邦議会上院に、 超党派の「責任ある金融イノベーション法 (RFIA=Responsible Financial Innovation Act) [S.4356] が提出されている。この 法案は、デジタル資産についての包括的な課 税や規制を目的とするものである。その内容 は、①デジタル資産の課税(Taxation of digital assets)、②有価証券と商品の規制 (Securities and commodities regulation)、 3 消費者保護 (Consumer protection)、 **4**ステーブルコインと支 払 (Stablecoins and payments)、および 6 政府機 関間調整(Interagency coordination)からなる [Text - S.4356 - 117th Congress (2021-2022): Lummis-Gillibrand Responsible Financial Innovation Act | Congress.gov | Library of Congress]。RFIA [S.4356] は、成立しなかった。

しかし、すでにふれたように、その後、連邦議会下院に FIT21 法案が提出され、2024 年 7 月に超党派の支持を得て連邦議会下院を通過している。

◆むすびにかえて

アメリカにあっても、スタートアップ企業(小規模成長期待企業)は、資金調達を縁故、ベンチャーキャピタリスト(VC)やエンジェル投資家などの一部富裕投資家(リード・インベスター/lead investors)に依存する時代が久しく続いた。法制や税制も、こうした旧態依然とした資金調達を支援する内容で、陳腐化が目立った。しかし、インターネットの発展は、不特定多数者(crowd)を相手に資金調達プロジェクトキャンペーンを展開する*クラウドファンディング(CF)。という新たなイノベーティブな手法を大きく開花させた。

アメリカでは、デジタル化が急激に進み、オンラインのクラウドファンディング(CF)があらゆる分野で利活用されている。クラウドファンディ

ング (CF) は、大きく①起案者が自身の Web ページに寄附募集プロジェクトキャンペーンをアップロードしクラウドに閲覧させ、「今すぐ寄附を (Donate Now)」ボタンをクリックさせる方式、②インスタグラム (Instagram) やエックス (X) [旧 Twitter]、メタ (Meta) [旧 Facebook] などの SNS を使う方式 (social media fundraising method)、③民間プラットフォーマーが立ち上げたデジタルプラットフォーム、ポータルサイト (仲介ハブ)を介して募金するやり方に分けられる。①・②・③をリンクさせた形でのクラウドファンディング (CF) も少なくない。

税務について見てみると、適用になる基本的な 課税ルールはリアル/オフラインとオンラインの クラウドファンディング(CF)とは大きく変わ らない。最大の問題は、「起案者」と「支援者」 との間に「プラットフォーマー」が介在すること である。つまり、仲介者(intermediary)ない し導管(conduit)が介在すると、課税関係が変 わるのかどうかである。

アメリカでは、各種クラウドファンディングプロジェクトは、各種政府規制や税制を的確に分析したうえで、キャンペーンを展開しないといけない。連邦に加え、諸州の規制や税制にも注視しないといけない。加えて、クラウドファンディングプロジェクトを、大きく「投資型」と「非投資型」とに分けて点検することも大事である。とりわけ、投資型では、連邦の課税庁(IRS/内国歳入庁)よりも、証券取引委員会(SEC)や商品先物取引委員会(CFTC)、連邦取引委員会(FTC)などによる政府規制に比重を置いて点検する必要がある。

事業資金調達手法として、クラウドファンディング(CF)は、スタートアップ企業/起業者には、確かに効率的なツールである。しかし、CFでは、デジタルプラットフォームが介在することで、仲介手数料がかさむ。プラットフォームによる詐欺や不正など〝プラットフォームリスク〟を心配しないといけない。

近年、事業資金調達手法は、これまでの仲介者が介在する Web2.0 から、仲介者のいないWeb3.0 へ進化している。これに伴い、事業資金の新たなファンディングの手法として注目を浴びているのは、Web3.0、ブロックチェーン(分散型台帳)技術(DLT=distributed ledger technology)を活用したクラウドファンディングである。

ブロックチェーン (分散型台帳) 技術に長けた

スタートアップ企業/起業者の場合、事業資金調達に AI とアルゴリズム、スマートコントラクトがミックスされたブロックチェーン技術が使えれば、仲介者が要らなくなる。 *プラットフォームリスク、も回避でき、好都合である。にわかにブロックチェーンクラウドファンディング/ICOが注目され出した理由である。

ただ、「デジタル資産(digital assets)」、すなわち暗号通貨(クリプト/仮装通貨/暗号資産/デジタルコイン)取引を含む代替性トークン(FT)や非代替性デジタルトークン(NFT)については、その規制をめぐり、SEC と CFTC が陣取り合戦を繰り返している。スタートアップ企業/起業者のなかには、事業資金調達において、野性的・自由放任の ICO /新規暗号資産募集よりも、SECの軍門に下った STO /有価証券トークン募集の手法利用の方が、安心・安全、リスクが少ないと考える者も少なくない。

アメリカは、「民間活力 (private action)」 ファーストの国である。連邦議会も、先端技術の 進化、ブロックチェーン(分散型台帳)技術、ク リプト (crypt)、Web3.0 のようなイノベーショ ンにストップをかけるのではなく、それを活かす 形で政府規制を加えるのに長けている。執行(行 政) 部門が規制権限行使で争う、あるいは司法が 硬直すれば、立法府 (議会) が解決策を示すこと をいとわない。イノベーションにストップをかけ る政府機関による規制を撤廃すべく政治主導で新 法制定に動く。クラウドは行政追従の政治を好ま ない。「デジタル資産」をめぐる SEC と CFTC との間での規制権限のすみ分け・調整をはかるた めの「FIT21 法案」が、超党派での賛成を得て、 2024年7月末に連邦議会下院を通過したのは典 型例である。

政府機関によるデジタル資産に対する規制権限争いを後目に、アメリカ政治は、新たな大口献金先として *クラプト/暗号通貨長者 (crypto and blockchain billionaires)。にターゲットを定めている。クラプト/デジタルコインを含むデジタル資産による政治献金の受け付けを始め、クラプト/デジタルコイン業界との接触を強めている。ある意味では、政治資金・献金もイノベーションを積極的に採り入れて *進化(退化?)。を遂げているようにも見える。

2022 年 11 月、世界最大の暗号通貨交換事業 者の FTX トレーディングが経営破綻してから、 SEC は、バイナンス社など暗号通貨事業者を、連 邦証券法違反を理由に提訴するなどして、デジタルコインを含む NFT 取引を〝デジタル証券〟とみなして規制を強めてきた。しかし、そもそも破綻した FTX のサム・バンクマン・フリード(Samuel Benjamin Bankman-Fried) 創業者は民主党への大口献金者でもあった。

SEC のトップは大統領による政治任用のポスト である。政治の流れによっては、SEC や CFTC な どのトップの据替によるブロックチェーン(分散型 台帳)技術を大胆に活用した企業資金のファンディ ング法制の整備、拡大に大きく舵を切るのでないか。 2024年7月22日、アメリカの証券取引委員 会 (SEC) は、大手暗号通貨 (仮装通貨)、イー サリアム/イーサ (Ether) の現物で運用する各 証券取引所での上場投資信託 (ETF) を承認した。 同年1月のビットコイン ETF11 銘柄の上場承認 に続く2例目となる。これまで、SECは、暗号 通貨(仮装資産)の現物の上場に慎重姿勢であっ た。SEC 当局の方針転換の背景には、共和党が、 大統領選挙に向けて同年7月15日に採択した政 策要綱で、「民主党による法外な暗号資産に対す る政府規制を終わらせる」旨をアナウンスしたこ とがある。アメリカの投資家は証券会社の口座を 通じてイーサリアム/イーサに間接的に投資でき るようになった。

いずれにしろ、トランプ次期大統領が、クリプト(暗号通貨)での政治献金を受け付けはじめたのも、単なる偶然ではないであろう。

連邦最高裁の「スーパーPAC」創設判決が、アメリカの金権政治、金権選挙をエスカレートさせているのは紛れもない事実である。加えて、金権政治、金権選挙をクラウドファンディングが強力に後押ししているのも否定できない事実である。

近年超保守化する連邦最高裁多数派の姿勢には、分配的正義(distributive justice)を重視する法曹や研究者までもが強い拒否反応を示している。引退を決めたバイデン大統領(当時)が、2024年7月末、時代の常識からかけ離れた判決を繰り返す最高裁判事の終身任用を止め、任期制導入の政治的アナウンスメントをし、レガシーを残そうとした意図もわかる。

島国国家の日本は、地域言語(日本語)の非関税障壁を武器に、*デジタル鎖国。も可能である。デジタルコインを含むデジタル資産政策では、役所主導で明らかにダイナミクスさを欠く。*様子見し、後追いで良い。という読みなのであろう。しかし、外からは、*デジタル鎖国。しているよ

うにも映る。自国通貨は転げ落ちるように下落し、 デジタル赤字が膨らむ。わが国でもさまざまなタ イプのクラウドファンディング(CF)が次々と 興隆してくる。「どんとこい、クラウドファンディ ング(CF)!」の度量が求められている。

その裏では、「ふるさと納税」のような、*寄附の本質をゆがめる。ような、民間のデジタルプラットフォームを介した *血税分かち合い。の仕組みがはびこる。*血税の分かち合いに、インセンティブを与え、民意を反映させよう。とする趣旨は理解できないこともない。しかし、返礼品(当初、+ポイント)で血税の分かち合いの囲い込み競争をする仕組みはグローバルに有用しないのではないか。まさに島国政治の貧困である。

政治は、クラウドによる血税の分かち合いではなく、クラウドファンディングプログラムに応じて金銭等を提供する支援者に対する法制や税制整備にもっと傾注すべきではないか。この場合、パッチワークではなく、クラウドファンディング(CF)全般に関する法制や税制の整備を視野に入れないといけない。わが国政府は、デジタルトランスフォーメーション(DX)やデジタル改革を声高に叫ぶものの、クラウドファンディング(CF)全般に関する法制や税制のグラウンドデザインはまったく見えてこない。

いずれにしろ、アメリカでは、「事業」資金調達、 さらには政治献金/選挙資金や非営利公益活動/ 宗教活動をはじめとしたさまざまな分野での「寄 附/浄財」集めにクラウドファンディング (CF) が幅広く活用されている。にもかかわらず、クラ ウドファンディングプロジェクトに関する税制の みならず、証券諸法、反トラスト法、消費者保護法、 プライバシー法、政治運動(実質的な「政治資金 公開」)法などの整備は、連邦のみならず、諸州 においても遅れ気味である。クラウドファンディ ングプロジェクトの起案者のみならず支援者/投 資家を、消費者ないし投資家保護の視角から的確 な規制を急ぐ必要がある。また、*プラットフォー ムリスク、を失くすために、Web3.0 イノベーショ ン、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を活用 した NFT (非代替的トークン) のようなイノベー ティブな流れを受け入れたうえで、民民規制(自 主規制) や情報開示を核とした透明化策強化も重 い課題である。政府規制には、民事(行政)罰、 さらには刑事罰が伴う。このことから、過剰な規 制によりイノベーションを潰す、あるいは犯罪視 することがないように、バランスのとれた立法が 求められる。

アメリカ発のイノベーション、先端技術を応用した新システムはいずれも、地球環境にやさしくない。なぜならば、各種クラウドファンディングのデジタルシステムやチャット GPT をはじめした各種AI(人工知能)の常時稼働、ビットコインやイーサリアムをはじめとした各種アルトコインが構築する巨大なクリプト・マイニングファームの常時稼働、企業の帳簿書類データのクラウド(cloud)保存、いずれも莫大な電力消費を伴うからである。

ESG 経営を目指すアメリカ企業のなかには、データセキュリティの確保と膨大な電力消費にストップをかけ、地球環境保護ファーストに舵を切る動きも見られる。電力のバク食いをにストップをかけるために、社歴や帳簿書類データを含む企業経営データや開発研究データなどのクラウド(cloud)保存は必要最小限に抑える、できるだけオフラインにし、精度の高い磁気テープ保存に切り替えているのである。

すでにふれたように、バイデン政権は、2022年に、大領領令で「デジタル資産へのマイニングエネルギー個別所費課税の新設」を打ち出した(前記【表 64】 ●《144 頁》参照)。それは、次のような理由からである。

「デジタル資産を生成するマイナー (miner) は、大量の電気を費消する。そこで、マイナーが申告したデジタル資産のマイニングに費消した電気量をベースに30%の個別消費税 (excise tax) を課税する。初年度は10%、次年度は20%、その後は30%とする。狙いは、マイニング活動の抑制と環境インパクトへの規制課税をする。」

次々と登場する先端技術を応用したデジタルシステムは電力をバク食いする。アメリカは、この膨大化する電力消費量、偶発的な大停電に対応するのに苦慮している。火力発電所の廃止は延期され、原発の新設計画も目白押しである。増える電力需要に、地球温暖化対策、環境対策は後手にまわる。異常気象、相次ぐ山火事、風水害などの多発で人類の生存が危ぶまれる。環境保全の視点から、大量の電力を消費するデジタルシステムへの個別消費課税/懲罰税は「正論」で、先にふれた〝連邦最高裁判事への定年制導入案〟とともに「バイデンのレガシー」になるのではないか。この老練な政治家には、票欲しさにクリプト(デジタルコイン)業界にすり寄る大勢の連邦議会民主党議員とは一味違う、未来への洞察力を感じる。

(いしむら こうじ)

編集後記

『国民税制研究』第 10 号を無事発刊できた。今号では、石村耕治 JTI 代表に、最新のイノベーティブなテーマである「アメリカのクラウドファンディングの法制と税制」についてパノラマ図を執筆いただいた。いつもながらのオリジナルティにあふれた力作である。心から謝意を表する。

アメリカでは、デジタル化が急激に進み、事業資金や小口金融から、人助けの寄附、選挙資金まで、「何でもクラウドファンディング、が常識のようだ。金権選挙にまでクラウドファンディングが一役買っている実情には驚かされる。わが国ではほとんど議論のないブロックチェーン(分散型台帳)技術、クリプト(crypt / 暗号資産)を使ったファンディングも常識化しつつあるようだ。急激なクラウドファンディング化で、副作用(詐欺や不正)も広がっているようだ。政治主導で、イノベーションにストップがかけることなく、的確な政府規制のあり方を探っているのが印象的だ。

わが国政府は、デジタルトランスメーション(DX)を声高に叫ぶ。だが、クラウドファンディング全般に関する法制や税制のグランドデザインはまったくできていない。「ふるさと納税」のような、*寄附の本質をゆがめる。ような、民間のデジタルプラットフォームを介した *血税分かち合い。の仕組みだけがこの国の特産品だ。世界のデジタル化の流れから取り残されつつある。にもかかわらず、デジタル化策は相変わらずの役人任せ。政治は無策だ。デジタル赤字だけが膨らむ。

(JTI編集局長 中村克己)

【入会のご案内】

JTI OHP http://jti-web.net/

郵便振込口座番号:00280-7-135937

国民税制研究所(コクミンゼイセイケンキュウショ)

《他行からの振込の場合:(店番)029 当座、口座番号0135937》

国民税制研究所

(JTI = Japan Tax Institute)

〒 220-0004 横浜市西区北幸 2 - 9 - 1 0 横浜HSビル4F (税)シンワ綜合税務 横浜事務所内 【Tel 045-311-5162】【E メール info ■jti-web.net】※メール送信時には「■」を「@」に変えて送信ください

代表:石村耕治 事務局長:辻村祥造

発行日:2024年12月

編集/発行人:中村克己

Contact: JTI=Japan Tax Institute

C/o Shinwa Tax Accounting Firm., 4F Yokohama HS Bldg. 2-9-10

Kita-saiwai, Nishi-ku, Yokohama-city, Kanagawa, 220-0004 JAPAN

[Tel 045-311-5162] [Mail add: infomiti-web.net] *When mailing, please change 「■」to 「@」.

。国民税制研究 第10号≪ISSN 2188-6970≫

[®]JAPAN TAX JOURNAL No.10

(Kokumin zeisei kenkyu)

December 2024

《ISSN 2188-6970》

≪ Contents ≫

Special Issue: Legal and Tax Aspects of U.S. Crowdfunding

[Preface]

Shozo Tsujimura

[Article] Legal and Tax Aspects of U.S. Crowdfunding:
Including Blockchain Origin Crowdfunding Analysis

Koji Ishimura

Prorogue

Part 1 The basics of U.S. crowdfunding

I Analyzing crowdfunding models

II Debt-based crowdfunding

III Equity-based crowdfunding

IV Blockchain origin crowdfunding

V Pre-purchase/reward-based crowdfunding

VI Nonprofit/charity-based crowdfunding

VII Political contribution crowdfunding

Part 2 Tax aspects of U.S. crowdfunding

I Tax aspects of crowdfunding

II Tax compliance aspects of crowdfunding Conclusion

[Editor's Note]

Katsumi Nakamura

JAPAN TAX INSTITUTE, *JTI* (Komumin-zeisei-kenkyuusho)

Yokohama, Japan http://jti-web.net